

小合志原遺跡

小合志原熊本総合運動場
遺跡調査報告

1981

日本電信電話公社九州電気通信局
小合志原遺跡調査団

序 文

この報告書は、日本電信電話公社、九州電気通信局、熊本総合運動場の建設工事に伴い、当敷地内において昭和55年度に実施した埋蔵文化包蔵地の発掘調査の記録であります。

当地は合志川流域の地理的条件に恵まれ、敷地周辺の平野や丘陵には縄文時代から古墳時代にかけての遺跡が数多く分布しており、古代文化圏の一大拠点を形成していたと云われております。

今回の発掘調査を行なった地域は古代の住居跡で名高い小合志原遺跡の中に包含されており、運動場建設計画にあたっては予め熊本県教育庁にお願いして現地踏査及び試掘調査を行い工事着工に関する条件指示に従い実施いたしました。

九州通信局建築部としてもこのめぐまれた自然環境を生かした緑の中の運動場施設（硬式野球場、テニス・コート、多目的グラウンド、弓道場、プール、クラブハウス等）の実現に留意し、自然の樹木を出来るだけ残し周辺環境を壊さないよう努めており、同時に当敷地内に予想される遺跡等貴重な文化財の発掘調査には、できるだけ努力を傾注して後世まで記録を残すことも国民として当然の義務と心得て細心の注意をはらって参りました。

幸い昭和55年11月より熊本県教育庁文化課を通じ、田添夏喜氏のご出馬を願い熊本総合運動場敷地内遺跡発掘調査団を結成し関係方面の御協力のもとに発掘調査を行いました。今度その貴重な調査研究の成果が本書にまとめられ発刊の運びとなり又この様な学術的な文献を残すことが出来ますことを衷心よりお喜びし感謝いたしている次第であります。

一連の出土品及び調査資料につきましては、小合志原遺跡の歴史的意義の解明に役立つばかりでなく広く郷土の考古学的研究に寄与する貴重な資料であり、いずれ適当な建物に陳列して永く保存しその道に関心をもつ方々のご参考に供したいと考えております。

終りに厳寒の際、寒風、降雪になやまされながら田添団長はじめ熊本県教育庁、西合志町教育委員会ならびに共立建設㈱の諸氏のご協力を戴きましたことに対して、敬意を表すとともに、本書の発刊にあたって心からお祝いの言葉といたしたいと存じます。

昭和56年10月 日

九州電気通信局 建築部長

柴 田 尚 毅

本文目次

序文		
第1章	遺跡調査に至る経緯	1
第2章	序説	3
	1. 試掘調査	3
	2. 調査委託契約書のとりかわし	10
	3. 調査団規約・調査団組織	12
	4. 調査日誌	16
第3章	遺跡の立地	32
	遺跡の歴史的環境	32
第4章	調査の過程	38
	(1) 発掘計画	38
	(2) 発掘過程	39
	① 第1層の状況	39
	② 第2層の排土作業	40
	③ 第3層以下排土状況	41
	④ 竪穴住居遺構の検出	42
	⑤ 楕円周溝遺構の検出	43
	⑥ 円形周溝遺と道路状遺構の検出	43
	⑦ その他の小遺構の検出	44
	⑧ 地盤層上の遺構検出	44
第5章	検出された遺構	45
	1. 住居跡	45
	① 古墳時代の住居跡	45
	② 弥生晩期の竪穴住居跡	46
	③ 楕円周溝遺構	47
	④ 円形周溝遺構	59
	⑤ 縄文時代の住居遺構	60

2.	その他の遺構	61
①	道路状遺構	61
②	長持型土壇	62
③	隅丸長三角型土壇	63
④	小判型土壇	63
⑤	溝状遺構	64
第6章	検出された遺物について	66
1.	縄文土器	66
①	第1類 夜白式土器	66
②	第2類 御領式土器	68
③	第3類 研磨仕上土器	69
④	第4類 たたき目文土器	70
⑤	第5類 布なで土器	70
⑥	第6類 輪積あとのある土器	71
⑦	第7類 隆起文のある土器	72
⑧	第8類 貝殻条痕文のある土器	74
⑨	第9類 押型文のある土器	74
⑩	第10類 杓あらしの痕跡のある土器	75
2.	弥生土器	77
①	竪穴住居跡出土の弥生土器	77
②	円形周溝遺構・道路遺構出土の弥生土器	79
③	楕円周溝遺構出土の弥生土器	80
④	地表土下採集の土器	80
⑤	各グリッド内出土の弥生土器	80
3.	石器について	81
①	石鏃	81
②	打製石器	82
③	石匙	83
	あとがき	86

挿 図 目 次

第1図	熊本県総合運動場計画案図	1の前
第2図	遺跡位置図	2
第3図	試掘トレンチ配置図	6
第4図	第2トレンチ南側断面実測図	7
第5図	第3トレンチ西側断面実測図	8
第6図	第5トレンチ北側断面実測図	9
第7図	その1 遺跡周辺地形図	30
	その2 周辺遺跡分布図	31
第8図	竪穴住居跡内上層部実測図	49
第9図	竪穴住居跡内第3層遺物出土状態実測図	50
第10図	竪穴住居跡内第4層遺物出土状態実測図	51
第11図	遺物を徹収したあとの竪穴住居跡実測図	52
第12図	竪穴住居跡外遺物廃棄状態実測図	53
第13図	楕円周溝遺構実測図	54
第14図	円形周溝遺構実測図	55
第15図	小土壌3種実測図	56
第16図	遺跡内第4層下各種遺構配置実測図	57
第17図	竪穴住居跡上層出土の土器片写真その1	92
第18図	同 同 拓本その1	93
第19図	同 同 写真その2	94
第20図	同 同 拓本その2	95
第21図	同 下層出土の平丸底壺断片写真その1	96
第22図	同 同 拓本その1	97
第23図	同 下層出土の壺断片写真その2	98
第24図	同 同 拓本その2	99
第25図	同 下層出土の土器片写真その3	100
第26図	同 同 拓本その3	101

第27図	竪穴住居跡下層出土の土器片写真その4	102
第28図	同 同 拓本その4	103
第29図	同 同 写真その5	104
第30図	同 同 拓本その5	105
第31図	同 同 写真その6	106
第32図	同 同 拓本その6	107
第33図	同 同 写真その7	108
第34図	同 同 拓本その7	109
第35図	同 同 写真その8	110
第36図	同 同 拓本その8	111
第37図	同 下層出土の口縁片写真その9	112
第38図	同 同 拓本その9	113
第39図	同 床上下層出土口縁・底部実測図	114
第40図	同 下層出土の土器3種実測図	115
第41図	同 床上下層出土土器片口縁部実測図	116
第42図	同 出土各種口縁片実測図	117
第43図	同 楕円周溝内出土の土器片 写真その1	118
第44図	同 同 拓本その1	119
第45図	同 縁上出土の土器片写真その2	120
第46図	同 同 拓本その2	121
第47図	同 円形周溝中出土の土器片 写真その1	122
第48図	同 同 拓本その1	123
第49図	同 同 写真その2	124
第50図	同 同 拓本その2	125
第51図	同 同 写真その3	126
第52図	同 同 拓本その3	127
第53図	同 同 写真その4	128
第54図	同 同 拓本その4	129
第55図	同 同 写真その5	130

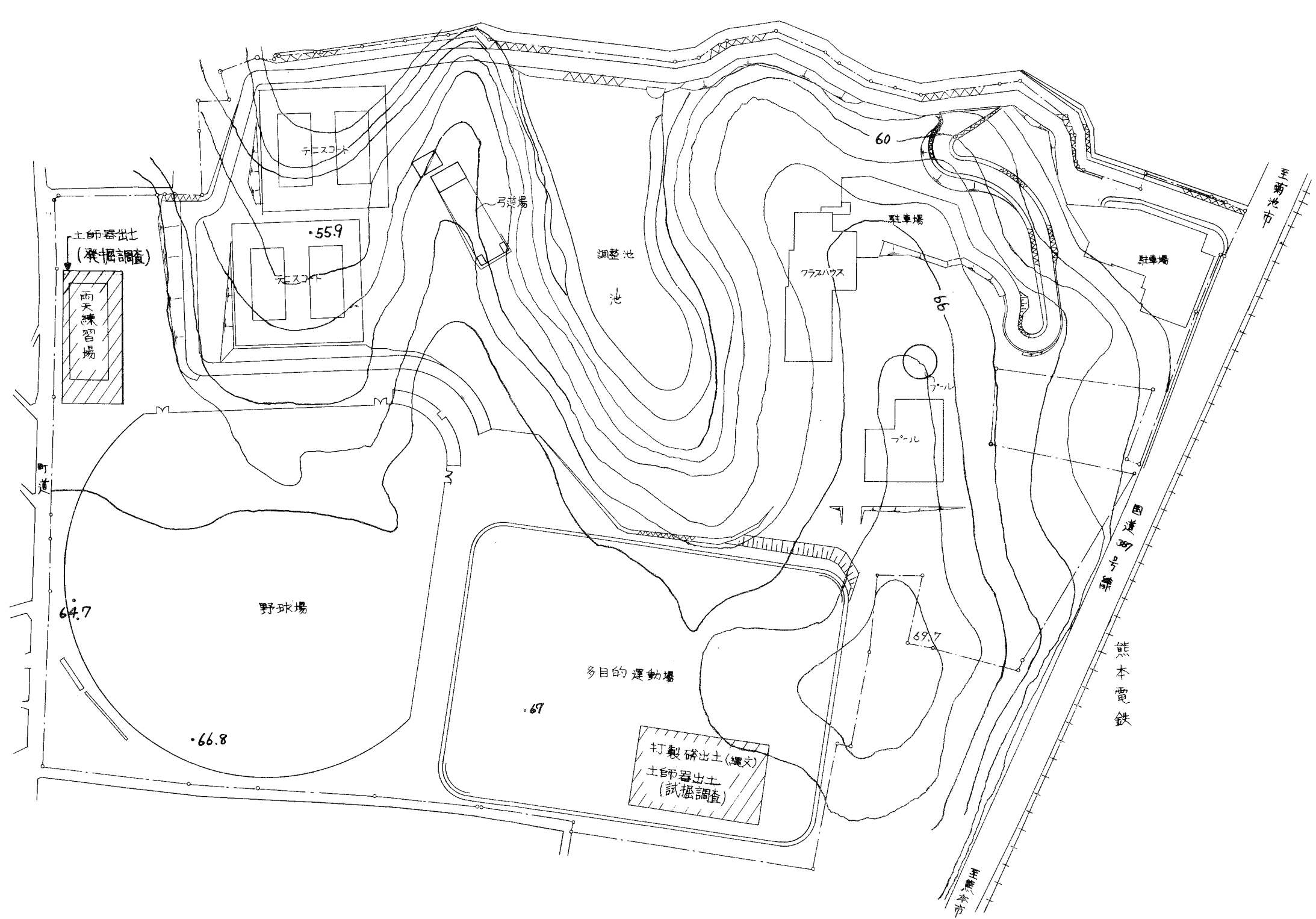
第56図	円形周溝中出土の土器片	拓本その5	131	
第57図	円形周溝内出土の縄文土器片	写真その6	132	
第58図	同	同	拓本その6	133
第59図	地表下採集の土器片	写真その1	134	
第60図	同	拓本その1	135	
第61図	同	写真その2	136	
第62図	同	拓本その2	137	
第63図	グリッド別土器分布表		138	
第64図	第28グリッド内第2層土器片配置実測図		139	
第65図	その1	石器実測図 1/1	140	
	その2	ク	141	

図版目次

図版 1	(1) 発掘前の遺跡全景	144
	(2) グリッド分割による排土作業状況	144
図版 2	(1) 竪穴住居遺構内の排土と遺物検出作業	145
	(2) 同上 検出された遺構	145
図版 3	上 古墳時代と弥生時代の住居床面の段差	146
	下 古墳時代住居跡床上の遺物の出土状態	146
図版 4	(1) 清掃を終えた弥生終末期の住居跡全容	147
	(2) 同上 遺物の出土状態	147
図版 5	(1) 遺物徹収後の竪穴住居跡	148
	(2) 清掃後の竪穴住居跡全容	148
図版 6	上 清掃後の竪穴住居跡南方より望む	149
	下 同上 遺物の出土状態	149
図版 7	(1) 竪穴住居跡出土の遺物部分拡大	150
	(2) 同上 脚台付壺の出土状態	150
図版 8	(1) 竪穴住居跡出土の壺部分拡大	151
	(2) 同上 位置及び他の遺構との関係	151
図版 9	(1) 検出された楕円周溝遺構の全容	152
	(2) 同上 拡大	152
図版 10	(1) 東方から縦に見た楕円周溝遺構	153
	(2) 楕円周溝外ピット群の配置状態	153
図版 11	(1) 楕円周溝遺構と竪穴住居遺構との関係	154
	(2) 楕円周溝遺構と各遺構との位置的关系	154
図版 12	(1) 検出された円形周溝遺構の全容	155
	(2) 同上 道路状遺構との交叉状態	155
図版 13	(1) 東北方から見た円形周溝遺構	156
	(2) 遺物を徹収したあとの円形周溝遺構	156
図版 14	円形周溝遺構と南側に交叉する道路状遺構	157

図版 15	上	円形周溝内・床上の遺物の出土状態	158
	下	遺跡内、円形周溝遺構との位置的關係	158
図版 16	上	各遺構の配列状態	159
	下	検出された道路状遺構	159
図版 17	上	東方から縦に見た道路状遺構の全容	160
	下	円形周溝にかかる道路状遺構の細部	160
図版 18	(1)	遺跡内道路状遺構・円形周溝遺構の位置を示す	161
	(2)	道路状遺構内の遺物検出作業	161
図版 19	上	検出された溝状遺構	162
	下	同上 遺跡内の位置を示す	162
図版 20		清掃された遺跡全景、南から望む	163
図版 21		遺跡内ピット状遺構の分布状態	164
図版 22		遺跡南端部に検出されたピット状遺跡の配列状態	165
図版 23		完掘された遺跡全景	166
図版 24	(1)	検出された小判型小土壙	167
	(2)	同上 内部	167
図版 25	(1)	検出された隅丸長三角形小土壙	168
	(2)	同上 東方から望む	168
図版 26	上	検出された隅丸長持型小土壙の遺構	169
	下	同上 北方から見る	169
図版 27	(1)	遺跡内各小遺構の位置的關係を示す	170
	(2)	同上 小型の各遺構と大型各遺構との關係を示す	170
図版 28	(1)	円形周溝内弥生土器片の出土状態	171
	(2)	楕円周溝内出土の縄文土器片	171
図版 29	(1)	遺跡内に検出された各種遺構の配列状態	172
	(2)	清掃された遺跡全景	172
図版 30	(1)	道路状遺構内夜臼式土器片出土状態の一例	173
	(2)	検出された石器各種	173
図版 31	(1)	第35グリッド出土の石匙	174

	(2)	小判型小土壙出土の石鏃	174
	(3)	第12グリッド下層出土の磨製石鏃	174
	(4)	道路状遺構内出土の石鏃	174
図版 32	(1)	竪穴住居跡出土の尖丸底壺 (復元)	175
	(2)	同 脚台付壺 (復元)	175
	(3)	同 平丸底壺 (復元)	175
	(4)	糲痕らしいものをのこす縄文土器片	175
	(5)	鉄和釘	175
図版 33		縄文土器 その1	176
図版 34	同	その2	177
図版 35	同	その3	178
図版 36	同	その4 縄文土器 その5	179
図版 37	同	その6	180
図版 38	同	その7 同 その8	181



第1図 熊本総合運動場計画案図

第 1 章

1. 遺跡調査に至る経緯

熊本総合運動場建設は、熊本県菊池郡西合志町合生字辻原 386 の 1 外用地に計画され、当該地は小合志原遺跡の包蔵地帯であり、用地買収時に熊本県教育庁文化課、西合志教育委員会の御指導により、調査員安達武敏氏、文化課学芸員江本直氏、島津義昭氏、西合志教育委員会社会教育課長松岡隆氏の立会により、文化財の試掘がなされ、古墳時代から歴史時代にかけての住居様遺構、ならびに溝状遺構、土壙、ピット等が確認された。

運動場の総合計画については、文化財包蔵地はさけるべく検討されたが、計画上やむなく雨天練習場を建設することとなった。

本発掘調査の準備にあたり熊本県教育庁文化課隈文化財調査係長、技師横尾泰宏氏の御指導のもと日本考古学協会員田添夏喜氏を御紹介戴き、西合志教育委員会および共立建設株式会社九州支店の御協力により熊本総合運動場敷地内遺跡発掘調査団を結成いたし、昭和55年11月15日より、昭和56年1月14日まで発掘調査を実施した。

調査団下記のとおり、

調査団長	日本考古学協会員	田 添 夏 喜
調 査 員	日本考古学協会員	田 添 夏 喜
行政指導	西合志町教育委員会社会教育課長	松 岡 隆
	日本電信電話公社九州電気通信局建築部建築課長	渡 辺 佐 一
	日本電信電話公社九州電気通信局建築部総監督	本 田 隆 光
	共立建設株式会社九州支店工事管理部長	大 森 博
	共立建設株式会社九州支店総務課長	浜 村 綾 子

発掘調査の結果、弥生後期と縄文後期の集落跡で住居跡、楕円周溝遺構、円形周溝遺構、道跡状遺構その他の遺構が発掘され、土器は縄文土器、弥生土器の細片が多く石器は土器に対し極めて少数であったが、石鏃・打製石器・石匙等の出土をみた。

発掘調査は厳寒のおり降霜になやまされながら無事終了いたしましたことは、団長田添夏喜氏はじめ調査に従事された方々の御苦勞によるものと深く感謝いたしますとともに、御協力下さいました皆様方へ厚くお礼申し上げる次第であります。

九州電気通信局 技術係長 官 本 光 幸

× 調査現地

第 2 図 遺跡位置図

第 2 章 序説

1. 試掘調査

日本電信電話公社九州電気通信局熊本総合運動場内文化財調査に関する文書が、昭和51年9月20日付をもって、熊本県教育庁林田正恒氏より、九州電気通信局建築部長川那部昭氏宛に次の通りに達せられている。

「文化財調査について(回答)、昭和51年9月13日付、九建管第733号で依頼のあったこのことについて現地踏査を実施したので、その結果と所見を別紙のとおり回答します。なおこのことについては別途西合志町教育長あて通知しましたのでご了知下さい。

記 菊池郡西合志町大字合生3883番地ほか、九州電気通信局熊本総合運動場建設予定地」、「菊池郡西合志町合生、埋蔵文化財包蔵地現地踏査報 1. 踏査期日 昭和51年9月14日 2. 調査者 熊本県教育庁文化課技師 杉村彰一、同課学芸員 島津義昭、同課技師 村上豊喜 3. 立会者 西合志町教育委員会社会教育課長 松岡 隆、同課主事補 村上陽一 4. 所見 (図参照)現地踏査した場所は、小合志原遺跡(西合志町合生字小合志)で既知の所見では土師式土器(古墳時代)の包蔵地として明らかになっていた。現地踏査の結果~~図~~で示した範囲から、土師式土器片、縄文時代後期の打製石斧の採集があった。したがって~~図~~については工事に先だって試掘調査の必要がある。試掘調査の結果、遺物、遺構が検出された場合は全面発掘調査が必要である。昭和51年9月16日 技師 杉村彰一、学芸員 島津義昭、技師 村上豊喜」

この文面によると、九州電気通信局熊本総合運動場建設予定地内の文化財調査に関する工事者側の依頼を受けた熊本県教育庁文化課では係員3氏を派遣して現地踏査を行った結果、当該地の2か所から石器、土器片等の遺物を採集したので文化財包蔵地に間違いはないと思われるから、その発見地は工事前に試掘調査を実施されたい。なおその結果遺物、遺構を検出した場合は全面発掘を必要とするというおもむきである。

このことに基づいて、昭和51年10月28日から同年11月2日まで6日間に亘って、熊本県教育庁文化課学芸員 江本 直、同島津義昭、菊池郡西合志町教育委員会社会教育課長 松岡 隆氏の立会いのもとに、鹿本郡植木町岩野3094番地在住の安達

武敏氏による試掘調査が実施され、その結果が熊本県教育庁文化課へ次の通りに報告されている。

「第1地点については、十字形にトレンチをいれた(図面1、2参照)ところ住居様遺構、溝状遺構、土壙、ピットなどが発見された。(1)住居様遺構、第2トレンチで3基みつがっている。(実測図参照)近くから土師器の破片が出ているから古墳時代から歴史時代にかけてのものと推定される。(2)溝状遺構、第3トレンチから見つがっている。(実測図参照)近くから土師器片が1点みつがっているが時代は不明である。またトレンチの反対側の壁のほうは落ちこみが浅くなっている。(3)土壙 第3トレンチから見つがっている。(実測図参照)時代は不明である。(4)ピット 第1、第2、第3の各トレンチから見つがっている。時代は出土している土器片から古墳時代から歴史時代のものが多いと思われる。」この結果が次の通りの所見を添えて熊本県教育長 林田正恒氏から、九州電気通信局建築部長 川那部 昭氏に回答されている。「埋蔵文化財試掘結果について(回答)このことについて調査担当者 安達武敏氏より別添のとおり報告があったので、その所見について別紙のとおり回答します。」

なおこのことについては別途西合志町教育長あて通知しましたので、ご了承下さい。「(所見)安達武敏氏の報告により、第一地点(辻原3860の1)については、古墳時代から歴史時代にかけての住居様遺構ならびに、土壙、ピットなどが確認された。したがって、第一地点の約1800㎡については建造物等を構築する場合は事業着工前に全面発掘調査を必要とする。また、建造物を構築しない場合でも、地表下約30cm以上の削平を行う時は全面発掘調査を必要とする。なお、第一地点以外のところでも、工事に伴い埋蔵文化財が発見された場合は、文化財保護法第57条の5の規定に基き所定の手続きをとる必要があるので了知されたい。」

試掘担当者の試掘調査の結果によると、工事予定地の中央に、南北に通ずる長29m、幅1mの溝を直線に掘開してこれを第1号トレンチとし、これと同じ方向に同じ幅で、長さ24m、深さ1.20m～1.86mを掘開してこれを第3号トレンチとし、さらにその中央の切れ間に東西に長さ24m、深さ1.30mを掘開してこれを第2トレンチとし、それより東寄りのところから南へ長さ7m、深さ1.86mを掘開してこれを第4号トレンチとした。その結果、第1号でピット状遺構7か所、第3号で同じもの1か所と土壙

状遺構1か所、第2号でピット状遺構5か所と、少数の土器等がそれぞれ検出されているところから、古墳時代から歴史時代にかけての住居跡を中心とした遺跡であるとする見解が下された。そこで、本格的な全面発掘調査の必要があるということで、昭和53年6月26日付、熊本県教育長 林田正恒名で、日本電信電話公社九州電気通信局建築部長 田崎善光氏宛に次のような回答があった。

「埋蔵文化財発掘調査について(回答)このことについて下記のとおり回答します。

なお、発掘調査にあたっては、西合志町教育委員会及び、熊本県教育委員会と十分連絡をとられて実施されますようお願いいたします。

記 1. 調査指導について、熊本大学教授 白木原和美氏の指導、助言のもとに専門技術者による発掘調査を実施されたい。

なお、適宜、熊本県教育委員会及び地元西合志町教育委員会の指導、立会を申請されたい。2. 発掘調査費について、別紙積算基礎を参考にされたい。3. その他発掘調査等に関する諸資料について提供されたい。(別紙内容略)」

日本電信電話公社九州電気通信局建築部長を主体者とする。菊池郡西合志町合生字辻原386の1番地、熊本総合運動場敷地にかかる埋蔵文化財の発掘調査を実施する運びとなったものである。

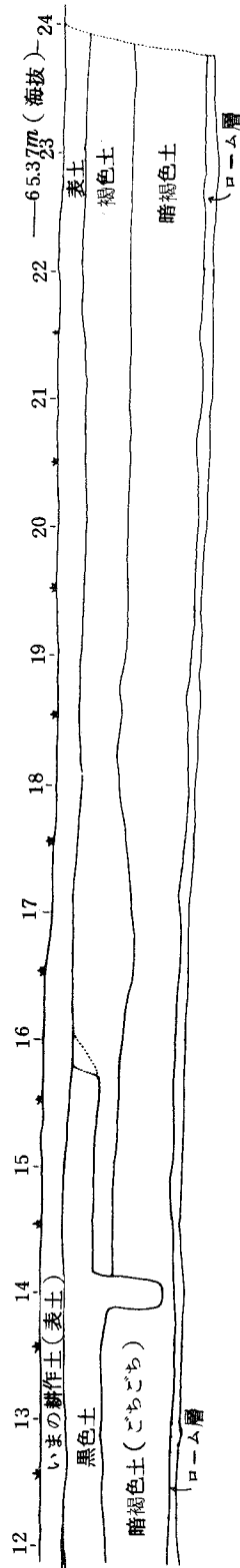
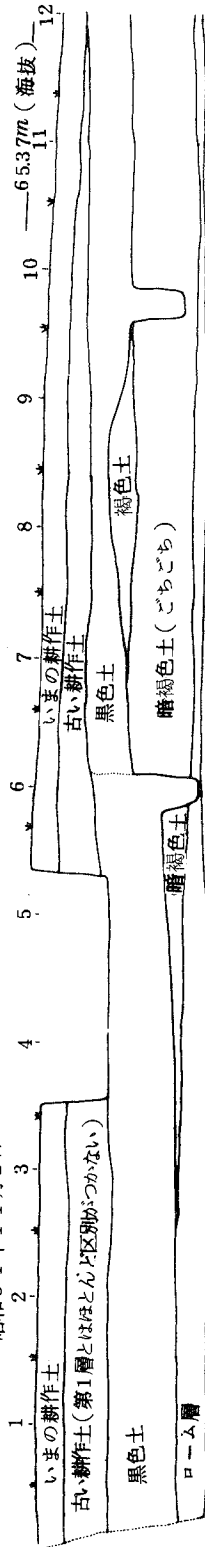
第4図 第2トレンチ南側断面図

第2トレンチ南側断面図

縮尺 20分の1

実測者 安達

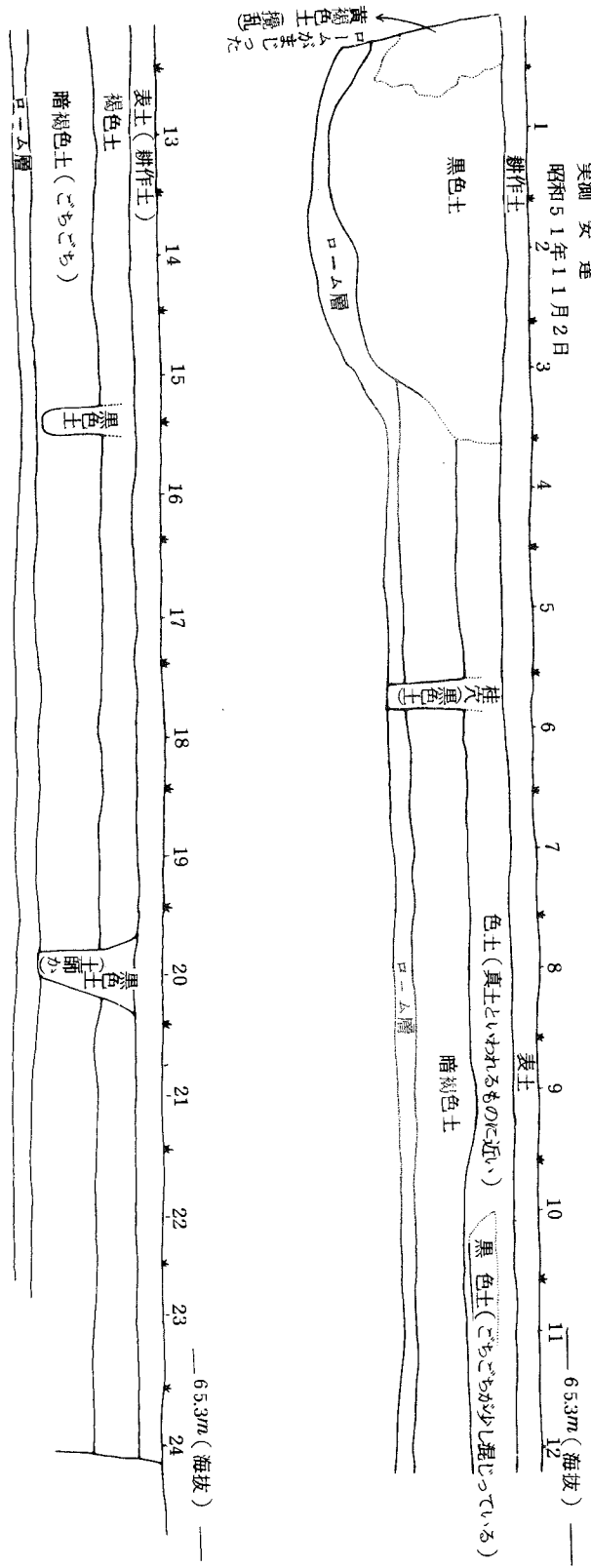
昭和51年11月2日



菊池郡南台志町合生字辻原3877 第5図 第3トレンチ西側断面図

縮尺 20分の1
 実測 安達

昭和51年11月2日



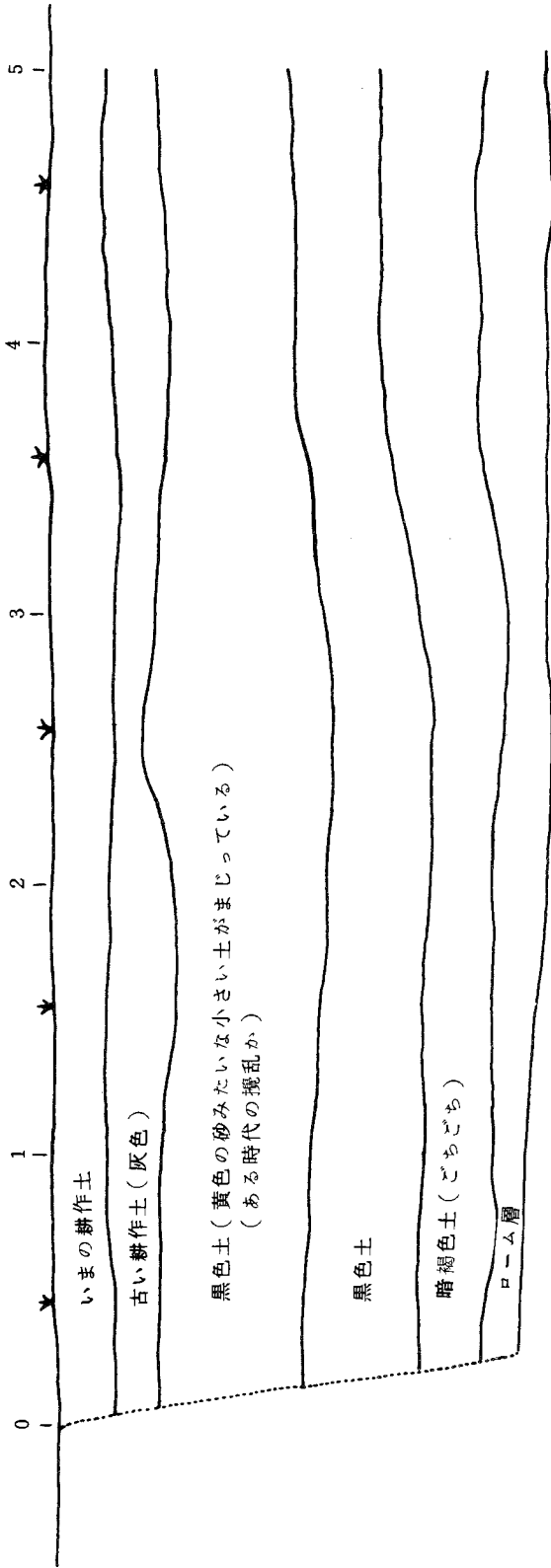
第6図 第5トレンチ北側断面図

菊池郡西合志町合生字辻原3877

縮尺 20分の1

実測 安達

昭和51年11月2日



2. 調査委託契約書のとりかわし

発掘調査を遂行するに当って、委託者側と調査受託者側とのあいだに双方共通の理解をもち、万遺洩のないよう努め、終始一貫して業務を完遂することを期するため主体者代表と調査者代表とのあいだに次の通りの調査委託契約書を交した。

記

調査委託契約書

1. 委託名

熊本総合運動場敷地内遺跡発掘調査

2. 調査場所

熊本県菊池郡西合志町合生字辻原386の1

3. 発掘調査期間

自 昭和55年11月15日

至 昭和56年1月14日

4. 調査面積

300m²

上記について、委託者 日本電信電話公社九州電気通信局建築部長(以下「甲」という)と受託者 熊本総合運動場敷地内遺跡発掘調査団長(以下「乙」という)とは、次の各項により概算額をもって調査委託契約を締結する。

第1条 甲が乙に委託する業務は遺跡の発掘調査、記録、保存活用方法の検討、熊本県教育委員会文化課への報告及びそれに附随する業務とする。

第2条 甲が委託する業務のうち発掘調査履行地区は、熊本県菊池郡西合志町合生字辻原386の1熊本総合運動場敷地内とする。

第3条 甲は本契約締結後、頭書の概算契約金額を乙に概算払いするものとする。

2 前項の概算払いをした金額の精算は業務完了後、乙が甲に提出する決算書に基づき甲、乙協議のうえ契約金額を確定するものとする。

第4条 頭書の発掘調査期間は、必要に応じて甲乙協議のうえ延伸または短縮することができるものとする。

第5条 乙は、この契約の履行について業務の全部又は一部を第三者に行わせることはできない。

第 6 条 甲は、必要と認める場合は、乙に対して業務の進捗状況の報告を求めることができるものとする。

第 7 条 業務の履行中に生じた損害については、乙の負担とする。

ただし、甲の故意又は重大な過失によって生ぜしめたとき、その他不可避の非常災害による場合はこの限りでない。

第 8 条 乙は発掘調査終了後、発掘調査報告書を甲に提出し、その確認を受けるものとする。

2 乙は業務が完了したときは、直ちに完了届並びに決算書を甲に提出するものとする。

第 9 条 甲は乙が次の各号の 1 に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 契約解除の申し出があったとき。

(3) 前各号の他、乙がこの契約条項に違反したとき。

第 10 条 甲又は乙が必要あると認め乙又は甲が承認を与えたときは、この契約の全部又は一部についての変更あるいは解除ができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲は履行部分がある場合は、甲乙協議のうえ乙に対して相当と認められる金額を返還させるものとする。

第 11 条 この契約書の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書に定めがない事項については疑義が生じたとき又はこの契約書に定めがない事項については、甲、乙協議して決めるものとする。

上記の契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名、捺印のうえ各自保有するものとする。

昭和 55 年 11 月 14 日

甲 日本電信電話公社 契約担当役
熊本市桜町 3 番 1 号
九州電気通信局
建築部長 柴 田 尚 毅 職印

乙 熊本市桜町 3 番 1 号
熊本総合運動場敷地内
遺跡発掘調査団
団 長 田 添 夏 喜 印

3. 熊本総合運動場敷地内遺跡発掘調査団規約

熊本総合運動場敷地内の遺跡発掘調査の完遂を期するため下記の通り調査団規約を設け、これを発掘調査の指針とした。

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この調査団は、日本電信電話公社が熊本県菊池郡西合志町合生字辻原 3 8 6 の 1 に予定している熊本総合運動場敷地内の埋蔵文化財を発掘しこの遺跡の記録を作成するとともに、その保存活用をはかり一般の研究に寄与することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 調査団の名称は、熊本総合運動場敷地内遺跡発掘調査団（以下「調査団」という。）と称する。

(事 業)

第 3 条 調査団は第 1 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 第 1 条に規定する地域内の埋蔵文化財の発掘調査、記録作成および保存活用をはかり一般の研究に寄与すること。
- 2 その他前号の目的を達成するために必要な事業。

(資料の保管)

第 4 条 関係資料は調査中は調査団が保管し、調査終了後の処置は別途協議のうえ定める。

(事 務 局)

第 5 条 調査団の事務局は日本電話公社九州電気通信局建築課におく。

第 2 章 組 織

(組 織)

第 6 条 調査団は次にかかげる役員をもって組織する。

- 1 調査団長 日本考古学会員・玉名市文化財保護委員長
田 添 夏 喜
- 2 調査員 同 上
田 添 夏 喜
- 3 行政指導 西合志町教育委員会社会教育課長
松 岡 隆

- | | | |
|---|------------------------|--------------|
| 4 | 日本電信電話公社九州電気通信局建築部建築課長 | 渡 辺 佐 一 |
| | 同 上 | 総監督 本 田 隆 光 |
| 5 | 共立建設株式会社九州支店工事管理部長 | 大 森 博 |
| | 同 上 | 総務課長 浜 村 綾 子 |

(調査団長)

第 7 条 調査団長は、日本考古学協会会員及び学識経験者の者をもってあてる。

- 2 調査団長は業務を総括し調査団を代表する。

(調 査 員)

第 8 条 調査員は、日本考古学協会会員及び学識経験者の者を調査団長が決める。

調査員は調査団長指示にもとづき発掘調査、記録、その他調査業務を執行する。

(役員任期)

第 9 条 役員は任期は調査団解散までとする。

ただし、その職にある故をもって役員となったもの、およびその職にある故をもって委嘱されたものの任期は当該職の在職期間とする。

(事 務 局)

第 1 0 条 調査団に事務局をおく。

第 3 章 役 員 会

(役 員)

第 1 1 条 役員会は、調査団長及び調査員、行政指導役員、日本電信電話公社役員、共立建設株式会社役員で構成する。

- 2 役員会はこの規約に定めるもののほか、調査団の事務の管理および事業執行に関する基本的な事項を決定する。

(招 集)

第 1 2 条 役員会は必要のつど団長が招集する。

- 2 役員会の3分の1以上の人より会議の目的事項を示して役員会の請求があったときは、団長は役員会を招集しなければならない。

(役員会の運営)

第 1 3 条 役員会は役員半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 団長は、役員議長の議長となる。
- 3 役員議事は、とくに定める場合を除くほか出席役員過半数の賛成により決定する。

ただし、可不同数の場合には議長の決するところによる。

第4章 事務の管理事業執行および財産

(事務の管理、事業執行)

第14条 調査団の事務の管理および事業執行にあたっては、この規約ならびに役員会で決定する事項に従って行うものとする。

(経費の支弁の方法)

第15条 調査団の事業に要する経費は、日本電信電話公社の委託金をもってあてる。

(歳入・歳出予算)

第16条 調査団の歳入・歳出予算は前条による委託金の収入を歳入として調査団の事務の管理および事業の執行に要する全ての経費を歳出とする。

- 2 調査団の会計年度は、事業開始から終了までとする。
- 3 予算の歳入・歳出の補正は役員会の議を経る。

(出納および現金の保管)

第17条 調査団の出納は団長が行う。

- 2 調査団に属する現金は団長が役員会議を経て定める銀行、その他の金融機関にこれを受け入れなければならない。

(出納員)

第18条 団長は出納員を命ずることができる。

- 2 出納員は団長の命を受けて調査団の出納その他の会計事務を行う。
- 3 団長は、その出納事務の一部を出納員に委任することができる。

(決算)

第19条 団長は事業修了後すみやかに調査団の決算書を作成し役員会の認定を得なければならない。

- 2 前項の規定により決算が役員会の認定を得たときは、団長は当該決算の写をすみやかに日本電信電話公社に送付しなければならない。

(契約)

第20条 調査団の予算の執行にともなり契約は調査団長が締結する。

(その他の財務に関する事項)

第21条 この規約に特別の定めのない調査団の財務に関しては役員会にはかり団長が定める。

第5章 規約の変更

第22条 規約の変更は役員会の議決によるものとする。

第6章 報酬

第23条 行政職員と公社職員を除く団長、調査員は有給とする。

2 前項以外の役員および職員は無給とする。

(費用弁償)

第24条 役員およびその他の職員は調査団の職務を行うために要する費用弁償をうけることができる。

第7章 委任

(委任)

第25条 この規約の施行について必要な事項は役員会で議決するものを除くほか団長がこれを決める。

第8章 調査団の解散

(調査団の解散)

第26条 調査団は第3条の事業の完遂を認めるときは役員会の議決によりこれを解散する。

附 則

この規約は、昭和55年11月15日から施行する。

4. 調査日誌

5. 5. 9. 25 第1回打合わせ会 午後1時現地に於て

参会者

主体者側 九州電気通信局建築部建築課技術係長
宮本光幸

発掘担当者側 日本考古学協会員・玉名市文化財保護委員会
田添夏喜

共立建設株式会社九州支店
同 西合志作業所長 寺本邦彦

協議事項

1. 発掘区域の範囲

発掘予定地を一巡し、地図と照合し地形実積を把握確認する。西、町道、北、西の町道より分岐して東に入る里道を境とし、東は総合運動場工事現場である。南は同じ高さをもって続く同じ工事現場となり、東西14m、南北34m、476m²。

2. 発掘区画の設定

先回実施の確認調査の結果、弥生後晩期の住居跡という推定がなされていることを前提として、グリッド方式(升形区画)になる区画をつくる。

3. 発掘作業計画

グリッド毎移植コテ・スコップによる厚さ10cm～15cm程度の段階方式によって排土をくり返し、遺物があればその地点存置、動かさない。

4. 遺構の検出

遺物・遺構等に留意、遺物については前項の通り、遺構の発見については土質、土の色等の相違に注意し、その徴を認めたときは、速やかに調査主任に報知し、その指導にしたがう。

5. 記録

遺物・遺構の発見に基づいて最初は部分的に記帳、文章、実測、写真等により、また特殊なものに限り室内に移動の上記録する場合もある。

6. 発掘作業の開始期日は準備の都合もあり、後日決定の上各関係者へ通知。

急を要する用具、材料は共立KK側で調達する。

7. 1日間の作業過程

午前 8:30—小休 10:00—10:15—12:00

午後 1:00—小休 3:00—3:15—5:00

5.5.1.1.17 (月) 晴 朝薄霧あり

I 発掘用具、材料の点検

II 表土の排除作業 大型ブル1台、厚さ30cmを基準として発掘予定地全面を行う。土は東側空地に盛り上げる。

III 区画割り 3.5m×3.5m—36グリッド、3.5m×2.5m—4グリッド、計40グリッドを水系によって区画し、周囲28の各点に後のことも考慮して角杭を打つ。南端の東から西へ順に番号を付してグリッド名とする。

IV 明日の準備、計画 (1)人員 調査員1、作業員男5、女7、作業員係1、(2)用具 スコップ12、移植コテ12、シヨーケ5、一輪車3、ジョレン5

5.5.1.1.18 (火) 快晴

I 作業計画 遺構、遺物の検物を主眼におきグリッド内の排土を行なう。

II 調査人員 調査員1、作業員係1、作業員男4、女4(予定数確保できず)

III 作業過程 (1)40グリッドを南の東から逐次西へ厚さ10cmを基準として平面に掘り下げ、この場合遺物があれば出土状態のままにして周囲の土をとる。とったあとは平面に削り上げる。このような要領で全グリッドの第1層の排土を行なう。(2)本日第6グリッドまでを終る。結果遺物が少ない、第1グリッドで土質の変った徴候は住居跡の疑いもたれる。

5.5.1.1.19 (水) 風なく条件良好

I 作業内容 前日に引き続き各グリッドの排土、遺構、遺物の検出

II 調査人員 調査員1、作業員係1、作業員男7、女4、計11

III 用具 スコップ5、移植コテ7、ジョレン5、一輪車3

IV 作業 第7号グリッドから逐次第1層を排土、後ジョレンをもって表面を平面に削り上げピット、堅穴住居壁の輪廓等に留意する。この遺跡で予想される遺物の石器、主として石鏃、石斧等の実物見本を示して初心者作業員への知識理解を図る。

V 第7グリッドから第16号グリッドまでの第1層排土を終る。第10号グリッドで焼土、長三角形を呈する黒土層を確認し遺構検出の手掛りを得た。住居跡の徴候

とするにはまだ時期が早過ぎる。第14グリッドで長径1mほどの楕円状を呈する黒土層を検出、何を意味するか現時点では不明。

5.5.1.1.2.0 (木) 朝晴後曇

- I 前日に引き続き各グリッド第1層の排土、併せて遺構、遺物の検出に留意。
- II 調査人員 調査員1、作業員係1、作業員男7、女5、計12
- III 作業 第17グリッドより順に初層の排土を行なう。厚さ10cm基準。
- IV 用具 スコップ7、移植コテ9、シヨーケ5、一輪車3、ジョレン5
- V 作業結果 (1)第20、24グリッドで竪穴住居(角型隅丸)の1戸分の徴候を検出した。(2)第27グリッドで東西に通ずる幅60cmの帯状黒土層を検出、溝の遺構か。(3)第28グリッドで円弧を形づくる主として土師器片の多数の分布状態が出土。何の徴候であるかは現在のところ不明。(4)第23グリッドで土師器高杯の脚部1個が出土した。
- VI 所見 (1)第20、第24グリッドの竪穴住居の痕跡が極めて明瞭であること、第28グリッドの土器片の分布が一定の形体を示していることなどから推して、この遺跡が弥生土器を用いた時代の竪穴住居を主体としたものである見方が強まる。

5.5.1.1.2.1 (金) 朝から曇 折々小雨

- I 作業計画 前日同様各グリッド内の初層の排土と遺物、遺構の検出を行なう。
- II 調査人員 調査員1、作業員係1、作業員男7、女3、計10
- III 用具 スコップ6、シヨーケ5、移植コテ7、ジョレン3、一輪車3
- IV 作業過程 前日あたりから遺構の徴候が顕著に見えかかったので、特にその点に留意しグリッド内の排土を行なう。第29から第32号までの各グリッドの処理を終えた。
- V 結果 (1)第34グリッドから第36グリッドにかけて幅1mほどの帯状に通る純黒土を検出した。排水溝の痕跡か。ここではそのほかに土器片の多数の分布を確認。住居跡とするような遺構は見つからず。(2)出土品 第36グリッドで縄文土器、土師器あわせて6点いずれも断片、第35グリッドで石匙1個、雲母片岩製完形品。
- VI 所見 前日あたりから遺物や遺構の出土、確認が多くなった。このグリッドの位置は発掘地の中央部より北に寄る。したがって北半部に遺構が集中する感がある。出土遺物の中に形式は不明だが縄文後期の特徴を示す土器数片が見られ、出土状態

が一定の包含層を持つわけではなく土師器片に混入する。したがって後世攪乱されていることは明らかだが、この遺跡のはじまる時期を示すことを気づく。

5.5.1.1.2.6 (水) 早朝から終日快晴

I 作業計画 前回同様の要領で、第33グリッドから第36グリッドまでの排土あとの削り上げと第40グリッドまでの初層排土、遺構、遺物の検出。

II 調査人員 調査員1、作業員係1、作業員男7、女4、計11

III 用具 スコップ7、移植コテ5、シヨーケ5、ジヨレン3、一輪車3

IV 作業過程 (1)第33グリッドから第36グリッドまでの初層排除あとの床面を削り上げる。(2)第37から第40グリッドまでの初層の排除を行う。厚さ10cm～15cm。(3)第20、第24グリッドをさらに西へ拡張してその地表土を剥ぎとり、竪穴住居跡西半部の輪廓線を追う。(4)作業の都合上一部を第3、第4グリッドに移し第2段目10cm～15cmの排土を行なう。(5)この日別段徴候は見出されなかった。

V 行政指導を受く。午前10時より県教育庁文化課緒方参事並びに西合志町教育委員会社会教育課松岡課長等の現場巡視、そのあと指導助言があった。事項は次のとおり。

(1) 第20、24グリッドに露頭の竪穴住居の痕跡はさらに西へ拡張して排土を行わない、その輪廓線で見出すことは容易と思われる。確実的な形体がつかめそうだ。

(2) 第27グリッドに見られる純黒土層は排水溝の痕跡かと考えられるが、作業の進むに従って明確に把握することができるであろう。

(3) 第28グリッドに現れた弧状の土器配列の状態も同様のことが言える。

(4) 現時点において確認されているもの、たとえばビット状遺構、焼土箇所、溝あとの如き、平板、その他の便法で図面上におさえられたい。

(5) それぞれのポイントを捉えその部分を重点的に行ない、それをもとに作業を進め周辺に及ぼすような方法をとったほうが効果的ではないか。

(6) 徴候が別段見られないところについてはさらに掘り進める必要もないとは思いますが、熟慮の上適当に処置されたい。

5.5.1.1.2.7 (木) 曇 折々晴間を見る。

I 作業計画 各グリッド第2段目を排土して遺構、遺物の検出を主眼におく。厚さを10cm基準におき、場合に依り15cmにしてもよい。各グリッドに高低差が生

じないうちを努める。土の色に注意し、徴候を認めた場合には線を入れて明示する。
土器があれば動かさず出土のままにしておくことは従前通り。

Ⅱ 調査人員 調査員 1、作業員係 1、作業員男 7、女 4、計 11

Ⅲ 用具 スコップ 7、移植コテ 7、シヨーケ 5、シヨレン 4、一輪車 3

Ⅳ 作業過程 (1)第 5 グリッドの前日の残り分を仕上げる。(2)第 6 号から第 13 グリッドまでの掘り下げ、厚さ 10 cm、排土と削りを終る。(3)柱穴状の徴候の見られるもの第 2 号 1 点、第 3 号 1 点、第 6 号 2 点があった。(4)遺物は第 2 号で縄文土器 1 片、第 5 号で縄文細片 1 点、第 10 号で朱塗りの土師器片 1 点、雲母片岩断片 1 点が挙げられる。

Ⅴ 所見 作業の結果土師器包含層には縄文後晩期があったように思われる。本日出土の遺物が縄文土器でその他の土器は出ていない。また住居跡らしいものも認められなかった。

5.5.1.1.2.8 (金) 雨

現場へ 3 名出務、雨降り続く、打合せ後作業困難のため本日の作業取止め。

5.5.1.1.2.9 土 朝から終日快晴

I 作業計画 (1)前回同様各グリッド第 2 段目の排土、遺構、遺物の検出。(2)写真撮影。

Ⅱ 調査人員 調査員 1、作業員係 1、作業員男 7、女 4、計 11

Ⅲ 用具 スコップ 7、移植コテ 7、シヨーケ 4、一輪車 3

Ⅳ 作業過程 (1)第 14 号グリッドから第 22 号グリッドまでの第 2 段目の排土。遺物少ないので男 5 人で掘り下げる。女 3 人は前回の残りの第 22、25、26、30、31 の各グリッドの清掃を行なう。

Ⅴ 本日の結果 (1)土器の出土の少ないところ第 9、13、15、16、17、18、19、21 の各グリッド。第 16 号ではピット状遺構があった。(2)写真撮影、現状全景、部分、第 28 号内第 1 段排土後の土器片配列状態各グリッドの清掃状況、確認された遺物。

※ 明日の作業計画指示

第 3 段目の排土と遺物、遺構の検出。厚さ 10 cm を限度とし、掘り過ぎないように、遺物があれば原状のままにしておくことは従前通り。

5 5.1 1.3 0 (日) 終日快晴

I 作業計画 前日指示された通り。

II 人員 調査員欠、作業員係1、作業員男6、女4、計10

III 用具 スコップ7、移植コテ7、ジョレン4、シヨーケ5、一輪車3

IV 作業過程 (1)第3段の排土を重点的に行なう。(2)第2段の残り分で黒土層の多い部分はそのままのこしておく。他はジョレンをもって平面に削り上げる。(3)第3段目の排土の結果ピット状遺構確認、第2号グリッドで13個、第3号グリッドで7個、第4号グリッドで1個、第6号グリッドで7個がそれぞれ挙げられる。以上の全部が確実的なものであるかは現時点においては明らかでない。

5 5.1 2. 1 (月) 朝から快晴

I 調査計画 前日に続いてグリッド第3段の排土、遺構、遺物の検出を主体としそれに仕残した第7号グリッドの削り上げと遺構の検出を加える。

II 人員 調査員1、作業員係1、作業員男7、女4、計11

III 用具 スコップ7、移植コテ7、ジョレン3、シヨーケ5、一輪車3

IV 作業過程

(1) 午前、第7号グリッド第3段排土のあと表面削りと清掃の遺構をしらべる。

第9、10号グリッドの排土と清掃を終る。第13、14号グリッドの排土のみ終る。

(2) 午後、第13、第15、第17、第19号グリッドの排土、清掃、第21、第22の第3層排土。第28号グリッド土器群の実測。

V 出土品、なし。第21、第22号グリッドの上縁下43cmのところでは縄文後晩期住居跡の床面とも考えられるぐり土踏み固めの茶褐色を呈する平らな地面が露呈、ピットと見られる丸い黒土層5箇所を確認、真疑のほどは現時点においては不明。

5 5.1 2. 2 (火) 朝から曇正午より雨もよう後強くなる。

I 調査計画 前日同様各グリッド毎第3段目の排土を行ない、遺構、遺物の検出。

II 人員 調査員1、作業員男7、女4、計11

III 用具 スコップ7、移植コテ7、一輪車3、シヨーケ5、ジョレン3

IV 作業過程

(1) 第20、第21、第22、第25、第26の各グリッドの第3段の排土。第1第2、第3、第4、第5、第25、第26号の各グリッドの清掃を終る。

(2) 第5、第21、第22、第25、第26の各グリッド第3層(地表下45cm)下にピット状遺構を確認。これらがどの程度確実なものがあるか、排土し再確認する。

※ 正午近くになり降雨が強くなったため作業を中止して待機、止みそうな気配もないので午後は作業を休止することを決め、明朝天候を見電話連絡を約して解散。

5.5.1.2. 3 (水) 終日曇

- I 調査計画 (1)第11、第12、第14、第16、第20、第24、第30の各グリッド第3段の排土、削り上げ、遺構、遺物の確認。
- II 調査人員 調査員1、作業員係1、作業員男7、女4、計11
- III 用具 スコップ7、ジョレン3、シヨーク5、移植コテ7、一輪車3
- IV 作業過程 (1)第11、12、14の各グリッドの排土と清掃、男3女2計5名がこれに当る。(2)堅穴住居跡西半部残りの排土と壁線を確認(第20、第24グリッド)男2、女1がこれに当る。西端の一部は西側の町道にかかり、欠損している。内部は攪乱の徴を見、農作物の痕跡の丸穴も穿たれていたことが判明。(3)作業過程の都合により北端部第35、36グリッドにかかる溝状遺構確認のため一部排土する。

5.5.1.2. 4 (木) 朝から曇後寒気急に増す

- I 発掘計画 (1)第29、33、36、37の各グリッドの排土と遺構、遺物の検出。(2)露出土器群の実測。
- II 人員 調査員1、作業員男7、女2
- III 用具 スコップ4、移植コテ4、ジョレン2、シヨーク3、一輪車2
- IV 発掘過程 (1)グリッド内の排土、第29、第36、第37を終る。南側上層に土師器片出土。(2)作業過程の都合上第5、6、第9、10グリッドの障壁除去。(3)上層部露出土器の実測を終る。遺物は一群毎ポリ袋に収め記名する。(4)石鏃1点出土(第14グリッド上層部楕円状土壙上縁より)(5)南側上縁より土師器小壺破片2片一連ものと、弥生土器数片の出土を見た。

5.5.1.2. 5 (金) 終日晴

- I 作業計画 主として各グリッド間の障壁除去。この場合でも遺構、遺物の検出に

は特に意を払う。また楕円状小土壌の排土と内容究明。

Ⅱ 人員 調査員1、作業員男7、女4

Ⅲ 用具 スコップ7、移植コテ3、シヨーケ6、ジョレン5、一輪車3

Ⅳ 発掘過程 (1)楕円状土壌の排土を終る。上層部に石鏃1個、底部は北に深く落ちこみ、縄文土器破片1点があった。(2)グリッド間の障壁除去は予定箇所を終る。この折第2、第10、第11の各グリッドの障壁下で、黒旺石片脚欠損の石鏃1個が出土した。其他弥生土器の破片数個が挙げられる。(3)作業の都合に依り、堅穴住居跡の下層の排土を行なう。表面近くに弥生土器片多数が出土した。

5.5.1.2. 6 (土) 朝霜深 終日晴

Ⅰ 作業計画 (1)前日同様各グリッド間の障壁を除去する。(2)前日に引き続き堅穴住居跡の排土と遺物の露出。

Ⅱ 人員 調査員1、作業員係1、作業員男7、女4、計11

Ⅲ 用具 スコップ7、移植コテ4、シヨーケ5、一輪車3

Ⅳ 作業 (1)霜除去作業全員で当る。1時間を費してこれを終る。(2)第1、5間第2、6間第1、2間第3、4間、第4、8間、第3、7間の各グリッドの障壁を除去し終る。(3)堅穴住居跡の排土、女3人がこの作業に当る。地表37cmのところ須恵器壺腹部の大型破片1点出土、一面踏み固めの地盤が床の西半部に遺存、東半分は破壊された状態になっていた。作物植込みのつぼあとのあることから推して、農耕によつての破壊は確かのようなのである。古墳期住居の床面かと思われる。上層、下層共に弥生式を主とする土器片の埋蔵が濃厚であった。(4)堅穴住居遺構の全体に霜除けの覆いを設けた。

5.5.1.2. 7 (日) 朝薄霧 後晴

Ⅰ 調査計画 (1)北辺部上層の排土、遺物、遺構を検出する。(2)各グリッド障壁を除去、遺物、遺構を検出する。(3)前日に引き続き堅穴住居跡床面の排土を行ない、遺物を露出させる。

Ⅱ 人員 調査人員1、作業員男7、女3、計10

Ⅲ 用具 スコップ8、移植コテ5、ジョレン2、シヨーケ5、一輪車3

Ⅳ 作業 (1)北辺部上層の前日の残りを排土。最初小溝と見た遺構は幅40cmをもち、内径3.40mを計る半円を形成し、その南半部は、東西に通ずる1.70mの排

水溝の徴候のある遺構と交叉していることが判明した。深さは排土を行なわない限り不明である。(2)堅穴住居跡ではなるべく薄いめに平面を保ちながら下層へ排土をくり返すにつれ遺物の包含が密度を加え、大型化し、床面近くに及んで主として弥生式壺のつぶれた状態のままが数か所あり、全面的に弥生土器が露出された。(3)第20、第24グリッドにかかる遺構は弥生晩期頃の隅丸方形の住居跡であることが確定的となった。ここで覆いを設け、立入を禁じ、都合に依り調査は10日に再開することにした。

V 所見 (1)本日になって中央西端に位置する弥生晩期堅穴住居跡1戸の確認は精神面への大きな力づけとなった。(2)次に北端に位置する半円を描く黒土は、円形の周溝をもつ堅穴住居とする見方が強まってきた。今後の調査に大きな期待がかけられ、いづれも大きな収穫である。

5.5.1.2. 8 (月) 朝薄靄後快晴

I 計画 (1)北辺の排水溝と見られる遺構の排土とその確認。(2)堅穴住居跡周辺の排土と遺物の検出を重点的に行なう。

II 人員 調査員1、作業員男7、女3、計10

III 用具 スコップ5、移植コテ5、ショウケ4、ジョレン2、一輪車2

IV 過程 (1)北端に位置する半円形と帯状を呈する遺構を精査する。土器多数の埋蔵があるため、これを大切にしながら排土を少しずつ進める。結果では底面の状態から考えると、今まで排水溝とした考えは遠のいて、道路とする見方が濃くなってきた。(2)帯状遺構の排土のあと、その平らな底面に半円形の南半部が鮮明に印して見られる。(3)堅穴住居跡の東北方に6.70m、短径3.40mを計る矩形の黒土を確認、排土する。このとき縄文土器を含む弥生土器片少数が出土した。

V 所見 半円形と見た小溝は円形を完全に形つくっていることが判明した。するとこれは周溝を備えた円形堅穴住居とする感が強まる。(2)また同様に楕円形を描く遺構も住居跡と見れば楕円周溝住居跡となるであろうか。尚研究を要する。

5.5.1.2. 9 (火) 朝靄深 雷鳴後雨強まる

- (1) 雨降りはじめ、午前中断統的に強く降る。作業員は出務を見計らう。
- (2) 遺跡を巡視、さほどの被害はなかった。
- (3) 本日作業取り止め。

5 5.1 2.1 0 (水) 曇

- I 調査計画 (1)円形周溝の精査。(2)道路状遺構の精査。(3)遺跡内の整理
- II 調査人員 調査員1、作業員男7、女4、計11
- III 用具 スコップ7、移植コテ7、ジョレン4、シヨーケ5、一輪車
- IV 作業過程 (1)円形周溝状遺構の黒土の部分を一応排土する。上縁の幅45cm、深さ30cmを計る溝が内ので直径3.5mの大きさの円形であることが判明、その南半部に集中的に縄文後晩期の土器を含めた土師器を主とする土器片多数の包含があった。(2)円形周溝に交叉している仮称道路状遺構の全面の黒土を排除すると、上縁で幅1.10m、深さ25cmほどのくぼみができ、下底は平らになる。したがって溝ではなくて凹道とみる傾向が強い。また西半部、とくに円形周溝と交叉する部分において集中的に多数の土器片が出土した。その中に石鏃1個もある。

※ 此日次の見学者があった。

1. 発掘主体者側代表 九州電気通信局建築部長

柴 田 尚 毅 氏

2. 西合志町文化財専門委員会一行6名
3. 西合志東小学校職員一行5名

5 5.1 2.1 1 (木) 晴

- I 調査計画 (1)道路状遺構の排土と清掃並びに露出土器の洗滌、写真撮影。(2)竪穴住居跡上層遺構の清掃、写真撮影。(3)当遺跡南端部のピット状遺構の排土。
- II 調査人員 調査員1、作業員男7、女4、計11名
- III 用具 スコップ5、移植コテ7、シヨーケ5、一輪車3、ハケ2、バケツ1
- IV 作業過程 (1)道路状遺構と露出土器を清掃、写真撮影(全体、部分各種)。(2)竪穴住居跡排土のあと清掃、写真撮影各様。
- V 所見 (1)円形周溝と道路状遺構との交叉する部分に集中的に遺存する遺物がそれぞれどちらに所属するものかまったく区別がつかない。結局区別しようとすることに無理があり、双方混合しているのであろう。(2)縄文土器が可なりの数が弥生土器と混合状態で出土している。これをどのように解してよいか、重要問題だ。

5 5.1 2.1 2 (金) 朝雨一時降り頻り後止曇

- (1) 雨後遺跡の巡検、水溜りが多いため本日作業休止

(2) 出土品の実測、石器と土器片の一部

5 5.1 2.1 3 (土) 朝曇小雪ちらつき後晴

- I 調査計画 (1)矩形土壌内の排土。(2)南端近くに位置する溝状遺構の排土精査。(3)遺跡南半部のピット状遺構の排土
- II 調査人員 調査員1、作業員男7、女4、計11名
- III 用具 スコップ7、移植コテ7、ジョレン1、シヨーケ5、一輪車3
- IV 過程 (1)矩形土壌内の排土を終る。縦2 m、横幅90 cmの隅丸矩形、深さ70 cm、底面は水平を保ち、上縁の広さとほとんど変わらない。何も遺物の出土がない。(2)南半部で第3層排土のあとを清掃し、ピットと見られる痕跡多数が露呈した。そのうち20数個の排土を終る。土師器片を蔵するものもあつた。(3)円形周溝遺構の実測を終る。10分の1大。(4)竪穴住居跡上層部の実測を終る。10分の1大。
- V 所見 (1)作業が終りに近づき遺跡の中に現れ各部分の細かい点に及んで分りかけてきた。(2)矩形土壌は遺物もないので決め手がないが、土壌墓とする見方が強い。(3)第3層排土のあと土器など遺物が極めて稀薄であるのに対し、ピットと認められるものが不規則的ながら密集状態で現れた。何を示すものか今後の研究課題である。

5 5.1 2.1 4 (日) 雨後雪とvari一時積もる

遺跡内での作業ができなくなり休止。

女2人で土器の洗滌を行なう。

5 5.1 2.1 5 (月) 朝霜あり後晴

- I 調査計画 (1)竪穴住居跡下層排土と土器の露出。(2)発掘地南半部のピット状遺構の検出、排土。(3)道路状遺構と円形周溝の交叉部分の精査と写真撮影。
- II 調査人員 調査員1、作業員男7、女4、計11名
- III 用具 スコップ4、移植コテ6、ジョレン3、シヨーケ4、一輪車3、杓子3
- IV 作業過程 (1)竪穴住居跡下層部の排土7分通りを終る。南壁付近に土器片の埋蔵量が濃密、北壁付近に稀薄である。床面中央で5 cm～8 cm西に高い鍵型の段差のあることが認められた。(2)北辺付近各部遺構は清掃のあと写真撮影まで予定通り終る。(3)南半部でピットの形体をもつもの新たに10数個を確認。確実度は排土後に検討して決める。

※ 本日午前10時西合志中央小学校6年60名引卒者3名現地見学。遺跡の現状

について説明した。

5.5.1.2.1.6 (火) 朝霜深く今までの最高を示す、後曇折々晴天あり

I 調査計画 (1)前日に引続き竪穴住居跡下層の排土と土器群の露出作業。(2)道路状遺構と円形周溝遺構全面の遺物徹収。(3)発掘地北半部第3層排土後の削り上げと遺構の検出。

II 人員 調査員1、作業員男7、女4、計11

III 用具 スコップ5、移植コテ5、シヨーケ4、ジヨレン4、一輪車3

IV 過程 (1)霜の排除作業を全員で行なう。(2)竪穴住居跡下層の排土と土器の露出を終る。(3)北半部ピット状形跡8個ほどを確認、確実性の有無は排土後に再検討。(4)現況の全体写真撮影。

5.5.1.1.1.7 (水) 霜もなく朝から快晴

I 調査計画 (1)遺物徹去後の円形周溝遺構と道路状遺構との底面清掃と遺構検出。(2)竪穴住居跡の清掃、出土遺物の洗滌。(3)写真撮影、実測。

II 調査人員 調査員1、作業員男6、女4、計10名

III 作業過程 (1)円形周溝は上縁幅45cm、底面幅30cm、深さが30cm、直径が3m40cmの規模をもつ正円を形成していることが解明された。ピット状の遺構は認められなかった。道路状遺構では上縁幅1.20m、下底幅1.00m、深さ15cmの道路跡とすれば凹道となる。いずれも同じ高さを保って正交していることが解明された。

5.5.1.2.1.8 (木) 曇

I 調査計画 (1)竪穴住居跡露出遺物の徹去、床面清掃、ピット群の再検出。(2)各ピット状遺構排土と検討。(3)北半部第3層下の清掃と遺構の検出。

II 作業用具 スコップ5、移植コテ6、ジヨレン5、シヨーケ5、一輪車3

III 作業人員 調査員1、作業員男6、女4、計10名

IV 調査過程 (1)竪穴住居跡で新たに4個のピットを検出、併せて9個となる。(2)中央部でピット7個を検出、配列が不規則。(3)北半部で新たに13個のピットを検出。その分布が中央寄りに集中し、北東辺に稀薄である。

V 協議 出席者、調査団長、主体者側代表、協力者側代表、作業員代表 (1)調査の進捗状況反省 (2)雨後の作業の進め方 (3)賃金の支払い (4)主な作業内容等につい

て(事項詳細略)

5 5.1 2.1 9 (金)

現地作業休止

5 5.1 2.2 0 (土)曇時々晴

I 調査計画 (1)竪穴住居跡実測。(2)楕円周溝遺構内の排土精査。(3)各地点のレベル測定。

II 調査人員 調査員1、作業員男2、女2、計4

III 用具 スコップ4、移植コテ4、一輪車1

IV 作業過程 (1)竪穴住居跡実測完了。(2)楕円周溝外周に8個のピット状遺構確認、溝中に縄文土器、弥生土器の破片20数個を検出、周溝の内部西寄りの中央に浅いくぼみがあった。炉跡であろう。(3)竪穴住居跡でピットと見られるもの9個を検出、配列にやや乱れがある。

V 所見 (1)本日から大規模の作業がなくなり、作業人員を半数でやって行くことにした。(2)円形、楕円形の周溝をもつ二つの遺構は住居跡とする見方が強くなった。(3)円形ではピットとみるものが検出されなかった。

5 5.1 2.2 1 (日)朝霜深 日中晴

I 調査計画 (1)部分の実測と写真撮影。(2)遺跡内の整理作業。(3)全体の実測準備。

II 人員 調査員1、作業員男3、女2

III 用具 スコップ2、シヨーケ2、手箒2、一輪車1

IV 作業過程 (1)竪穴住居跡実測、写真撮影を終る。(2)遺跡内不用の土盛、障壁の残部等を排除、排土の土山の地均し等を行なう。(3)写真撮影のため全体の清掃。写真撮影。①土壙遺構3 ②遺物撤去後の楕円型・円形の各周溝遺構 ③石器3点 ④特徴ある土器片主に縄文土器。

5 5.1 2.2 2 (月)朝霜深 日中快晴

I 作業人員 調査員1、作業員男2、女2、計4名

II 用具 スコップ2、手箒2、一輪車1

III 作業 (1)遺跡全体の実測準備作業。(2)楕円周遺構の実測を終る。

5 5.1 2.2 3 (火)曇

本日作業休止

5 5.1 2.2 4 (水) 曇後雨小雪後小雨となる

I 作業 (1)全面の水糸はり、1 m 区画方眼。(2)遺跡周囲の整理。

II 人員 調査員1、作業員男女各2

5 5.1 2.2 5 (木) 曇

I 調査人員 調査員1、作業員男3、女2、計5名

II 作業 (1)全体の実測。(2)竪穴住居外遺物の露出作業。

※ この日電々公社宮本係長1により現地のビデオ撮影が行われた。

5 5.1 2.2 6 (金) 朝小雨後曇

I 人員 調査員1、作業員男3、女2

II 作業 (1)前日に引き続き全体の遺構実測。(2)竪穴住居外排土と遺物の検出、一応終る。

※ この日電々公舎へ出向き発掘状況報告。

1. 事項 (1)竪穴住居跡1基、円形周溝遺構、楕円周溝遺構各1基交叉状態で検出、多数のピット状遺構の分布状態に付説明。

2. 課題 (1)調査結果概報を1月10日迄に提出の件、(2)現地北側に位置する里道壁の補強工事に関して文化財調査の要否について、行政機関の指導を受くることで話を結ぶ。

※ 発掘地実面積476.95 m²、1日1人平均1.12 m²の排土量。

※ この日折々降雨、風強く期間中最大の寒気襲来。

5 5.1 2.2 7 (土) 朝霜深曇

I 人員 調査員1、作業員男3、女2

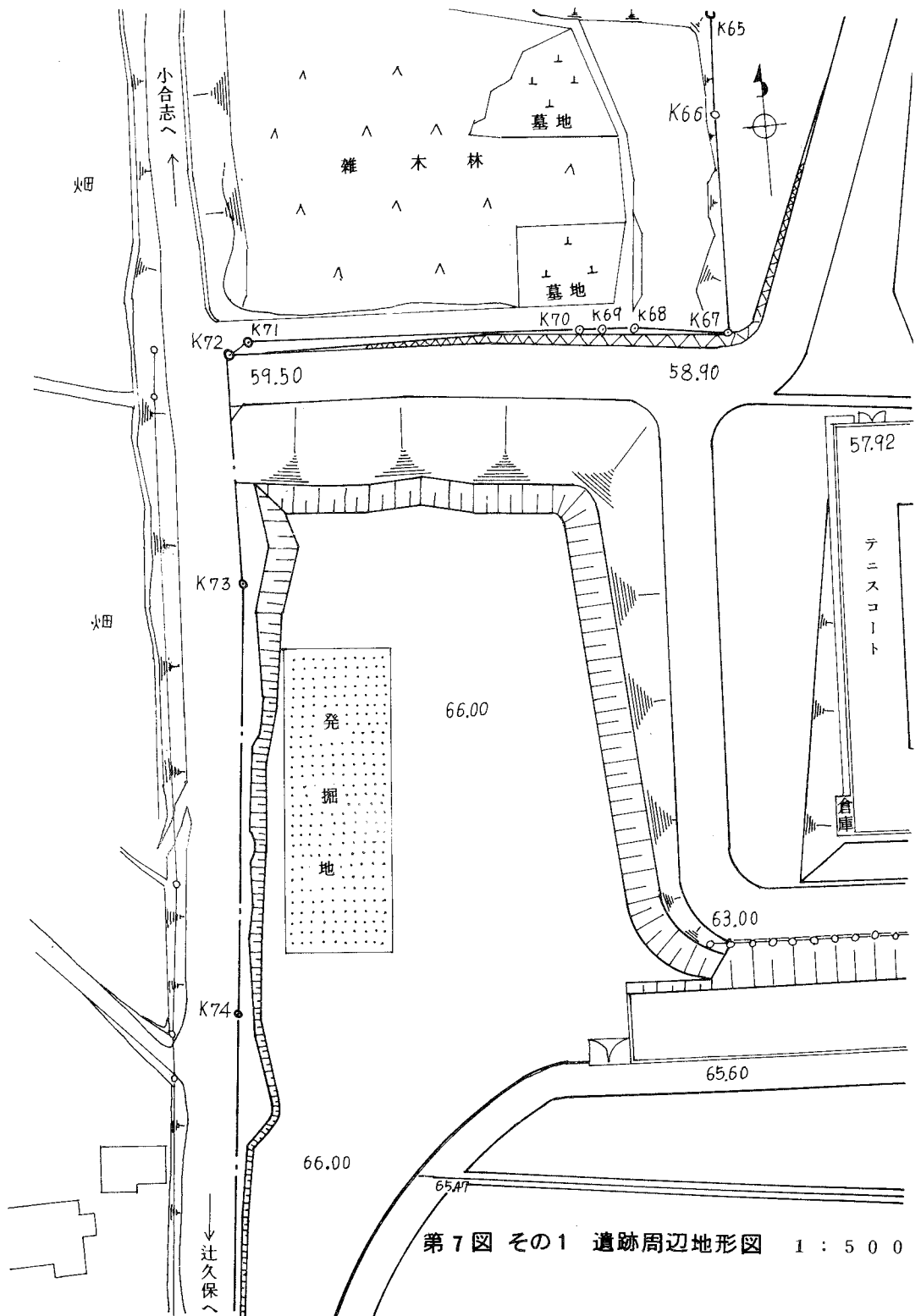
II 作業内容 (1)全体の実測完了。(2)竪穴住居跡外遺構の清掃、写真撮影を終る。
(3)ローリングタワーの撤去。(4)小土壙遺構3基写真撮影。

5 5.1 2.2 8 (日) 朝霜深雷鳴あり後晴

I 人員 調査員1、作業員男2、女2

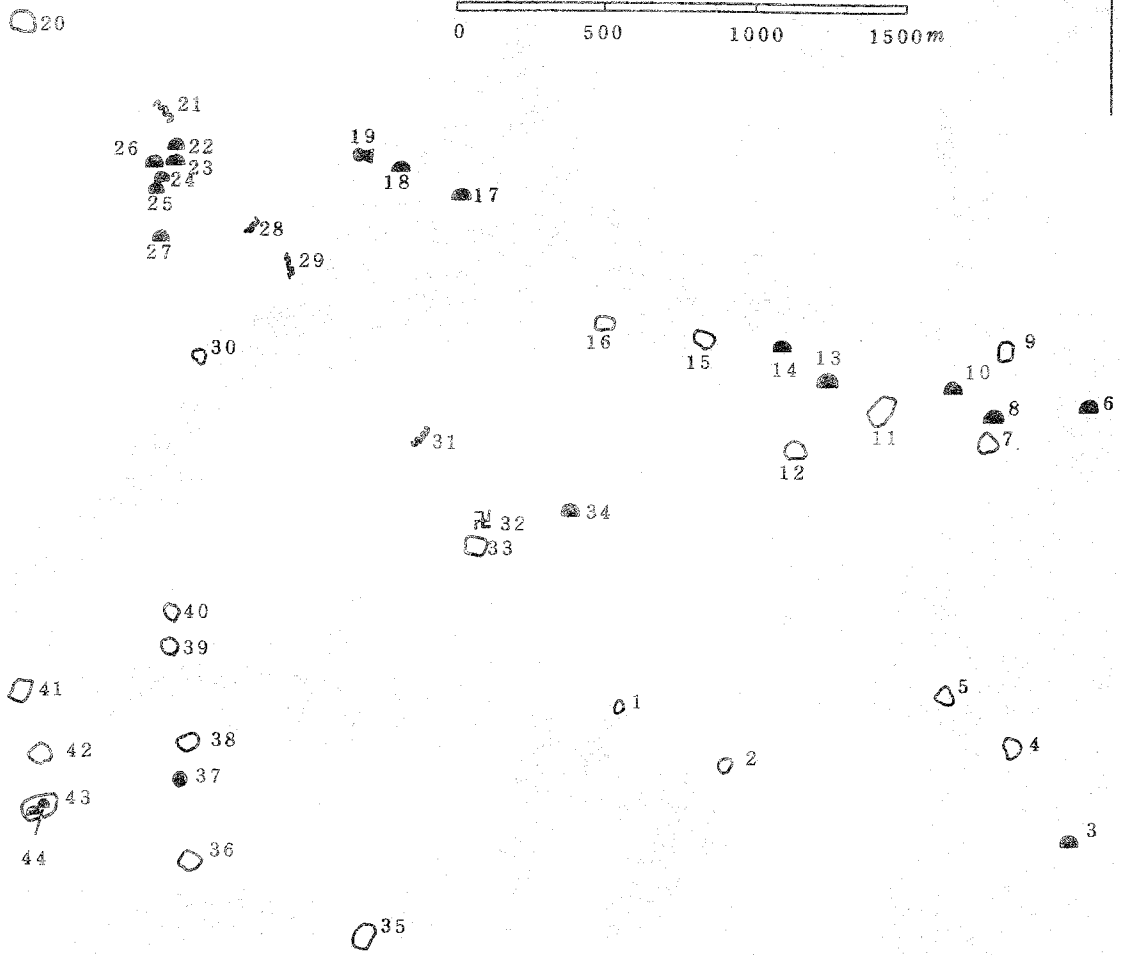
II 作業内容 (1)実測図の修正。(2)南辺に位置する小溝状遺構実測。(3)遺跡内各設備の解体作業。(4)遺物整理梱包。(5)借用物品の返却。

III 現場調査終了



第7図 その1 遺跡周辺地形図 1 : 5 0 0

第7図 その2 周辺遺跡分布図 1:25,000



周辺遺跡分布図 凡例

- | | | | |
|-------------|--------------|--------------|---------------|
| 1 熊本総合運動場遺跡 | 14 萩迫ハヤマ塚古墳 | 25 稲荷さん古墳 | 36 西合志中学校敷地遺跡 |
| 2 辻久保遺跡 | 15 弘生原遺跡 | (黒松古墳群第6号墳) | 37 中原支石墓 |
| 3 中林古墳 | 16 八反田遺跡 | 26 黒松古墳群第2号墳 | 38 琵琶田遺跡 |
| 4 中林遺跡 | 17 生坪立石古墳 | 27 鬼塚古墳 | 39 西尾遺跡 |
| 5 中林西遺跡 | 18 生坪古墳 | (黒松古墳群第4号墳) | 40 黒松岡原遺跡 |
| 6 南原古墳(1) | 19 生坪塚山古墳 | 28 塚口横穴群 | 41 永田遺跡 |
| 7 後川辺遺跡 | 20 宮田遺跡 | 29 黒松横穴群 | 42 八反畑遺跡 |
| 8 南原古墳(2) | 21 平野横穴群 | 30 黒松萩迫遺跡 | 43 双子山石器製作遺跡 |
| 9 橋本遺跡 | 22 塚口古墳 | 31 立割横穴群 | 44 双子塚古墳 |
| 10 西谷古墳 | (黒松古墳群第5号墳) | 32 玉蓮寺跡 | |
| 11 高木原遺跡 | 23 禰観音古墳 | 33 合志郡家跡推定地 | |
| 12 江良遺跡 | (黒松古墳群第1号墳) | 34 小合志古墳 | |
| 13 萩迫長塚古墳 | 24 黒松古墳群第3号墳 | 35 笹山遺跡 | |

第 3 章

1. 遺跡の立地

この遺跡は、熊本県北端に位置して、東に秀峰鞍岳（標高1118.6m）、北に峻峰八方が岳（1052m）、西に国見山（388.8m）、南に三の岳（684m）などの山々と、その支脈の連山を周壁として、その中に標高70m内外の、おおむね平坦な台地が拡がり、東西約2.2Km、南北2.6Kmという広大な平地には、ほとんど全域に及んで縄文早期の太古以来、人々の生活が始まっていたことは、考古学の進展に伴ってその実態が明らかになった。現在では菊池、鹿本の二郡を収容し、南端に熊本市、北端に菊池市の二市とそのあいだに西合志町他おおむね7か町村が寄生し、南端は熊本市と隣接する。

遺跡の所在する西合志町は、南北に走る地形が長い逆三角形を呈し、南北の長さ8.7Km、もっとも横に広い北端で4.4Km、標高が南端で66.8m、北端で68.4mで、ほとんど隔差のない平坦な台地であることがいえる。

遺跡はこの中の東北の隅にあるところに位置し、南方は大池と呼ばれる地名の通りの低地帯で、北へ漸次高さを増し、北は急速に低くなり、帯状の水田帯を東西にめぐらして遺跡を囲んだかたちをつくり、西は雑木林で小さな谷をもって境し、東は水田地帯の一部が細長く南へ入りこんだ谷をもって境界をつくる中に、標高66mの高さで、東西60m、南北70mの広をもって遺跡とするが、その一部になる広さ480平方mの範囲についてこのたび発掘調査を行ったものである。

2. 遺跡の歴史的環境

熊本総合運動場遺跡を抱容する西合志町は地形の上で、特別高い山や深い谷があるわけではなく、中心部はおしなべて平坦な台地が拡がり、周辺は低地帯となっている。特に北半部は合志川と、その支流塩浸川の細長い水系平野地が連なり、台地の裾は幾筋にも分れて水田地帯に突出し、またそのあいだあいだに多くの谷々をつくる。水田面にきり立った絶壁には横穴を穿ち、中央台地には縄文期から弥生期にかけての遺跡が、また台地の先端や丘陵の頂上には封土をもつ古墳がそれぞれ築かれている。

これらのしぜんのうちに形づくられた好条件の地形は、各時代を通じて極めて価値の

高い古代文化の拠点を築き上げている。しかもそれらが今なお多く分布する遺跡の性格や形体の上からみて、多くが共通性をもって成立していることが言えると思う。

それらのものを先づ東の方が眺めてみると、発掘現地の位置が西合志町の区域の東北端にあるため、距離的にいくらかなく、多くの遺跡が隣町の合志町の行政区域に入っている。

現地から東へ約400mの地点で、熊本から隈府に至る県道と、それに平行して走る熊本電気鉄道を超えた一帯の地域に、縄文晩期から弥生期を経て古墳期にかかる遺物を包含する辻久保遺跡がある。その地点からさらに東へ300mもあるうか、合志町中林に至り3箇所の遺跡があげられる。北の方にあたって弥生期の、主として須玖式土器を多く包含する中林西遺跡と、その南に接して縄文期、特に晩期の御領式土器をもつ中林遺跡とがあり、そのまた南の近くに円墳2基からなる中林古墳群がある。

総合運動場遺跡は舌状台地の北端部に立地していて、その北は塩浸川流域の細長い水田を距てて、対岸は約200mにして小合志の集落地に到る。小さいながら古くから成立した部落らしく、地形的にも好条件が揃っているように思われる。背後は密林がつづき、幾すじかに分れて北方をとり巻く水田面に突出し、西端に当って突出部分の一つの先端に位置して小合志古墳の所在したことが挙げられる。この古墳は昭和35年2月、当地在住の緒方治夫氏が鶏舎を建設するために高い山土を開墾の際に発見されたものである。直径約10m、高さ3mほどの円墳で、南側に空濠をめぐらしていたという。内部構造は安山岩の自然大石を用い、前室を備えた横穴式石室の豪壮なもので、内部からは銅体金板張の金環と、7.2cmの直刀と刀子などの副葬品が発見されている。これらのことは、古墳時代後期に、豪族の拠点がこの地域にあったことを如実に示すものである。解体後石材は全部小合志の部落に運ばれ、小合志在住で、日本に於ける西洋医学の先覚者をもって名をなす清原辰次翁の頌徳碑に利用されている。翁の遺志によってその住家は町に寄贈され、小合志公民館となっているが、今前庭に高く聳ゆる大きな碑がそれである。

小合志集落が律令体制下合志郡の官衙（郡家または郡衙）の所在地としての所論に必ず極めて重要な証とされている。特に現在の第1小学校の校地から、東へ約200mの範囲内源亮氏宅までは歴史上重要視される土地と考えられ、小合志の「古屋敷」はこれに属する豪族の屋敷跡として注意を払うべきところである。現在の第1小学校及びその

付近の地名を玉蓮寺と呼んでいる。この地に「金華山玉蓮寺」と称する寺院があったことを示している。このことについて「肥後国誌」巻之五 合志郡 竹迫手永 の項に「金華山玉蓮寺跡 天台ノ古刹也往昔ハ塔頭七坊其廃跡アリ往日當所ノ農圃蘿蔔ヲ作り其根ニ金砂アルヲ見テ始テ金山ヲ開キ繁昌ス此時當寺ヲ建立シ観音ヲ本尊トス奥州金華山ニ此ノ山號ト為スト云金ヲ掘ン處ヲ今山ト称スト云リ今寺跡ニ観音ノ一堂アリ」と記し伝えている。これをどの程度信じてよいか、その判断に苦慮するのであるが、心あたるところだけでもとって少し検討することにしよう。山号の原拠となっている「奥州金華山」は東北の陸前国、現在の宮城県の太平洋岸で、東南に向っておよそ30kmの長さをもって突出する牡鹿半島先端の、金華山瀬戸によってたち切られる小島である。北は青森県の下北半島から、南は千葉県房総半島に至る太平洋岸の極めて単調な海岸線に、ただ一つ忽然として変化を与えている。山肌の軟弱な部分が太平洋の荒波に打ち崩されて、地盤の岩肌が露呈し、さらに浸蝕されて付近一帯に奇岩怪石や千畳敷を作り出し、無数の小島を生んだ。日本三景の一つである松島的美観も、この半島に抱かれた仙台湾の一郭にある。「すめらぎの、御代の栄えと東なる、みちのく山に黄金花咲く」と万葉集にうたわれた大伴家持の歌から、金華山に金がとれたと伝えられ、松尾芭蕉の「奥の細道」からも同じことが受け取られるが、玉蓮寺においても肥後国誌の伝える農夫が大根を掘ったあとから金砂を発見し、金山を開いたこととまったく共通する。奥州の金華山は恐山や月山とともにみちのくの三霊山として古くから深く信仰されてきた島で、現在も黒松をはじめ樺、ぶな、樺などの原始林に被われ、猿や鹿の住みかともなっている。中腹に黄金山神社が千二百年の古い歴史をたたえて鎮座する。3年続けて参詣すると一生金に困らないと信じられて、福德の神様とされている。玉蓮寺の山号をこんな遠隔地からとった由縁もおのづからうなづける。

第1 小学校の敷地が玉蓮寺の寺地といわれるが、すでに切り開かれて現在ではその痕跡の片鱗さえも見るできない。肥後国誌にある「今寺跡ニ観音ノ一堂アリ」というのは、小合志西外れの路傍にまつられる馬頭観音と大書してある一堂を指すのであろうか。馬頭観音とあるが、まったく違い、像容、像顔から、頭部に、多くは失なわれて数面残っている化仏などの状態から見て十一面観音が収められている。何かの手違いであろう。そのことはともかくとして、肥後国誌の記事でこの地に金華山玉蓮寺と称する天台の古刹が建立されて、塔頭の七坊をもって栄えたことがよく理解される。

この地点から西へ約300mのところ、北がわが水田になる崖面に数基の横穴が開いている。立割横穴群である。

ここから北西の方向にあたって同じ地続きの台地で、いくつかの小さな谷があり、密林があり、段畑があるなど地形の変化を極めたところの密林の中や、林に被われた台地の絶端や、丘陵裾の断層に大小の円墳や横穴など多くの古墳が密集的に分布している。総称して黒松古墳群と呼び、黒松地区を一つの拠点として古墳時代中、後期に豪族中心の一大勢力圏があったことを示し、学術的にもその価値は極めて高く評価される。

雑木林の繁茂するあいだの参道様の通路のある細長い台地の絶端に位置し、北に面して広がる水田が樹木のあいだから眼下に見透かされる。直径が50m、高さが8mという巨大な円墳があり、この類では県下最大級の偉容を誇っている。裾部には前面だけ除いた全面に幅約3mの平地帯を設け、その外周に幾分埋まったと見られる小溝をめくらしている。数株の山もみじの古木をみるほか全面山草に被われ、完全無欠の美しい容姿を今に止めている。墳頂に後世観世音石仏三尊が露座してまつられるところから、地元で「濡観音古墳」と呼んでいる。黒松古墳群円墳6基中の主墳である。部落総出で折々に除草などを行って管理をよくし、年毎まつりを行って尊崇を続けている。

南の方から長くつづく参道沿いの片側の、主墳から或程度の距離をおいた樹間に、円墳2基があり、これを黒松古墳中の2、3号とする。3号墳の西に位置して第6号円墳の配置があり、墳上に稻荷神を祀るところから「稻荷さん古墳」の名が一般的な通称となっている。主墳濡観音古墳北方背後の奥まった林間に位置して群中第5号墳とする同じ円墳の塚口古墳がある。またそれとは反対の方向にあたる南がわ参道の入口付近から東方の、段畑のある谷を越えた丘陵の中央頂端に第4号円墳1基がある。これを通称「鬼塚」といつている。肥後国誌に「鬼塚 其所以ヲ知ス近世観音堂ヲ建ツ」と極めて不得要領の簡単な記事に終っているが、この古墳のことであろう。

これらの6基の円墳群のほかに、その北方にあたる小丘陵の西と東の山壁の、西では狭く入りこんだ水田に面する中段に2基が接して並んでいる。これを塚口横穴群とし、東のは水田片側に通ずる道路沿いの竹林中段の斜面に位置して、4基の横穴が東面して並ぶ。これを平野横穴群と呼ぶ。横穴の羨門外壁や内壁は風化が深く剝落または崩れ落ち、辛うじて穴の形体を止めるに過ぎない。塚口横穴2基では鉄格子扉に施錠をもってその保全に意が払われている。この2群に限らず、黒松地方の丘陵を形成する地層が全

面的に集塊岩層であるため、小粒混りの土質同然で、成立年数は変らないにしても、凝灰岩層に比較すればはるかに軟弱であるという欠点は免れないところである。

群中最大の濡観音古墳を中心に、これを囲むようにして多くの古墳、横穴と、さらに範囲を拡ぐれば荻迫南方台地では、弥生中期の甕棺を主とする黒松荻迫遺跡と、西方泗水町堺の岡原に位置して、弥生期の集落跡として成立する黒松岡原遺跡が分布するなど、数々の古墳、遺跡の集中的に存在することは、合志川水脈圏で、弥生時代から古墳時代にかけて文化圏の、一大拠点となすもので、後に大和政権下の王生部民を生み出す背景となっていると考えられ、なおこの圏内に抱容された古墳がすべて円墳であることも一つの特徴として注目に価するところである。同一支配下に造営されたことの証佐ともなるであろう。

平野横穴群から東方に帯状の水田を越えて大きな半島状の丘陵が望まれる。西北方から東南方へと国道付近に及び、その長さは2 Kmに及び、民家の密集や点在が見られる、弘生の集落である。丘陵の西北方に到って最も高く、突端によく整備されているらしい形の美しい大きな墳丘が早くも目をとらえる。生坪の塚山古墳である。全長60 mの規模をもった前方後円の偉容を誇り、後円部に堅穴石室を収容する。この古墳から南へ100 mほど下りたところで、円墳の封土に箱式石棺を収め生坪古墳があり、それにつき同じ距離をおいて、朱の三角文様をもつ小形の冢形石棺をもつ石立装飾古墳が挙げられる。石棺内からは女性の人骨と櫛が出土している。

丘陵は漸次東南方向へ低くなり、丘陵の中央に近いあたりで、裾には民家も密集して集落をつくる頂上に、弥生中期の甕棺やその他の土器、磨製石斧が出土したという八反田遺跡がある。

そこから南へ200 mほどのところに中世城跡の弘生城跡と伝えられる一郭がある。また八反田遺跡の東約250 mの地点では、野辺式土器や土師、須恵の土器など、弥生晩期から古墳期にかけての土器を多く包含する弘生原遺跡がある。もうこのあたりはこの丘陵のつけ根にあたるところで、幅も広くなり平地という感じで、国道387号線も間近なところに、円形の封土中に箱式石棺を収めた迫原ハマ古墳がある。石棺内からは鉄鎌と銘のある土器が発見されている。県道に近くなると民家も多くなって大集落を形成する。その北の背後の帯には、野辺田式、土師器、須恵器など、弥生晩期から古墳期にかけての遺物を包含する。それが前に述べた同じ地続きで、西北へ約500 mのと

ころに位置する弘生原遺跡とまったく共通する江良遺跡である。

この地点から国道を越え北東へ300mほどの距離をおいた一帯の地域に高木原遺跡がある。この遺跡からは、広い範囲に及んで縄文後期から奈良時代に亘る大量の土器が出土したことで知られている。

熊本総合運動場遺跡を中心として、地形がゆるやかな傾斜をもって低くなり、湿地帯をつくり、大きな窪地ができ、降雨のたびごと周辺の水はここに集まって大溜池となる。このようにしてできたと思われる「大池」は可なりに古く、今も四時満面の水をたたえ、何か由々しい感じにとらわれる。このことについて「肥後国誌」に「中郷大池村 高百十一石 餘大池 大池小池アリ川久保日記(川久保三四郎ト云者合志家ノ侍ニテ梅木口ヲ預リ固メシ者ナリ彼カ書シ日記ナリ子孫枯木町ニ有ト云)云昔聖徳太子當国五ヶ所ノ池ヲ穿チ給ヒシ其一也トアリ」と記されている。文面によると合志家の侍であった川久保三四郎という者が書いた日記からうつしたものであるということだが、川久保三四郎がどの程度の研究と知識をもっていたか、それは知る由もないが、日記の記事が何を根拠にしているか、聖徳太子説に至っても同様、疑問は大きく残る。「枯木町」は植木町ではないだろうか。聖徳太子が肥後へ来て池を5か所掘ったとする記事も思えない。地形の都合によって自然的に生じた窪地に、一部築堤工事を行って、灌漑用として貯水したものであろうということ以外、別に考えも浮ばない。この問題はこの程度で止めておくことにしたい。

発掘現地から南の方向では、大池のほかに取り上げられるものはないが、西に寄る西南方向約800mの地域一帯で、条痕文のある土器や石匙などを出土させた縄文時代の笹山遺跡がある。

熊本総合運動場遺跡を中心にして、その周辺に分布するそれぞれの遺跡を挙げ、検討してみた。周辺の範囲を拡ぐれば限りがないため、この範囲に止めた。西方の野々島でかつて丸木舟を出したことで有名になった、縄文後期から弥生晩期までの時期とされる沖田遺跡があることも忘れてはなるまい。

第 4 章 調査の過程

西合志町の東北端に当って、東は合志町に隣りし、北は1 Kmにして泗水町と境界する。国道387号線に沿う菊池市隈府に至る熊本電気鉄道の辻久保駅付近をつけ根として、北に西北方から東南方へ流れる通称しおひたし川流域の細長い水田地帯が北半部を囲んだ標高69.7 mの舌状台地がある。中央を辻久保から北の小合志へ通ずる道路が台地を二分し、その東側、国道線以西の畑地と山林地帯を併せた東西約300 m、南北200 mに及ぶ広大な敷地に、日本電信電話公社九州電信局の熊本総合運動場の新設工事が進められている。この敷地の畑地一帯に縄文時代から古墳時代にかけての遺物の包含があり、これを小合志原遺跡として重視されてきた。当社はこの遺跡の中の西端になる掘切道に沿う東上段の畑地であった一部を敷地に、総合運動場付設の屋内練習場を建設する計画をたてた。

ところがこの予定地が小合志原遺跡の中心地帯であったため、埋蔵文化財保護の適用地というわけで、建設工事に取りかかる前に正規の手続きをとって発掘調査を実施し、その結果を記録にとどめ、それを保存することになった。発掘地は昭和51年度実施された予備調査(埋蔵物の包蔵確認調査)がすでに行なわれ、その結果に基づき予定されている建造物の敷地が東西へ10 m、南北へ30 mということで、埋蔵物、遺構の拡がりを考慮してさらに4 mづつを延長、結局東西14 m、南北34 mを範囲として調査を行うこととなった。

(1) 発掘計画

現地はもと畑地であったため、全面平坦に均らされているので、発掘作業を進める上で申し分のない地形である。数年のあいだ放置されていて、一面に雑草が生い茂っていた。一応除草を行ったあと、ブルドーザによって厚さ30 cm程度の地表土を排除する。一面均等に均らされた地形の上から、枡形に分割して、ひと枡づつ段掘りをくり返す方法を用いることが効果的ではないかと考え、いわゆるグリッド方式によることにした。

そこで、南端の東西線に3.5 m間隔をもつて5点を設け基点とし、各点に杭を立て、東端点より北へ直角線を引き、34 mのところを一点を押し、同様の間隔で各点に杭を立て、10本目まで3.5 m間隔、あとの1点を都合上2.5 m間隔にし、各点に杭を打つ。この2線を基点として四方に各点を設定し、水平に水糸をもつ縦横に張る。このようにして40個からなる基盤目のグリッドをつくった。

全体の遺物の表面採取を行ったあと、グリッド毎ジョレンによって軽く表面を削り上げ、そのあとを移植コテによって特に遺物、遺構の検出に意を払いながら、厚さ15cmを一単位として平面に表皮を削ぐ心持で排土を行う。厚さ15cmとするのは、表土を第1層した場合、そ下層にある茶褐色を呈する土層は厚さが15cmを有し、第2層に相当するからである。しかし全層がすべてその通りにはならないであろう。

このような要領をもって進め、それらの徴候を見た場合、原状のままにしておいて、石鏃などのような細形遺物は、記名札を付した目印を原位置に立てる。または紛失しやすいので写真に記録のあと、遺物責任者によって他に移し保管する。それらの遺物、遺構に支障のない部分の土のみを取り除く。この作業をくり返し、地盤層に達するまで進める。

全体の排土を終えたあと、各グリッド間の障壁を、通路だけを残して除去する。この場合においても遺物、遺構の検出に意を用いることは同じである。このあとグリッド分割はなくなって遺跡は検出された遺物、遺構のほかは一連につづくことになる。

最後に、原状のまま残した遺物、遺構の精査から、地盤面に現れるビット状遺構の検出精査に及ばせる。通路として残した障壁はここで取り除き、全体の清掃、露出された土器の洗い上げを行ったあと、適期を見計らった上で全体、部分に及ぶ写真撮影、つづいて20分の1にした実測製図作業を行う。

いずれの遺跡の場合でも同様であるが、なるべく多くの成果を期待して発掘作業に入るものであるが、作業は能率的ばかりを考えてやれるわけでなく、より効果的な方法を考えた。また一方では作業員に関係することも逃せない。余暇を見出しては折々に実物、現場または写真等を示して少しでも早く知識を得させるための学習会も行った。

(2) 発掘過程

① 第1層の状況

調査計画に基づいて第1層を第1グリッドを手はじめに、順を追って最後の第40グリッドまでを、6日間延人員36名をかけて排土を終る。その結果、次の通りの徴候、またはそれぞれのものの検出をみた。

第8グリッド

ほぼ中央を西北から東南方へ幅50cmほどの黒土が斜にはしり、弥生土器片、石片等数点が含まる。またこのグリッドから北隣の第12グリッドにかけて、小さな

長方形の黒土層が、第12グリッドでは小型の長三角を形づくる黒土の検出をみた。

第10グリッド

東半部の中央に位置して、直径45cm程度の焼土塊を検出した。

第14グリッド

北西隅に小型小判型の黒土層を確認。

第20、24グリッド

二つのグリッドにかかる西半分に、南北辺の長さ3m以上はありと見られる角型の黒土の拡がりを確認、竪穴住居遺構の徴がある。

第26、27グリッド

第27グリッドに重点をおき、隣りの第26グリッドにかけ、幅50cm程度黒土が馬蹄型(半小判型)を保って確認された。現在の段階では何を意味するものであるか不明。

第28グリッド

東半部に集中して弥生晩期の土器細片多数が出土、第27グリッド検出の馬蹄形の黒土につながっている状態が濃厚。

第29グリッド

東にわづかに片寄るほぼ中央に位置して、直径40cmほどの円形をつくる焼土を検出、住居外炉跡とする見方が濃厚。

第34、35、36グリッド

三つのグリッドにまたがり、西北方から東南方へ通ずる幅1m程度の黒土を検出した。排水溝の遺構かと思われる。また第35グリッド内、北辺中央部に位置して、雲母片岩製の石匙1個が出土した。

② 第2層の排土作業

第1層の、厚さ15cmをもって全体の排土を終り、検出された遺物、遺構を原状のまま残し、第2層の、厚さ15cmを排土し、遺物、遺構を第1層と同じ要領をもって、5日間をかけて行い。ここで特に第27、28グリッドに見られる馬蹄型遺構と土器片群との関係、それが何を意味する遺構か、また第34、35、36の各グリッドにかかる黒土帯は果して排水溝なのか、確かめる。竪穴住居跡の徴候を示すものは、周辺1m幅をのこして他を排土する。などのことを主眼点において作業を進めた。次の

ような結果を得た。

第11グリッド

焼土部分を検出。屋外炉跡か。

第16、17グリッドにかかる竪穴住居跡の徴候は、北隣りの第24グリッドにかかり、南北に通ずる1辺の長さが1mを越えていることが判明した。

第27、28グリッドにかかる馬蹄形(半楕円)の遺構は、第22、23、26、27、28、31、32の各グリッドにまたがり、内のりの長径6.5m、短径3.5mはあるほどの小判形を形成、また、第28グリッドに露出された土器片群は、小判型遺構の上層に乗ったものであることが判明した。

第33、34、35、36の各グリッドにまたがる黒土は、第29グリッドにかかっているので、結局東から西へ全グリッドを貫通していることが分った。だが事実排水溝であるかは、確実的な証拠はまだ得られていない。

第39、40グリッドにかけた幅40cm、径3mを越える半円状を呈する黒土を検出した。黒土に可なりに明確さがあるが、何を示すものであるかは不明である。

第7、17、19、30、33の各グリッドでは、ピットとみられる遺構を確認した。なお、北半部には縄文土器の混入する弥生土器細片も可なり多く出土した。だがまとまったものがなく、個々の断片が多く、攪乱されていることを如実に物語っている。縄文土器片は可なりに古い時代に比定できそうなもの数片も見出される。このようにして、ここではピット状の遺構を中心とするほかに、縄文土器を含めた土器類も出土し、この遺跡の性格もこの段階に到って分りかけた感がある。

③ 第3層以下の排土状況

第3層といっても、層序の上からでなく、排土上の回数になるため多少喰い違いが生じる場合もあることを前もってお断りしておきたい。さて、各グリッドの中にそれぞれ検出されたそれぞれの溝状遺構、住居跡遺構、長方形遺構、三角形遺構、半円遺構、半楕円遺構等を原状のまま残して、それらに支障のない部分を排土したのであるが、厚さ15cm程度の土を除く。結果は下記の通り。

第10グリッド

ピット大小3個、1部に土器片2群、北西隅に黒土層。

第7グリッド

ピット大小新たに8個。

第1グリッド

東南隅に粘土の盛り。

第2グリッド

ピット8個、土器片1群。

第6グリッド 大小13個

第21グリッド 新たにピット4個

第22グリッド ピット8個、北西隅に溝状遺構

第26グリッド 西南隅に溝状遺構、第22グリッドの遺構とつながっているもよう。

④ 竪穴住居遺構の検出

竪穴住居遺構とみられるものが遺跡西端の中央に位置して確認された。人員25名をもって5日をかけて排土しながら遺物を露出させ、一応全容の検出を終えたというわけであるが、先づ竪穴輪郭線全体の検出作業にあたる。東辺の南北線は最初から見えていて直線を描き、これが住居跡とすれば方形の建物だとして、あとの3辺を探索することに重点をおいて、ジョレンをもって表面を軽く削り上げた結果、困難なく東辺に方形をもって連結する4辺を確認することができた。西辺はその一部が掘切道開設で削除されていることが分った。住居遺構の西がわ3分の2程度が発掘予定区域外にかかっていたため、その分だけ拡張して全体の完掘を期することにした。

確認できた輪郭線に沿って、移植コテを使い上面から厚さ10cmづつのところで、特に遺物に十分な注意を払いながら排土を繰り返す。西辺内側の中央に一群の焼土が確認され、多数の土器片も出土した。このところでひと区切りにして止め、全体を清掃、露出土器の洗い上げのあと、適期をみて写真撮影、つづいて実測図作成等、記録をとる。

上半部の作業を終り、下半部の作業に移る。同じ要領を繰り返しながら地盤に達するまで排土を進める。途中漸次排土の深くなるにしたがい土器片を主とする遺物が急速に多くなり、それが大型化し、折重なって出てくる状況で、作業の仕にくさ加わる。細心の注意と丹念さをもって作業を進め、原状をくずさぬよう努めながら地盤近くまで排土、遺物の露出を行った。遺物はすべて土器片であったが、多くが大形破片が群

をなしてまとまっております、1個体がそのまま押しつぶされた状態になっているものが可なりに含まれていることも分った。土器片の中には縄文中、後期に比定されるものが相当数混入していた。縄文期に起った遺構が徹底的に破壊されていることを示すものであろう。

前回同様、全体の清掃、遺物の水洗いを行ったあと、写真撮影、10分の1の実測図を作成した。

露出遺物を取りあげ、類別袋におさめたあと、移植コテ、竹箆によって、土器を除いたあとの排土を行いながらピットの検出に努め9個を得た。全体を清掃の上写真、実測等により記録を作成した。

さらに竪穴外周辺の遺構、遺物の調査を行う。遺構は認められず、土器片多数の廃棄された状態が南側と東側に隣接して見出された。写真、10分の1大の実測図等により記録をとった。

⑤ 楕円周溝遺構の検出

最初、各グリッド内第1層の排土によって、第22、23、26、31、32、28等のグリッドに見出された帯状の黒色土をそのまま連結すると、大型の楕円周を形づくっていることが明確なものとなった。西端部付近の上層に多くの土器片の廃棄された状態は、この遺構に付随しているものであることもこの時確信的なものであることが分った。然しながらこの楕円を形づくる遺構が果して何を指すのか、排土の上でさらに検討することによって解明されるであろうと考えた。

各グリッド間の障壁を全面除去する。表面をジョレン、移植コテなどによって軽く削り上げたあと、楕円状を形づくる黒土帯が、50cmほどの幅をもって長径約6m余り、短径が4mほどの溝状を呈して切れ目なくつながっていることが判明した。例の如く、上面から厚さ10cmをもって平面に剥き取る要領で数回繰返し、遺物、その他の徴候に特に意を払いながら丹念に底部に達するまで黒土を排土した。深さ30cmを計る全面ほとんど同じ深さを保ち、丸味を呈する楕円形の周溝であるとする見方が強まる。土器片は弥生終末期のものが圧倒的に多く、縄文中、後期のものとみられるもの数点も含まれていた。また同時にピット様の遺構12個ばかりが内外に検出された。

⑥ 円形周溝遺構と道路状遺構の検出

遺跡全面の地表土を削除後、表面を削り上げると、遺跡の北端部に位置して、50

cmくらいの幅をもって大きく半円をつくる黒色土と、東西に直線をもって通る広い幅の同じ黒土が互いに相接して検出された。例の通り上面から10cmづつの厚さで、特に遺物に注意しながら底に達するまで排土を繰り返す。途中半円を形づくる片方が、逆の方向で直線をつくる溝状遺構中にくっきりと認められ、半円形ではなく、完全な円形であることが明確なものとなった。また、その南部は直線遺構と重なり合っただけで成立していることが明らかにされた。排土を終った結果において、円形遺構は底が丸型を呈していて溝跡とし、円形周溝遺構、長い溝跡とみられた方は底が広くて浅く、しかも平面をつくっているところから、道路とする見方が強くなった。

二つの遺構が重複する付近では、縄文土器も混入する多くの土器片が集中出土した。

⑦ その他の小遺構の検出

その他の小遺構は長持型土壇、隅丸長三角型土壇、楕円型土壇、排水溝遺構等である。いづれも小さな遺構であり、作業員1名づつをもってそれに当らせ、1日で終る。楕円形土壇から石鏃2点を出した以外には、遺物、その他の徴候を認めることはできなかった。

写真、実測等によって記録した。

⑧ 地盤上層の遺構検出

以上述べた各遺構以外の地域で最も広い範囲にピット状遺構や若しくは堅穴住居遺構の存在が考えられる。ジョレンを使用して作業員全員によって三日をかけこれに当たる。全面に亘って軽く削り出す。堅穴住居の徴候は認められなかったが、大小のピット状遺構100数10を得、中の土を排出の上検討の結果確実性のあるもの84個が挙げられる。縄文土器片の遺物が出土しているところから、これに沿うものと考えられる。

ローリングタワーを設置して北からと南から伏し写真を撮影のあと、最初の通りのグリッド分割を再構成、これに基づいて、全体を一貫した実測図(20分の1)を作成した。

これで一応の調査を終ったことになる。

昭和55年11月17日に開始したこの遺跡の発掘調査が、同年12月28日という師走の日もおし迫るところついに終りを遂げた。開始以来40日間に及ぶ行程であった。予期していた以上の成果を挙げ得たことを喜んでいる。

第5章 検出された遺構

熊本総合運動場遺跡の発掘を行った結果、各種の遺構が検出された。先づ、古墳時代のものと思われる住居跡が1基、弥生晩期の完全な竪穴住居跡一基、その北に間をおいて、大きな楕円周溝遺構1基、さらにその北に西北の方向から東南方向へ、遺跡を横断して通ずる幅の広い道路状遺構と、主体をその北隣りにおき、1部それと重複する大きな円形周溝遺構が検出された。これらのほかに小型のものに長四角形と、楕円状をつくるものと、隅のまるい長三角状を呈するものなどの土壌3基が出土したほか、南側に寄ったあたりに短かくて小さな溝状の遺構が見つかり、全遺跡に亘って最下層から粗、密の差はあるが、ピット遺構としては適當の小穴が多数出土した。これを住居跡の柱穴跡とすれば、最下層では遺物としては極めて数少ない縄文晩期に比定される御領式系の土器が多く、したがってこれに相当する時期の住居跡であろうか。

以下これらについて順を追って、さらに詳述することとする。

1. 住居跡

① 古墳時代の住居跡

遺跡中央の北端に接して位置し、西の一边は掘り切った道路にかかって切断されている。現状は削平された畑地である地表下35cmの深さのところ、それより18cm下層にある弥生晩期と見られる竪穴住居跡と相重なっていることが分った。床面の東半分はほとんど消滅していて、西半分が遺存し、床の上面は踏み固められ、それが南、北の両端に漸次と薄弱となっていた。西辺の中央にあたるところに赤い焼土の一群があった。すでに破壊されていて、その構造を知ることは難かしかった。地表下35cmという深さは農耕の都度鋤の及ぶ範囲にあるため、原状はそのそびごと破壊されていくことは十分に考えられる。鋤を受けていない部分が断片的に遺存するのである。かつかつに固まった平面を住居の床面とみて、その上層には土師器、須恵器、弥生（晩期）の土器片20数片があった。底部、口縁部が含まれていないため器形に至ってはよく分らないが、すべて壺の腹部あたりの断片のようである。その中に須恵器の焼きの良い大型破片があり、床上に接着して出土している状態は、まさにこの遺構の時期を示しているものと思う。他の土器片は弥生晩期と見られるものと土師質のものとが混じ合っていて、原状の土層中に埋蔵されてきているものではないことが明らか

である。すべてがこの遺構に添うものではない。

② 弥生晩期の竪穴住居跡

弥生時代の竪穴住居跡は1基を検出したのであるが、古墳時代の住居跡と見られる遺構と同じ位置で、中央西端の古墳期住居跡の下層18cmのところになり、現在の地表下50cmをもつて弥生期住居跡の床面となる。南北の長さ4.74m、東西4.66m、竪穴の深さが西北部で30cm、東南部で45cmを計り、東南方向へ15cmの差をもつて低くなる。床面には北壁から西壁につづいて、10cmほどの段差をつくり、北壁側では東の方で1.40m幅、西の方で2m幅の、西壁側では北の方で1.40m幅、南の方では1.60m（道路で切断されているため復元推定寸法）の幅で、10cmほど高い段となっている。これは何を意味するものであろうか。他の例をとって少して考えてみると、昭和32年2月、玉名郡岱明町下前原正林の同じ時期の下前原集落跡で12基の竪穴住居跡が発見されたが、その中の第2号、第3号、第5号、第9号、第12号など、床面の三方に、コの字形に、また第1号、第8号では両側に、それぞれ1m幅ぐらいのベッド状を呈するやや高い段を備えていた。一方にだけあるものもあつた。昭和32年4月8日に東京大学に於て開催された日本考古学協会で「ベッドを有する弥生末期の方形竪穴住居跡群」として発表されている。

当時の住居の様式上、屋根裾が深く地上に達する屋根裏で、実際にベッドとしての機能を果たしたかどうか、これが問題だということと、一方では、第2号ではその上に鉄鎌2個が置かれ、第5号では破損していたが高坏1個が他の土器片と共に出土したことで、あるいは日常用具の置き場ではなかったかという説も抬頭し、片付かないままになっていたと記憶する。

熊本総合運動場遺跡出土の竪穴住居の場合においては、段差が10cmほどしかなく、幅がもっと広くてその2倍はあり、残りの低い部分が、二方が押し迫って全体の3分の1程度に狭められる形となっていて、その用途も不明であり、同じベッド状遺構を備えているといっても、両者においてその形状に相違があり、意義もおのづから別のことが考えられなくてはならない。ではそれをどのように解釈するか、なかなか判断し難く、後日他の例や、今後発見されるであろう例などと考え合わせた上で解結を見出すよりほかない。

床面上には厚さ15cmほどの土器包含層が乗っかかり、上層に土器の細片が多く量

が少なく、下層において密でしかも大型破片のまとまりのあるものが多かった。とくに弥生終末期に位置づけられる台付、または平丸底、尖り丸底などに楯目の痕跡を濃厚に止めた、俗に称される玉名郡天水町野辺田遺跡出土の土器形式を原拠とする野辺田式の特徴を示すものが圧倒的であった。その中に縄文晩期の土器の御領式3片が含まれていた。最下層にあるべきはづのものがこの層中から出土しているが、一部は攪乱されていることを示している。竪穴外、とくに南側に同種の土器片が多く埋蔵されていた。不規律状態のまま出土しているが、これは不用品を廃棄したものであろう。竪穴住居跡内、またはその周辺を含めた出土の遺物は土器片ばかりで、石器はまったく見られなかった。この遺跡で鉄器は発見されなかったけれども、前にも記した岱明町の下前原で鉄器の出土があり、石器の出土が割合に少数であったことでも分るように、これらの遺跡が、弥生時代終末期で、石器から金属器への移行期にあたり、金属器が現われて、漸次石器の使用が少なくなることを示しているといえるであろう。

床面上の遺物の露出に当っては上層と下層との2段に分け、しぜんの順序ではあるが先づ上層を行った後下層へと、排土と露出を同時の作業となる。清掃のあとカラー、白黒2様に写真撮影、出土状態の実測を10分の1と20分の1の2様で行ない図にする。

遺物全部を徹収のあと、床面の削り上げと同時にピット状遺構の検出を行なう。結果、床面に大小9個のピット状遺構の検出をみることができた。最大のものは東北の隅寄りに位置して、直径50cm、深さ40cmの、太さの割合に浅いようで、若しかすると小さいものを幾度が掘り替え、ついには一つになって大きな穴となったものであるかもしれない。最小のものでは直径14cm、深さが20cm、内側に向って傾斜しており、一つだけ小さく他のものと穴の向きが異なるところからみると、柱穴として穿たれたものでないことが考えられる。それを除いたほかは、大きさも深さも柱穴として適当で、四隅近くに少々乱れはあるが、大体において程よい状態に配置される。

③ 楕円周溝遺構

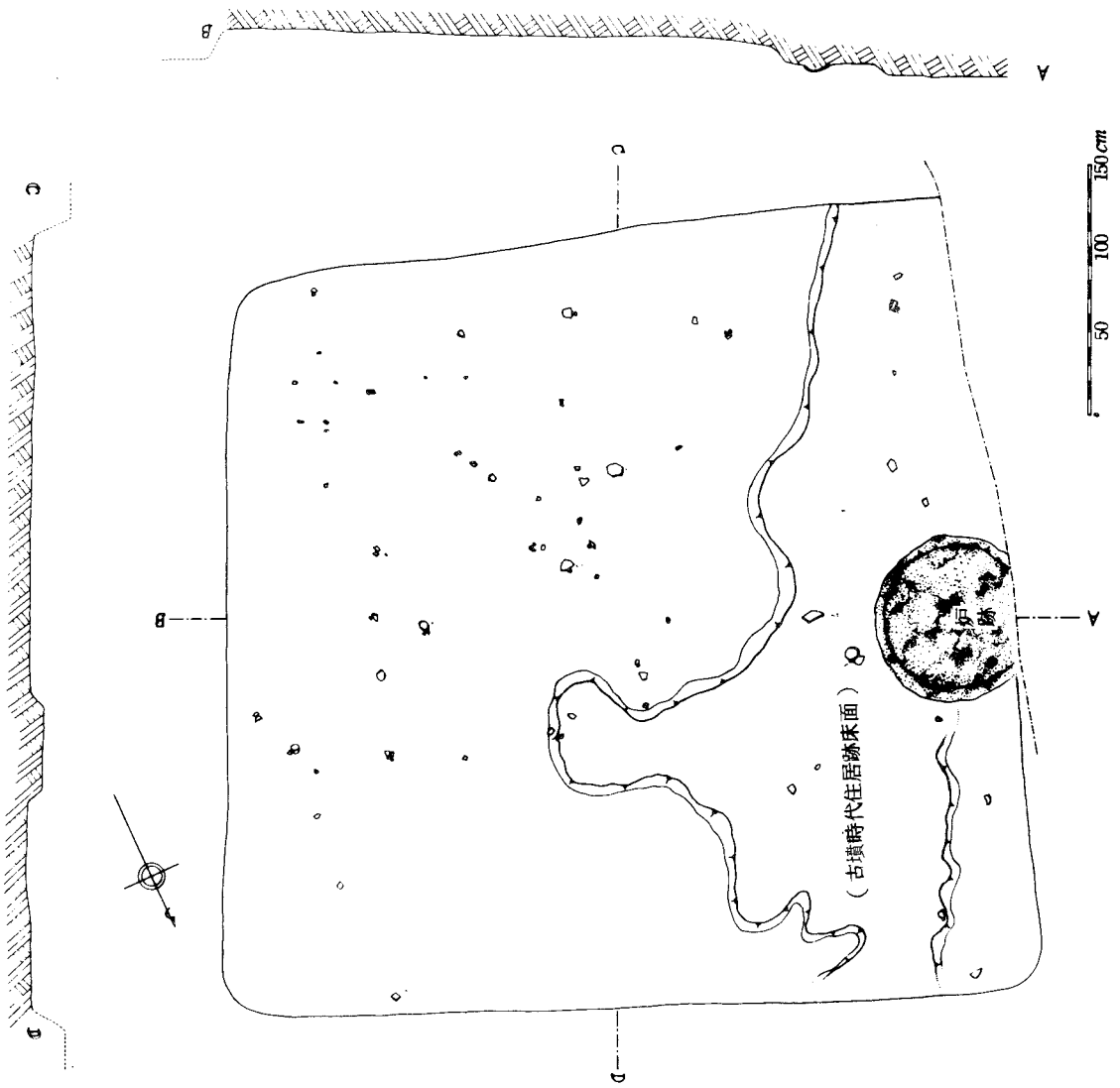
竪穴住居跡の東北隅に近接して、地表下35cmのところの、ほぼ水平を保つ平面上に、内側で長径6.70m、短径3.62mの規模をもって、長径の主軸を東南方から西北方へ北緯基線から西へ48度をとって楕円形を形づくる周囲に、切れ目なく幅が最も広いところで67cm、狭いところで44cm、深さが最も深いところで26cm、浅い

ところで18cmほどの溝のある遺構が出土した。内側で西半部の中央にあたるところに、大円と小円を二つつない並べた形で、深さが大円の方で最も深く15cmのくぼみが検出された。西方で周辺近くに1個と、東半部中央に、長軸線と平行に直径(上縁)30cm、深さ30cmほどのいづれも同大の柱穴とみられる穴が2個相接近して並列し、さらに西の穴から直角をつくって南側へ等間隔に、口縁の直径が13cmほどの小穴があり、東の方では周溝の外縁に触れ、15cmの間隔をおいて大小2個と、付近に不規則的な配置の状態、合計7個を数える一群と、それと相対するように周溝外反対側に1個、中央溝外の南と北とに相対して1個ずつ、西方の溝外にまた1個、柱穴と見られるものが楕円形の浅い堅穴の内外にそれぞれ配置の状態が検出された。

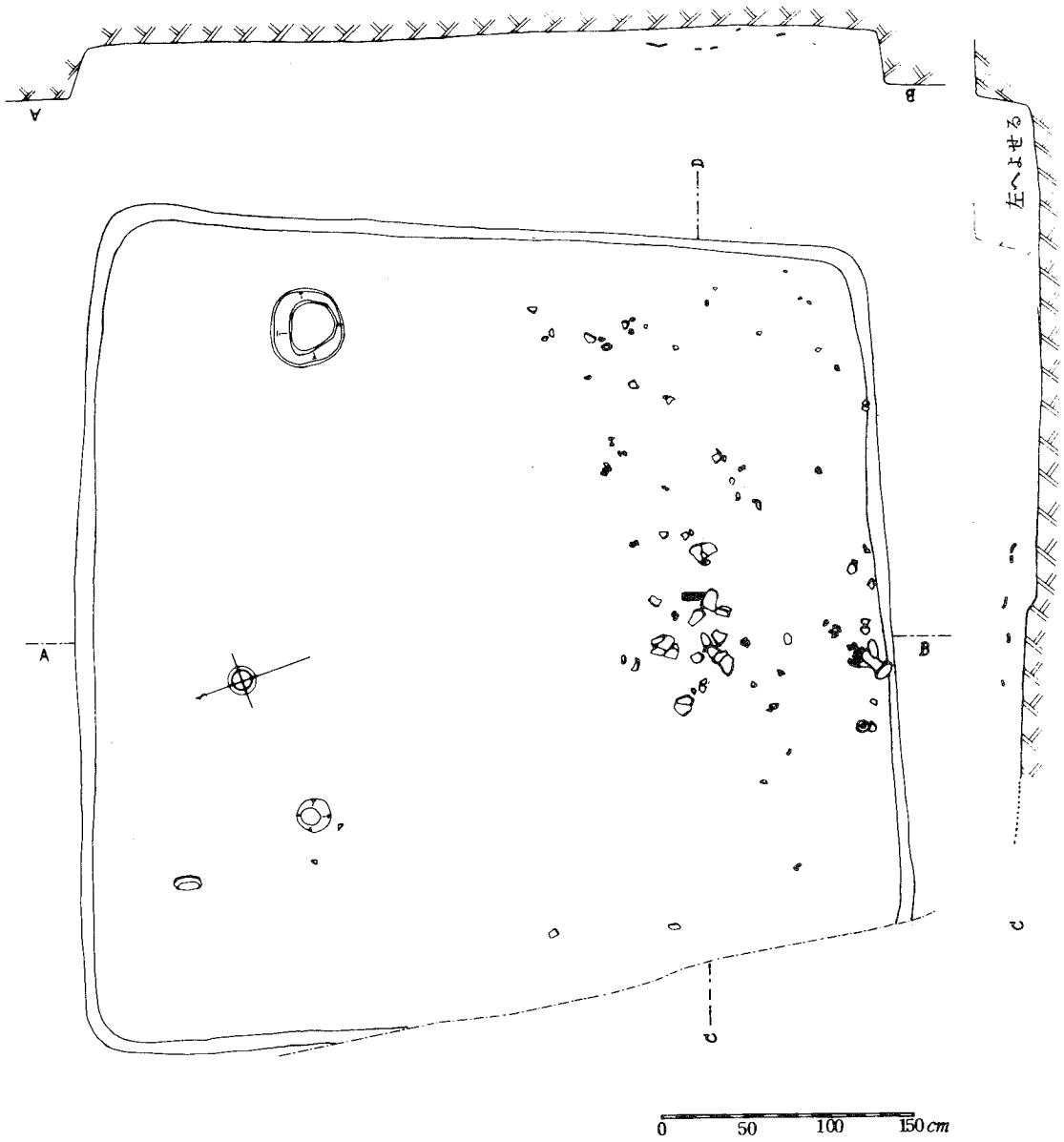
主として内部床面上層と、周溝内では南側に集中的に弥生終末期の土器細片多数の廃棄が見られた。これらの関連諸条件を総合すると、弥生終末期の楕円周溝住居跡であることが問題なく成立すると考えられる。だが然し気にかかることが一つ、それは形体が楕円形であることである。

従来発見されている住居跡の形体が、多くの場合方形と円形を基本としていて、楕円形に至ってはほとんど発見例を知らなかった。一つここに挙げたいものがある。昭和54年11月、鹿本郡鹿央町合里の圃場整備工事現場で発見の「小判型の住居跡」である。この遺構では長径6m、短径3mの楕円を形づくり、中央を横に段差をとり、高い方で15cm、低い方で60cmの深さの堅穴になり、その周囲に10個(1個不明瞭)等間隔の柱穴が付随する。出土の遺物として先づ、銘入りの鉢、皿形の土器、かえり刃有柄鉄鏃、その他の鉄器等が挙げられていることから、8世紀終末から9世紀初頭頃の楕円堅穴住居跡とされている。

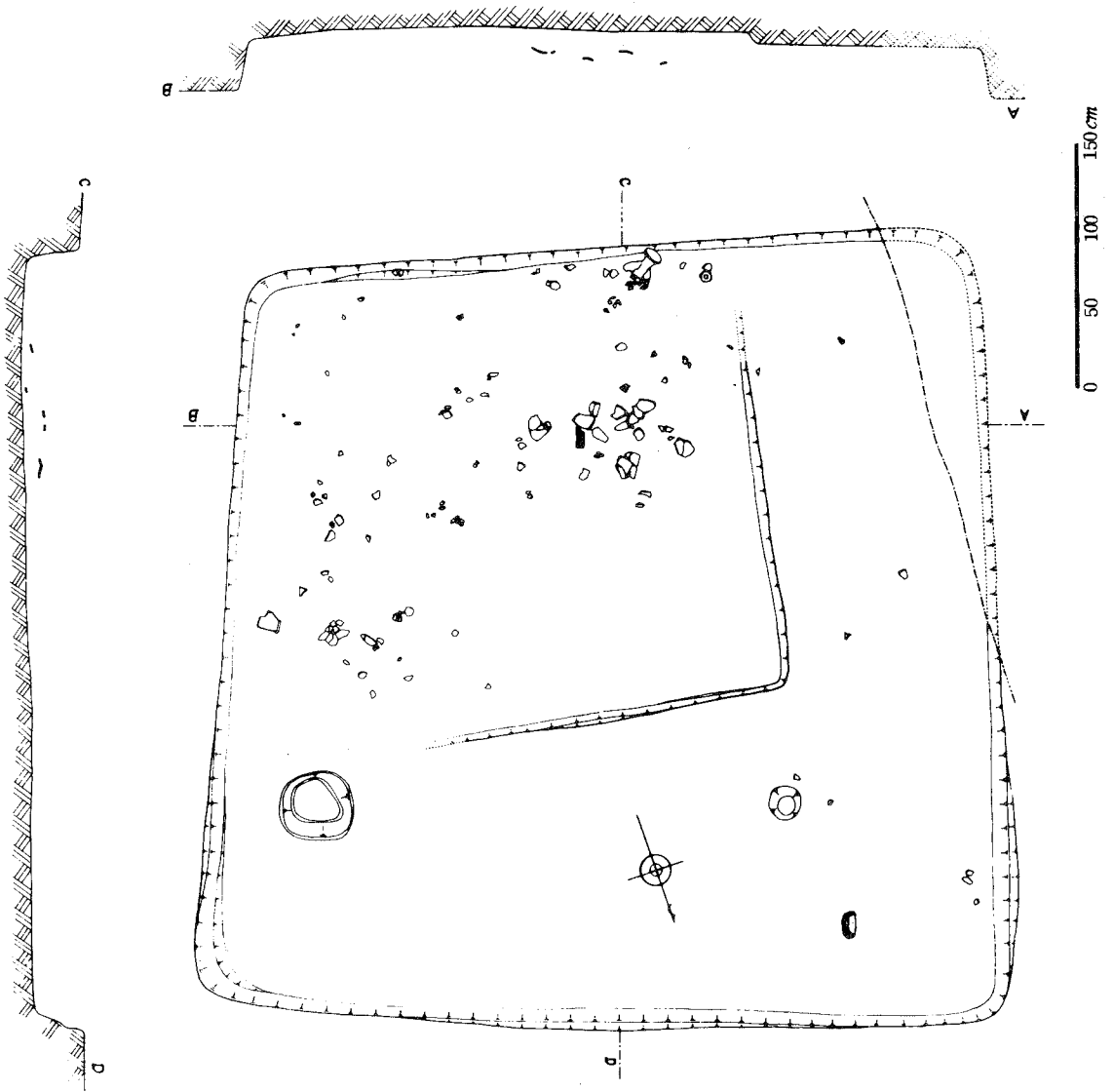
時期の上では小合志原熊本総合運動場発見のものと相当の差があるにしても、形と大きさの上においてまったく共通する。鹿央町発見のものは、その構造の上で典型的な楕円堅穴住居の形体を示している。それは時代による発展過程が示す相違があることは争えないであろう。言うまでもなく土中の保存状態の良否の問題もあるはずであろう。このように両者を比較検討してみると、小合志原出土のようによく整っていない時代のものが、平安時代頃にもなればこのように進歩したものとなって現れる、つまり、小合志原出土のものは、駄の原出土のものの祖型として価値づけられよう、などこんなことを考えてみた。



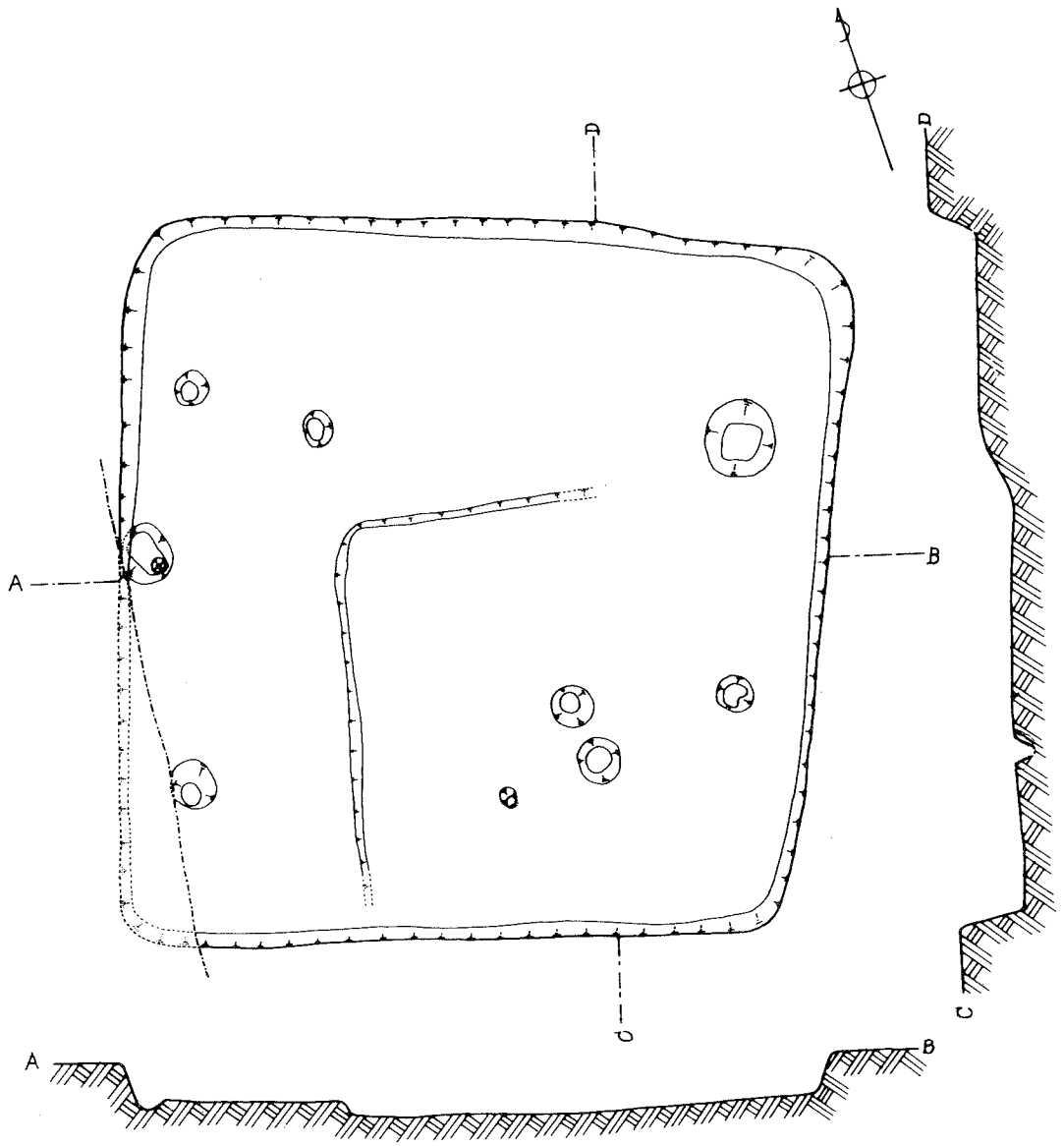
第 8 図 竪穴住居跡内上層部実測図



第9図 竪穴住居跡内第3層遺物出土状態実測図

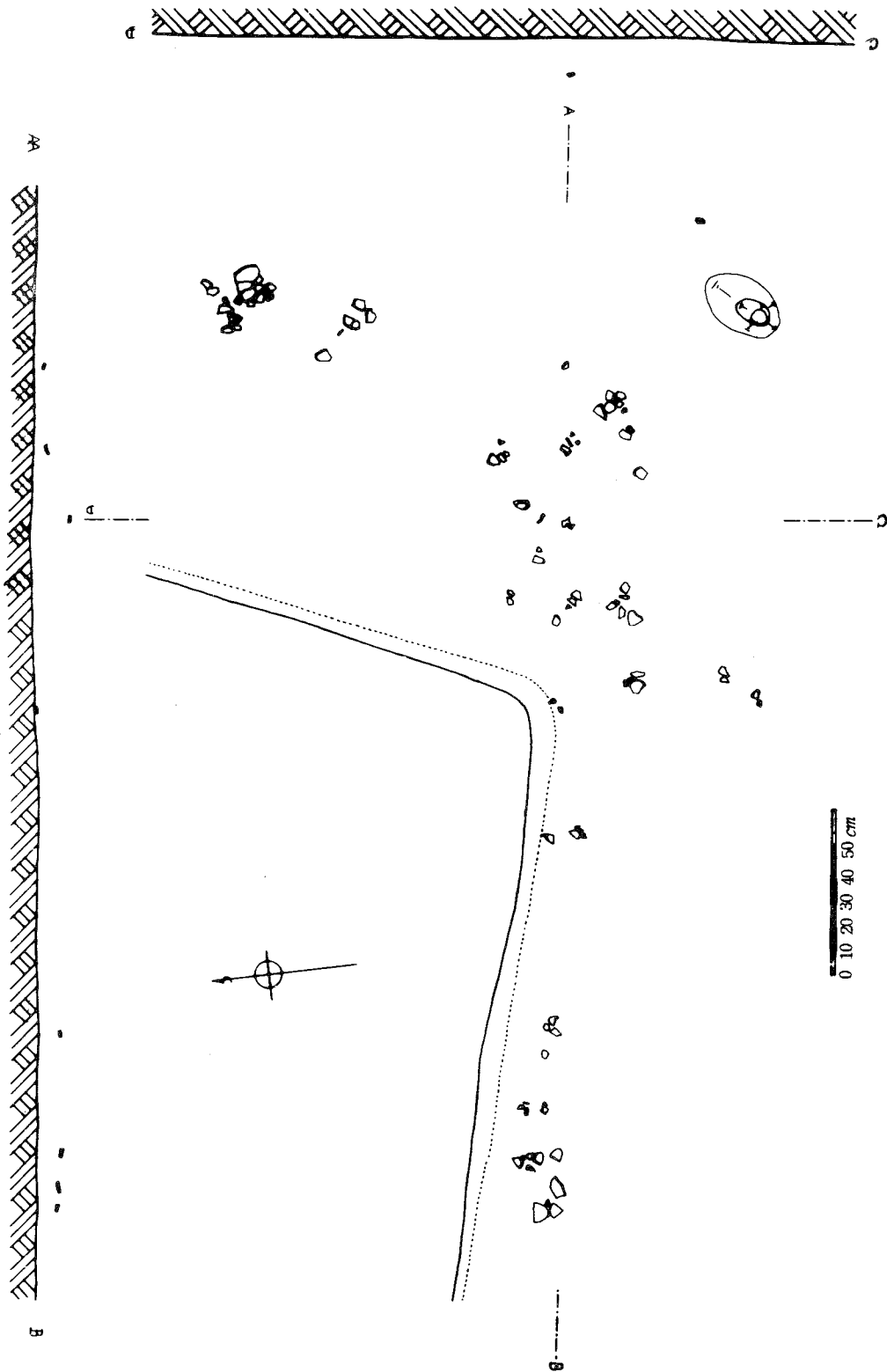


第10図 豎穴住居跡内第4層遺物出土状態実測図

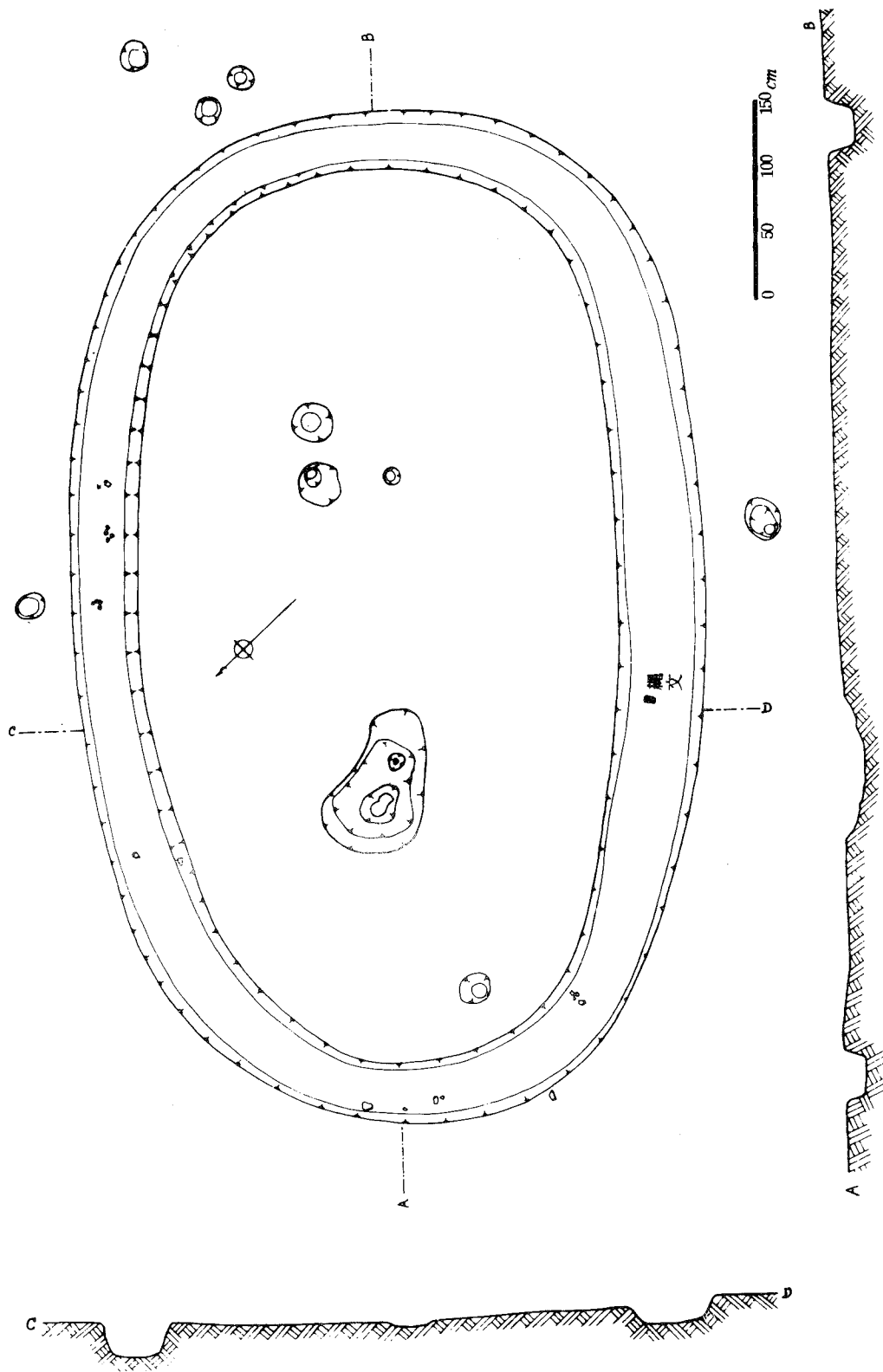


第 1 1 図 遺物を徹収したあとの竪穴住居跡
実測図

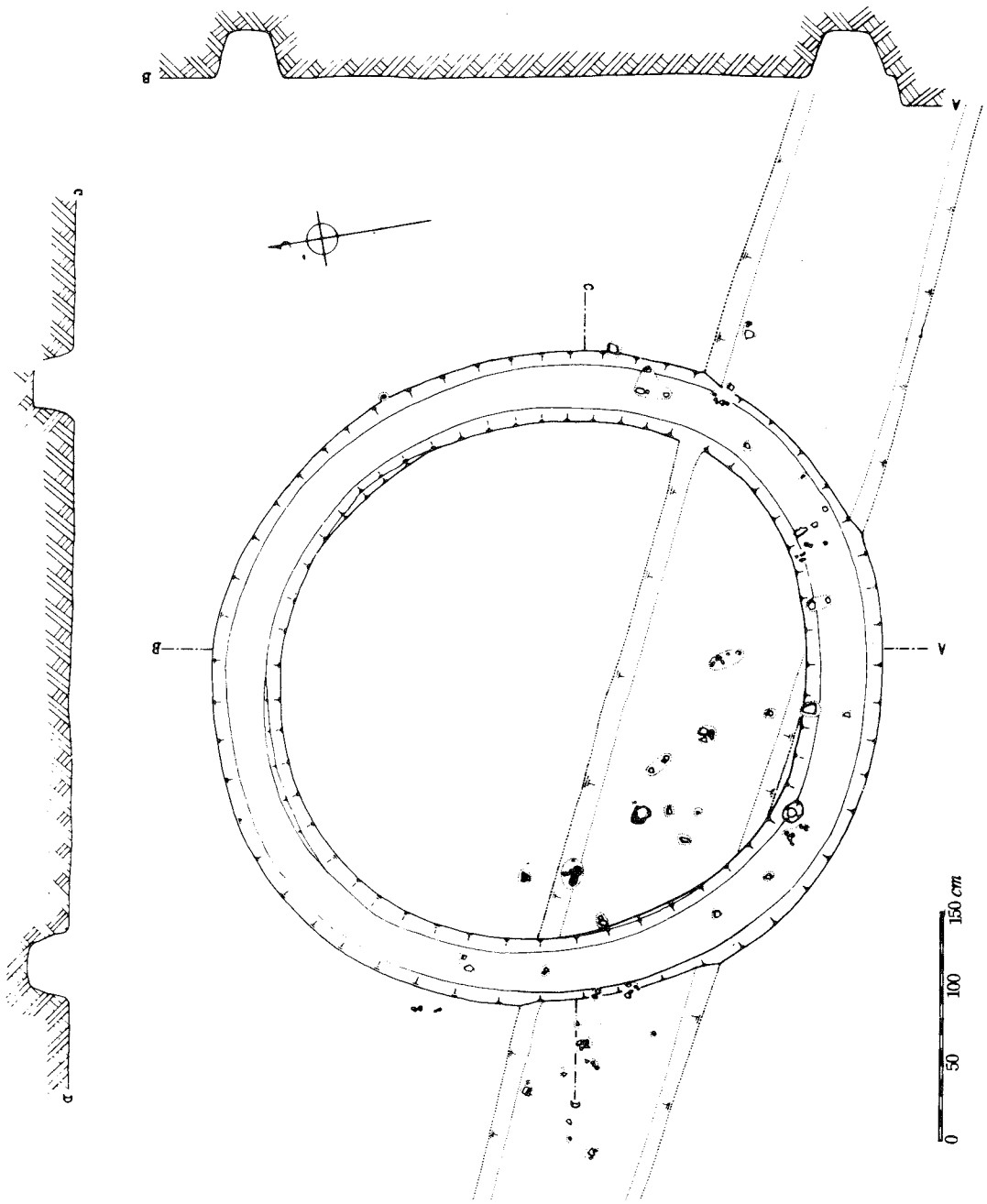
0 20 40 60 80 100 cm



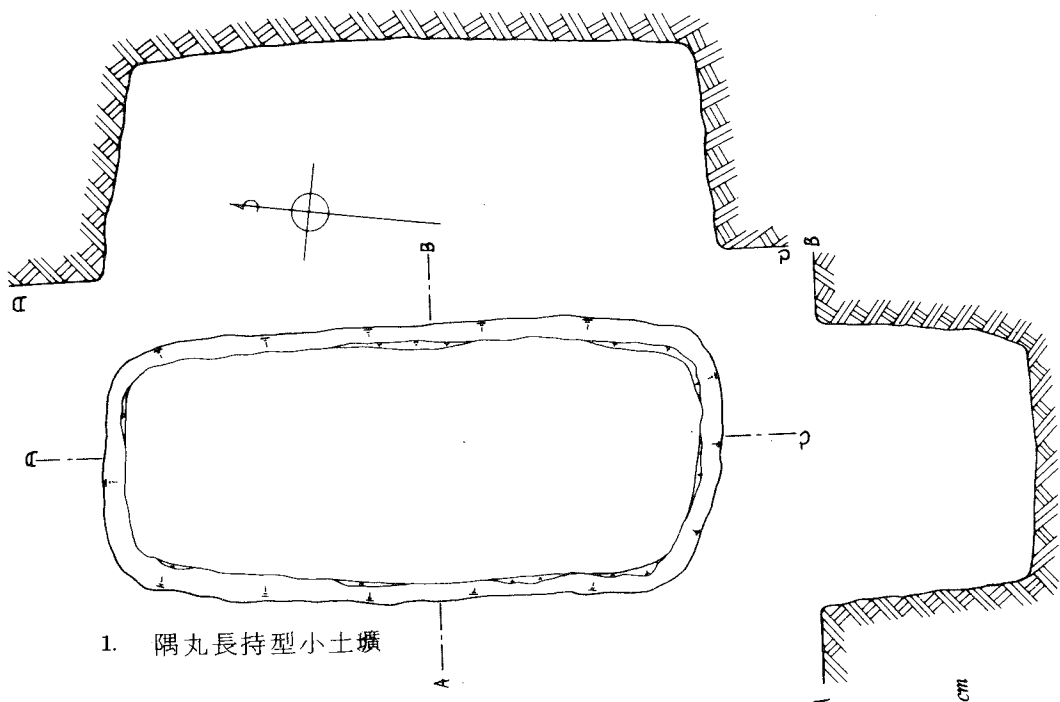
第12図 竪穴住居跡外遺物の廃棄状態実測図



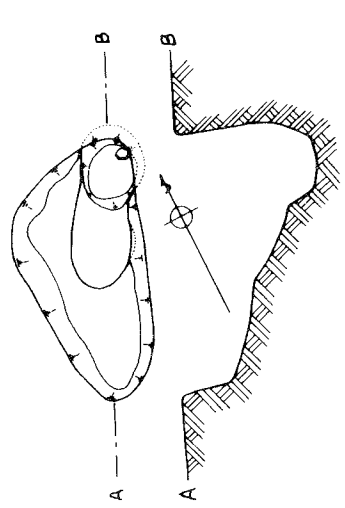
第 1 3 図 楕円周溝遺構実測図



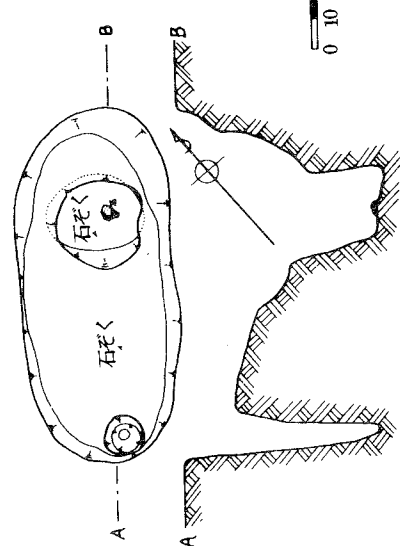
第 1 4 図 円形周溝遺構実測図



1. 隅丸長持型小土壙

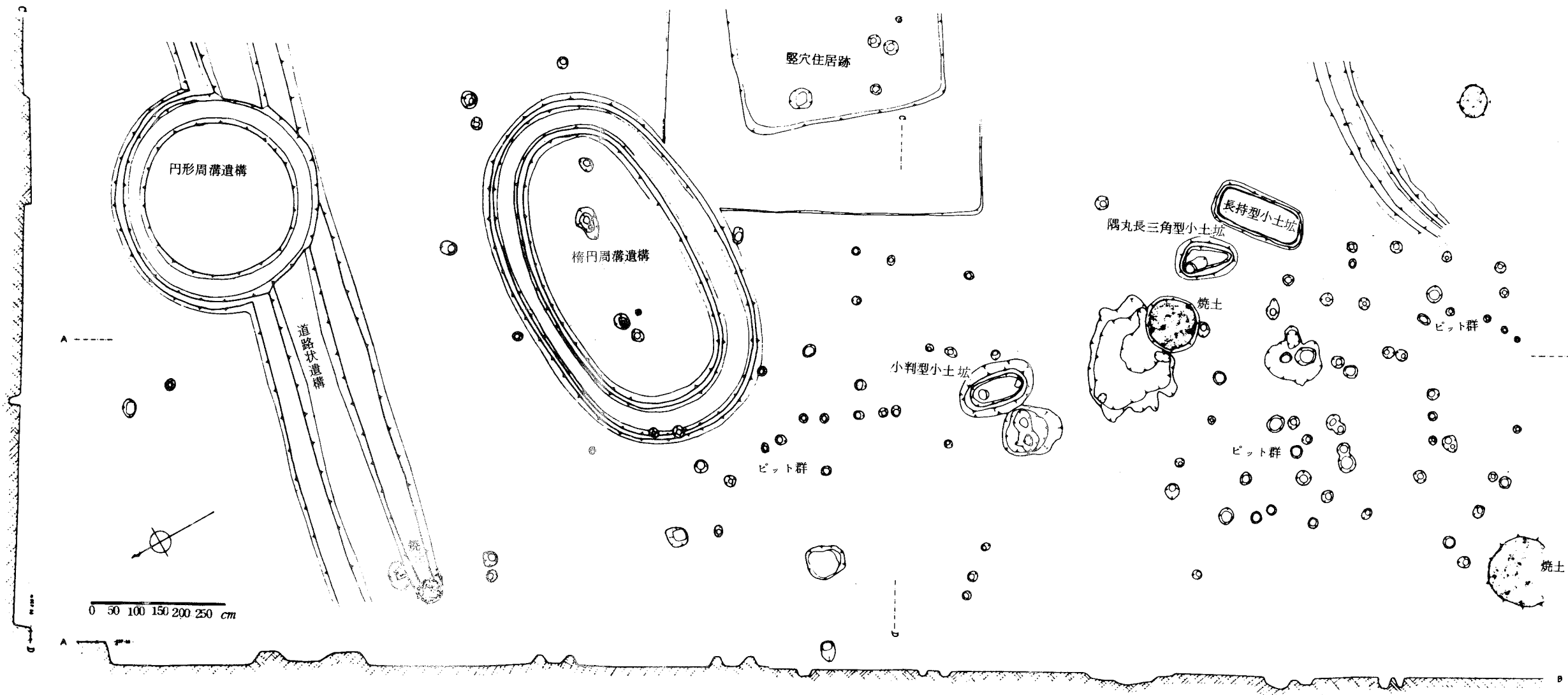


2. 隅丸長三角型小土壙



3. 小判型小土壙

第15図 小土壙3種実測図



第16図 遺跡内第4層下各種遺構配置実測図

④ 円形周溝遺構

円形周溝遺構は、楕円周溝遺構の北4 mのところと位置し、発掘地の西北の隅にあたり、地表下35 cmの深さをもってあざやかな形で検出された。内側の直径3.35 mの大きさをもって円形をつくる。その周囲に上縁の幅が狭いところで32 cm、広いところで50 cm、深さが27 cmほどの溝が取り巻き、遺跡を横切って通ずる道路状の遺構に南側の3分の1程度が重複する。住居が増加して、別の場所に新道路ができて旧道が廃棄されたところに住居が新設されたのであろうか。ほとんど水平で床面、周溝ともに正確な形体を保っていた。堅穴の徴候は認められない。

周溝と道路状遺構との交叉する付近に弥生終末期のものと思われる土器片を主に、それに縄文中、後、晩期に位置づけられそうな土器片19点を含めた多数が集中的に遺存していた。その中に、三角形の底辺中央をえぐり取って二脚形にしたサヌカイトの石鏃1個もあった。これらのことから推して住居に是非とも必要な柱穴の確実なものも確認できなかったけれども、周溝を備えた円形住居の遺構とする見方が生じる。

肥後で弥生時代住居跡の発掘されたもので多くが角型隅丸の構造になるもので、円形住居は極めて少い。その中で昭和51年初頭に発掘報告された阿蘇郡西原村の谷頭遺跡の例では、円型堅穴住居跡6基が検出されている。その直径が大きいもので9.26 m、小さいもので5.8 mというから、小合志原の総合運動場遺跡発見のもの2倍をはるかに越えて、3倍近くにもなり、出土品に至っても小石器、特に磨製や打製石鏃その他の石器の大量が挙げられている。最も近い例では本年(昭56)6月に検出された阿蘇郡阿蘇町の西湯浦遺跡で弥生時代の円形周溝を伴う遺構が検出され、それをドーナツ型の仮称で発表、県下で菊池郡大津町の弥護免遺跡に次ぐ二つ目のものとし、直径2.5 mほどの、内部にくぼみと外周に溝がある構造で、形の上からでも大きさの上からでも住居跡とするには無理のようである。円形の周溝があることで小合志原出土のものと同通する点が多い。

近世に入って弥生時代の住居跡としては、遺跡の規模が大きくて、遺構、遺物が多種に亘り、内容が充実し遺存状態が良好などのことで発見以来一躍全国的に有名になった静岡県登呂遺跡について少し考えてみたい。

昭和18年7月、住友金属株式会社の経営にかかる飛行機のプロペラ工場建設の敷地造成工事の際に、丸木舟の前半部の断片発見が端緒となり、国、県の機関や学者・

文化人総参加の発掘に発展した。昭和18年7月といえば大東亜戦争も進展し、すでに南方ガダルカナル島に敗れ、日本軍は財戦へ急速に向いはじめていたところである。国は航空機の増産急造に躍起となり、国中至る地方の広い水田地帯に飛行場の建設を急いだ。

登呂の現地は静岡市街地の南、駿河湾と安倍川河口左岸の三角洲の中心にあたる湿地帯である。軍の厳しい弾圧を受けながら調査が敢行され、22年から25年までの4年間に亘る本格調査の結果、弥生時代の水田遺構、農耕集落の跡、生活用具等が明らかにされた。その中に12戸の住居跡が検出されている。丸型や小判型もあり、大きいもので直径が12m、小さいものでも7mという大型住居である。床面の中央に炉があり、四隅に支柱を配し、その周囲に外柵と、内側に羽目板をとり付けた中に土を入れて固め、周堤とした堅穴式の構造をとる。規模も構造も小合志原総合運動場遺跡の比ではないが、円形住居と見た場合、登呂住居の周堤は、小合志原住居の周溝に相当する役目のものである。

⑤ 縄文時代の住居遺構

弥生時代の住居跡、楕円周溝遺構、円形周溝遺構、道路状遺構等にかかる敷地を除く発掘区域の全面に亘って、地表下65cmの平面上に柱穴あととみられるもの84個が確認された。南半部に集中し、とくにその中央以北あたりでは可成りの広さに及んで踏み固められたところがあり、また少数ではあったが、縄文土器片の廃棄もみられた。ピットは口径20cm内外、深さ25cm程度が最も多く、40cmを越えるものもあり、その配列状態の不規則になっているものが多かった中に、整理してみると隅丸角形か、隅丸の部分が大きいため四角に近い楕円状にも見え、或部分では2個が一つになり、または2個接近したもののいくつかが直線的に並ぶ箇所もあった。

縄文時代の住居跡では堅穴の検出が困難な場合が多く、堅穴を伴っていないものが多いといっても過ぎてはいないと思うがこの遺跡でもその例に洩れず、堅穴が確認されないため、住居の形式は不明である。したがって戸数も不明である。4戸、5戸程度が推定されるけれども、この点についてはさらに検討を要するところである。

現地の北約3.5kmの地点、泗水町三万田の東原において、昭和43年に発掘調査が行われた東原A遺跡があり、同じ時期の縄文後、晩期の遺跡としてよい参考と思う。ここではほとんど完全な住居遺構2戸が検出されている。熊本県下で最初に発見され

た縄文時代の住居跡とされ、縄文時代終末期の遺構を知る上で貴重なものである。2基中の第1号では直径4mの円形を保ち、わづかではある堅穴の壁が認められる。中ほどに石囲みの炉跡、床敷円周内外にいくつも柱穴を配し、勾玉をはじめ、石皿、石斧、十字形石器や御領式その他の土器片等を伴出し縄文末期住居跡の特徴をよく示す。第2号は、長径4m、短径2.75mという比較的小型の小判型という形式の第1号と異なるもので、深いところで30cm、浅いところで10cmほどローム層へ掘りこみが見られ、明確な堅穴式の形態を示している。炉跡と見られる焼土、炭化物やすり消し縄文、波状文、凹線文等の三万田式に属する土器や、紡錘車、石鏃等の遺物を出している。

小合志原総合運動場遺跡発掘において、最初、三万田東原遺跡に類似の現象を予想していたけれども、耕地であるため、農耕による遺構の破壊が相当に深くて、調査の上に大きな困難さがあり、辛うじて不規則的ながら柱穴だけローム層に確認出来た範囲に止まらざるを得なかった。

検出された遺物は土器で、割に少なく、主として御領式、それに少数の西平式、三万田式と思われる縄文後期の特徴をもつもので、この遺構の成立の時期をよく示している。

2. その他の遺構

① 道路状遺構

発掘地の北端部に位置し、上縁の幅1m、深さが深いところで28cm、浅いところで20cmほどの、比較的浅いめの凹道状を呈し、主軸を北緯線と西へ61度の角度をつくる方向に、発掘地の東西両端14mにかかり、直縁を形づくって双方につづく。西方は一部が円形周溝遺構の南半部と相重なり、さらに西へ3mほど伸びて、近世に新設された掘切道によって切断されている。東は同じ直線をもって14mの範囲外に至り、約10mにして地形が深い谷となり、なおつづくと思われる道路状遺構は谷を避けて南へ方向を変換してなお伸びる形跡が認められる。

この遺構では、円形周溝も同様に、少数の縄文土器、須恵器の細片も混入していたが、主とするものは弥生終末期の土器片で、円形周溝遺構と道路状遺構が重複しているあたりに集中的に遺存し、他の部分、特に東方に至ってはほとんど見かけられないほどであった。このことは一つにはこの遺構の成立時期を立證するものでもあること

と言える。

最初、ブルドーザによって表土を厚さ30cmほど削除したあと、さらに10cm程度をジョレンによって削り上げた際に、ほぼ水平面を保った表面の茶褐色中に、腐蝕質の多分に混じた黒色土が1mほどの幅をもって、東西に通る状態が露呈した。てつきりこれを排水溝のあとと判断して排土作業に移ったが、やがて終る段階に及んで、広い幅の割合に浅くて底が平面になっていることが判明した。これを最初に考えた溝である場合、底に近づくにつれ、漸次幅が狭くなり、もっと深くて底は丸みを呈し、かつては盛んに排水溝としての機能を果していた頃の汚染された泥土の沈澱した形跡が幾分なりと残存している筈であるがそれも見られなかった。したがって排水溝とするには無理があり、道路としての条件に叶っていることが分った。

円形周溝遺構との関係はどうなるかという問題については、円形周溝遺構の項で述べたので、ここではこれを省くこととする。

② 長持型土壇

発掘区域の南西の隅近くに位置する。地表下40cmのところの上縁をおき、長方形で主軸を北緯線から西へ51.5度の方向に向け、上縁の長さ2.10m、横幅の最も長い部分で93cmの大きさの、隅丸長方形を形づくり深さ72cmの長持型を呈する土壇である。

内部には全面褐色土を混じた黒色土がつまっていた。何の遺構かよく分らず、中の土を除いたら何か知れるところがあるろうと考え、細心の注意を払いながら厚さ10cm単位をくりかえしながら排土し、深さ70cmにして底の地盤に達した。遺物とするものは何も認められなかった。遺物も出ず、排土中にも変わった徴候も見られなかった以上、一体これは何の遺構であろうか。このことについて少し考えてみたい。

昭和42年夏から翌年春にかけて、玉名郡岱明町野口の国道208号線に沿う畑地の採土工事に際して、箱式石棺数基が発見された。そこで工事を中止してもらって発掘調査が行われたとき、鎌、斧、和釘等の鉄器や高坏、壺、器台等の弥生終末期に比定される遺物を伴う住居跡9基が確認され、その区域の東5mほどの地点から、東北7mの地点にかけた一帯に、大小13基の安山岩割石組立の箱式石棺が掘り出された。そのうち第1号棺では鉄鏃1点、第7号棺ではほぼ完全な男性成人骨1軀、第9号棺では鉄鏃1点と側壁の一部に線刻戯画、第13号棺では棺内両側に各1個の枕石、南

側の枕石付近に瑪瑙勾玉2個と碧玉管玉1個、他刀子1等がそれぞれ出土した。これらの石棺群がその形式や副葬品の上から推して、弥生終末期、古墳期初頭ごろに位置づけられそうに思われる。

また昭和25年2月、当時産業道路と称していた現在の国道208号線の開設工事に際しては、前記第13号箱式石棺に隣合った位置に、土壇仰臥伸展の成人骨1軀が完全に近い状態で出土した。土壇は平面が小判型を呈し、中央が45cmの深さにくぼみをもった舟底を形づくっていた。副葬品は認められなかったが、同じころのものであると思われる。

これらのことで、この遺跡が弥生終末期の埋葬地をそなえた集落遺跡であることが明らかである。したがってこの頃の住居跡群には箱式石棺に限ったことでなく、甕棺、木棺、土壇等を用いた埋葬地が近くの一郭に設けられていたことは現代に至ってもつづいている通り当然のことであろう。1例として取上げたのであるが、小合志原総合運動場出土の長持型の土壇も大きさや、形体の上からみて、堅穴住居に沿う、死者を埋葬した墳墓の土壇であると考えられる。排土の結果では人骨も副葬品らしいものも発見されていないが、家族に死者を出したとき、一時土壇を掘って仮埋葬をし、2年を経た後掘り出して、骨となった遺骸を移して葬むる方法があったことから、この遺跡出土の土壇も、人骨を掘り上げて他へ移葬したあとの土壇かと考えられる。

③ 隅丸長三角型土壇

発掘地の南端西寄りに位置する長持型土壇の東北40cmのところと近接し、主軸を北緯線の西23度の方向にとり、上縁はほぼ水平を保ちながら、弥生期堅穴住居跡と同じ高さの層位にある。内りりで長さ8.5cm、三角形頂点の長さが50cmの、三つの角を丸くした長い三角形の、割合いに小型の土壇である。内部は南端を20cmほど深さに掘り下げ、漸次北側に深さを増して、北端に至り、口径20cmの大きさをもって48cmの深さにピット状に掘り穿つ。底部には弥生中期のものと推定される土器片1点があった。この土器片必ずしもこの遺構の時期を示すものとは限らないが、隅丸の長三角形に掘り下げ、片方に確実的なポケットを設けた形体は決して自然的に生じたものでないことは明白である。住居外施設として設けられたものとは思われるが、今の段階では何のためのものであるか判断し難いところである。

④ 小判型土壇

三角形土壙から東北方へ4 m、竪穴住居跡から東南方へ6 mほどのところで、遺跡のほぼ中央に位置する。主軸線を北緯度線の西12.5度の方向に向け、長径1.30 m、短径5.4 cmの正確な小判型を形づくる割に小さな土壙である。内部は西南端の、上縁から直下に口径1.3 cm、深さ6.5 cmの底に小さく尖るピット状の細長い穴を穿ち、その上縁から深さ2.0 cmをもって東北方へ軸線に沿って深さを増し、東北端になって急速に深くなり、上半部は大きく袋状に掘りくぼめ、さらに底の中央を直径2.5 cm、深さ2.0 cmのピット状のまるい穴を掘り、上縁より6.6 cmの深さとする。底部には小石2個があった。

土壙中には腐蝕質土を多分に含む黒色土が一ぱいつまっていたが、そのため排土に当っては十分の注意を払った。上面より漸次下層へ厚さ5 cm程度をもって平面に表皮を剥ぐ要領をくり返し、地盤層まで排土した。東北端のピット状を呈する穴の上縁から7 cmの深さのところ、長手2脚型の黒珉石製石鏃1個を検出、さらに中央から西南方へ少し寄ったところ、上縁から1.5 cm深さに位置して、黒珉石石鏃の半欠品が出土した。土器類は認められていない。

このような遺構は一般的には弥生時代住居跡床面の壁に寄ったところによく見かけられるが、多くの場合土器などが収容されているところからみると、生活用具の収蔵庫として設けられたことが考えられる。そうした事例からすればこの遺構も同じように、住居に付属する収蔵庫的な施設ではなかったか。割に浅い層序にあるため、農耕の鋤鉏にかかって住居跡が消滅し、これだけが残っているのか、或は竪穴外に設けられたものなのか、知るべきがない。

⑤ 溝状遺構

遺跡の南端に近く、長持型土壙の南約2 mのところを東南方からわづかに湾曲して、西北方へ向かい、発掘地外へつづき程なくして後世開設された掘切道によって切断されているようである。片方は東南方へ伸び、4.4 mにして、先端は朦朧として消滅状態となりやがて消滅する。

地表下4.0 cmのところに検出され、上縁の幅は6.0 cmを計り、漸次下へ幅を狭くし、2.0 cmの深さとなる。溝中には黒土層がつまっていて、10数点の弥生晩期と見られる土器片の主として壺の腹部断片が含まれていた。これによって溝の時期を知ることができる。遺構は集落中に設けられた弥生終末期の排水溝であることが明らかにされ

た。消滅部分は現地がもと畑地であるため、農耕によるものと思われる。

第6章 検出された遺物について

原始人の生活遺構を主とする遺跡を発掘する場合、土器の出土は必然的に起り得ることであり、住居の数の粗、密の程度に応じて相違があるものであることは一応の常識であろうか。この遺跡の場合確認された戸数が3戸、他はそれが不明確であった結果の上で、遺跡の面積の割に少数で、随って遺物、特にここでは土器類の出土が比較的少量で、しかも完形のものはなく、たまたま出土した土器が土圧によって押しつぶされたままの状態を見せたものが、1括採取して復元すれば、辛うじて半分程度にしかならないというもの3例をみるほかは、すべてが細片であったことがいえる。それらを一応類別すると、中心をなすものが弥生晩期の土器、それに早期から各時代を通ずる縄文土器と、少数の弥生中期の土器、須恵器などが含まれる。

1. 縄文土器

出土した縄文土器が全部で78点を数える。

この種の遺物が出土したからには、少数、しかも細片ではあるが、この遺跡の成立した時期と、その過程を明らかに示すものとして重視しなくてはならない資料である。検討し記述する都合上これを9種類に類別してみた。以上のもの第1類から第9類まで類別順に私見を加えて述べることにしよう。

① 第1類 夜白式土器

全部で12点、いずれも破片で、器形を知ることはこれだけでは困難であるが、研磨した上に口縁の部分と、それより数センチをとってさらに1条というようにして2条、または口縁の部分だけ1条の、小刻みをつけた凸帯をめぐらしたもので、口縁部、またはそれに近い部分である。従来この形式の土器を夜白式と呼んでいる。多くの例では弥生初頭の土器にともなって発見される。最初福岡県夜白遺跡で出土、その地名をとって土器の形式名とした。昭和26年8月10日から22日までの13日間にわたる森貞次郎氏を中心に、福岡県糟屋郡新宮村字上の府字高松所在の発掘調査で氏は「アンダーソンが中国仰詔において調査したものに類似する円形袋状堅穴を発見し、さらに青磁片、土師器を出す堅穴家屋跡1個を発掘した。円形袋状堅穴は口径約1.5m、底径約2m、深さ約1.3m、木炭、焼土、木灰とともに多数の遠賀川式土器を得たが、これに縄文終末期と考えられる土器片少量の混在を認め得た。それはこれまで

に発見されている同様式土器片の総数にほとんど10倍するものであるが、それでも100片に満たない。われわれはこれに夜白式の名称を与えた。われわれは夜白式が九州晩期の御領式と共存することを再認識するとともに、他方また遠賀川式との共存の可能性を確認するにいたった。この考えは板付遺跡調査によってますます強められるとともに、その後急速に類例の増加が見られつつある。」とこの形式土器発見と命名の模様について述べて居られる。熊本県北でもその後、同じ形式のものが続々と発見された。先づ、昭和27年8月、玉名郡高道村山下（現岱明町）の中道具塚発掘調査に際して出土した土器片の中に混じて、多くは甕形土器の口縁部で、1条、または2条の凸帯とその施文の刻み目などそのまま共通する土器片数10点が挙げられ、かきを主とする具層下から多数の炭化米と共に出土した。またそれに少し後れた昭和30年8月、同郡天水村（現天水町）尾田字正法寺平の斉藤山貝塚を乙益重隆、田辺哲夫氏等によって発掘調査が行なわれた折に、板付式土器に混じて夜白式土器が出土した。このとき鉄製斧（欠損）1個も同時に発見された。この形式の土器に伴なり鉄器というわけで、これをもって日本最古の鉄器とされるに至った。昭和23年頃から始まった玉名産業道路（現国道208号線）の開設工事に際しては、高瀬駅（現玉名駅）の北東部付近からも、完形青磁碗と相上下して夜白式土器片の出土を見、なおまた同郡大野村（現岱明町）野口の年の神遺跡で、昭和22年4月以来折々に弥生土器の多数の発見が重なって、その中に夜白式の系統をもつ土器が多く含まれていたことなど、これらの土器の分布が、福岡県の南に隣接する熊本県北部地方で筆者（田添）が手がけたものだけでも、これら幾多の発見例が挙げられる。熊本県埋蔵文化財包蔵地一覧表では、熊本市清水町高平字万石での出土例が載せられているだけであるが、県北地方だけに限られたことでなく、ほかにも相当の広範囲に分布しているに相違ないであろう。

この式の土器は、一般的な特徴としては、精製研磨の浅鉢形土器と、口縁外側と同部に刻み目の施文のある凸帯をめぐらし、条痕をのこした深鉢形土器とを基本形とし、成形技法、焼成などあらゆる点で九州縄文式時代の晩期に属する山の寺式土器の後継者と見られている。この種の遺跡から出土した同じ形式のものが、わずか12点そこそこの細片に過ぎなかったが、この遺跡の営まれた過程の中の1時期を示すものとして重視すべき資料である。

② 第2類 御領式土器

御領式土器は、縄文時代の晩期に出現する特長のある土器で、熊本県下益城郡城南町東阿高の御領貝塚出土の土器を標式とする。粗製のものと精製されたものと二つに分けられる。精製されたものは胎土も細かく、固く焼き上げ、多くは黒色を呈し割合に薄手で、よく研磨されているので表面は黒光りを放つ。浅鉢、深鉢、広口壺、注口土器など器形も種々である。多くの口縁は特有の「く」の字形になり、口縁の頂部に低い山形をつくるものと、そのないものがある。底部は丸形または平底か、浅い上げ底に近い中凹みになるものがある。縄文土器特有の伝統をたどった装飾文様は省略され、あっても口縁部だけに施し、2条または3条の平行横線が刻まれている程度である。粗製のものは砂などを混入して胎土も荒く、焼成もろい。胴部が菱線をつくり、肩が鋭く張り出すものは大型の甕に多い。口縁の外側に2条、3条の刻線が見られるものもある。総体的に淡黄色を呈する。これらの事項を前提として、熊本総合運動敷地遺跡出土の御領式土器について、2大別してその1、その2とし、述べてみよう。

その1 粗製土器 すべて断片で11点を数え、破片であるため器形が不明であるが、いずれも底部から上の腹部にあたるころのものと思われる。粗製とはいっても整形後面均らしを未完のままの状態、表裏両面共に横におした篋などで、または磨きの痕跡が見られる。半数が復元すれば直径40cmほどの大きさと推定される。割に大型厚手の土器片で、どれにも施文が認められない。

その2 全部で8点あり、いずれも別個体の断片である。全面黒色を呈し、表裏両面一様に丹念な研磨がかけられている。口縁の部分が2片あり、その中の1片は復元すれば直径13cmを推定する程度の小型と考えられ、漸次上部に薄くなり、縁の上端はそのままわずかに感ずるくらいの外開き気味、幅2.6cmをもって特有の「く」の字型をつくっているが、内へ向うあたりをわずかにのこし、あとは切れているため形体はよく分らないが、幅の広い縁を有するくの字形の壺の様相が感じとられる。製作の上で一応整形後両面共横に篋をもって上で上げたあと、外側の中央よりわずかに上によったあたりに、横に1本の直線を通しただけの、丹念というほどではなく、むしろ荒仕上げに近く、黒褐色を呈し、内側の1部分に淡黄色がかかった生地色が露呈する。他の1つの口縁部破片は、内側へ湾曲する状態から推して、丸

底の浅鉢型を思わせ、口縁の上端を弧として、直径20cmの大きさに復元され、それから下へ漸次小さく内へ向って丸底をつくる様相が受けとれる。下から上へ少しづつ薄くなって、尖り気味の口縁となる端正な器形になるように思われる。両面共丹念に篋磨きしたあとを、湿布でなで、篋あとを消した痕跡が見られ、黒色に仕上げられる。他の3点は共に壺の腹部あたりと思われる。黒褐色を呈し、両面に篋磨きの痕跡を止めている。

一般的に縄文後期末から晩期に及んで出現する御領式、三万田式などの土器に見られる長い期間続けられた土器の装飾施文がほとんどなくなって、それに代って黒色研磨の製法が抬頭する。無装飾の壺や鉢や皿形などの洗練された簡潔で端正な形にまとめ上げられたこの形式は、日本の縄文土器に源流を発することもあるであろうが、それよりもむしろ大陸黒陶文化の影響によることが強いといわれ、その分布は九州全域に及ぶ。

③ 第3類 研磨仕上土器

完全な両面研磨の、縄文晩期に位置づけできそうな土器の断片10点である。その中で口縁部が6点含まれる。研磨の状態が半乾きの時分に施したもの4点があり、それぞれ2点づつ黄土色、黒褐色を呈している。また幅4cmの外に向く平面に不均等な3条の擦消文を入れた黄土色の口縁断片1点がある。下部の裏側に横の凹線1本があるところから見ると、御領式土器のくの字の曲り目にあたり、したがって御領式土器の断片であることが明らかである。他の口縁断片は3点いづれも縁の部分の外面を急、緩の違いがあるが、それぞれ傾斜をとり、さらに最上端を水平に面取る1点と、体部との境界に隆起帯を設くるもの1点がそれぞれ加わり、褐色と黄土色のにじみ合い、または表面は黒褐色、裏面は黄土色などと、まちまちの色をもつ。残る1点の口縁部断片は褐色で、口径2.4cmはあると思われる大型浅鉢を想定できそうな形体をもち、浅くふくらみ、斜外の方に向って立ち上る外側を、上端近くで緩かに内に向け、縁上端が薄くなる。多少風化磨滅しているが、内外共に篋の痕跡が認められる。なおまた残る口縁部の1片は、細片であるからそれで全体の形を想定することは難しいのだが、小型の碗かと思われる。下に薄く、上に立ち上って内側に厚みを加え、上端に平らな面をとって線2条を縁に沿って平行に入れ、形は不均等ながら丹念さをもって両面を研磨しあげ、色あいは灰黄土色を呈する。他の3点は深鉢の腹部あたりの断片である

う。ほぼ同じ厚さを保ち、表裏両面共に研磨されている。色は褐色と、黄土色である。1点を除いた他は、形式上の顕著な特異性に乏しく、いずれの形式に属するか判定し難いところであるが、無理をして片付けるとすれば、御領式の仲間に加えたい。

④ 第4類 たたき目土器

たたき目を止むる土器片8点があり、その内4点は各2点ずつ同一個体である。その内の大型2点は深鉢型土器の底部に近い腹部あたりの断片だが、やわらかい胎土で整形のあと、裏に物をあてて外部から同一方向にたたきしめ、柔らかいためたたたき目のあいだにはみ出た土が、無造作に肌にごびりついたのをそのままにして焼成しており、そのため何だか粗雑に感じられ、文様というよりも、これだったら須恵器によく見られるような、製作技法の上の過程を止めた、たたき目のあとである。裏は篋削りしたあとを湿布をもって手で上げた状態をのこす。8点中の1点に表面にたたき目、裏面に篋削りのあと、両面とも布で手で均らした様子が認められた。あとの5点はすべて裏側は横に、表側は斜に相交差したたたき目を止め、縄文土器とはいえど純粹装飾の施文はなく、たたきしめの痕跡を見るだけである。胎土は割合に細目だが肌の仕上げが荒く、そのため一見して何か粗雑さを感じずには居られない。これらの出土地点が上層中だとか、小溝の中だとかいうような、一定の秩序を保った層中よりの出土でなく、定まらないまちまちのところからであるとすれば、これらの遺物を包蔵していた土層はいつの時代からか攪乱されていることを物語っている。これら土器片の多くは表面の片面だけ赤褐色を呈するが、これは煮沸に用いたためであろうか。いずれにしてもこの土器があまり例を多く見ない特異性の濃厚なもので、攪乱層からの出土であれば、ここの遺跡を組織する分子である住居跡や、周溝遺構や、道路状遺構、土壙など、それぞれの遺構からいつの時代からか引き離されて浮遊状態のまま現在に至っていることになる。遺構に付随しているものではないにしても、遺跡には付随していて、遺跡の営みの上でこのような土器を使用した一時期があったことを証するものとして、重要視しなくてはならない資料である。

⑤ 第5類 布なで土器

表裏両面、または表面の片面だけを布なでによって器面を調整したと見られる土器の縄文期の様相を呈するものの断片である。どれも縄文土器といえども施文のない、深鉢型、または壺型土器の腹部あたりの断片である。ここに集めた13点のうちの6

点が成形のあとを篋削りをし、さらに湿布をもって両面に生じた篋痕を取り去って器面の調整を行った手法がとられている。また一方では表面の片方だけは同様の手法が用いられるが、裏の片面はそうでなく、篋先を器壁に軽く当て、それを手前に(横に)引き、これを繰り返して左右に拡げる手法をのこすもの、横平行線の叩き目を止むるもの、篋磨きのあとをのこすもの、篋削りのあとの荒いもの、横にとおる籠目圧痕様の痕跡を見るものなどそれぞれ相異なる調整技法が用いられる。したがって、これらのすべてが別個体のものであることは明らかで、それと同時にわずか13点に過ぎないほどの数量のなかに雑多な手法が用いられ、製法の多種多様であることが分る。黒褐色、茶褐色、赤灰色、黄土色等の各色があり、表裏同色があり異色もあり一定しない。表面に赤色を呈する5点は前例同様煮沸に用いられたことを証するものであろう。これらの土器は年代的に同時期のものばかりでないことを証することにもなる。施文がないためそれぞれの様式についてはよく分らない。

⑥ 第6類 輪積あとのある土器

この類別では全部で5片、その中に輪積みの方法で成形された縄文土器片2片が含まれる。いずれも古墳時代の竪穴住居跡の最下層から出土している。多くの土師器片に混入していたことからすれば、攪乱の折に古墳期の遺物の中に混入したものであろう。2片をもって接合を試みたが合致する箇所がないにしても、同一個体であることは判然としている。2片とも同じように縦にした断面が直線に立ち、下3分の1が内側へ浅い「く」の字を呈するところからすると筒型深鉢の底に近い部分のようであり、湾曲する断片に沿って双方に延長してみると、直径27cmほどの大型に復元できるほどのもので、2.3cmから1.9cmの間隔をとって横に2本の凹んだ細線が通っていて、その上に、右上から左下へと3本並んだ指あとを止めている。これらのことから、指の太さぐらいの粘土の紐にしたものを輪につくって直径27cmの大きさを積み重ね、器体の手前側から右手を中に入れて内側から、左手を外側から双方同時に力を加えておさえこみながら全体に及ぼし、外側はそのまま、内側だけを指先の腹を使って壁面をなでながら均等にならして整形した痕跡をよく見ることができ、ひとしおの興味を湧かせる。他の1片はその痕跡が示すとおり、前2点とは違って左巻きに巻き上げて浅鉢にし、外へ大きく開いた口縁の先端を薄くして浅く内側に曲げ、間隔はよく分らないが、指先を使ってその先端にくぼみを入れている。縄文土器特有の縁飾り、列点文

の形跡であろうか。あとの3点はどれも壺型土器の、肥後では縄文中期の阿高式などに見られる丸型べたづけの底部である。1つはその4分の1の断片、また1つは約半分、あとの1つは小型でその3分の1ぐらいの断片である。いずれも同じ手づくねの手法をもって作られたそれぞれ別個のものである。地にべたづけの周囲が外へはみ出した先だけをへらで削り去り、裏がわだけは仕上げ方に別々の手法をとり、半分のものは指先、または一節折った関節間を使って粗雑に均らしたあとかたが見られるが、それは深い内部の最下底に位置しているため、手先の方向に対しては直角をつくる。故に粗雑とみる前に、底面の仕上げ作業の如何にしにくいものであったかを示していると解するのが妥当であろう。次に4分の1のものは、篋先で丹念に均らしたあとがよくのこり、小型の断片は左廻しに器形をつくり、表面は指先でおさえこんだあとを軽く均らした篋あとが点々と見られ、その内側は竹様のものを小割りにした先で肌均しをした斜平行線を濃厚に止める。総体的に縄文土器の成形に当っては平づくね、型づくり、輪積み、巻き上げなど4つの方法があるとされている。第1番目の非実用的な袖珍土器といったようなものは別として、他の3種方法がそれぞれの完成品の上にそのまま露頭しているものは、それは型作りかまたは徹底した粗製品か半製品以外にはあまり見られない。この項に述べた土器片の底部は、2点は円形周溝遺構溝中と、他の1点は第33グリッドの中の下底部から出土、他の3点の器壁の断片は、ともに隅丸方形竪穴住居跡床面の出土遺物であることは前に記した通り、出土地点とは関係なしに、それはどれもが荒い作りなるが故にとはいえ、輪積み、積み上げなどの、その製作過程を濃厚に漂わせているこのような例は珍しい。特に貴重な資料だと思っ

⑦ 第7類 隆起帯文のある土器

遺跡全体から出土したこの種の隆起帯文をかざる土器9点が挙げられる。これを隆起帯文の手法や構成の相違の上から、また3種類に分け検討してみよう。第1種は成形した表面に粘土の細長い紐を山形を主体にし、ほぼ同じ間隔に数本を平行に密着させ、そのあいだを篋先で山形線に沿ってなでることによって生じた篋あとを残して装飾の効果を強めたもので、黒褐色を呈する4点がある。第2種は、第1種の平行する隆起帯の間隔をつめ、さらに高くした黄土色を呈する4点と、第3種は、第1種の山形平行の隆起帯に縦の隆起帯を加えて変化させたものである。第1、第3種の荒い施

文に対して、第2種は繊細優美さが感じられる。これらの土器の施文が肥後で縄文早、前期に位置づけられている轟式と同一系統のものと考えられる。轟式は宇土市宮庄の轟貝塚から出土した土器がその標式となっている。

大正中期に京都帝国大学の濱田耕作、清野謙次両博士、梅原末治助教授等によって発掘調査が実施されて以来、中央の学界に知られるようになった。昭和33年7月熊日調査団によって再び調査され、その折には筆者(田添)も調査員のメンバーとして参加の機会を得たが、出土の資料は松本雅明氏によって整理された結果、これまでにも考えられていた轟式土器の一部のものが早期に比定でき、縄文早期後半のものとされている宇土市岩古曾の曾畑貝塚出土のものよりも古くみることが可能であるとして、これをA、B、C、Dの4形式に分類している。A式は最下層の出土のもので、土器の内外にハイガイをもって強い圧痕を施したもので、口縁はややすぼまり、深鉢型が多く、底部は尖底、または丸底、胎土粗く、色調は灰褐色、黒褐色などがあり、焼成はかたいものと軟質のものがある。B式は条痕が強調され、様式化するもので、内面の条痕はA式とあまり変らない。それを3類に分け、第1類は、粘土帯を横巻きにはりつけ、指頭でつまんで隆起帯をつくるもので、これを「みみずばれ」と呼んでいる。第2類は、このみみずばれが退化して細くなったもの、この類には表裏の条痕を意識的に消したものがある。第3類はみみずばれの上に貝がらで刻み目を施し、さらに刺突文に変化したものがある。また両者しばしば併用される。第3類中には第2類より古いものがある。B式の胎土色調はA式と同じであるが、底部は平底で厚くなる。器形は深鉢型で口縁は開くものが多い。C式は条痕文の上を指頭などで整えるが、なお浅い条痕をとどめ、その上に波状文を施す。これもまた3類に分けられ、第1類は表裏の条痕がのこるもの、第2類は前者が変化して裏面の条痕がまったくなくなるもの、第3類は前のとやや異なり条痕は浅いが、表面にハイガイによる並列の刺突文と2、3条の直線、または波状の平行沈線をもつもの。C式の底部はB式と変らない。D式は内外の条痕がほとんどなくなり、表面の施文はハイガイのほか竹管、へらなどを用いて内外に短い直線文、列点文、爪型文などを施す。底部は平らで薄く、ひらいている。というのである。熊本総合運動場敷地出土の縄文土器の一部で、その文様が宇土市の轟貝塚出土のものと共通する点がよく見られ、とくにそのなかの数片に過ぎないが、幾本かを横に並べた細い隆起帯文の施法は、まさに松本氏分類の轟B式第

2類によく似ていると思う。そうすると、この地方にも縄式系の土器が分布しているを知ることができるのである。

⑧ 第8類 貝殻条痕文のある土器

遺跡全体から貝殻条痕をつけた土器が4点ほど採取されている。出土の地点はそれぞれ異なり、同じ条痕文であるが痕跡いづれも多少の相違が見られる。第1点は表は黒褐色で裏は黄土色を呈し、表裏ともにサルボウと思われる割に肋の低い貝殻の腹縁を用いて、同一方向に引きかいた浅い条痕をつける。第2点は表は灰色を含んだ黄橙色で、第1点と同様の浅い条痕を印し、その上に斜平行の細く隆起するものが認められるが、これは意識した施文か、引きかき条痕のつなぎ目か細片であるためよく分らない。裏面は全体に煤煙が残って黒色を呈し、表面も浅い条痕がある。第3点は、復元すれば可なり大型になる甕か壺の腹部の断片である。表はこげ茶色で裏は黄土色を呈し、表面は3分の2ほどが剥落している残りの部分に、可なりに荒いめの浅い条痕をつけ、裏は乱れて重複する浅い条痕を止める。第4点はとくに小さな断片で、表面は朱色の強い褐色を見せ、乱れて不規則的な条痕様の形跡か不明瞭ながら認められ、裏面は黒色を呈し、肋頂の平らで四角なものを利用したような規則正しい条痕をのこす。

貝殻条痕文は、ハイガイ、アカガイ、サルボウなど、肋条をもつ貝殻の腹縁を利用して土器の内外面に条痕を施して文様をつくるもので、2枚貝の種類と施法によって種々の効果が得られる。装飾として文様の一部を構成するものと、器体の整形後表肌を均等にかきならすための場合が考えられるが、条痕文では装飾を目的とすることよりも肌均らしの方が多く、それも早期のものに顕著であることからして、4点共その年代は縄文早期に比定することができるであろう。

⑨ 第9類 押型文のある土器

熊本県総合運動場遺跡出土の縄文土器の中で、押型文のある土器2片が採取されている。1片は楕円押型である。発掘地の北端に近い地点で、地表を厚さ40cmほど排除したあとの上層から出土したものである。随って畑地造成の折かとも思われるが、地層は大規模に攪乱され、この土器も原位置から大きく動いていることは明らかで、出土地点の層序確認も結局無意味であった。土器片は割合に厚味があり、曲りぐあいからみて底部に近い部分である。表面は明るい黄橙色を呈し、3分の1が剥落してい

る残りの部分に、頂部の擦り減って平たくなった比較的大型の随円形が並んでいる。裏面は黒褐色を帯び、それが断面の中ほどまで浸透している。荒目の地肌を篋様のものなどで均らし、篋先のかからない部分がなお残り、粗い仕上げである。

他の1片は細片であるが、表裏共に同じ橙黄色を呈し、裏面は平らになで上げ無文、表面にだけ上部のひどくつぶれた山型文を刻みさらにその一端に2列ほどの小刻みになる山型文が切れ目に残る。

押型文は山型や随円形やその他の形を陰刻した丸棒を施文具として器面上に転がしながら押しつけることによって、模様を浮き出させたもので、楕円状の形になったものを楕円押型文と呼び、また米粒を並べた形にも似ているところから、以前は穀粒押型文という人もあったようである。山の形のようなものを並べものが山型押型文である。これらの二つの形式のものをそれぞれ別個につけたものと、帯状に分けて併用したものとがあり、また口縁部の裏側にもつけたものもある。熊本総合運動場遺跡出土の土器は併用したものはない。

器形は、口縁部が外に開き、底部に尖る三角形や同じ口縁の丸底、丸底の中心が急に尖る砲弾型などがあり、縄文時代早期初頭に先づ山型文が出現し、それにおくれて楕円文が現われ広く普及したことが多くの研究者の見解のようである。それらの分布は肥後では山間部、平地部、果ては県北の海底に及んで続々発見され、近年発掘調査が急激に増加してきた結果、全国に分布していることが明らかになった。

⑩ 第10類 杓あらししい痕跡のある土器

熊本総合運動場遺跡出土の土器片中に、杓のあとと思われるものを残す縄文土器1片がある。発掘地域の北端に位置する円形周溝遺構の周溝中から採取したもので、弥生後晩期のものや、少数の縄文前期の土器片に混じて出土したことからみると、一時期に大きく攪乱された土層であることが明らかで、埋没していた層位も原位置でない。杓の圧痕のある土器の母体は縦3.5cm、横の長い方で0.7cmほどの細片に過ぎず、表面は黒色で横にほぼ平行に印する筥目様の圧痕の上を、混布を使用したのか、それらしいなであとが認められる。裏面は黄土色を帯び、篋先を横に同じ方向に運んで研磨して仕上げ、一端に切藁の端末らしい痕跡があり、それに接するように1点の小粒型の杓あとと見られるものが深いめに認められる。表面の片方に、横にとおる小さい突帯の欠けあとが残る。口縁部の本体の肩部に接続する付近の欠けめと思われる。土器

製作の際に、練り上げた胎土の中に粃1粒が混入していて、焼成によって粃は燃焼してなくなり、その痕跡だけが残ったのであろう。土器断面の厚さが0.7cmほどで、その浅いめに湾曲する状態は、可なりの大型壺であることを示しているものの、細片であるため様式の判定も困難である。だが無理に推定を決めるとしたら、表面調整の痕跡の上から黒川式あたりに比定することが妥当のように思われる。黒川式は、鹿児島県日置郡吹上町坊野字黒川に成立する縄文遺跡で、標高100mの金峯山の急傾斜する山腹の、火山灰層によって生じた洞窟中に薄い縄文の包含層があり、昭和27年の発掘調査によって明らかにされた。土器では早期の曾畑式、前期の春日町式、中期の阿高式、後期の出水式、指宿式、市来式、西平式、御領式等が挙げられるほかに、晩期に比定される一形式があり、これに黒川式と名づけられた。この形式では研磨仕上げの鉢型、貝殻条痕のある粗製甕型、鉢型土器などの各種がある。黒川遺跡の発掘のあと、各地の遺跡が進むに連れ、この型式は肥後はおろか、九州全土に分布していることが分った。このことについてはいくつかの例を考えてみると、今から20年ほど以前に島原半島に旅をしたついでに、島原市片町に住む宮崎一彰（故康平）氏を訪ねた折、会談は島原半島の古代文化に及んだ。半島に於ける縄文文化では、後期後半になって、灰陶、黒陶を中心とする筏遺跡に始まり、百花台遺跡、礫石原遺跡等に於ての米作りから織物へと、中国文化を受け入れて、波及していく新態勢は、島原半島ではもう動かし難い確立的なものとなったことが言えるであろう。更に米作りの問題では、礫石原遺跡（島原市三会）、百花台遺跡（高来郡国見町）から出土した黒川式土器中の数片に、粃の圧痕があり、そればかりでなく、昭和37年の同遺跡の再調査では炭化玄米も確認されて、従来の米作が弥生式時代に始まったとする学界の定説をくつがえし、一時代古い縄文晩期の土器から粃あとが発見されたということで、北九州に始まる弥生式稲作文化より古いとする時代的な事実を証明するばかりでなく、大陸文化の受入に当って、この地方が如何に先駆的役割を果しているかを物語る大きな証佐であり、歴史的な収穫であると言わねばならない。日本で早くから栽培されている稲は「オリザ・セティヴァ・ヤボニカ」といわれる品種であるが百花台や礫石原の米も、穀粒の形から見てこのヤボニカ種であることは間違いない。これらの遺跡が米作ばかりでなく、織物が同時に出現したところに重要な意義がある。土器がやわらかいうちにその形を整えるために、布や網を使用する。その痕跡が土器に残る。また糸を

紡いた紡錘車も出土している。これだけ揃えば織物が行われたことの裏付けは十分である。筏遺跡から百花台遺跡、礫石原遺跡へと島原半島の縄文遺跡発掘の結果において縄文時代に、この地域に起った米作や織物の始まったことについて長々と話を聞いたことを思い出すのであるが、すべてをそのままいただくことはどうかと思うが、よい参考資料を提供して下さったと思い、今更ではあるが深く感謝している。

近年来九州以北を中心に、縄文晩期に於ての稲作問題が各方面からの注視を集めている。

肥後では菊池市隈府の川上勇輝氏（故人）蒐集品中に混じていた、菊池郡大津町杉水のワグト石遺跡から採取したという御領式の、深鉢型土器破片にモミの圧痕らしいものがあることを、唐津出身の考古学者松岡史氏（現九州歴史資料館学芸課長）が発見して大きな話題を呼び有名になった。このことから考えて、これらのものが間違いのない確実なものであるとしたら、稲作の始まりを証拠だてる他の資料はなくても、米の痕跡がある以上その土器の製作された地域に米作りが行われていたことは疑う余地はない。要は圧痕の真疑を明らかにすることにあり、熊本総合運動場遺跡出土土器の場合も勿論同様のことがいえる。

2. 弥生土器

この遺跡から出土した土器は、古いものでは縄文早期のものから、新しいものでは古墳時代のもので出土している。その中で弥生後、晩期に比定されるものが大部分を占めている。その他に土師器、須恵器などが含まれるが数は極めて少い。この状態をみてよく分るように、遺跡は縄文早期に始まり、弥生終末期において大いに繁栄した後、古墳期になって終りを遂げていることがいえる。

縄文土器については前項に細かく述べておいたので、この項では弥生土器の出土遺物の全般について述べることにする。

① 竪穴住居跡出土の弥生土器

上層出土の土器

上層というのは、ここでは表土層の直下35cm～40cmに位置するので、遺物包含層に達してはなく、随って遺物は当然ではあるがわづかなものであった。この層が攪乱されているため、包含された土器も層中に個々別々の、すべてがまとまりのない断

片であった。

口縁部、底部が出土していないので、器形を知るすべがないが、断片のわずかに内へ湾曲する状態から推して、壺の腹部あたりのように思われる。須恵器2例を除いてすべて弥生終末期に比定される特徴のある土器がほとんど全部を占める。土器表面には刷毛目と櫛様器具の二様の痕跡が見られ、また裏面では多くが櫛目のあとを、数少くは布などのあとをそれぞれ見ることができる。

下層出土の土器

ここでは下層とする地層の位置は、現地表下40cm～50cmのところで、上層が上を覆い地盤層の上に乗っかかる厚さ10cmほどの、腐蝕質分の多い黒土層になる地表土層から第4層目である。遺物はほとんどが土器片で、床面上に直接付着するものと、それよりも上に浮上するような状態で遺存するもののが、重なり合うようにして出土した。

下段において大型破片のまとまりをもったものが多く、中には完全に近い程度に復元可能なもの数例もあった。上下段ともに区別のない同じ様式になるものが多く、特に変わったものとしては縄文系のほかには認められるものはない。出土した土器の各部が断片である中に、口縁部が割合に多く、底部において僅少であった。だがこれらに基づいて一応推定復元するとすれば、完全とはいかないにしても、全体の器形が整うようなものが数例含まれる。

第40図の1にあるように、中型壺の肩の部分から上が内側へ向かい、だんだんと小さくなって口縁となり、くびれのところから急速に外の斜上に短く開いて口縁をつくり、こんどは下のくびれ部から喇叭の口をみるように、45度ぐらいの角度をもって外にわずかに反って開く脚台をもつ、割合に細長い型の壺があり、また、同図2にあるように、同じ腰の高い、同じ口縁をもちながら、胴体の中央部に最も大きく膨れ、漸次下へいくに従って小さくなり、丸底をつくる器形の壺もあり、また一つは、同図1、2とまったく同じ口縁をもち、本体が胴まわりの大きさの割には低くひしゃげた形で、ゆるやかな丸底になる同図、3に示してあるような形のよい壺もある。口縁部の断片で第42図6、7、8にあるような、口縁の頂点に最も厚く、斜外に向ってそのまま立上るものと、同図7のように、底から外へ開き、先端の近くで心もち内に向かい頂点になって浅く外に開くものと、それがもっと深く伸びる同図10のようなも

の、同図12の例のように、胴の部分、または肩の部分から直立するようにして、軽く外側に開いて立ち上り、口縁近くになって外へ大きく開く型の類、それがもっと大きく外へ伸びるように開く同図11のようなものなどの種類がある。いずれも底部または胴部の断片が同時に出土しているに違いないけれども、それらにくつつくようなものが見出されず、不明であるが、長首壺の口縁か、丸底碗型の壺につくものか、それらの類が当りそうに思われる。

底部の出土が極めて少く、わづか3点に過ぎず、そのうち2点が既に述べた通りの喇叭の口型を呈するもの、他の1点は第39図14に示すように、大形で平底の直径12cmを計る弥生中期ごろのものと推定される甕棺の底部によく見られるようなものである。一方には刷毛目、櫛目などの整形痕があり、他方には同じ痕跡に加えて、篋削り、篋などで、または布などで等の手法のあとがそれぞれに認められる。また、櫛目などの類で、行儀正しく斜並行に美しく揃えたもの、または交叉させたもの、継目だけを交叉させたもの、主軸に沿って並べたもの、あるいは下部は斜線、口縁近くでは細目のものを口縁に沿って横にかけたもの、その部分だけ布などでしたものなどもあり、珍らしくは口縁近くに太い線数本を横に印した沈線文や、口縁近くから胴部にかけた縦の沈線文など、数少ない例として挙げられる。

わづかながら弥生中期のものもあるが、多くが弥生終末期の野辺田式系に属するものであって、この頃になると土器の製作に回転台が使用されるようになる。回転に合わせて、ある時には精細に、他の時は簡略に、種々趣のある文様が施される傾向が現れるのであるが、この遺跡からはそれらの趣向を帯びたものは、弥生土器では認められなかった。

② 円形周溝遺構・道路状遺構出土の土器

遺跡の北端に位置して検出された円形周溝と道路状遺構との相重なる付近に土器片多数が集中的に出土した。その3分の1は縄文土器であった。縄文土器については別項で詳述したので重複することを避け、弥生土器を取上げることにする。

この遺構から出土した土器は、堅穴住居遺構出土のものと同まったく変らない。第47～58図拓本、写真に示す通りに、出土した土器はここでもすべてが破片で、口縁部や底部の断片が出土していないため、器形についてはよく分らないが腹部、肩部あたりの破片のように思われる。

表裏ともに櫛様の用具による縦、横または斜に、美しく揃った平行線や、それを少しづつ方向を変え、接続部分だけを交叉させたものや、全面を互いに反対方向に交叉させた櫛目痕などがあり、刷毛様の用具を使って全面を調整したもの、または数は少いが、直線平行のたたき目、あるいは赤貝などの腹縁を使った痕跡のあるものなどがあり、裏側は表と違った用具が使用され、たたき目、数少ない篋などで、貝殻痕などが認められる。こんな器具を用いた整形痕のあるものが中部九州、特に熊本県内の小高い平坦部に多い弥生終末期の集落跡や住居跡に多く伴出するが、大ていの場合口縁部に近い部分や上半部に美しい文様をつけるものが多いが、ここでもまたその類のものは出土していない。

③ 楕円周溝遺構出土の弥生土器

竪穴住居遺構と円形周溝遺構とのあいだの竪穴住居遺構の北東に隣接して、楕円周溝遺構がある。この遺構から出土した土器は、溝中または溝の上縁付近から出土しているが、第43図及びその写真に示した通り、数少ないものであった中に縄文土器片が6点が含まれる。遺物の出土数が遺構とその広い面積の割に少なかったことが言える。いづれもその様式が竪穴住居、円形周溝などの遺構出土のものと同様と変わったところが認められないので、この項ではそれを省略する。

④ 地表土下採集の土器

調査にかかる前に、ブルドーザによって地表土を厚さ30cm程度を排除したあとに、土器片が多く散乱しているのが見かけられた。地表面に近いので耕作にかかって攪乱された土中に混入したものであるが、数なく縄文土器、土師器なども見られる。弥生土器では破片であるが、他の遺構出土のものと同様式である。

⑤ 各グリッド内出土の弥生土器

ブルドーザによって地表土を排除したあと、平面に分割して40個のグリッドをつくった。その中から検出された竪穴住居跡、円形、楕円形周溝遺構、道路状遺構その他小土壇などの各遺構を除いて、遺跡の大部分を占めている範囲から出土した遺物は、北半部で集中的に多数が検出された。その大部分が破片で、弥生土器が占めている。それも晩期に比定されるもので、この土器の場合も他のそれぞれの遺構から出土したものと、様式はまったく変わらないので、ことさら詳述の必要もないであろう。後に掲げた拓本、写真等を参照されるれば幸いである。

3. 石器について

遺跡全体から検出された遺物の中で、石器とするものは広い面積の割合に少くて、石鏃4点、石匙1点、打製石器同形3点、合計して8点が挙げられる。

- ① 4点いずれも長短の差はあるが、同じ三角型を基調とし、底辺の中央をくり取って二脚をつくる。三つの各稜線を表裏両面から小刻みの剝離技法によって両刃をつくり、その先端を鋭く尖らす。

4点中の3点は黒旺石で作られ、またその内の1点は磨製になり、局部を残して両面を丹念に研磨して仕上げ、うすい青灰色半透明である。磨製石鏃は熊本県内でも出土例はきわめて少い。昭和51年初頭、阿蘇郡西原村の谷頭遺跡の発掘調査にかかって、総数144個を発見したことが報告されている。この遺跡は竪穴円形の住居跡群で、ほとんどがこの住居跡内からの発見であるという。このように一遺跡から大量に検出されたことは、全国でも珍しい。

また佐賀県では白蛇山岩陰遺跡、長崎県では佐世保市の岩下洞穴などの古い遺跡から、どちらのも縄文早期の押型文土器や無数の細石核に混じて相当数の黒旺石や砂岩製の磨製石鏃の出土があったことが報告されているが、阿蘇郡西原村の谷頭遺跡出土のものとおわせてよい参考資料である。

これらの石鏃が、熊本県小合志原の熊本総合運動場出土とまったく類似していて、ここでも縄文早期、前期に比定される土器もかなりの数が検出されていて、この時期に当るものに違いはないと思われる。

石鏃4点の内3個は打製で、その内の2個は小さな小判型土壇の中の上層部から発見されたものである。1個は淡黒色の黒旺石を石材とし、長三角形の脚の部分にくびれをつくり、つけ根から別刻みにして外に開いた脚をとり、双脚の上面だけに鋸歯状の刃を鋭利に刻み出している。他の1個は濃黒の黒旺石製であるが形の上で大きく異なる。三角形の両縁を浅く中ふくらみにし、底辺の中央を深いめに欠ぎ取って、先端をわづか内に向けて脚を作り出す。惜しくも片方がつけ根から欠げている。

石鏃4点中、残りの1点は、遺跡の北端部に当って検出された道路状遺構の排土中に発見され、サヌカイトの石材をもって作られる。石材のサヌカイトについては、図解日本考古学辞典では「讃岐石。紫蘇輝石安山。讃岐の屋島などに原産地があるとして、早くこの名が海外に知られた。たたくと金属性の音を発する黒色緻密な岩石。」

(以下略)などと記してある。筆者(田添)が知るところでは、佐賀県多久地方、特に国指定の建造物で知られる多久聖廟境内、及び周辺一帯の山林では、この石の巨岩が露呈し、断片の堆積層や散乱するなど到る処に見ることができ、しかもそれが、たたくと金属性の音、黒色緻密な岩石で、まさに辞典通りの良質の石材である。この石材の石器製作遺跡もあり、特に保存のため意が払われている。長崎県平戸島もまたこの石材を豊富に埋蔵する。島全体がこの岩石で成り立っているようなもので、現在も石垣などすべてこの石材が用いられている。多久産のものに比し、幾分か黒灰色を呈し、質が荒目である感じがないでもないといった違いがある。

サヌカイトの持っている独特の石質に目をつけて、縄文時代以来細石器としての石鏃などの最高の材料として、黒旺石と並んで広く重用されたのであるが、小合志原熊本総合運動場遺跡出土のサヌカイトの石鏃が、ただ1点ではあったが、佐賀県多久地方産出の石材とまったく共通する。

形の上では、剝片を正三角形に整形し、左右両辺を表裏両から同じように剝離手法をもって小刻みに剝き取って刃をつくり、底辺の両端を残した中央を深いめに剝ぎくぼめて両脚を刻み出し、それぞれ両刃の刃をつくり、その先端を鋭利に尖らして、わづか内に向ける。石鏃の内では小さい方の形の正しいものであり、縄文期前半に位置づけられる形式のものである。

② 打製石器

3点があり、大小の相違はあるが、ともに形の上で逆台形を呈し、それぞれ異質の石材を用いた未完成品である。

打製石器と普通呼ぶのは、縄文後、晩期の遺跡から御領式土器や西平式土器などに混じて大量に出土する粗悪な質の安山岩を打ち欠いで整形した割合に大型の石器がある。それもそのまま実用に供するものと、更に研磨加工し、磨製石器として使されるものがある。それとは質、形ともに大きく異なるものである。

3点のうち、その一つは濃黒の光沢の強い良質の黒旺石を材料とし、剝片を欠いで周囲を薄く、中高につくり、特に上辺の広い方を薄く鋭利にする。他の一つは同じ形を保ち、逆にすれば石鏃を作る原型を思わせ、底辺の中央を欠き取りかけた意図が見透かされる。飴色半透明の、瑪瑙質のすぐれた石材である。あとの1点は、3点中最大のもの、最大といっても長さが4cmという程度のものであるが、台形の最も短かい

底辺を除いた3辺は、先端に鋭利な刃をつくる。つくるといよりも、割られた剥片がこのような形にできているものを選んだという方が当たっているかもしれない。玄武岩質の灰色を呈する粒子の密な石材である。

これらの打製石器としている3点は、何れも完成品をつくる以前の、完成品を意図した素材の未完成品とする見方が強く感じられる。

③ 石 匙

遺跡の北端近くに位置する第34グリッド内の第2層下から発見されたものである。雲母片岩の薄手の剥片を材料に使い、隅を丸くして片方に遍した三角形の片方に把手を刻み出す。長さ9cm、最大部分の横幅5.5cmの大きさである。

雲母片岩を用いた石器の出土例として筆者(田添)が手掛けたものに、玉名郡菊水町江田で、銀象嵌銘太刀やその他の副葬品で全国に知られる国指定史跡船山古墳の東隣りに位置する松坂原遺跡があり、昭和49年春発掘調査を行った際に磨製、打製の石斧、揆型打製石斧、打製石剣、十字型石器、分銅型(法馬型)石器、等あわせて30余点が出土していて、石材はすべて雲母片岩が用いられている。この遺跡で出土した土器が御領式土器であり、縄文終末期とする石器の時期をよく示している。

また、宮崎県西都市の特別史跡西都原古墳群の300数10基を中心母体とする日本最初の風土記の丘の名のもとに、古墳公園化が本決りとなった。その造成工事の最中に行き合わせた折、ブルドーザの重圧で天井部が陥没して大穴ができた。それが地下式土壇墓ということで、九州大学考古学班の手によって調査が行われていた。許しを得、穴の縁に腹伏せして中をのぞくと方形になる土壇の底の汚物のあいだに、赤焼きの長首壺が横たわり、尖根式の鉄鏃数本が介の字型に乱れて見られた。こんなことはさておき、平面に削られた広い周辺一帯に、打製石斧や未完成の石器や剥片などが散乱していて、それらの石材がすべて菊水町松坂原遺跡出土のものと同まったく類似の雲母片岩であった。

さて、この雲母片岩と呼ばれる岩石は、雲母質から成るその名の通り、外部からの何かの刺激を受けると薄い板のように、何枚も剝離する性質をもっていて、質が極めて硬いため、剥片の縁端は刃物のように鋭利に尖る。それらの特徴を捉えて、古代に於て盛んに石器の材料として重宝がられたのであるが、この石材がどこにでもあるわけがなく、入手には大変な苦勞が払われたに違いない。

雲母片岩は石英片岩、角閃片岩、石墨片岩、結晶質石灰岩などとともに、変成岩類として福岡県朝倉郡朝倉山地（筑後変成岩類）から熊本県北部地方に続くもので、木葉変成岩と呼び、三群変成岩（太宰府東方の三群山）に属するものと地域の地質学研究者は説いている。福岡県山門郡瀬高町の山地帯で、清水観音周辺山地から、西方の女山神籠石遺跡までのあいだの地盤は到るところ雲母片岩の露頭を見ることができる。

小合志原総合運動場遺跡出土の石匙、若しくは菊水町松坂原遺跡出土の石器類など、石材がこれらの地方からもたらされたかどうかはよく分らないが、付近に産地がないとすれば候補地の一つに加えて考えてみなくてはならないと思う。

参考文献

- ① 熊本県埋蔵文化財遺跡地名表 昭和37年度 熊本県教育委員会
- ② 全国遺跡地図（熊本県）史跡、名勝、天然記念物および埋蔵文化財包含地所在地地図 昭和41年3月 文化財保護委員会
- ③ 熊本県埋蔵文化財一覧表 昭和51年度 熊本教育委員会
- ④ 大江青葉遺跡 大江青葉遺跡調査報告
熊本商科大学大江青葉遺跡調査団 昭和51年
- ⑤ 大江青葉遺跡 大江青葉遺跡調査報告書 1980
熊本商科大学附属高等学校大江青葉遺跡調査団
- ⑥ 三万田東原 調査概報 1972、3 熊本県菊池郡泗水町教育委員会
- ⑦ 谷頭遺跡 熊本県阿蘇郡大字河原所在の文化財調査報告 1978
谷頭遺跡調査団
- ⑧ 熊本県文化財調査報告 第26集 沈目立山遺跡 県道宇土・甲佐線改良工事に伴う文化財調査 1977 熊本教育委員会
- ⑨ 松本雅明編 城南町史 第1章 原始 昭和40年 城南町史編纂会
- ⑩ 森豊 登呂の記録 古代の発掘にかける
昭和44年6月24日 講談社
- ⑪ 熊本の歴史 1 第2章 農耕生活の進展 1958 熊本日日新聞社
- ⑫ 乙益重隆 肥後上代文化史 郷土文化叢書 8 昭和29年 日本談義社
- ⑬ 田辺哲夫・田添夏喜 日本考古学協会集報 別篇 第19回総会研究発表要旨

ベッドを有る弥生末期の方型竪穴住居跡群

昭和32年4月 日本考古学協会

- ⑭ 石川恒太郎 日本考古学協会彙報 別篇 8 第19回総会研究発表要旨
宮崎市吉村町の弥生初期集落跡 昭和32年4月 日本考古学協会
- ⑮ 小林久雄 九州縄文土器の研究 昭和40年7月
小林久雄先生遺稿刊行会
- ⑯ 田添夏喜 われらの祖先 大原人骨 昭和25年2月
岱南一中PTA機関誌錦陵 岱南第一中学校PTA
- ⑰ 河口貞徳 黒川洞窟遺跡 鹿児島県考古学会紀要2 昭27年
図解考古辞典
- ⑱ 弥生式土器聚成図録 正編 1938 東京考古学会学報・第一冊
- ⑲ 和島誠一・田中義昭 日本の考古学 III 弥生時代 住居と集落
昭和41年 河出書房新社
- ⑳ 森貞次郎 日本の考古学 III 弥生時代 九州縄文晩期の文化と弥生文化の形成
昭41年 河出書房新社
- ㉑ 森貞次郎・岡崎敬 島原半島原山遺跡 昭和35年 九州考古学 10
- ㉒ 宮崎一彰・古田正隆 島原半島の古代文化 礫石原遺跡 昭37年 島鉄観光社
- ㉓ 鏡山猛 島原市礫石原遺跡 昭37年 九州考古学 10
- ㉔ 乙益重隆・田辺哲夫 熊本県玉名郡齊藤山貝塚 日本考古学年報 8 昭30年
日本考古学協会
- ㉕ 緒方勉 熊本県玉名郡菊水町諏訪原遺跡 日本考古学年報 21、22、23
1968、1969、1970年度版 日本考古学協会
- ㉖ 田添夏喜 熊本県玉名郡菊水町 松坂原遺跡 日本考古学年報 25
昭和49年 日本考古学協会
- ㉗ 陶器大系 2 弥生 1973 平凡社
- ㉘ 陶器大系 1 縄文 1975 平凡社
- ㉙ 日本原始美術 3 弥生土器 昭和54年 講談社
- ㉚ 日本原始美術 2 縄文土器 II 昭和54年 講談社
- ㉛ 現代日本考古学 4 弥生式土器 1968 少年写真新聞社

- ③② 現代日本考古学 2 縄文式土器 1968 少年写真新聞社
- ③③ 日本の原始美術 3 弥生土器
昭和54年8月28日 講談社
- ③④ 日本の原始美術 2 縄文土器 II
昭和54年1月30日 講談社
- ③⑤ 図説日本文化史大系 1 縄文、弥生、古墳時代
昭和33年9月 小学館
- ③⑥ 板付 市営住宅建設にともなう発掘調査報告書 1971～1974
福岡市埋蔵文化財調査報告書 第35集 1976 福岡市教育委員会
- ③⑦ 熊本県教育庁文化課 調査係会議録
昭和54年1月以降 田添夏喜記録帳
- ③⑧ 白蛇山岩陰遺跡 佐賀県立博物館調査研究書 第1集
佐賀県立博物館
- ③⑨ 岩下洞穴 1967 佐世保市教育委員会

あ と が き

日本電信電話公社九州電気通信局熊本総合運動場の建設に伴い、かねて懸案とされていた菊池郡西合志町合生字辻原386の1番地に所在する、小合志原熊本総合運動場遺跡の発掘調査を無事に終り、ここに結果の報告を一書にまとめて刊行の運びとなったことをこの上もない喜びとする。

ふりかえると、昭和55年度に入って、玉名市の繁根木山寿福寺跡の発掘、それが終ると引続いて報告書の執筆、またそれが終ると待っていたかのように、熊本商科大学付属高等学校の体育館建設に伴い、同敷地にかかる大江青葉遺跡発掘の依頼があり、これを受諾して、同年6月始めから発掘作業にかかったが、あたかも梅雨期に入り、降りつづく雨と戦いながら作業を続けているときに、またもや県教育庁文化課を通じての、このたびの日本電信電話公社九州電気通信局熊本総合運動場敷地遺跡の発掘依頼があり、そしてそれを受諾、発掘、つづいて発掘結果の報告書作成というように、過去1年有余のあいだ休む暇ないほどの目まぐるしい中に、ようやく小合志原熊本総合運動場敷地遺跡の調査報告の原稿を書き終った。

熊本総合運動場に付設する雨天練習場の工事を急いでいるが、埋蔵文化財の調査が終らない限り、工事にかかることができないでいる。法令上の諸手続はすべて済ましてある。急を要するため是非とも引受けてほしいとの切なる依頼には抗しきれず、受諾せざるを得なかった。主体者である九州電気通信局建築部建築課長渡辺佐一氏、並びに同課技術係長宮本光幸氏等と会談を重ねて細案を作成、これを指針として発掘を進めることが約束されるに至った。

お引受した上からは、この老体に自ら鞭打ち、献身的な精神をもって、所期の仕事を完遂し、以て依頼された方々や、学界の期待に応えたく努力した積りである。

発掘にかかる前に当って発掘予定地を歩いてみたとき、遺物がほとんど見かけられず、調査期間を2か月ほどとっているのだが、果してどの程度の成果を挙げることができるものやら、一時は不安を押さえることができなかった。

昭和55年11月15日から発掘作業に入ったが、12月初旬になって、続々と遺物や各種の遺構も姿をあらわし始めた。現地一帯は霜が特別深くして、12月も下旬に入ると連日に亘って、霜が雪を見るように遺跡全面を純白に染めた。遺物の集中する部分や堅穴

住居跡など、特別の遺構には覆いを施して応急対策を講じたが、広い一面では防ぎようもなかった。この頃では毎日霜の排除作業に半日を費し、霜解のぬかるみにはまったく手をやく仕末で、徒労ばかり多く、効果の挙がらない日が続くという苦勞譚の一面もあった。だが作業員一同がよく努力し、この困難を乗り越えて、予期していたことに増殖する多大の成果を挙げることができ、まことに喜びに堪えないところである。

先づ挙げたいものに竪穴住居跡と、それに乗りかかる古墳時代の住居跡と見られる遺構がある。後者は辛うじてその床面を止むる程度に過ぎなかったが、前者は方形の西辺の1部分欠失のほかは、完全な状態を検出することに成功した。また円形周溝と楕円周溝の各遺構を1基づつ確認、とりわけ、円形周溝遺構と可なりに大きな道路状遺構とが相重なって検出されたあたり、この遺跡だけに見られる珍現象として興味をそそる。その他に小さいながら、方形、長三角、小判型といった特長ある3種の土壌の出土があり、また、広い地盤層では100個に近いピット状遺構の配列状態が検出された。出土の遺物、特に土器類によって、この遺跡は縄文早期に始まり、弥生時代終末期に全盛を極め、それが古墳時代になって終りを遂げていることが解明されたわけで、予期以上の成果であったと信じている。

周辺遺跡の項でも述べたように、西合志町の自然的に形成された地形は、古代文化の生成に最もよく合致していて、その結果としては、国指定史跡双子山石器製作跡を始めとして、濡観音古墳を中心とする黒松古墳群や前方後円墳の塚山古墳を中心とする生坪古墳群、縄文時代から奈良時代にかけて成立した高木原遺跡などの県下有数の遺跡と、それに加えて丸木舟を出土させた野々島の沖田遺跡、その他縄文早期から奈良時代に及ぶ寺院跡、官衙跡などの、各種遺跡の濃厚な分布が見られる。それらの中心的な位置にあたって、小合志原熊本総合運動場遺跡が一つ加わり、解明された結果は、学術的にも高く価値づけられるものと信じて疑わない。

九州電気通信局建築部長柴田尚毅氏の、文化財に対する深い御理解と、調査団を構成する各メンバーの方々の御努力、同部建築課前技術係長宮本光幸氏におかれては、調査に関する庶務一切を一手に引受け円滑な進捗の上に至っても細心の意を傾注され、さらに同課新任の技術係長上野晴雄氏におかれては、前任者宮本氏のあとの一切の業務を継承、爾後の庶務の整理、とりわけ報告書の刊行促進につくされるなど、方々のお力添えによってこのたびの成果をあげ得たことに対し深く感謝申し上げる次第である。最後になって申し訳

ないが、作業面一切を担当、終始一貫御努力下さった松永英雄御夫妻を始めとし、それに高村建夫、上村耕作、森保 同之広、清原あさえ、高橋みどり、寺井京子、田上ふさえの各氏等の御努力に対し、本書を借りて深謝申し上げたい。

ここに本報告書の原稿をかき終るに当り、本書が少しでも世の人達の役に立つところがあればまことにさいわいである。

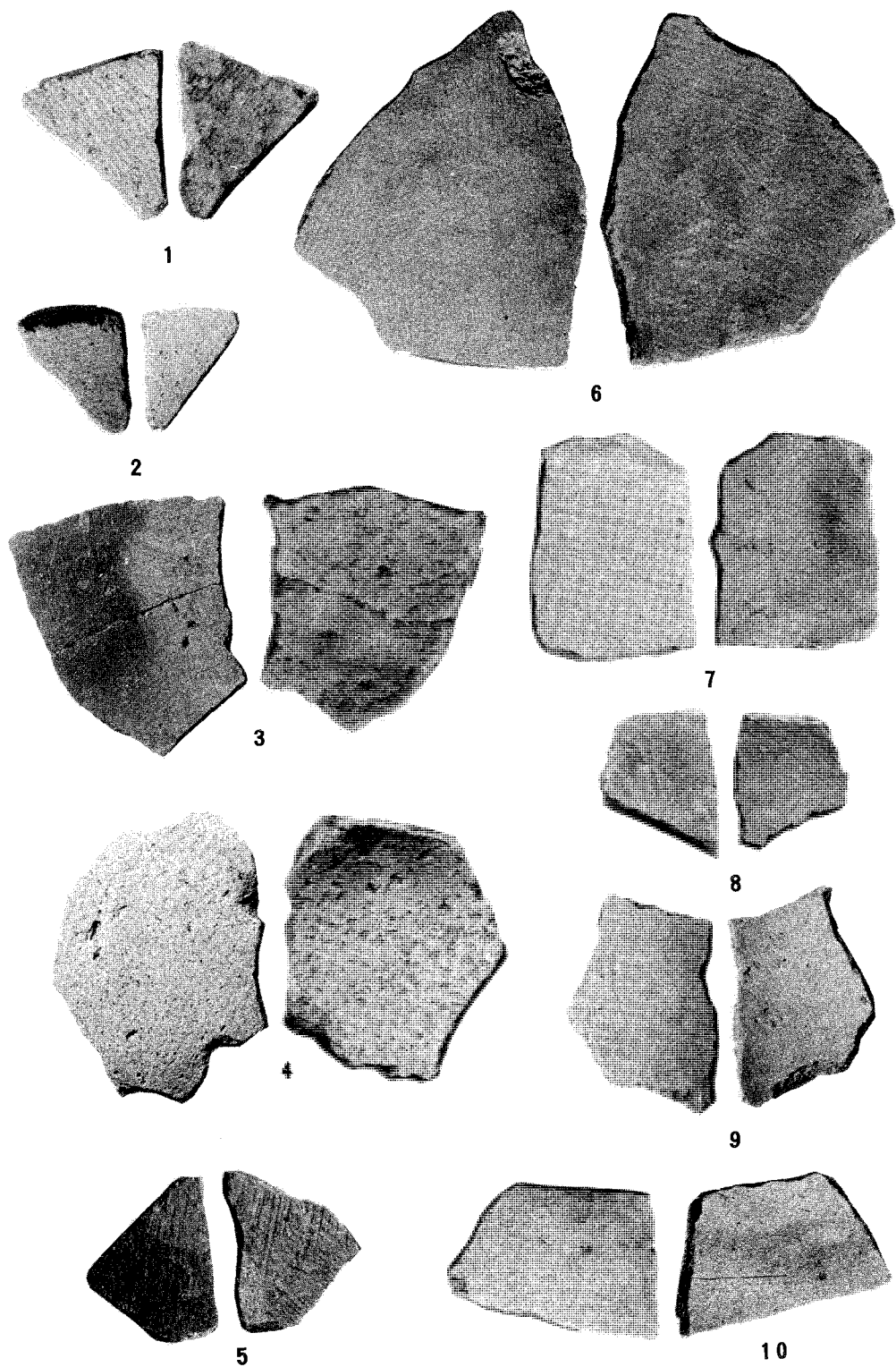
昭和56年9月1日

調査団長 田 添 夏 喜

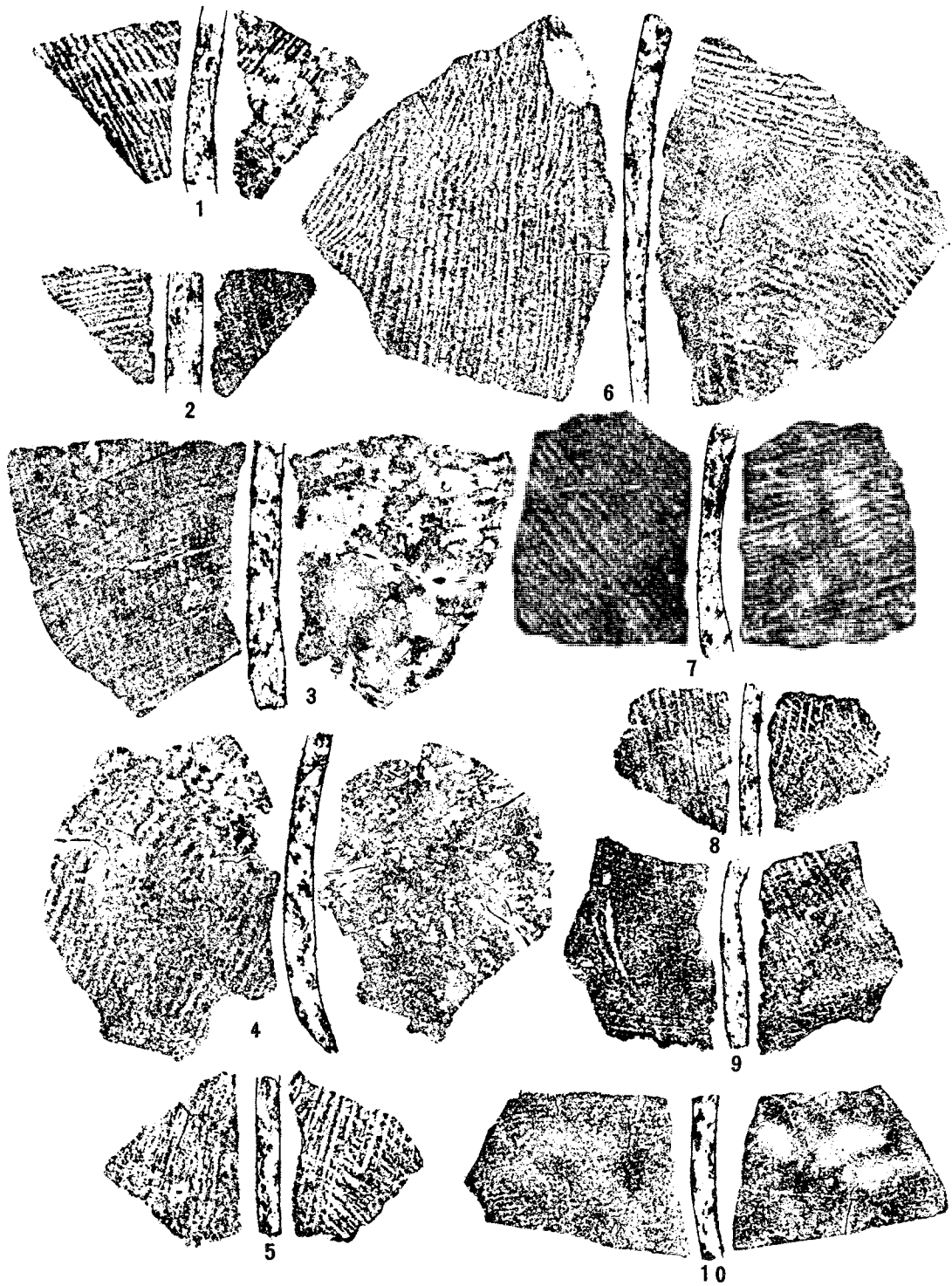
写
拓
实

測

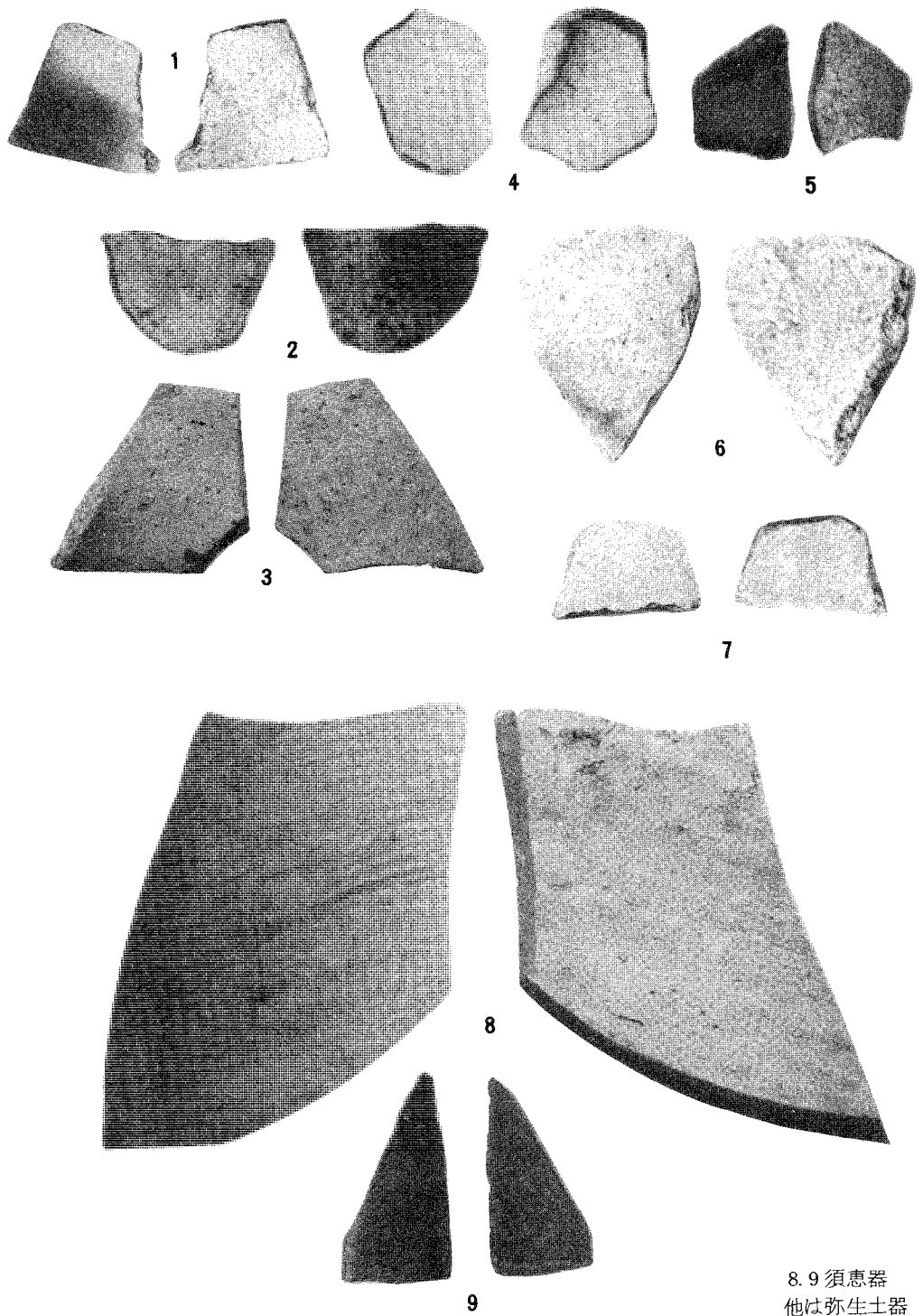
真
本
図



第17図 竪穴住居跡上層出土の土器片写真その1

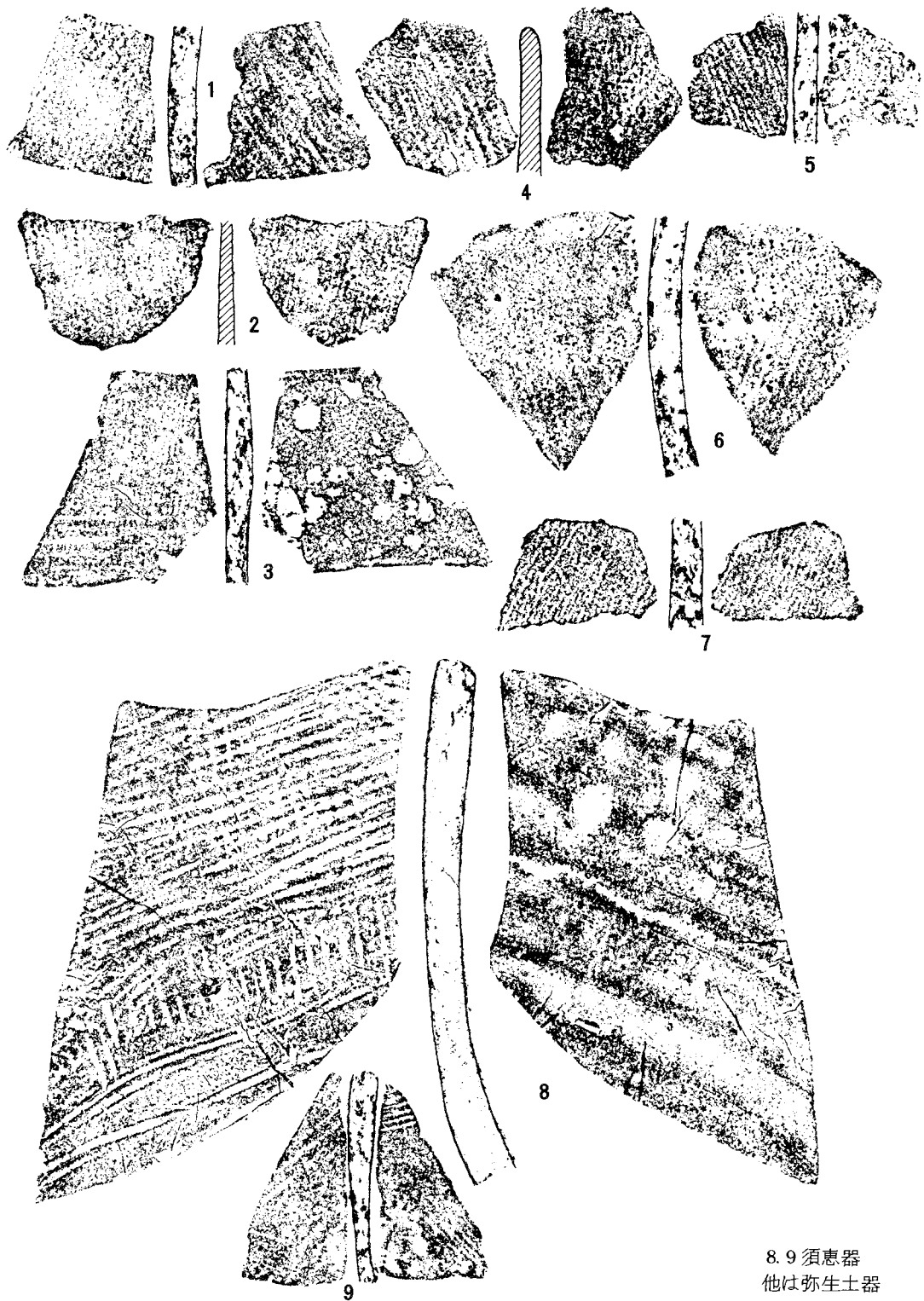


第18図 竪穴住居跡上層出土の土器片拓本 その1



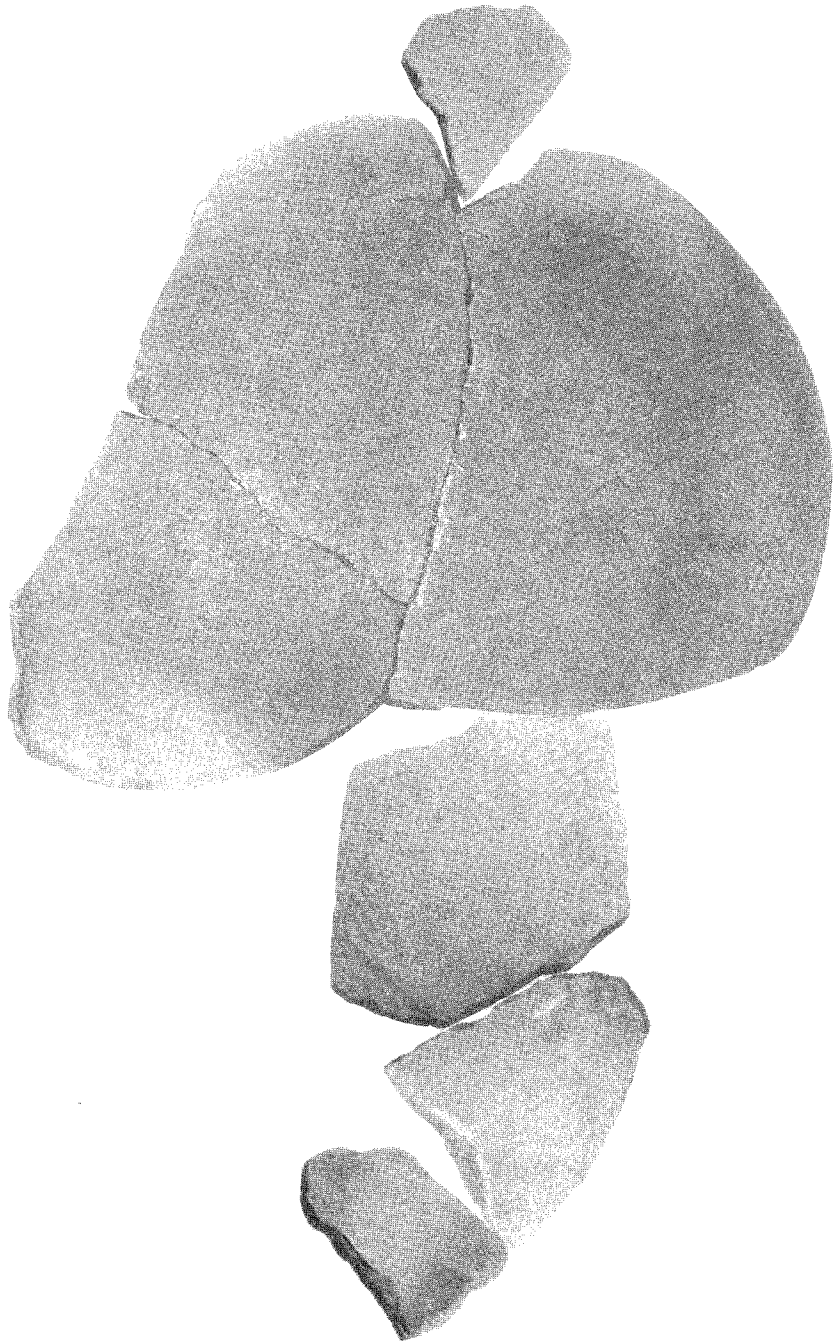
8.9 須恵器
他は弥生土器

第19図 竪穴住居跡上層出土の土器片写真 その2

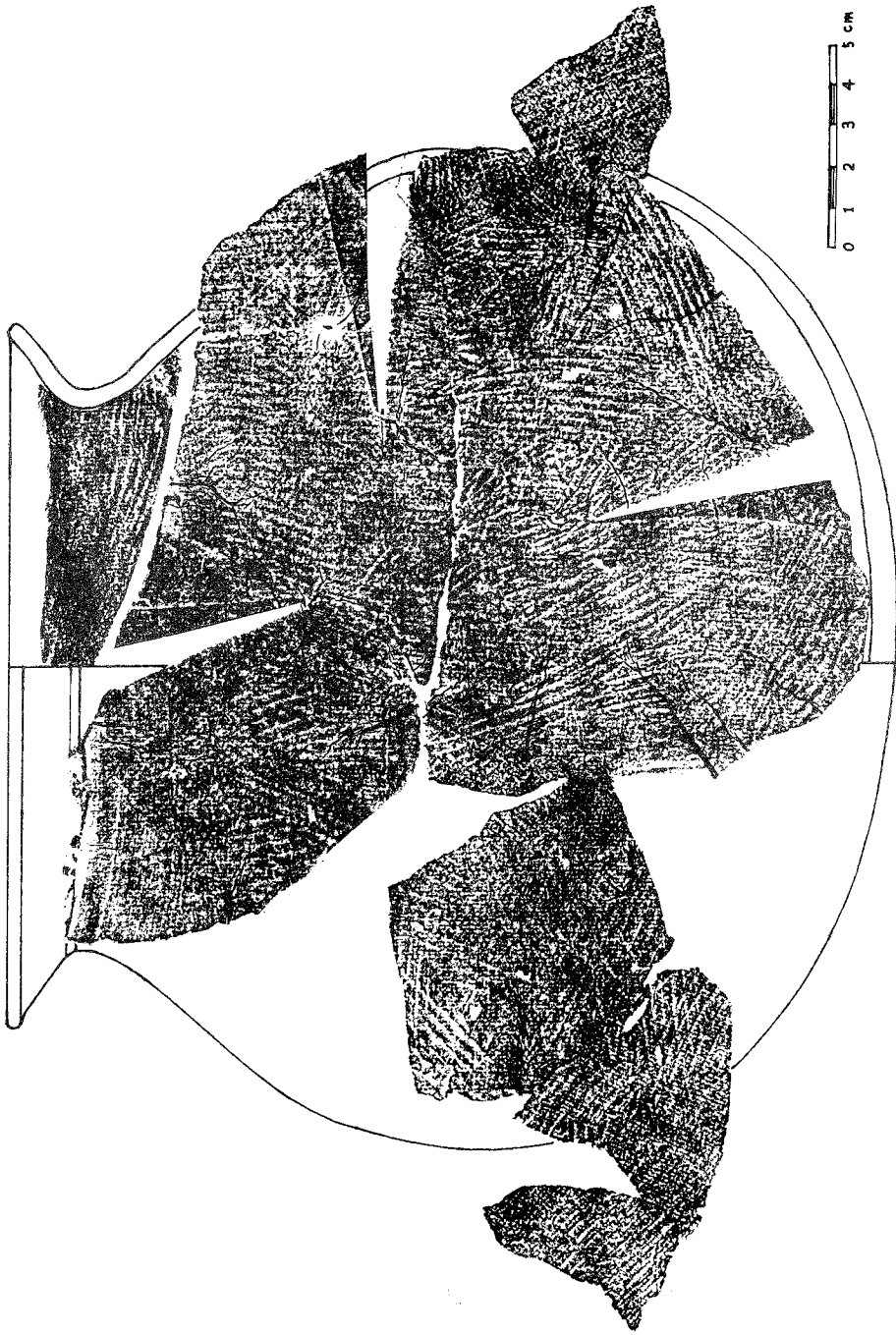


8.9須恵器
他は弥生土器

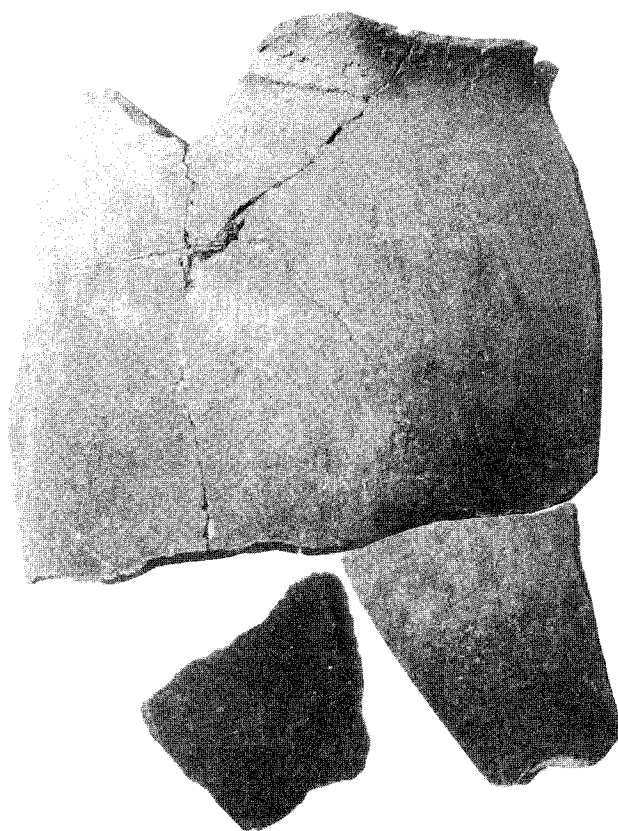
第20図 竪穴住居跡上層出土の土器片拓本 その2



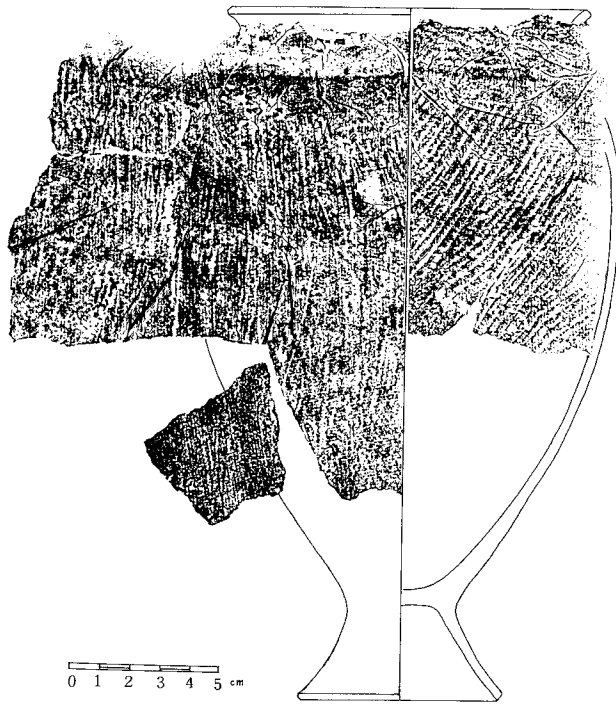
第 2 1 図 竪穴住居跡下層出土の平丸底壺断片写真 その 1



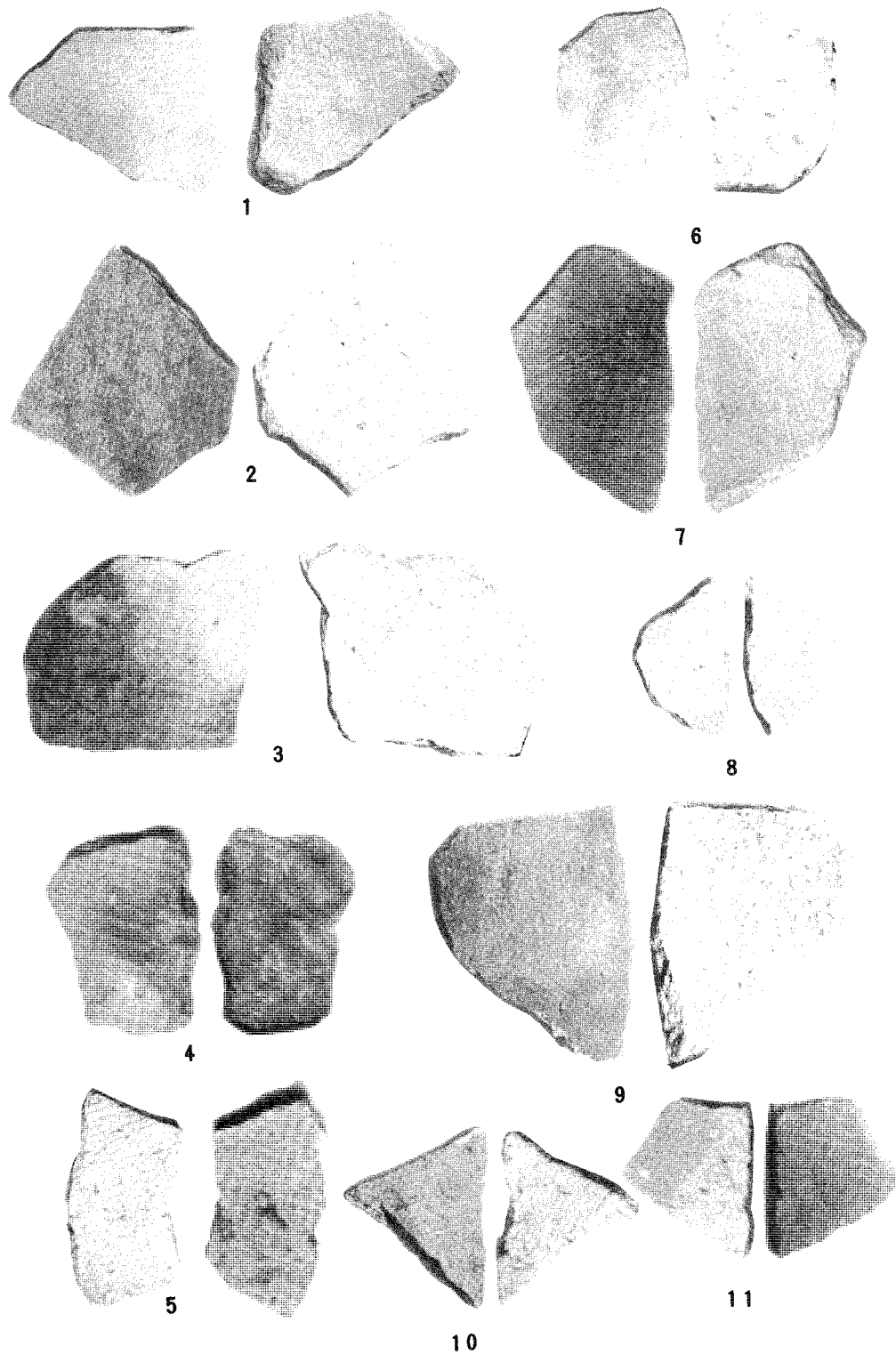
第22図 竪穴住居跡下層出土の平丸底壺断片拓本 その1



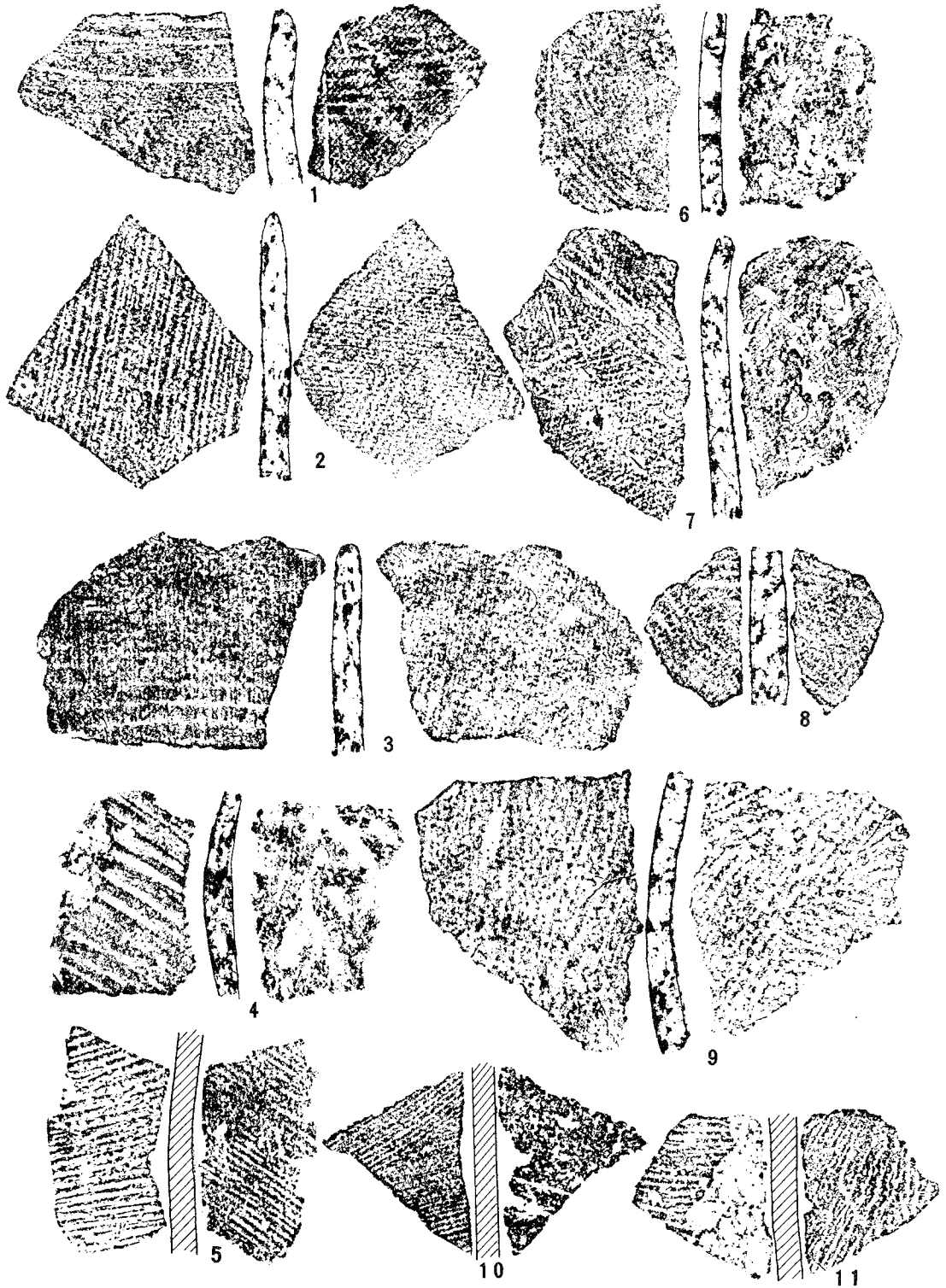
第 2 3 図 竪穴住居跡下層出土の壺断片写真 その 2



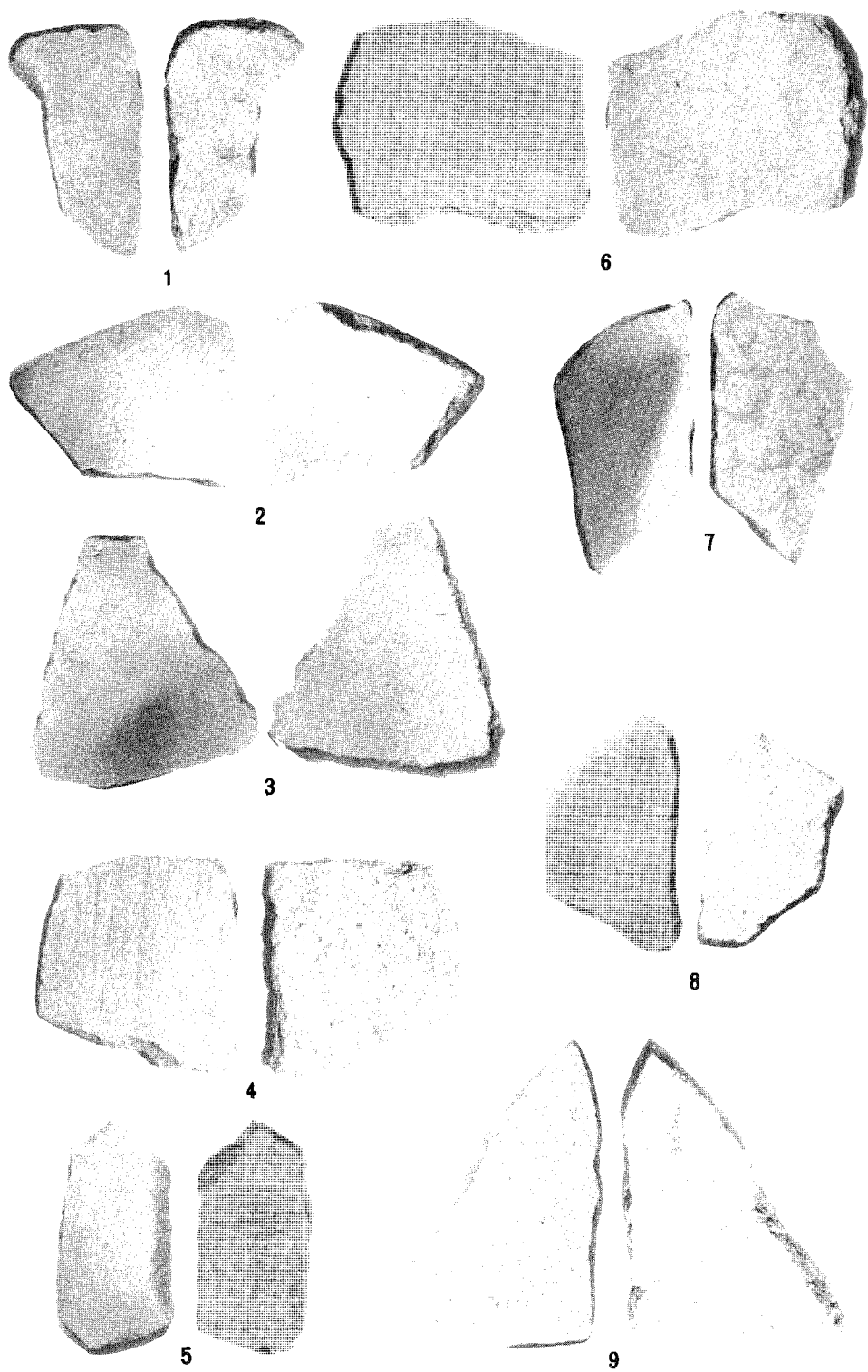
第 2 4 図 豎穴住居跡下層出土の壺断片拓本 その 2



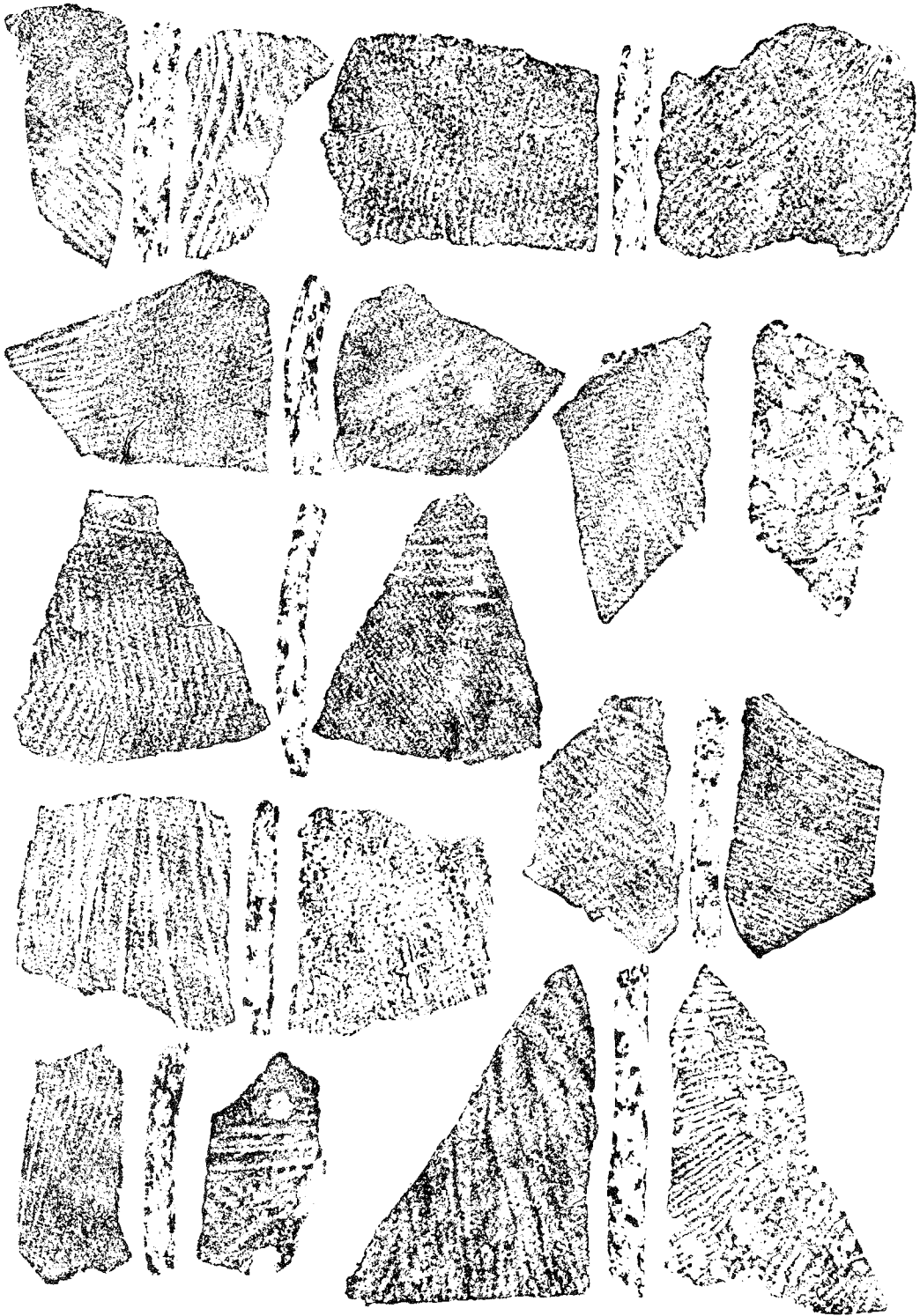
第 2 5 図 竪穴住居跡下層出土の土器片写真 その 3



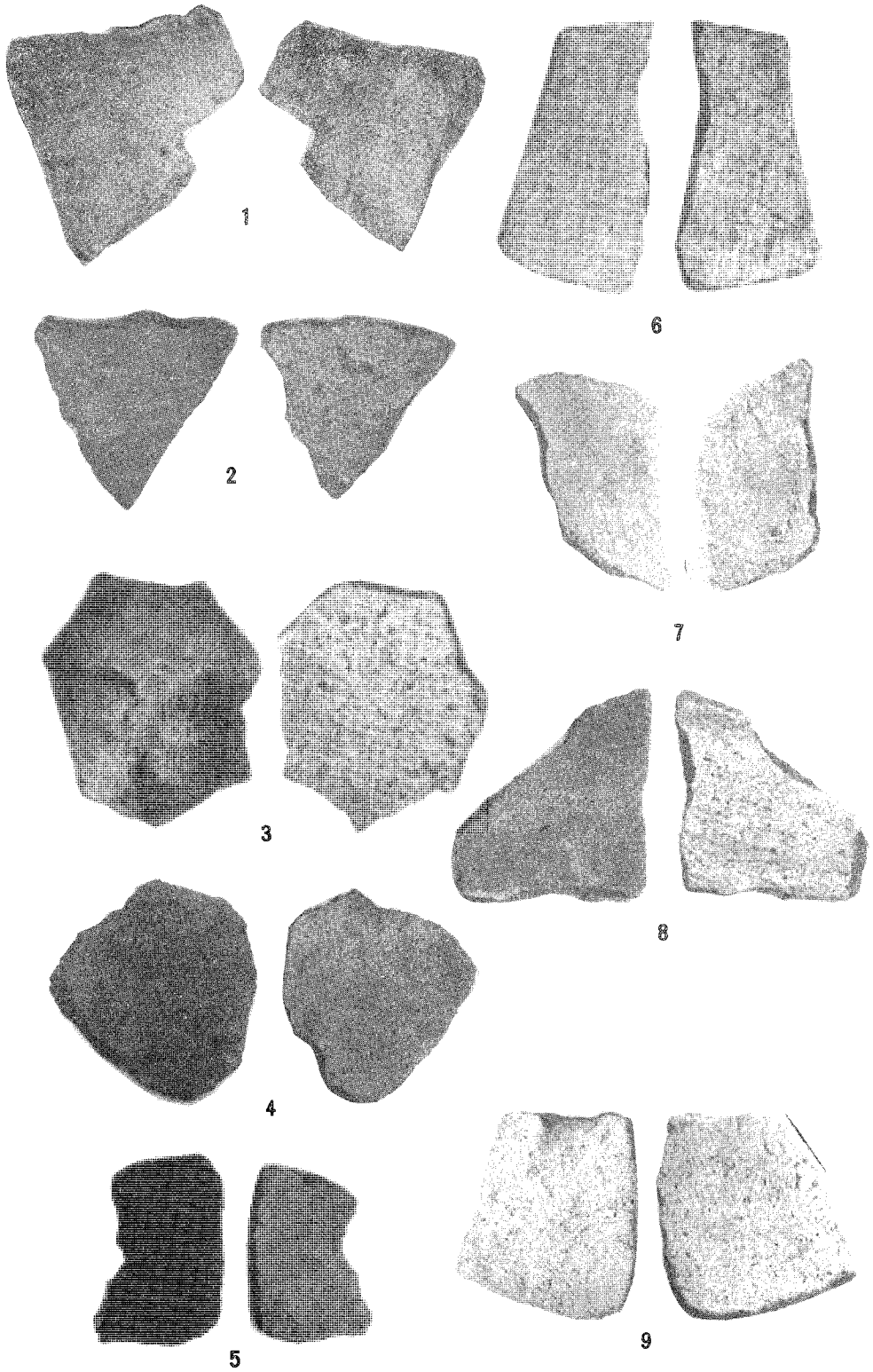
第 2 6 図 竪穴住居跡下層出土の土器片拓本 その 3



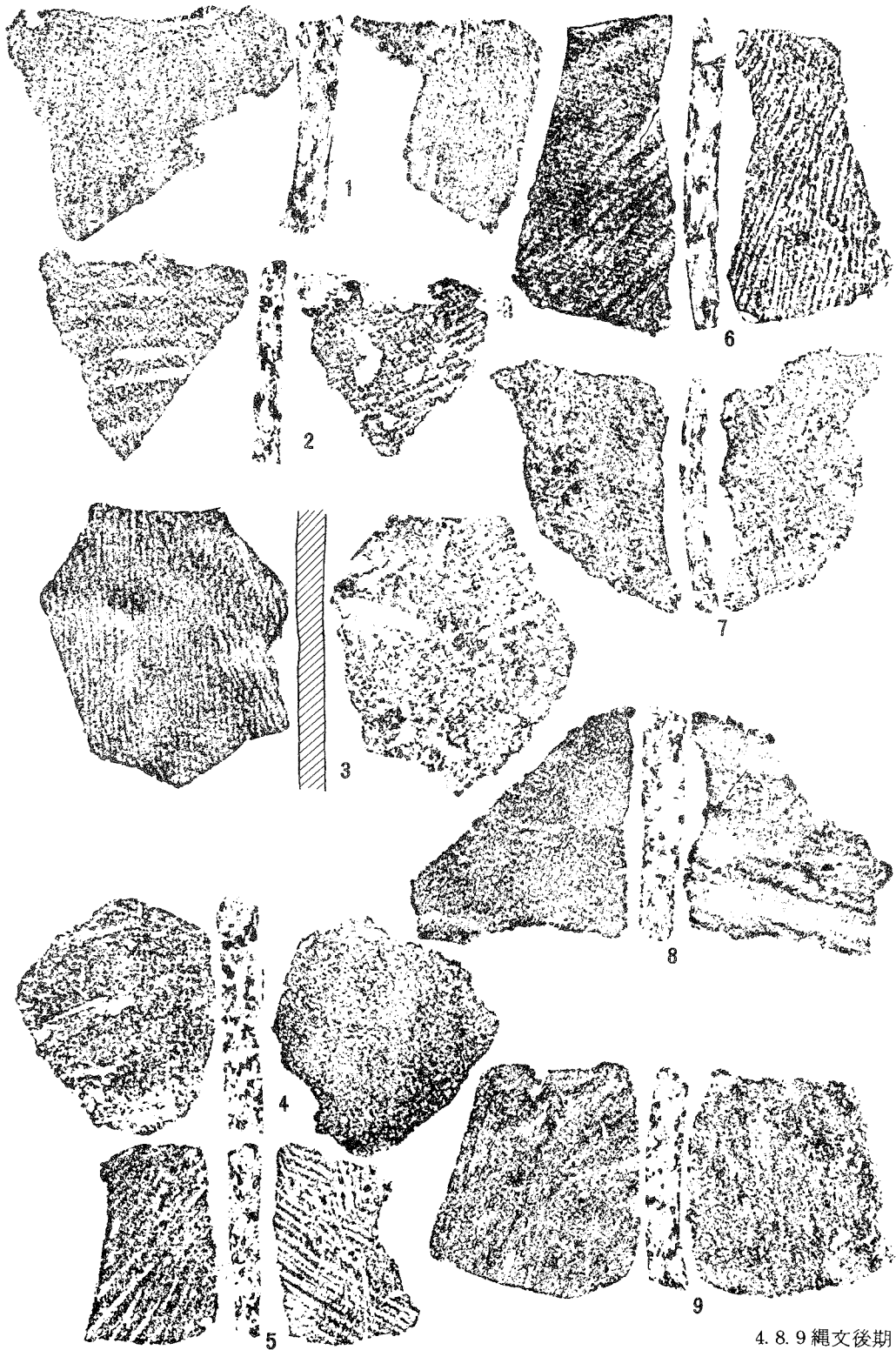
第 2 7 図 竪穴住居跡下層出土の土器片写真 その 4



第28図 竪穴住居跡下層出土の土器片拓本 その4

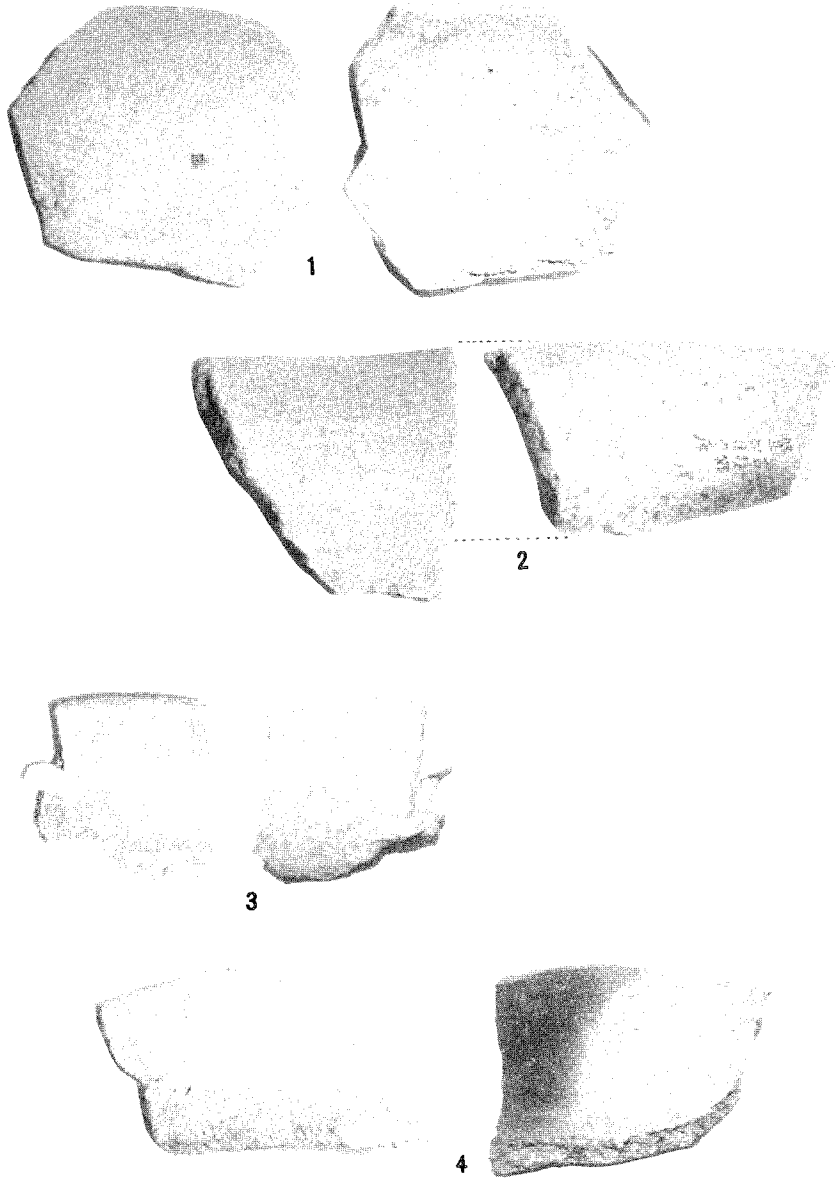


第 2 9 図 竪穴住居下層出土の土器片写真 その 5

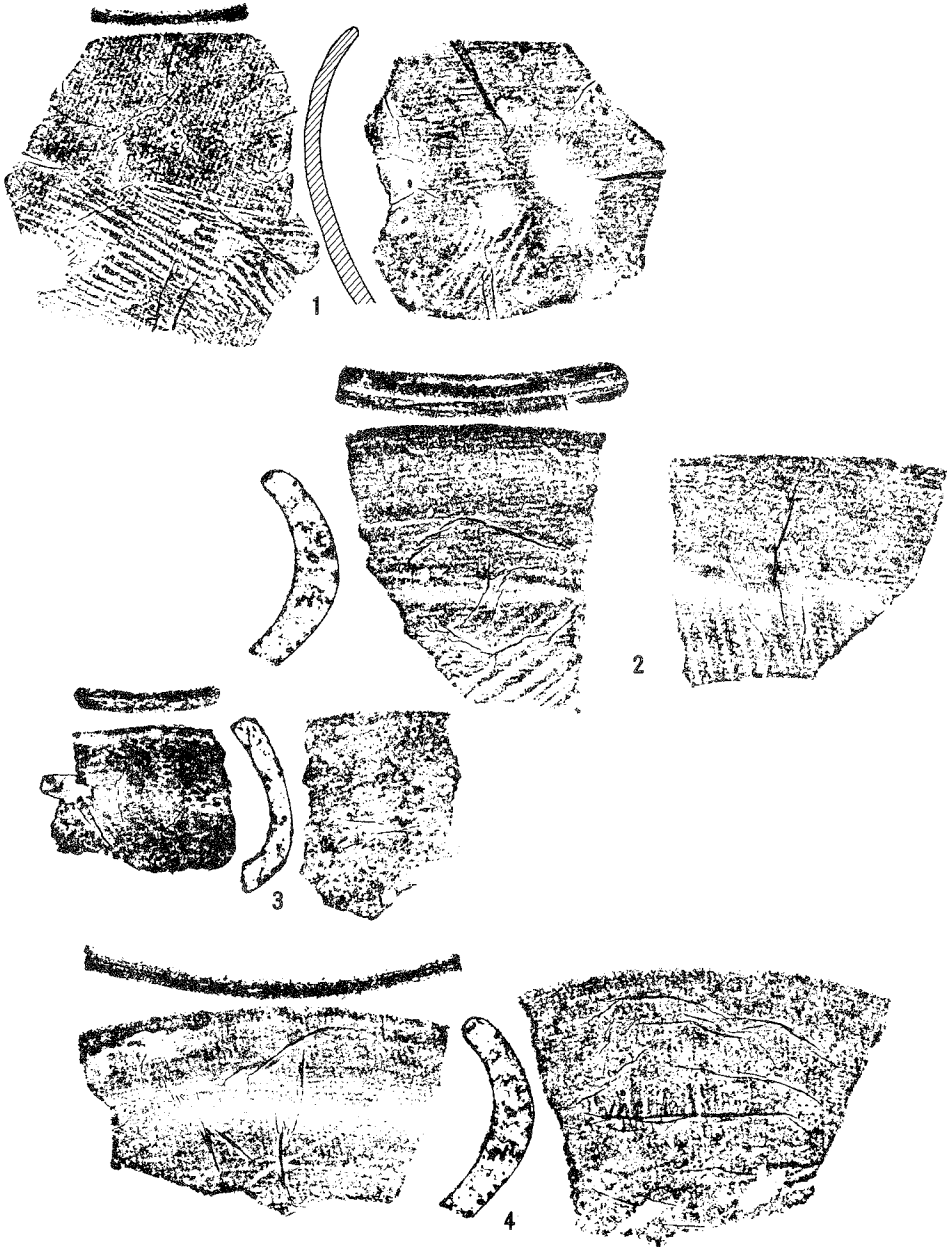


4. 8. 9 縄文後期
他は弥生晩期

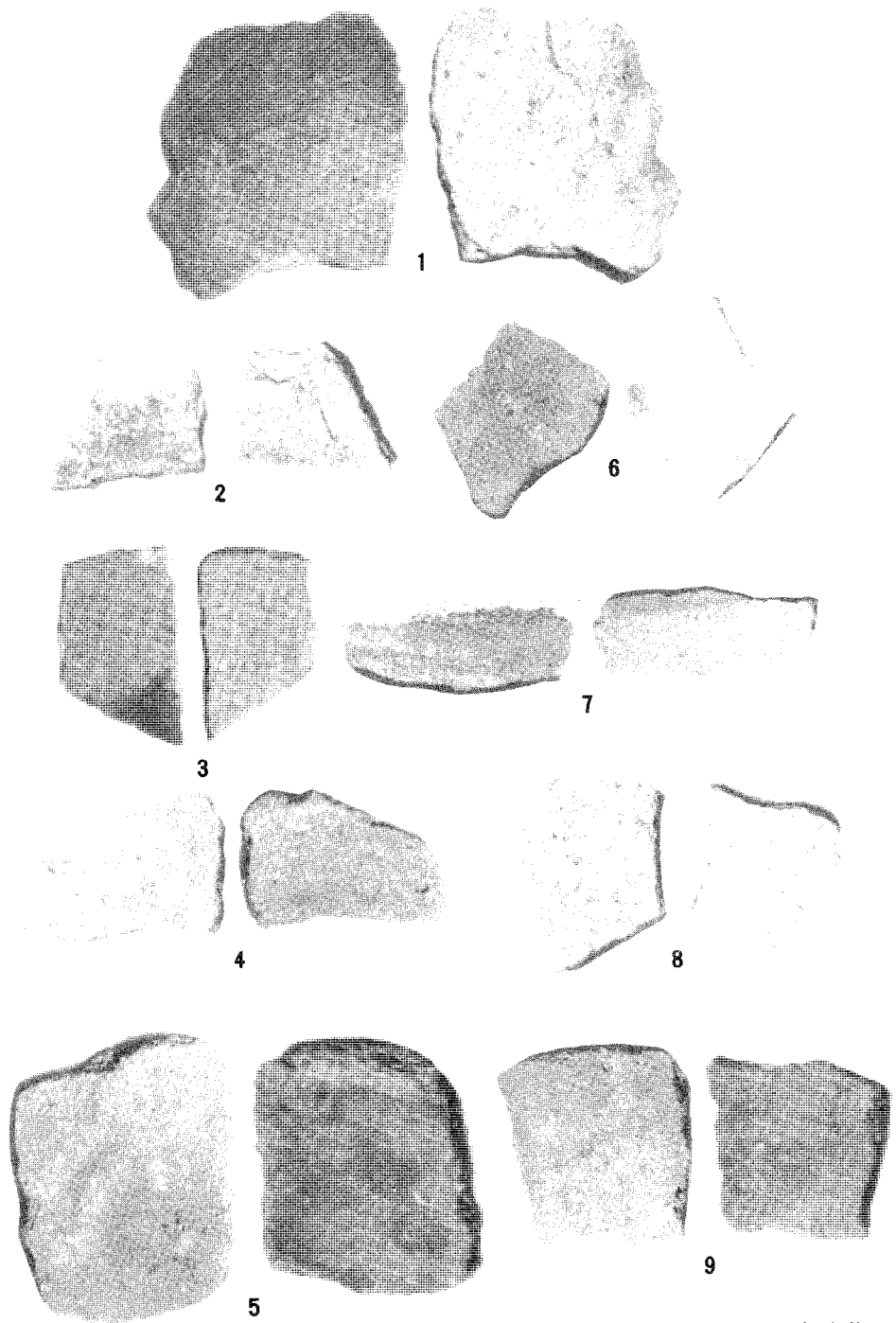
第30図 竪穴住居跡下層出土の土器片拓本 その5



第 3 1 図 竪穴住居下層出土の土器片写真 その 6 (外向口縁部)

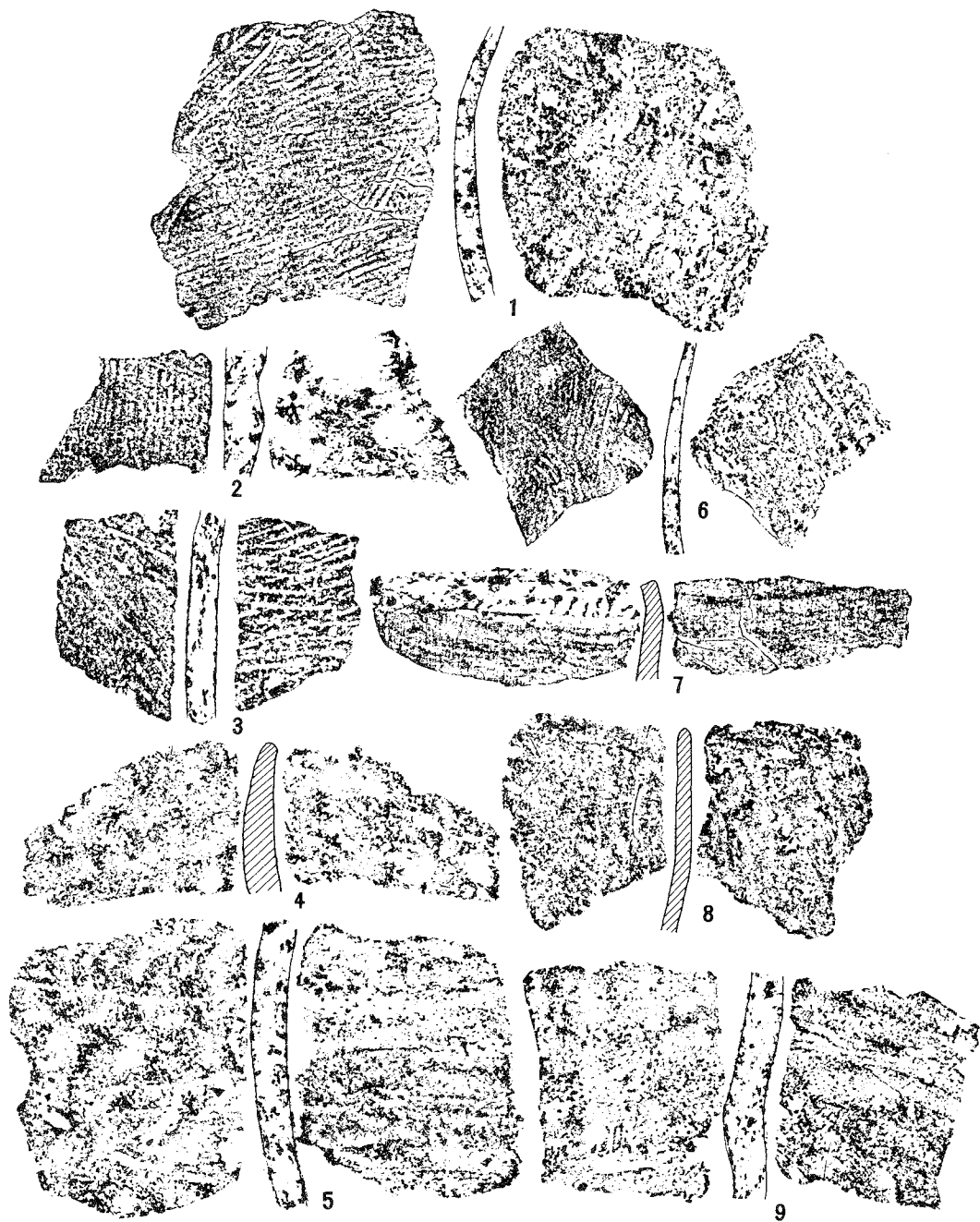


第32図 竪穴住居下層出土の土器片拓本 その6（外向口縁部）



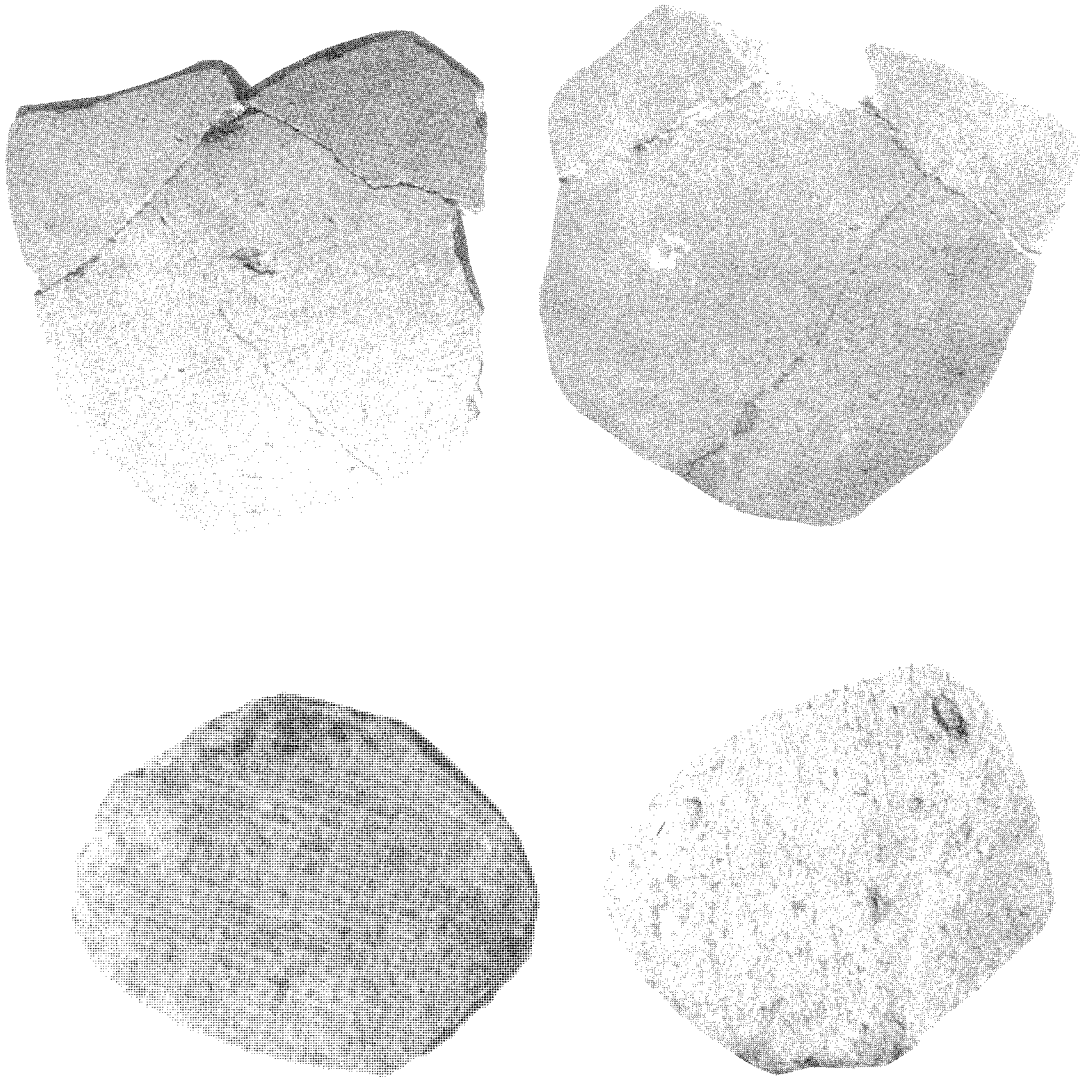
7.弥生前 8.縄文後
4. 5. 9 縄文前 他は弥生晩

第 3 3 図 竪穴住居跡下層出土の土器片写真 その 7

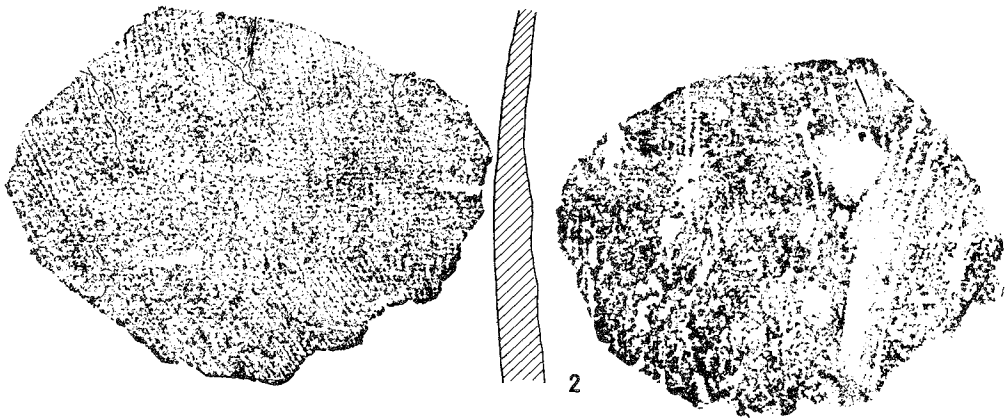
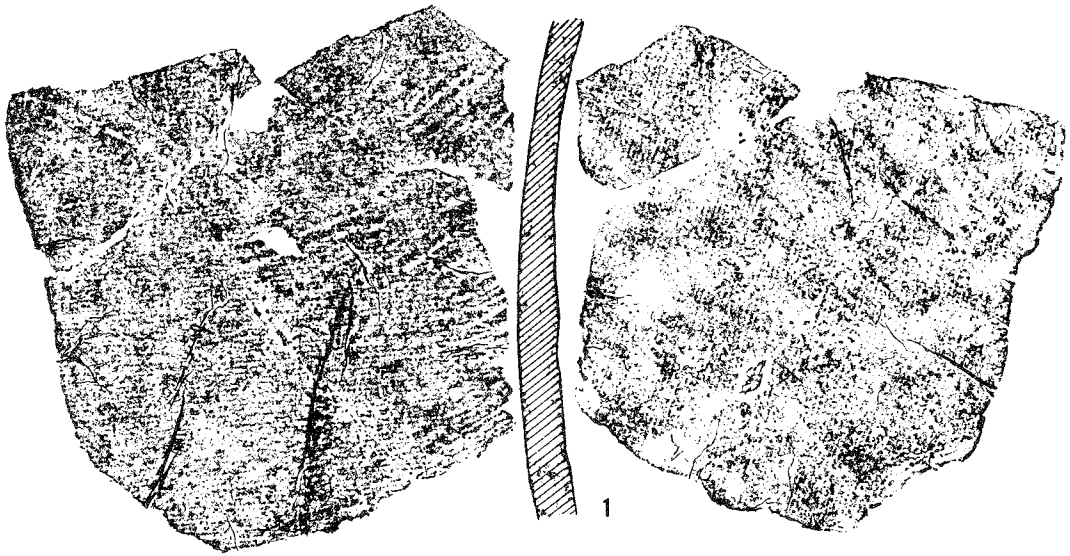


7.弥生前 8.縄文後
4. 5. 9 縄文前 他は弥生晩

第34図 竪穴住居跡下層出土の土器片拓本 その7

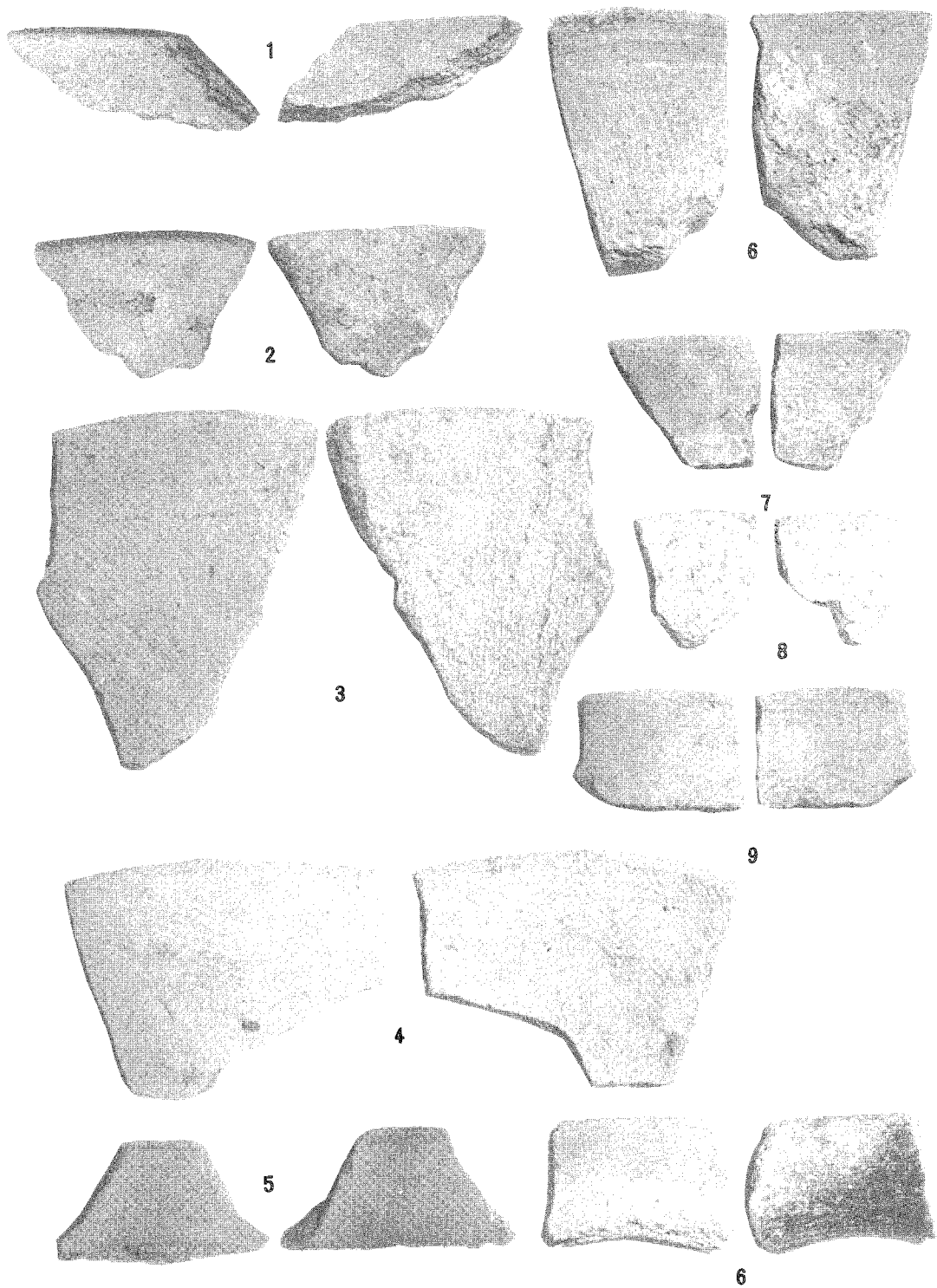


第 3 5 図 竪穴住居跡下層出土の土器片写真 その 8

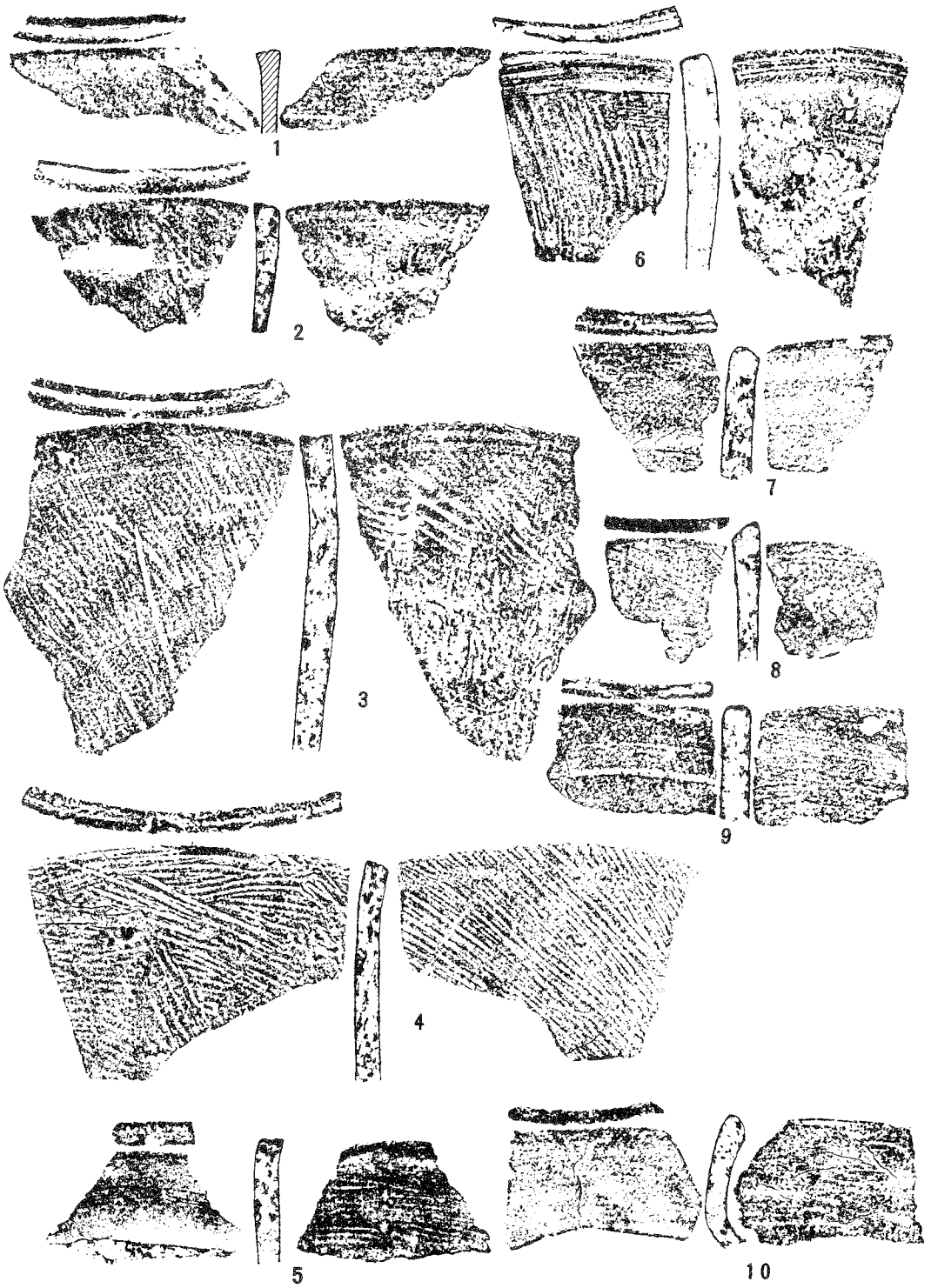


0 1 2 3 4 5 cm

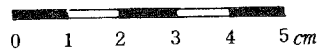
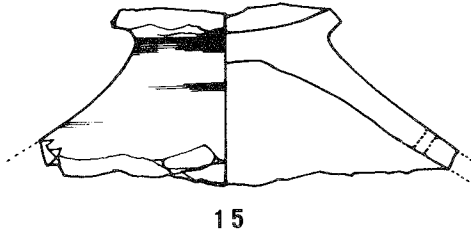
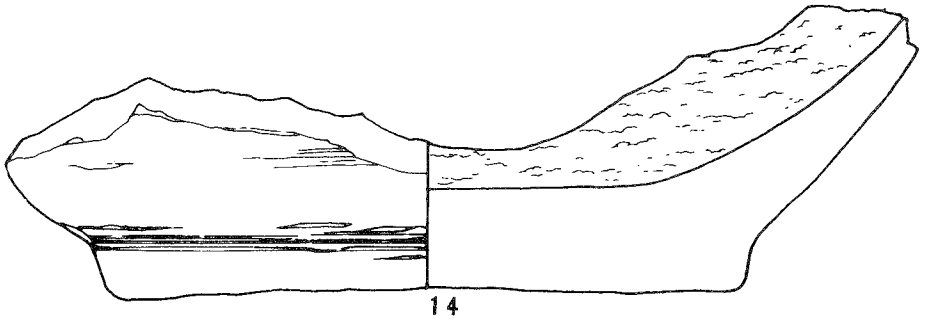
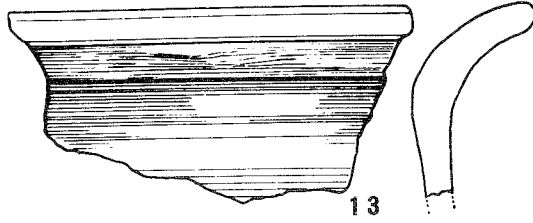
第 36 図 竪穴住居跡下層出土の土器片拓本 その 8



第 3 7 図 竪穴住居跡下層出土の口縁片写真 その 9



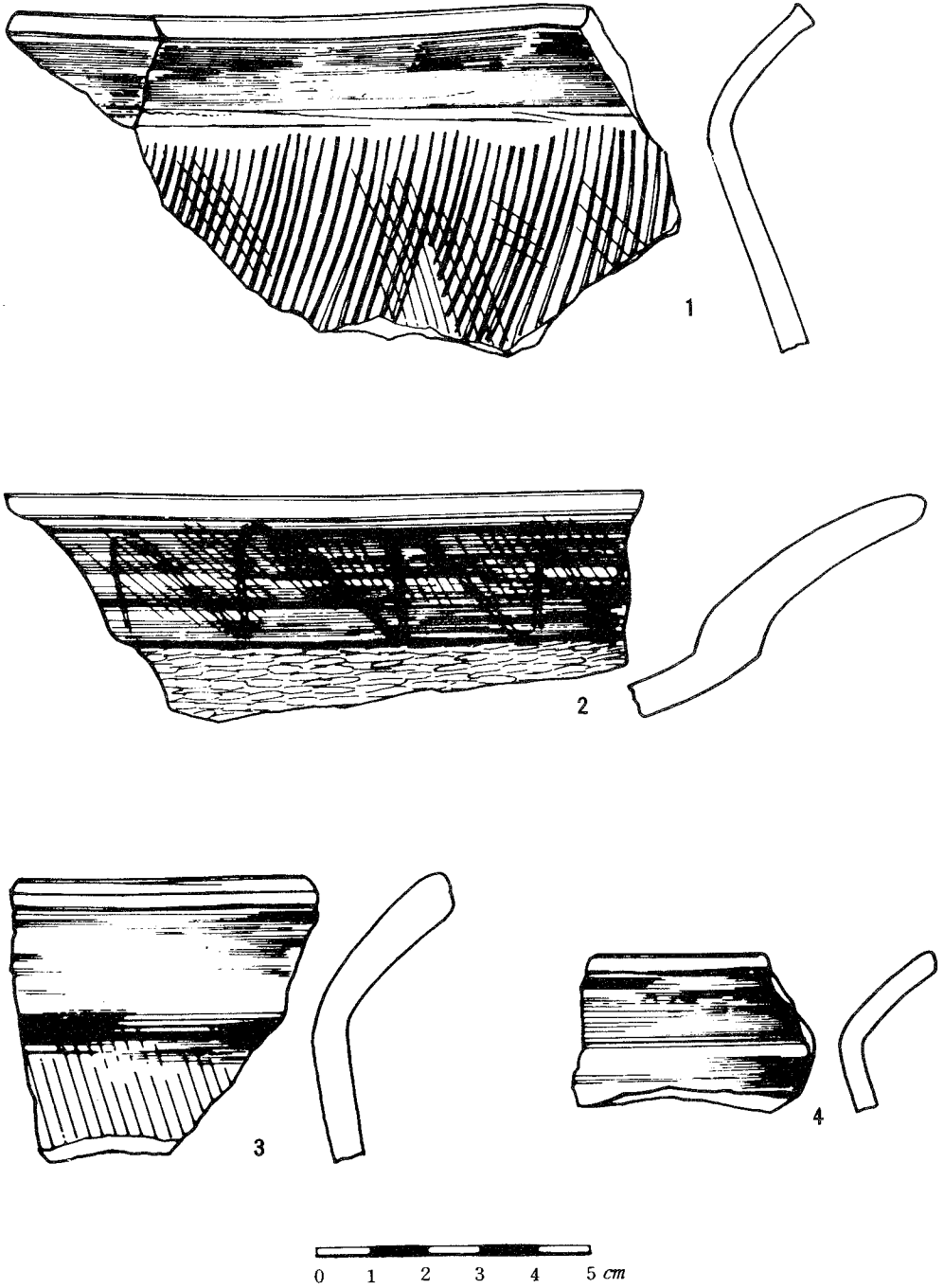
第38図 竪穴住居跡下層出土の口縁片拓本 その9



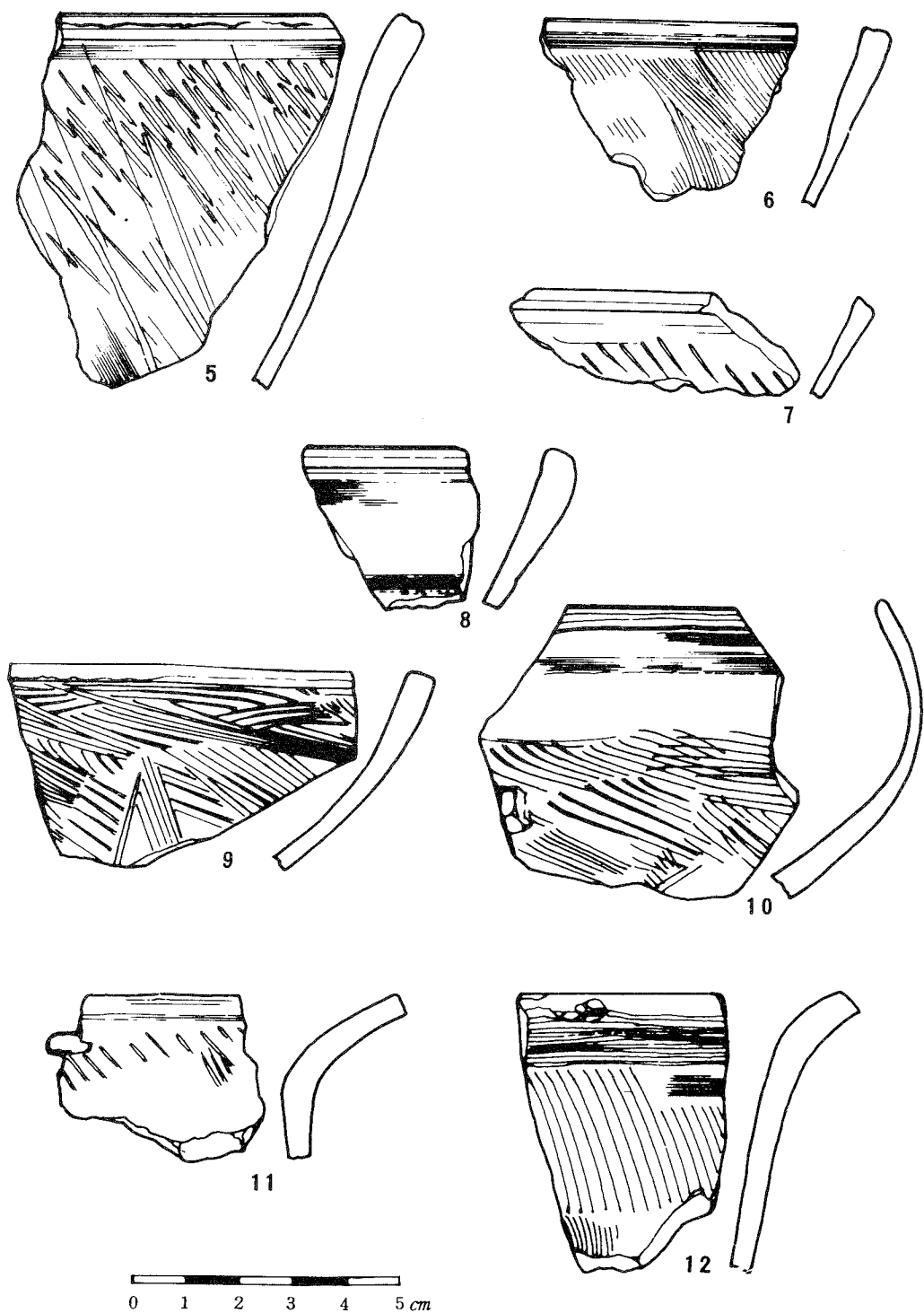
第 3 9 図 竪穴住居跡床上下層出土口縁・底部実測図



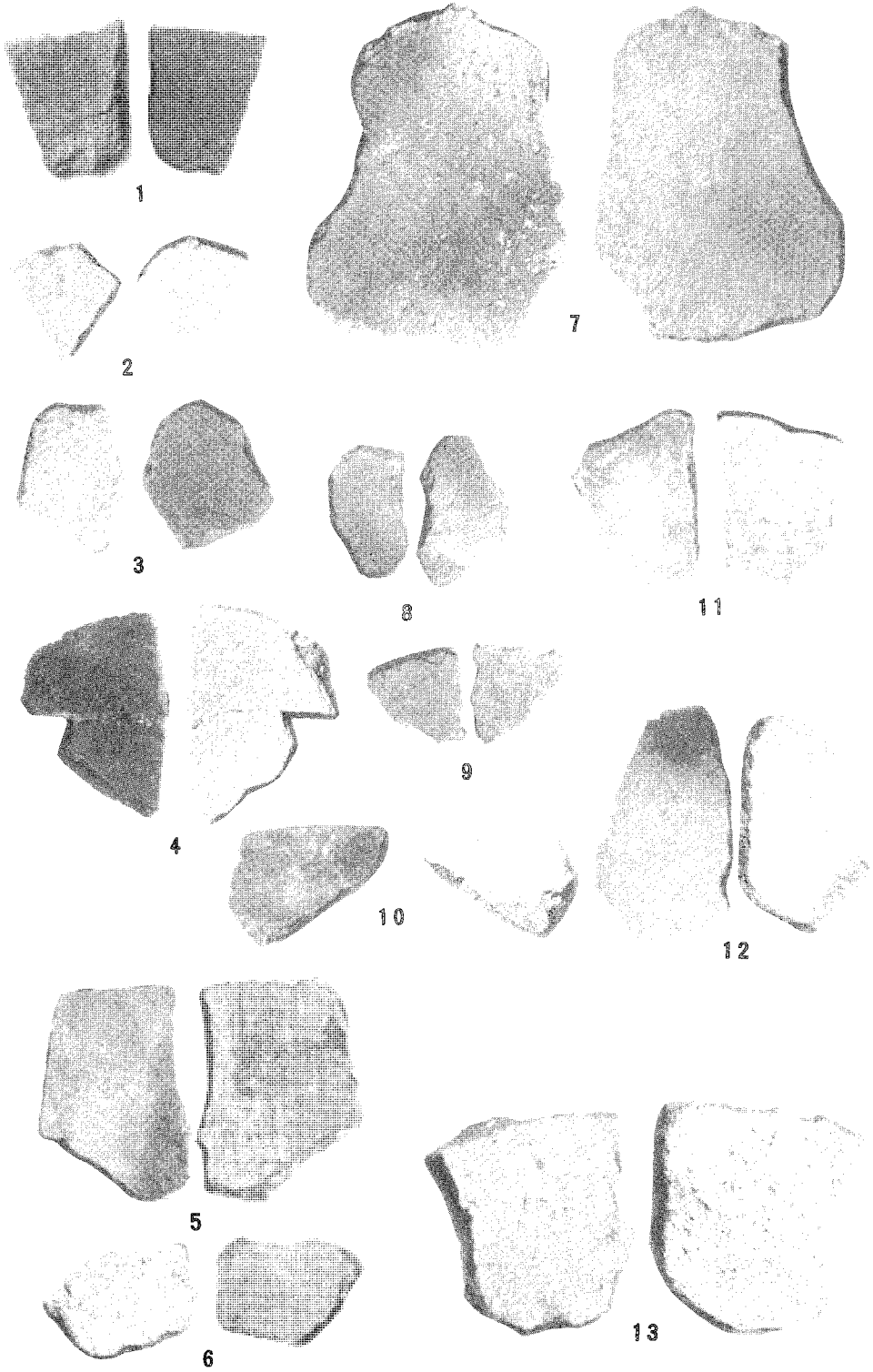
第40図 竪穴住居跡下層出土の土器3種実測図



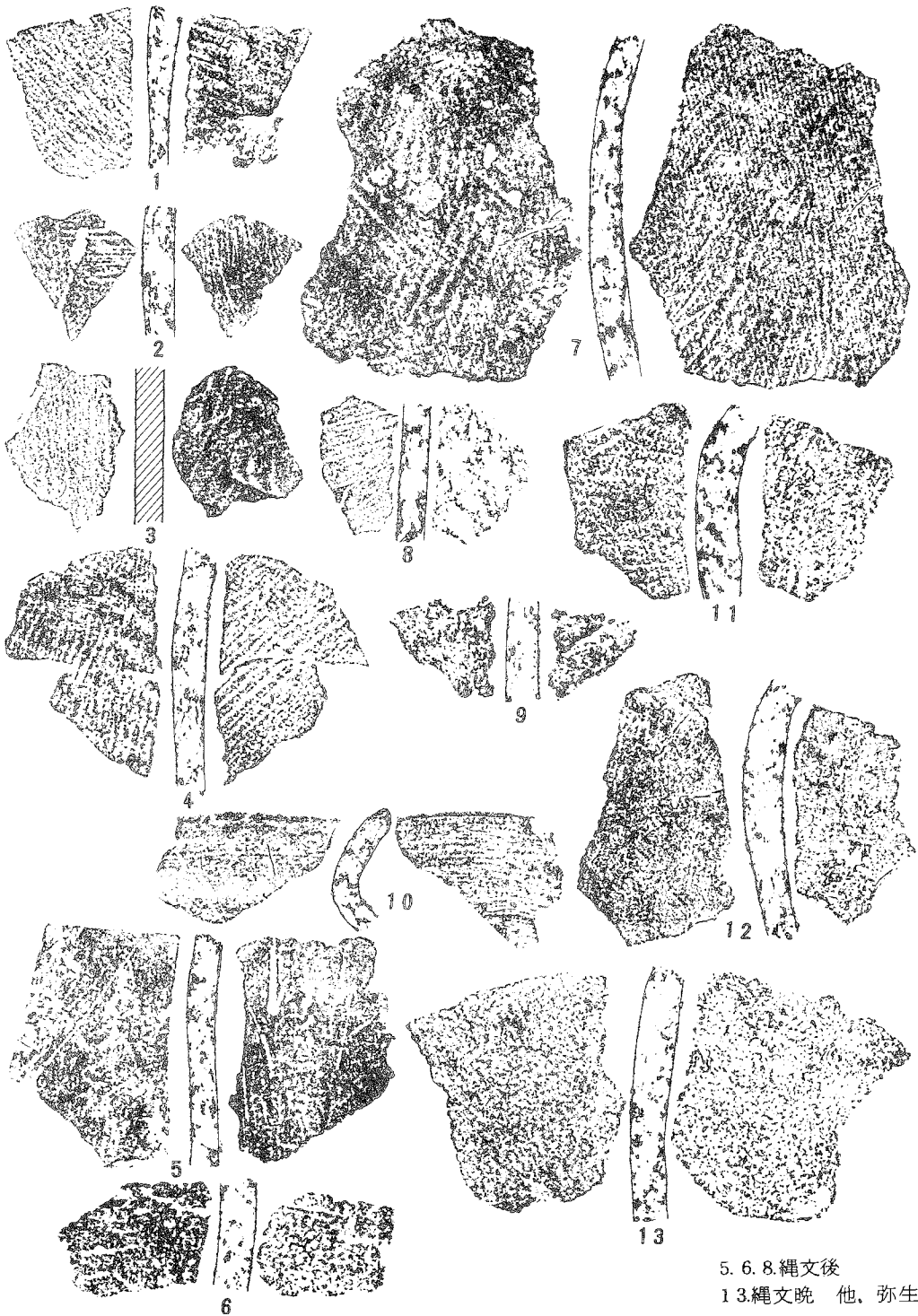
第 4 1 圖 豎穴住居跡床上 下層出土土器片 口緣部 実測図



第 4 2 圖 豎穴住居跡出土各種口緣片 實測圖

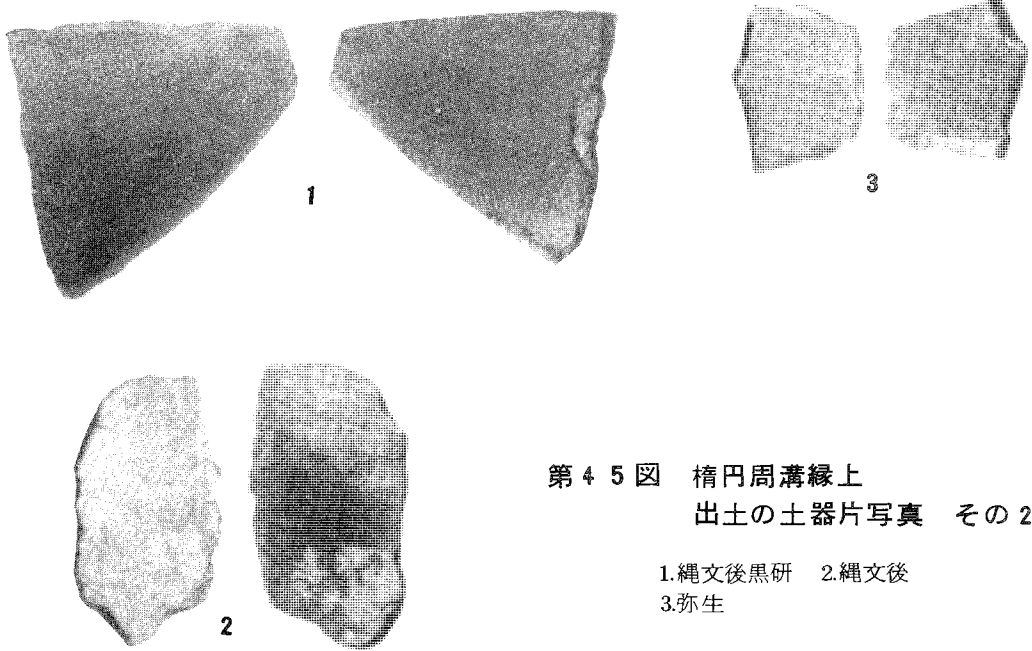


第 4 3 図 楕円周溝内出土の土器片写真 その 1



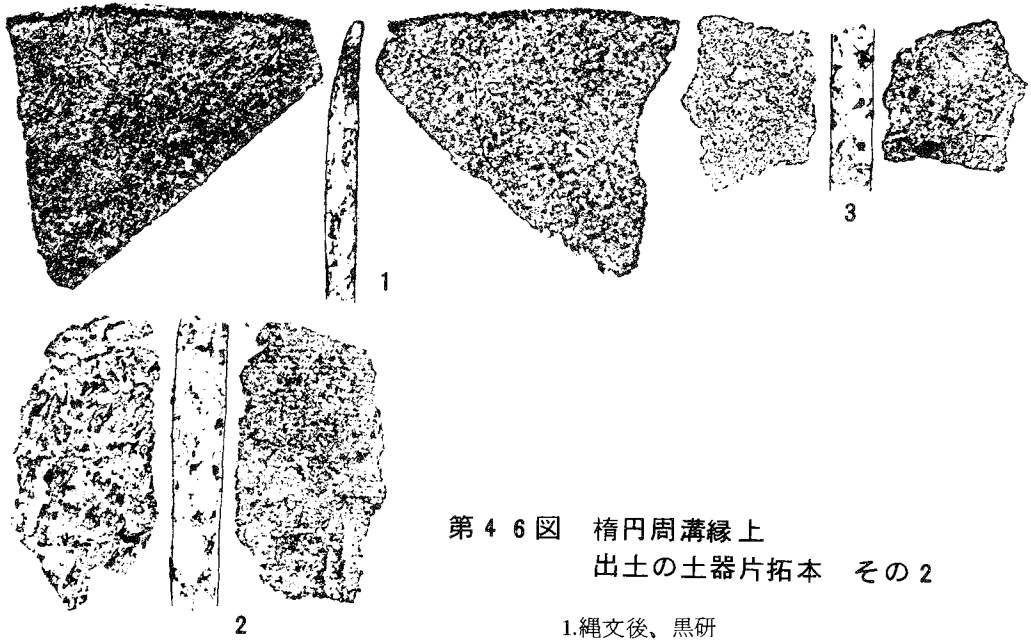
5. 6. 8. 縄文後
13. 縄文晩 他、弥生

第44図 楕円周溝 出土の土器片拓本 その1



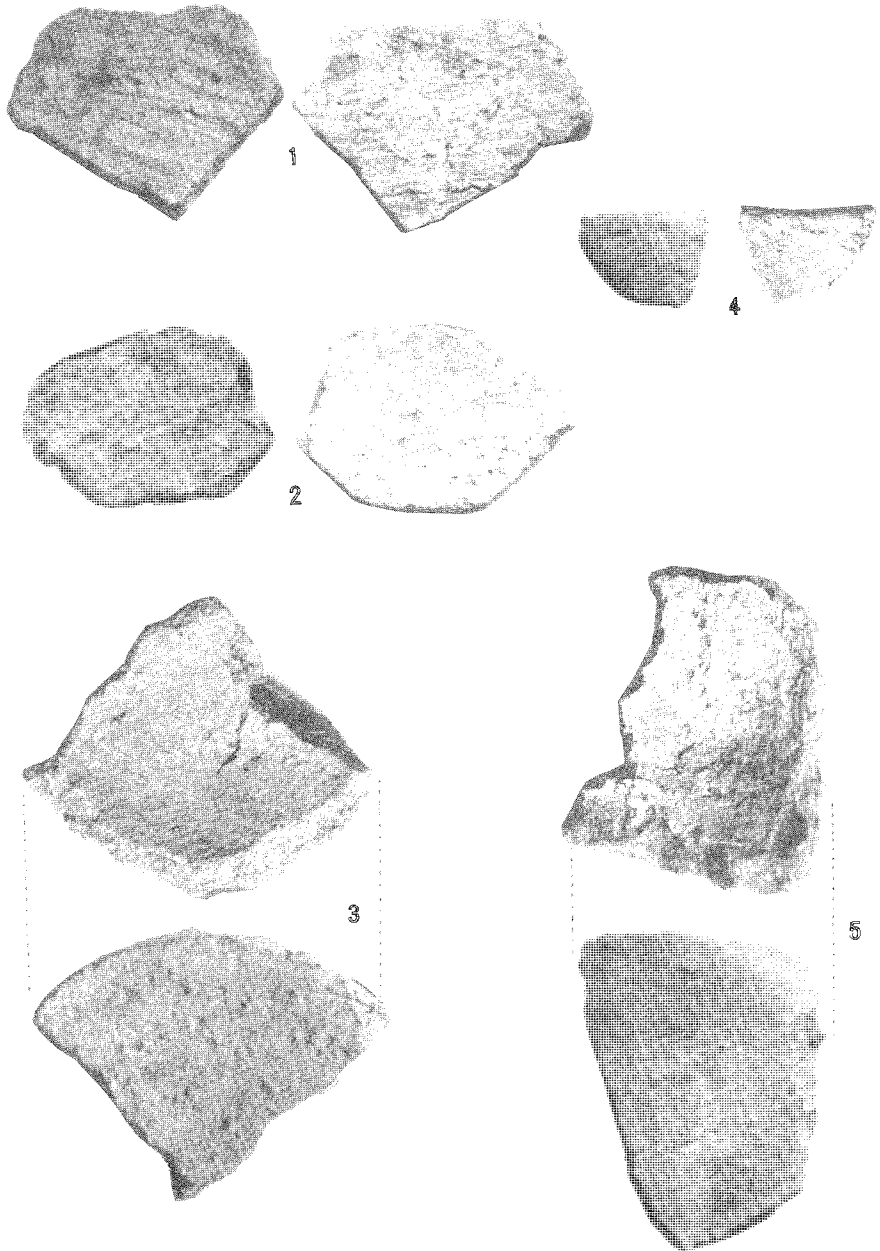
第45図 楕円周溝縁上
出土の土器片写真 その2

- 1. 縄文後黒研
- 2. 縄文後
- 3. 弥生



第46図 楕円周溝縁上
出土の土器片拓本 その2

- 1. 縄文後、黒研
- 2. 縄文後 3. 弥生

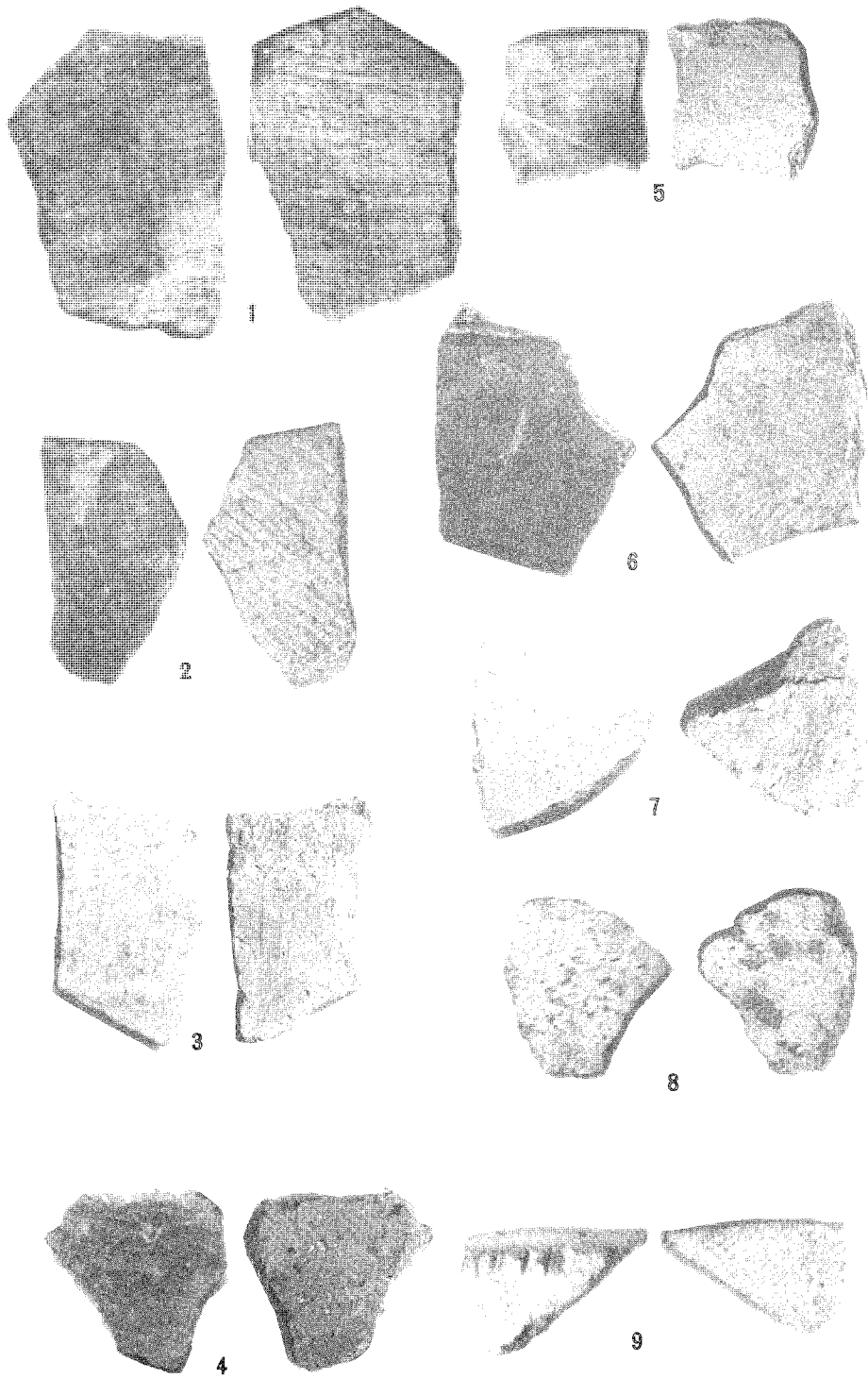


第 4 7 図 円形周溝中出土の土器片写真 その 1

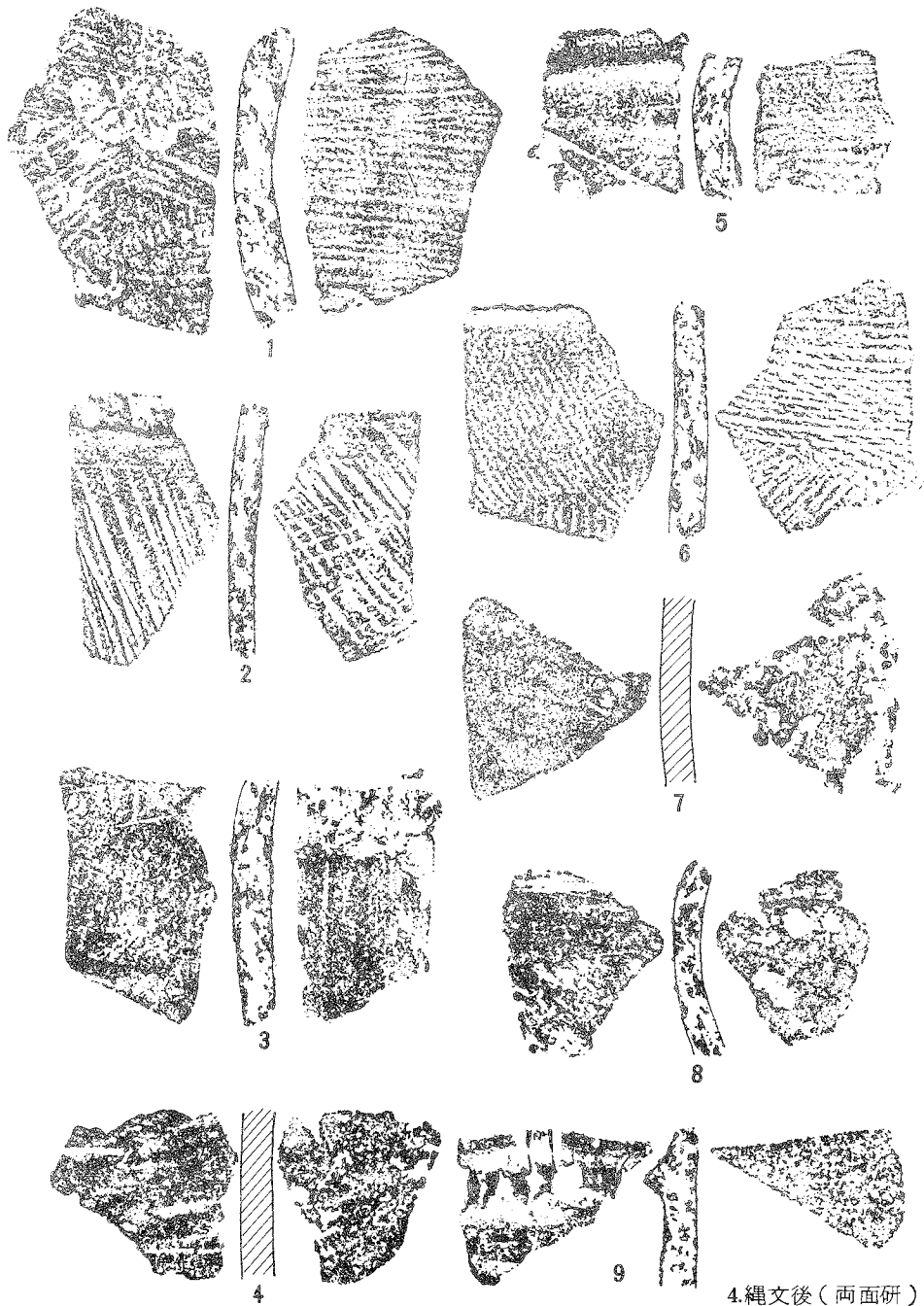


1. 2. 3. 5. 縄文中
4. 縄文晩

第 4 8 図 円形周溝中より出土の土器片拓本 その 1

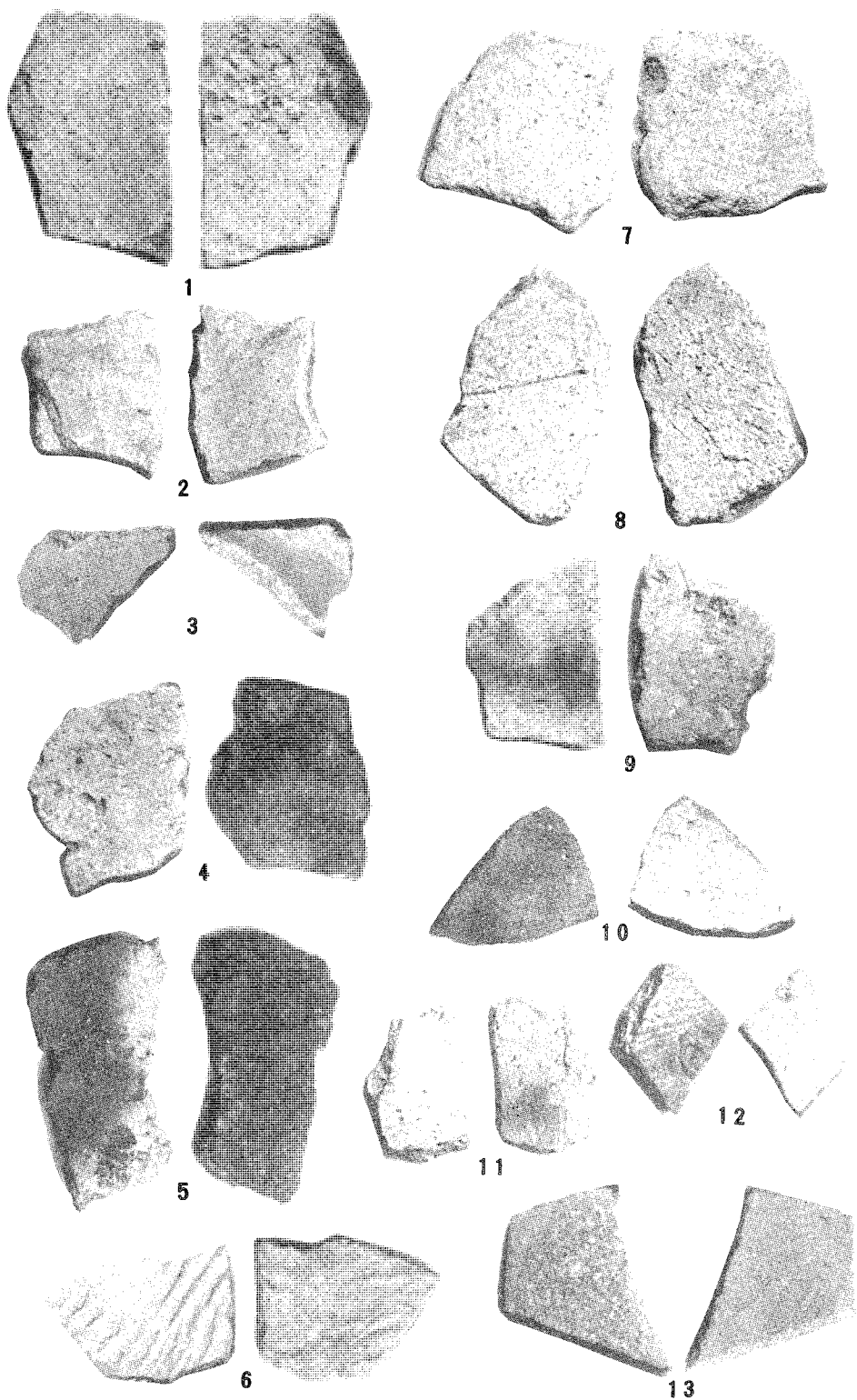


第 4 9 図 円形周溝中出土土器片写真 その 2



4. 縄文後（両面研）
 9. 縄文晩（夜白）
 他は、弥生晩

第50図 円形周溝中出土土器片拓本 その2

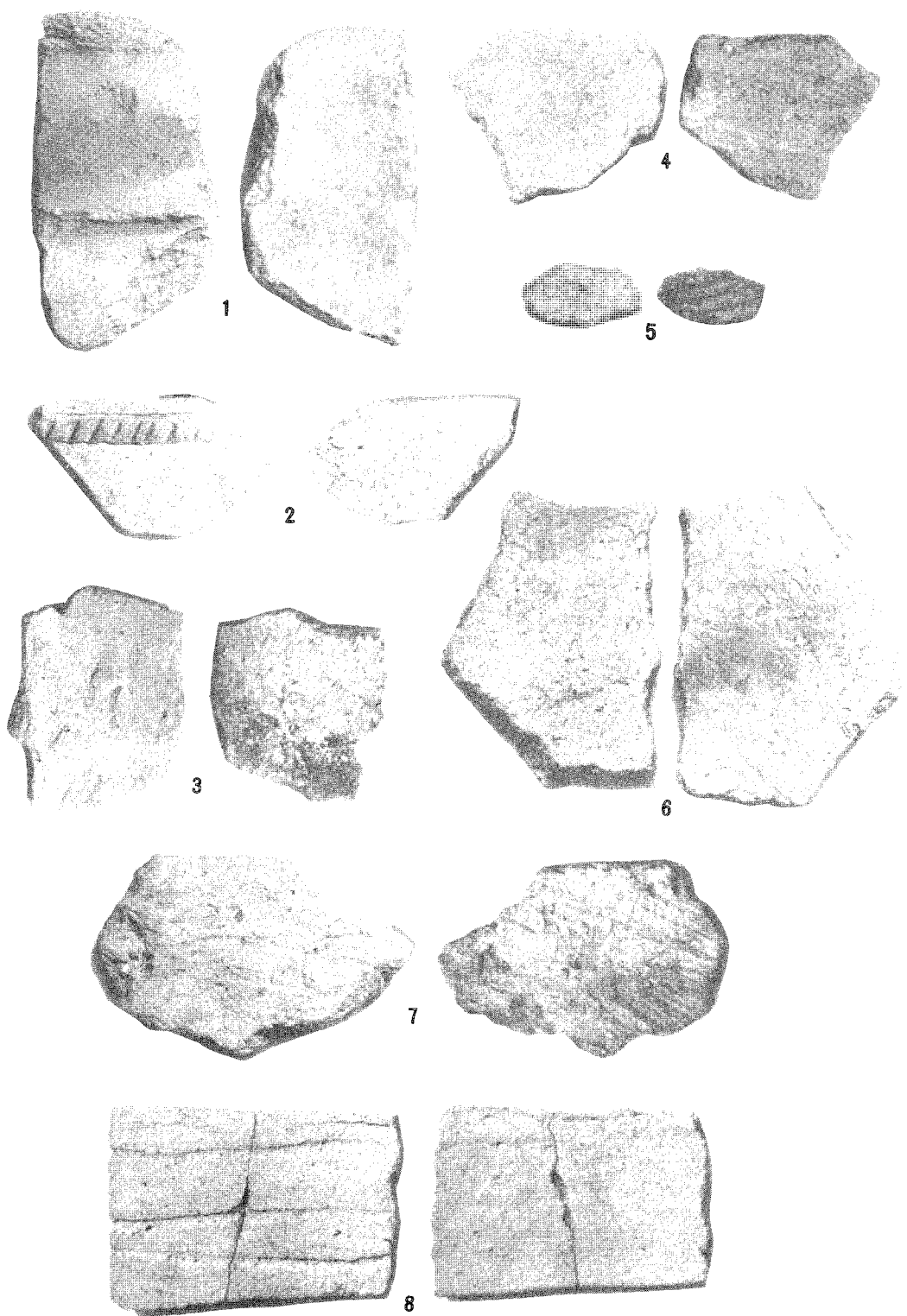


第 5 1 図 円形周溝中出土の土器片写真 その 3

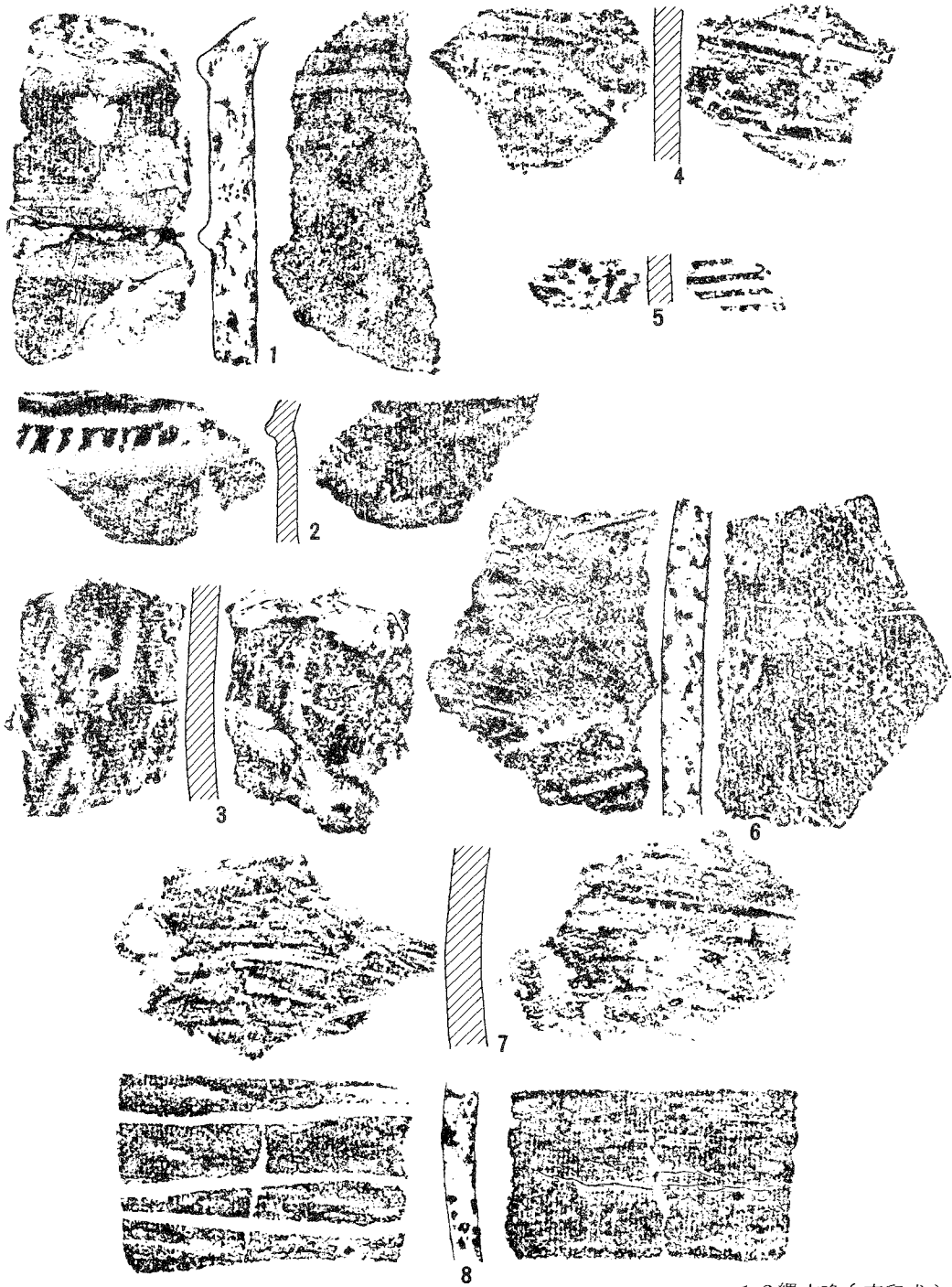


3.内外朱
 6.13.須恵器
 他は、弥生土器

第52図 円形周溝中出土の土器片拓本 その3

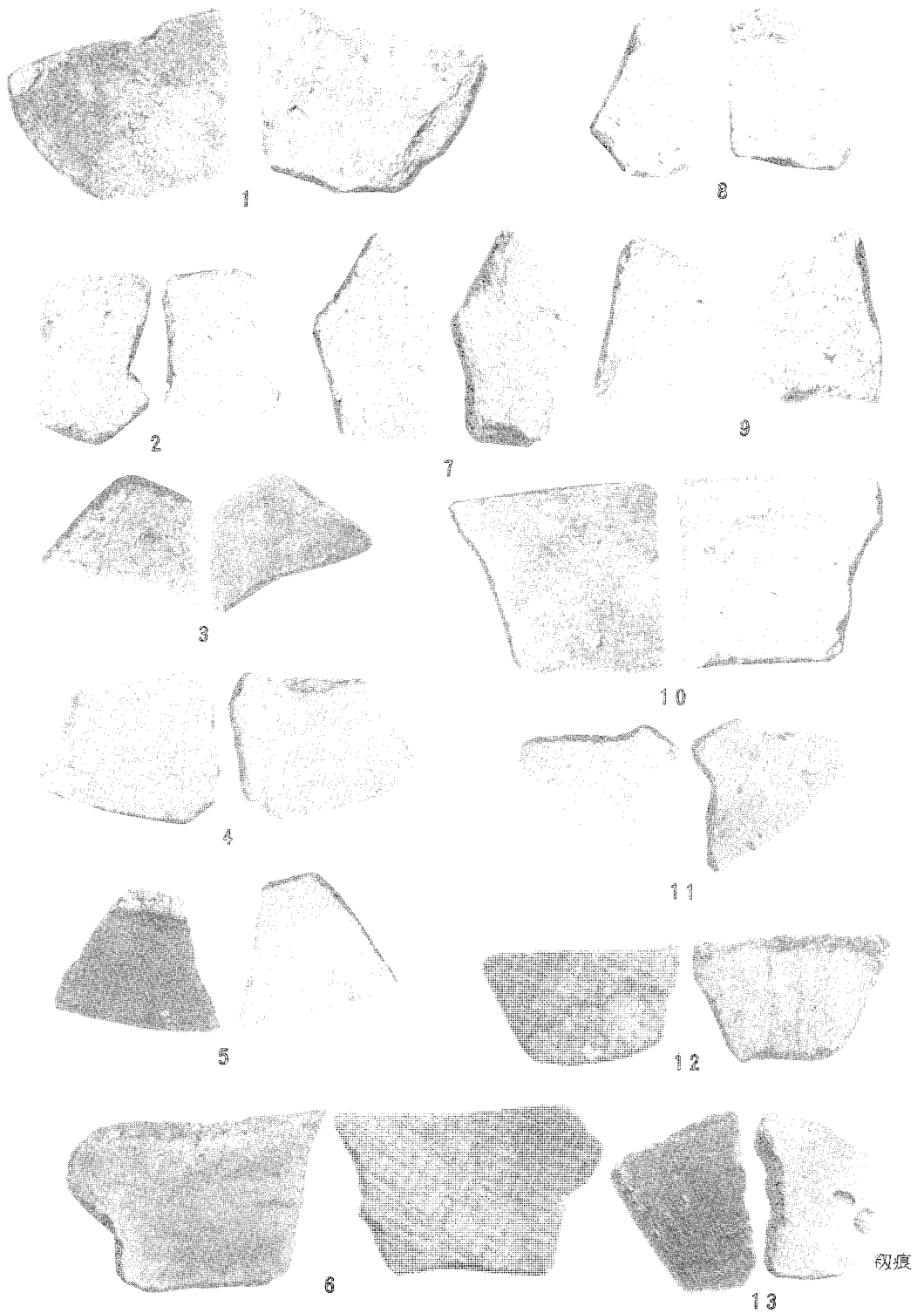


第 5 3 図 円形周溝中出土の土器片写真 その 4

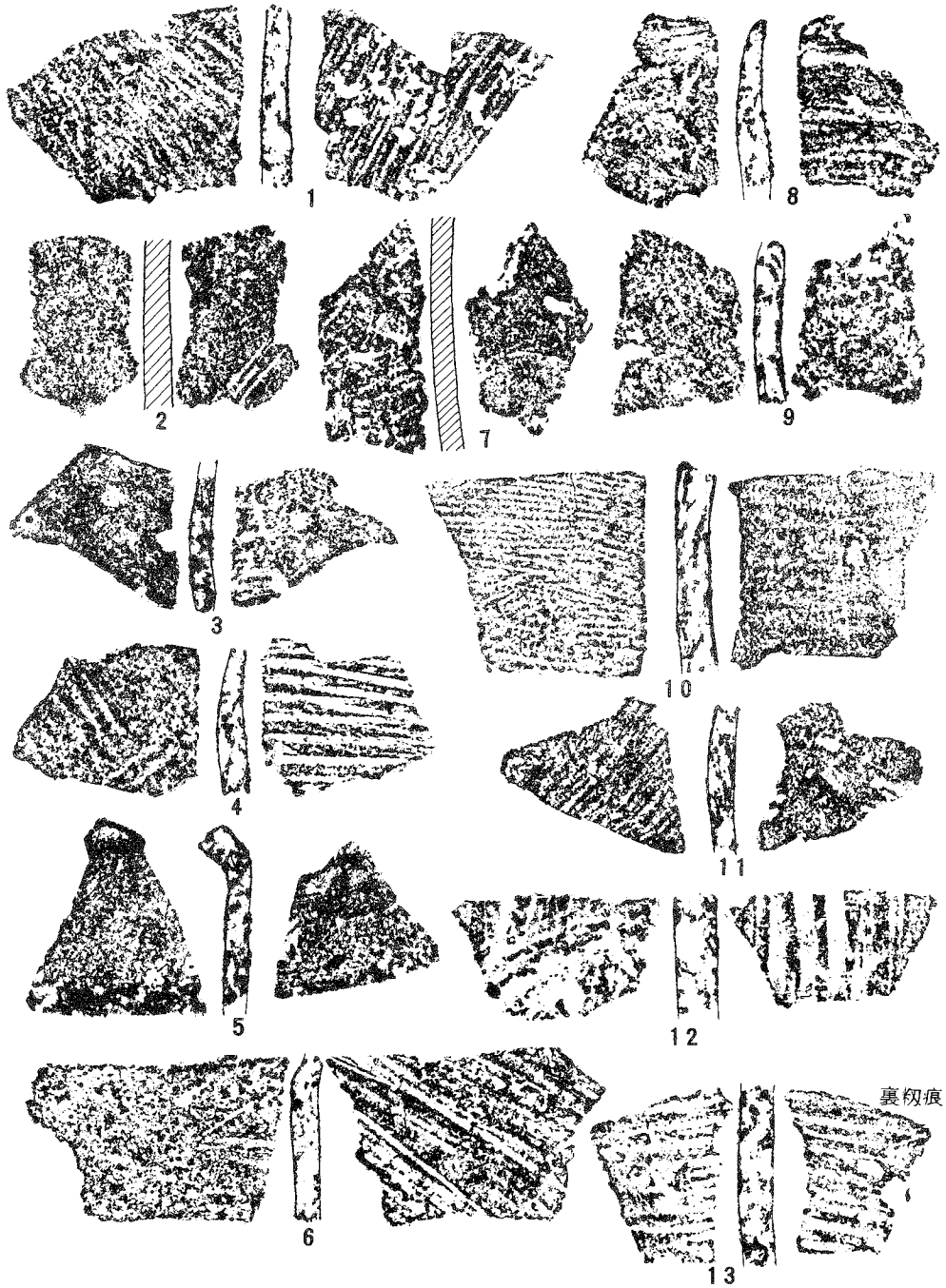


- 1. 2. 繩文晩（夜白式）
- 3. 4. 5. 6. 7. 繩文中
- 8. 繩文後

第 5 4 図 円形周溝中出土土器片拓本 その 4

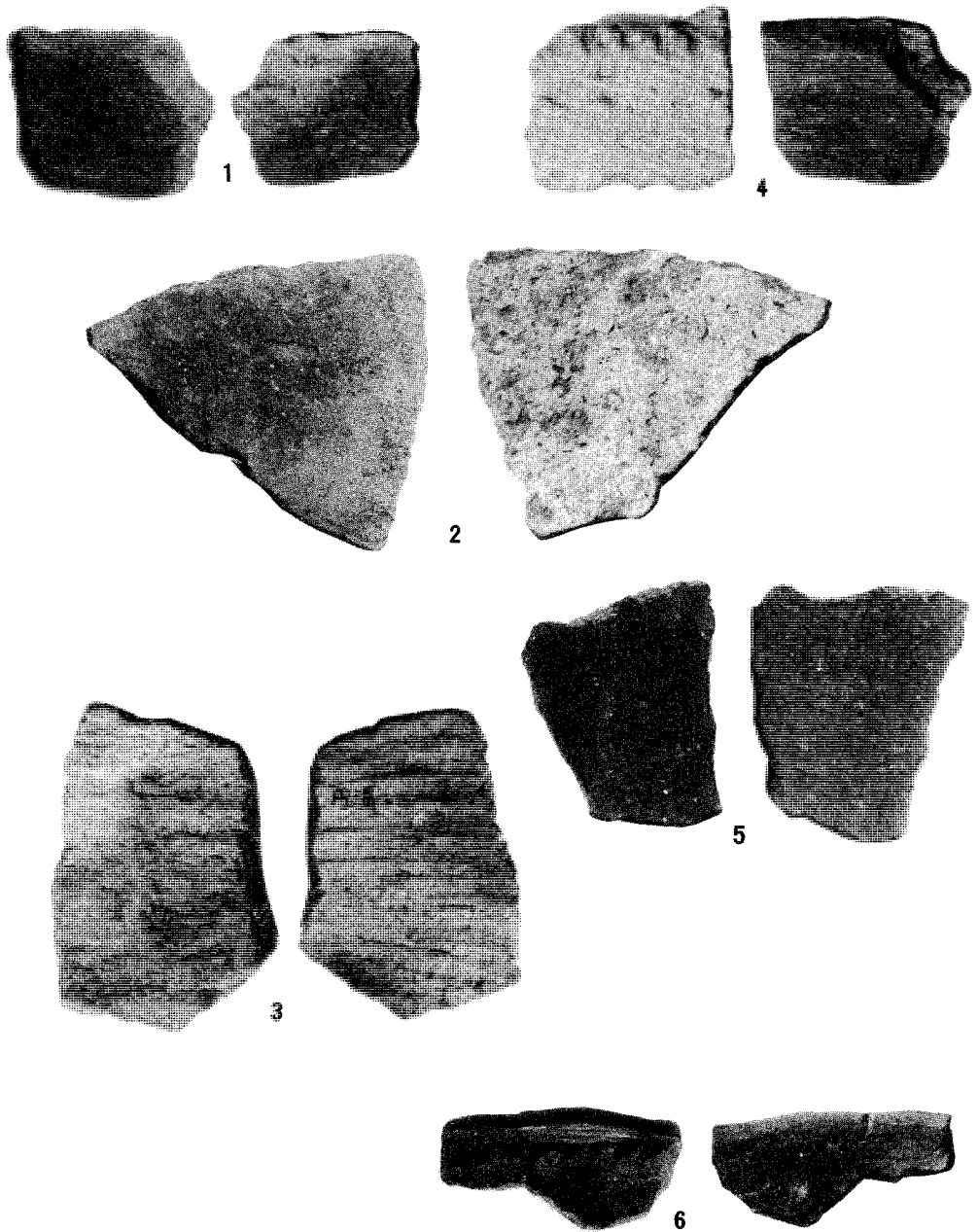


第 5 5 図 円形周溝中出土の土器片写真（土師・縄文） その 5

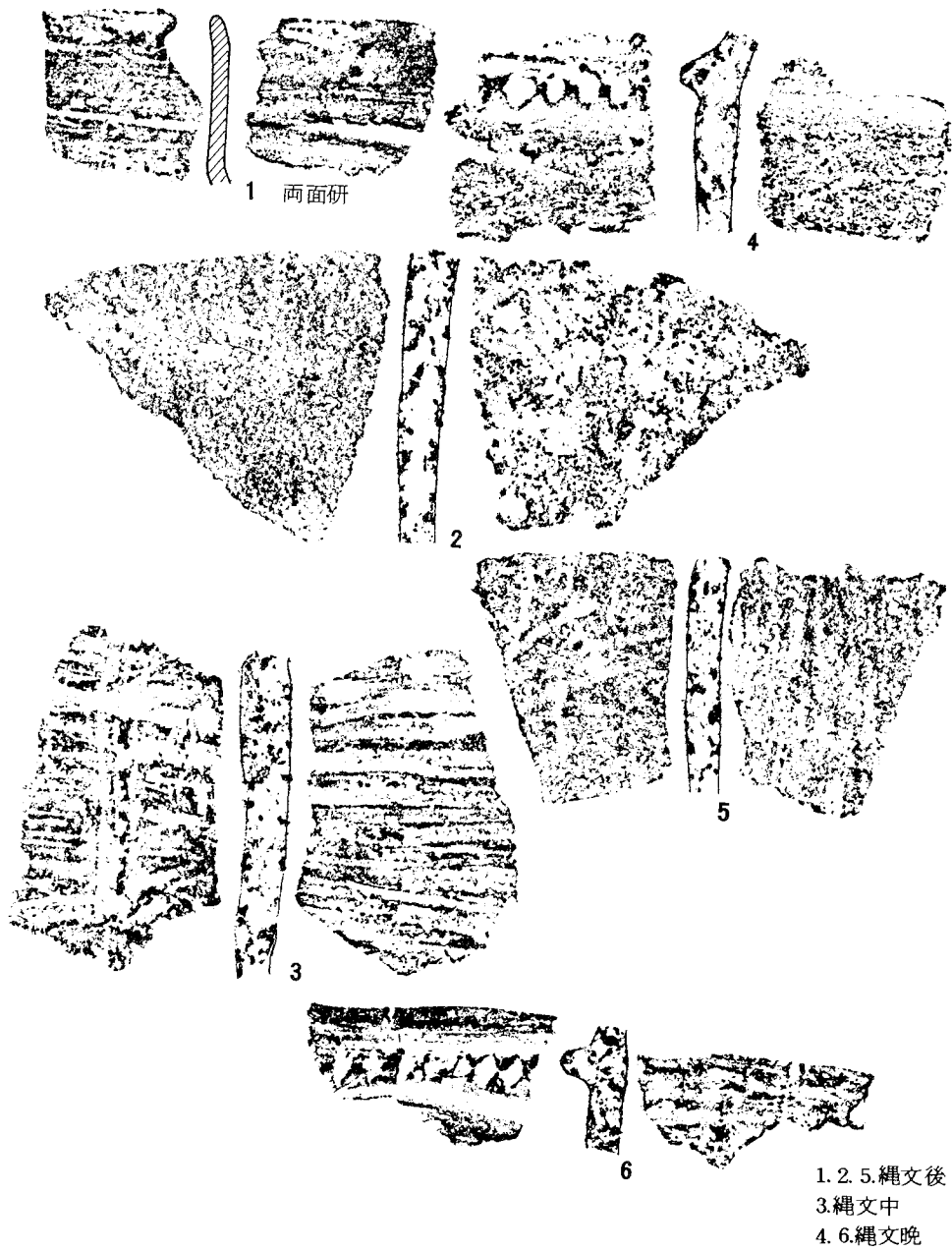


第56図 円形周溝内出土土器片拓本 その5

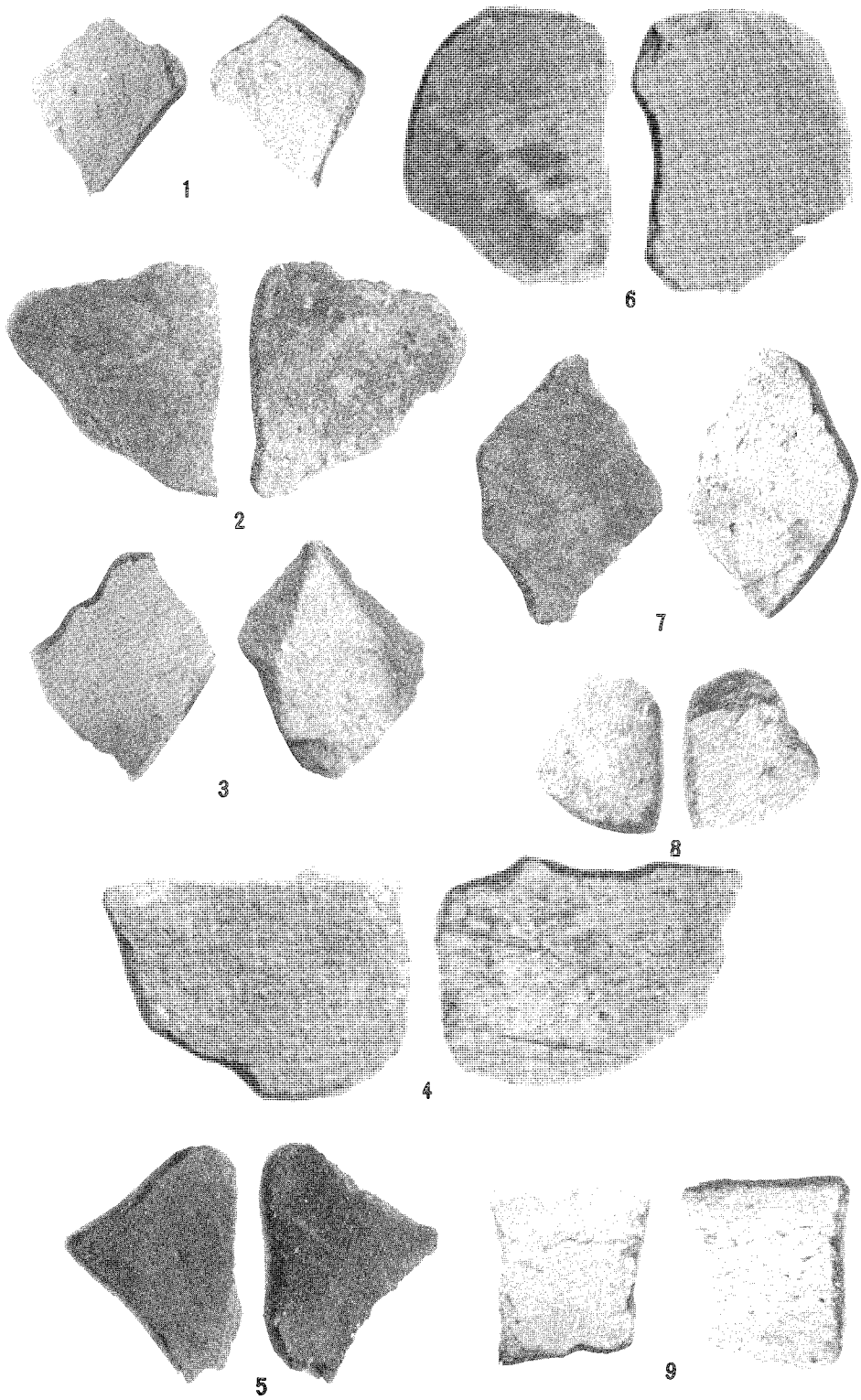
6. 13. 縄文後
 7. 縄文晩 11. 縄文中
 他は弥生晩



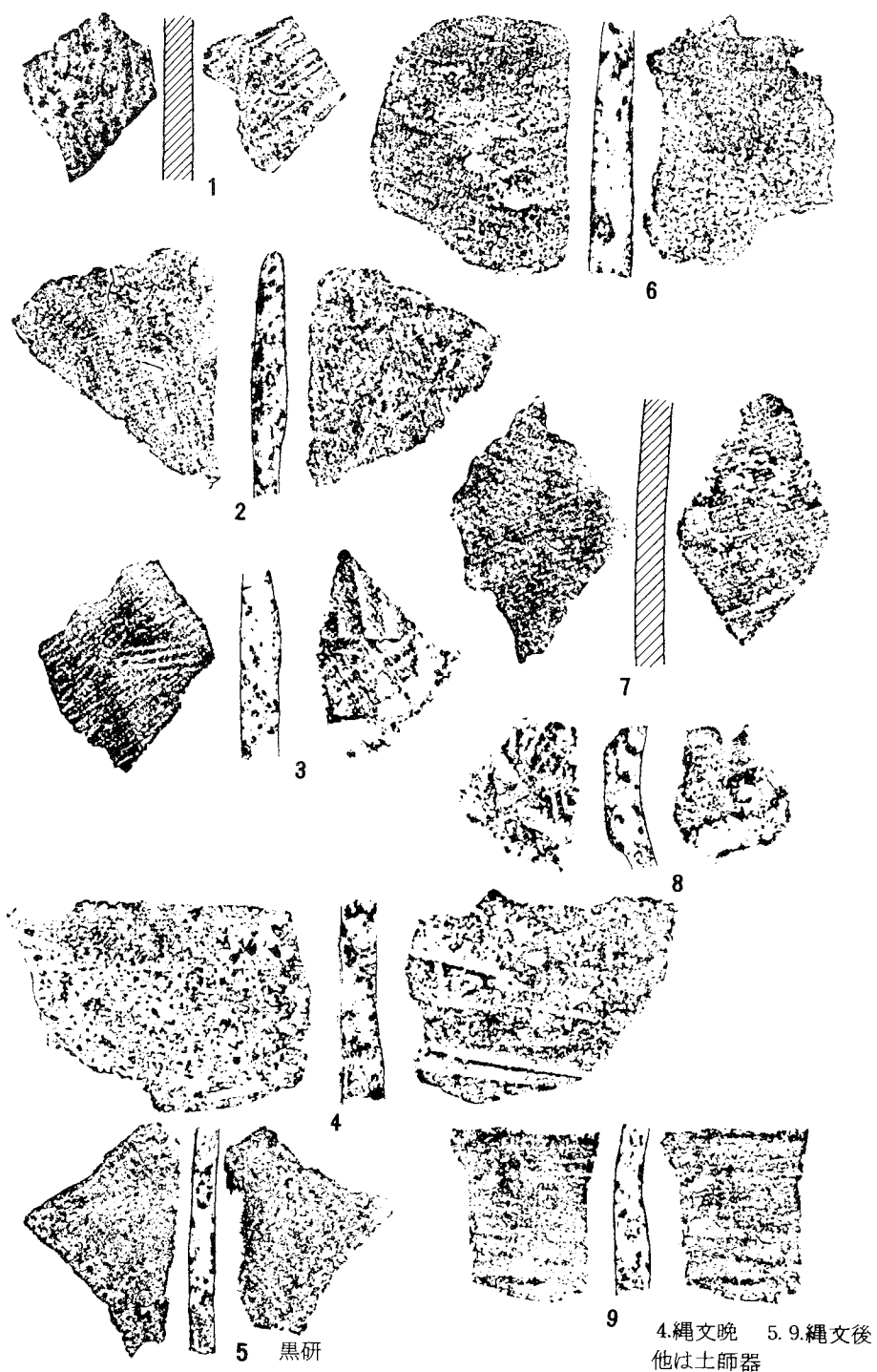
第 5 7 図 円形周溝内出土縄文土器片写真 その 6



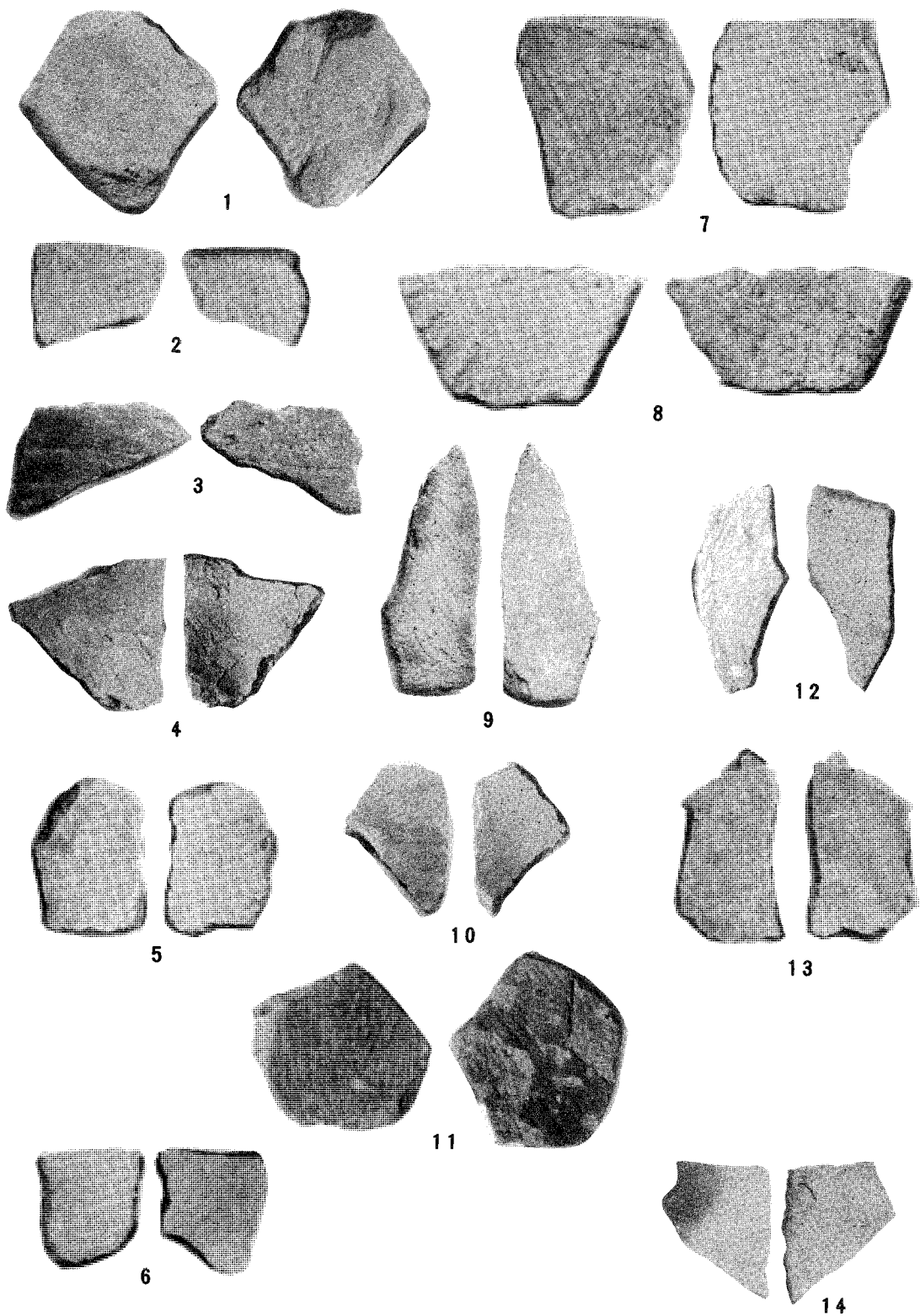
第 5 8 図 円形周溝出土の土器片拓本 その 6



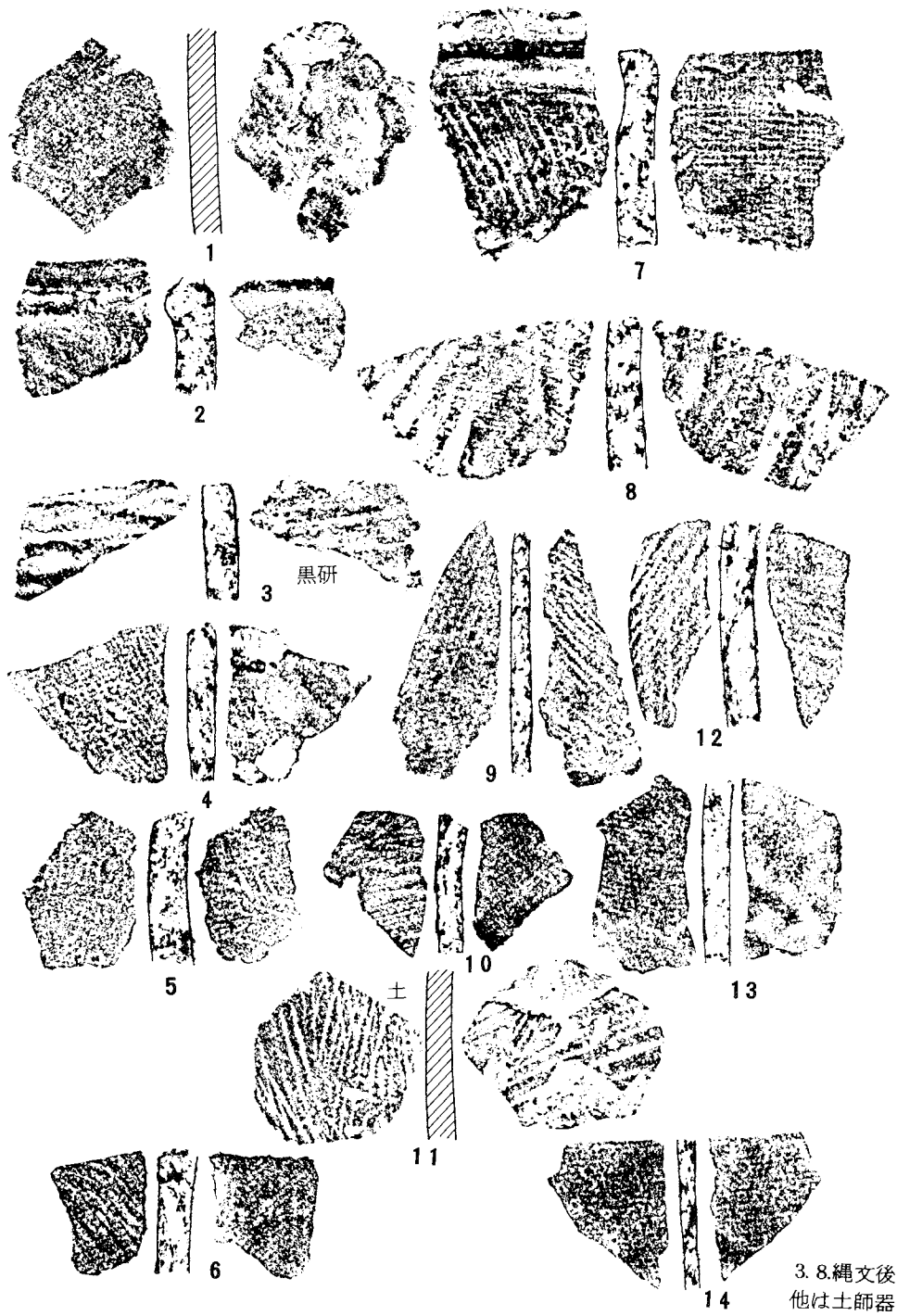
第 5 9 図 地表下採集の土器片写真 その 1



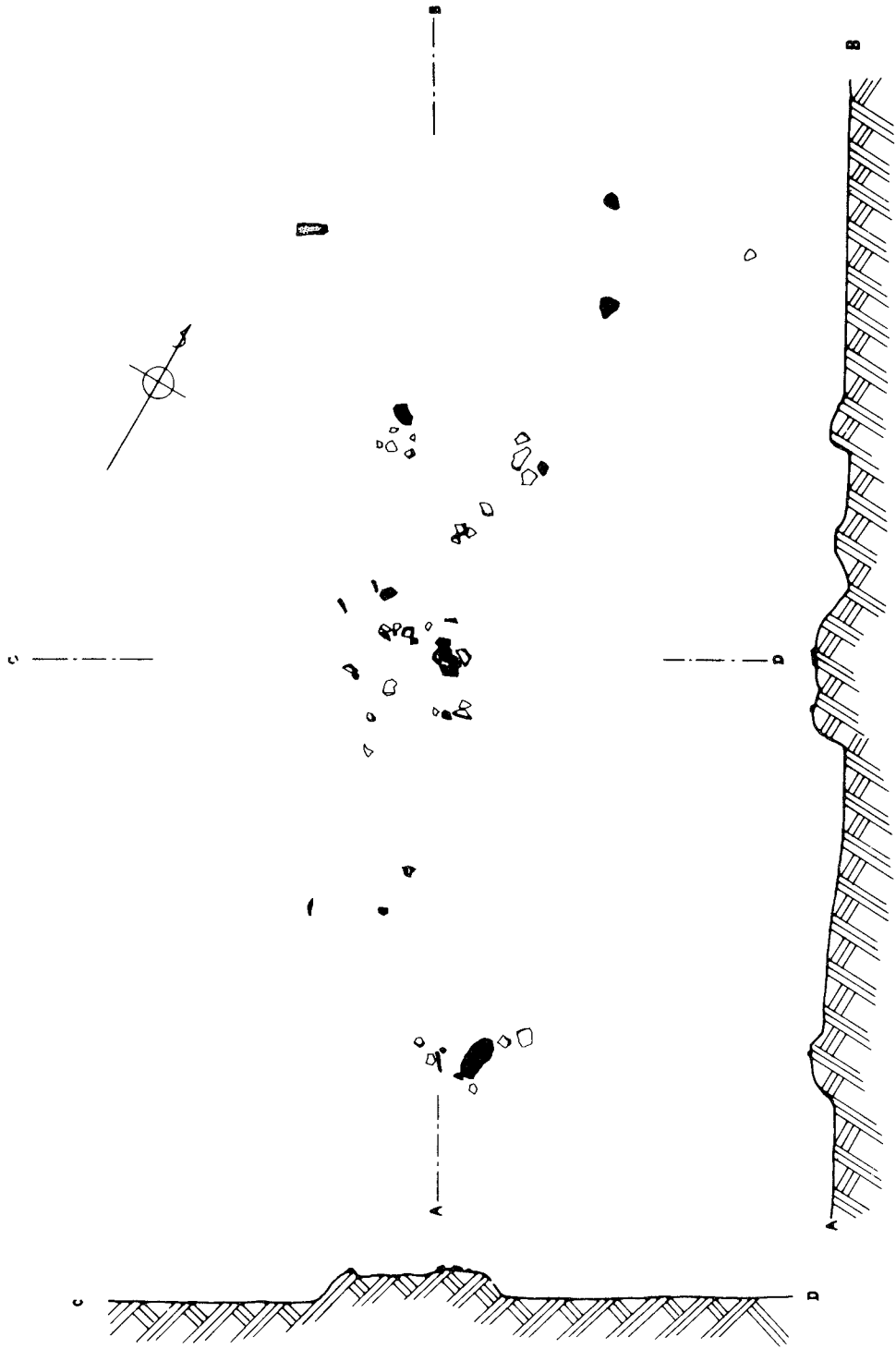
第60図 地表土下採集土器片拓本 その1



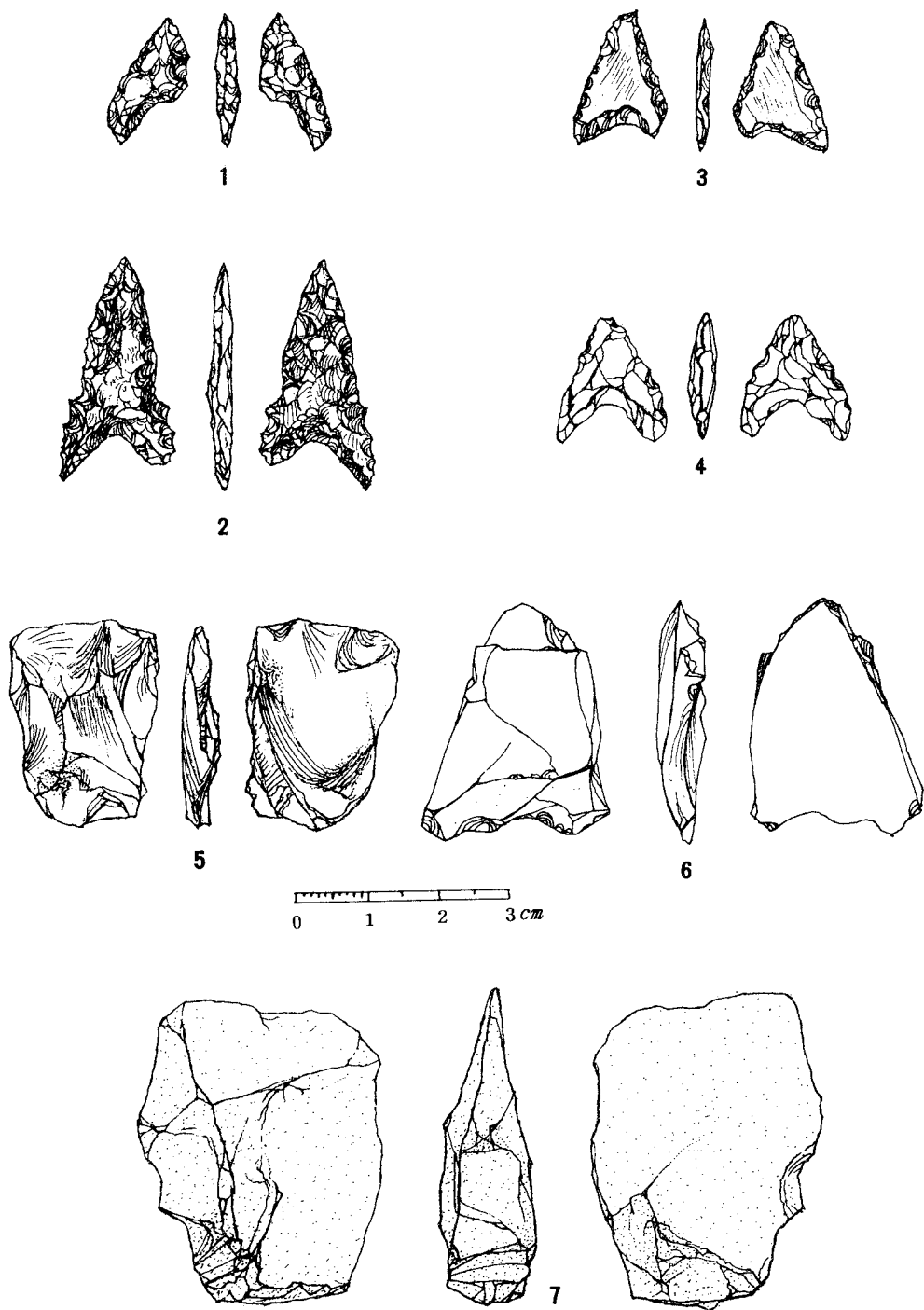
第 6 1 図 地表下採集の土器片写真 その 2



第 6 2 図 地表下採集の土器片拓本 その 2

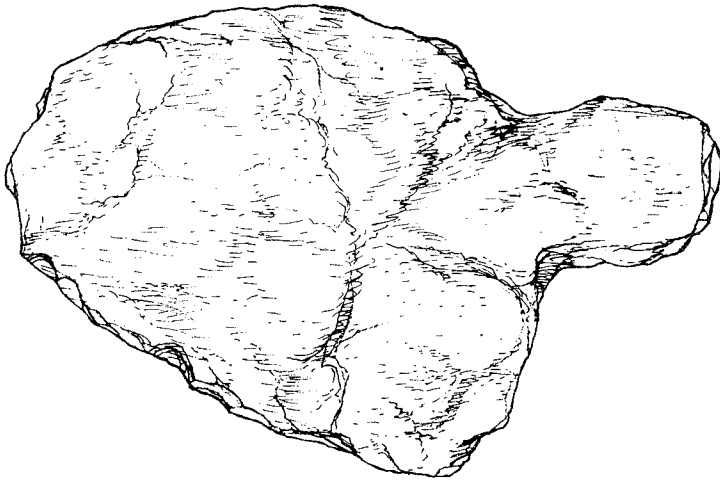
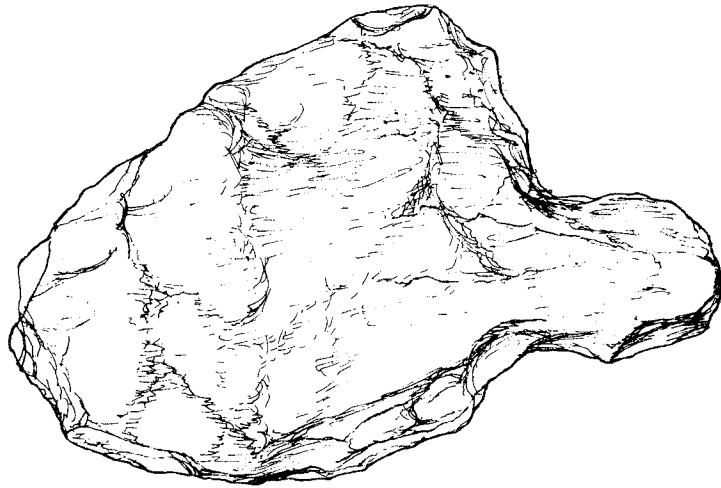


第64図 第28グリッド内 第2層土器片配置実測図



第65図 その1 石器実測図 $\frac{1}{4}$

1・2・3・4石鏃(黒珪石・4サヌカイト・3半磨製)
 5打製石器(黒珪石) 6全(黒珪石質) 7全(サヌカイト)



第 6 5 図 その 2

8 石匙 (片岩) 1/1

图

版



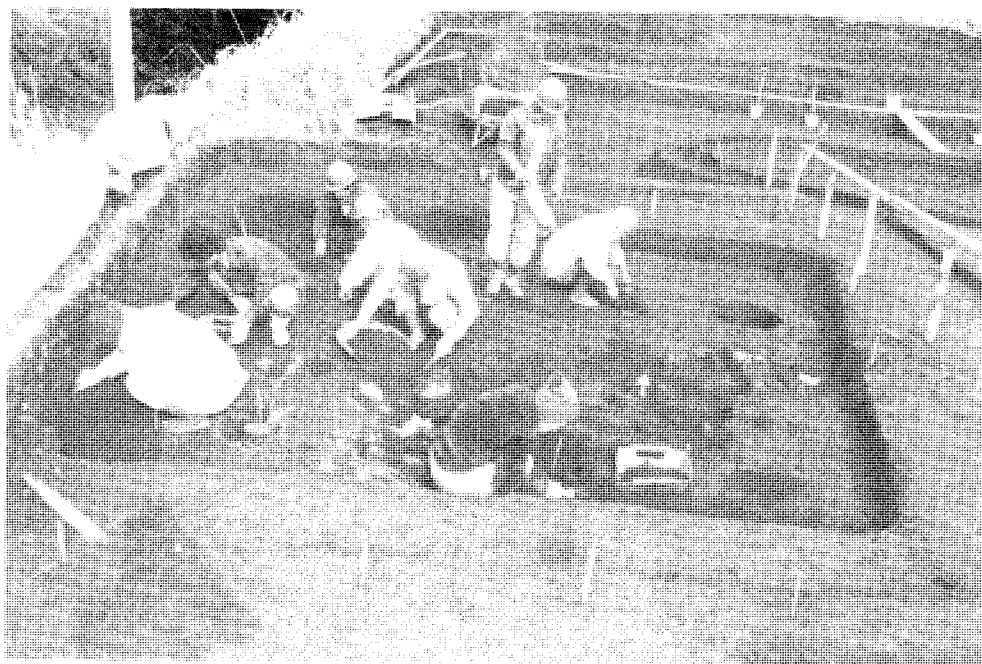
(1)

発掘前の遺跡全景



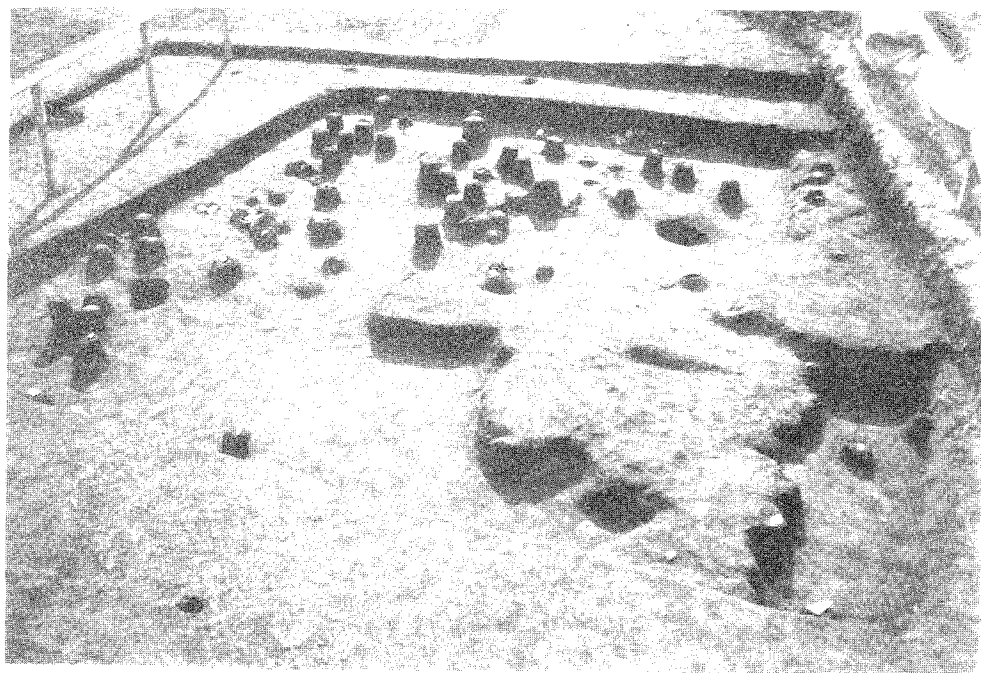
(2)

グリッド分割による排土作業の状況



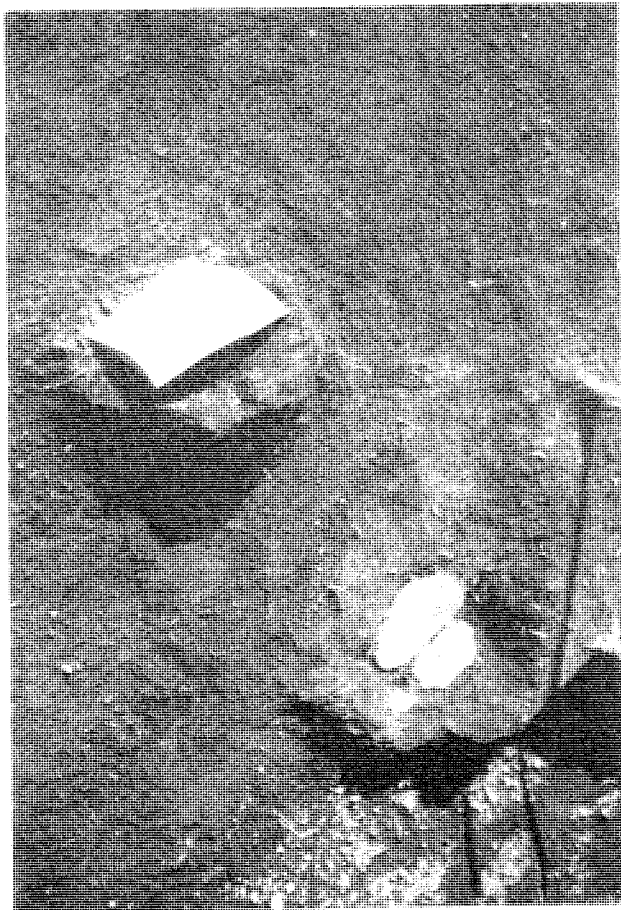
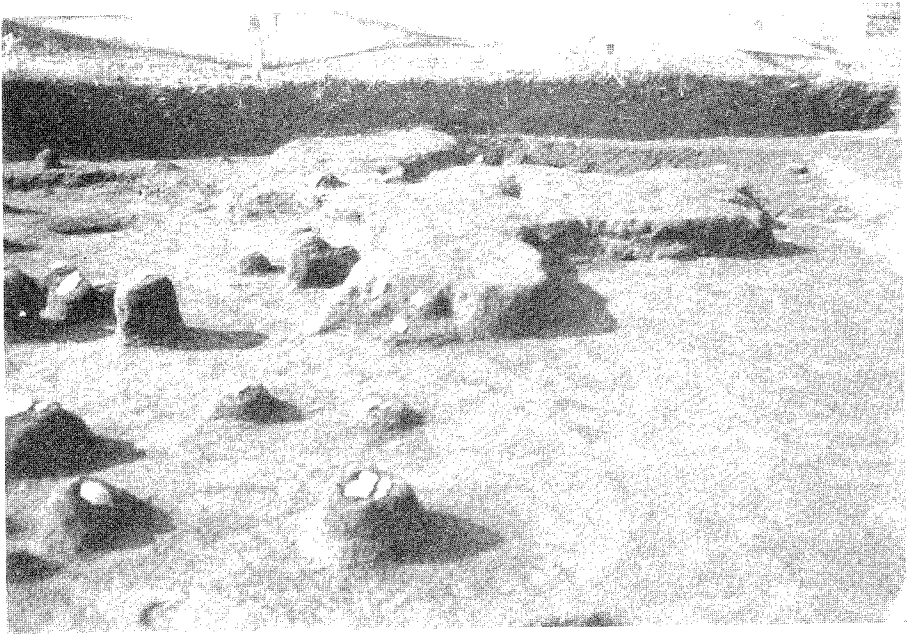
(1)

竪穴住居遺構内の排土と遺物検出作業

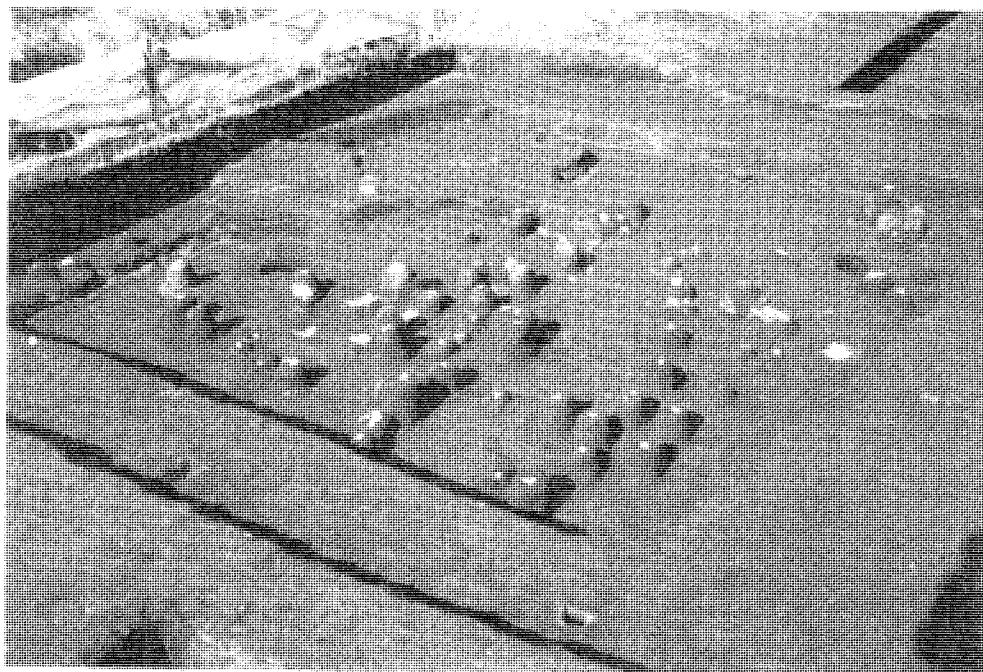


(2)

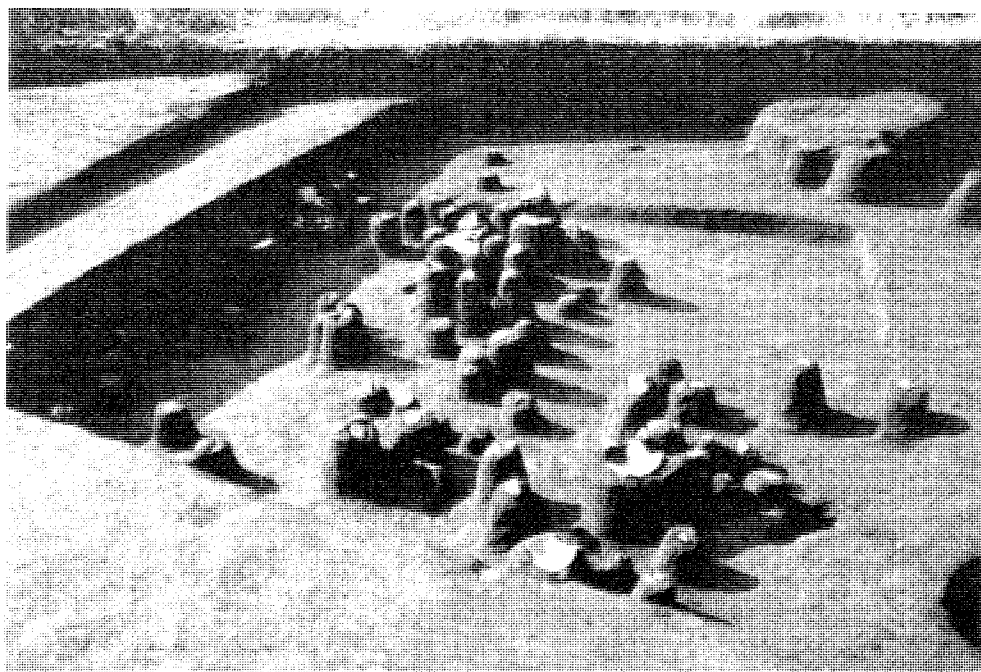
全上 清掃され遺構一右半部の段上りは古墳時代の住居跡の床面とみられる



下 古墳時代住居跡床上の遺物の出土状態（須恵器・土師器）
上 古墳時代と弥生時代の住居床面の段差を示す



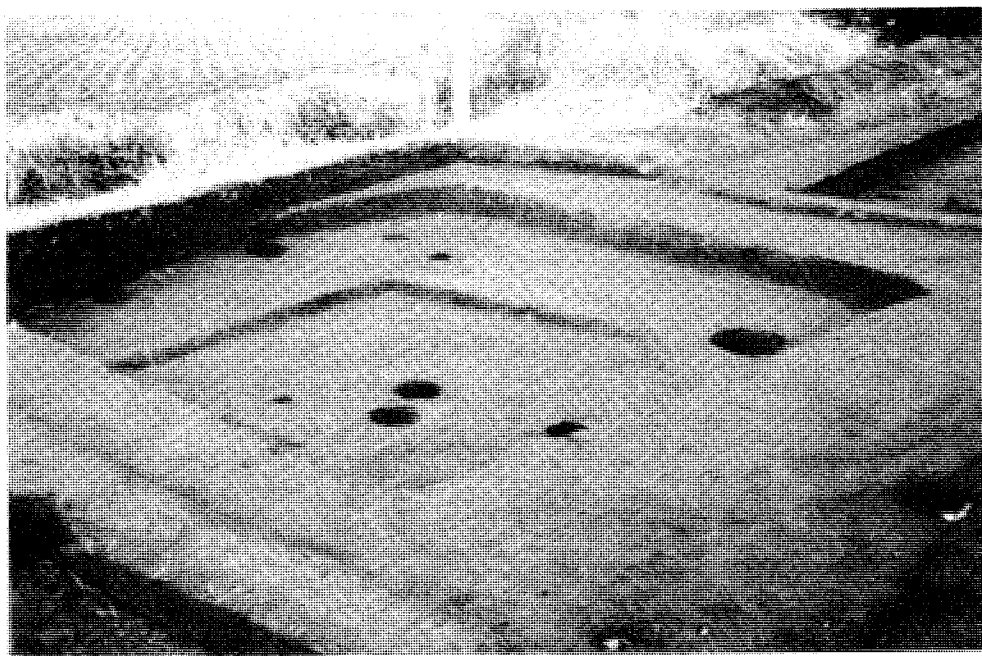
(1) 清掃を終えた弥生終末期の住居跡全容



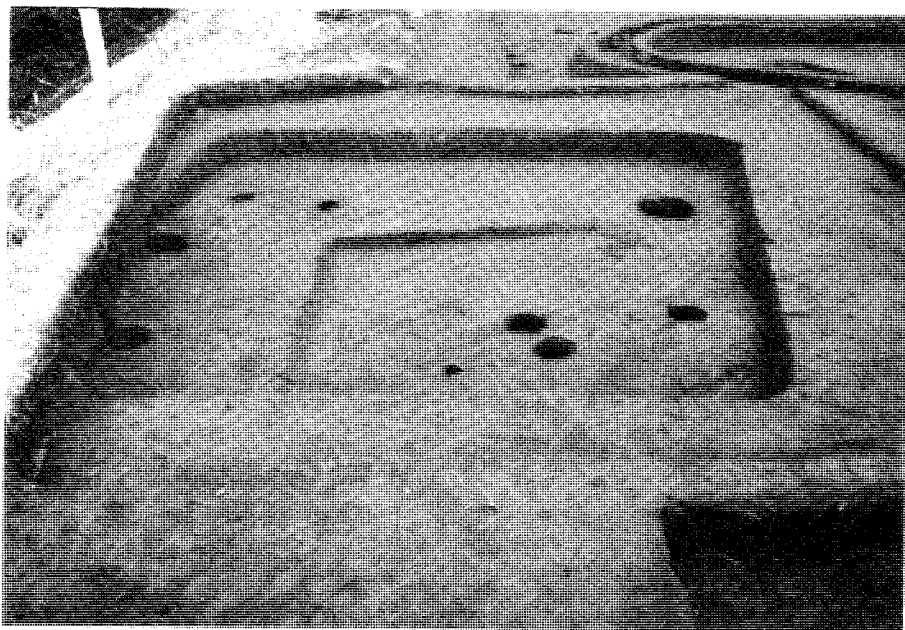
(2) 全上 遺物の出土状態



(1) 遺物徹収後の竪穴住居跡・竪穴外遺物の廃棄状態

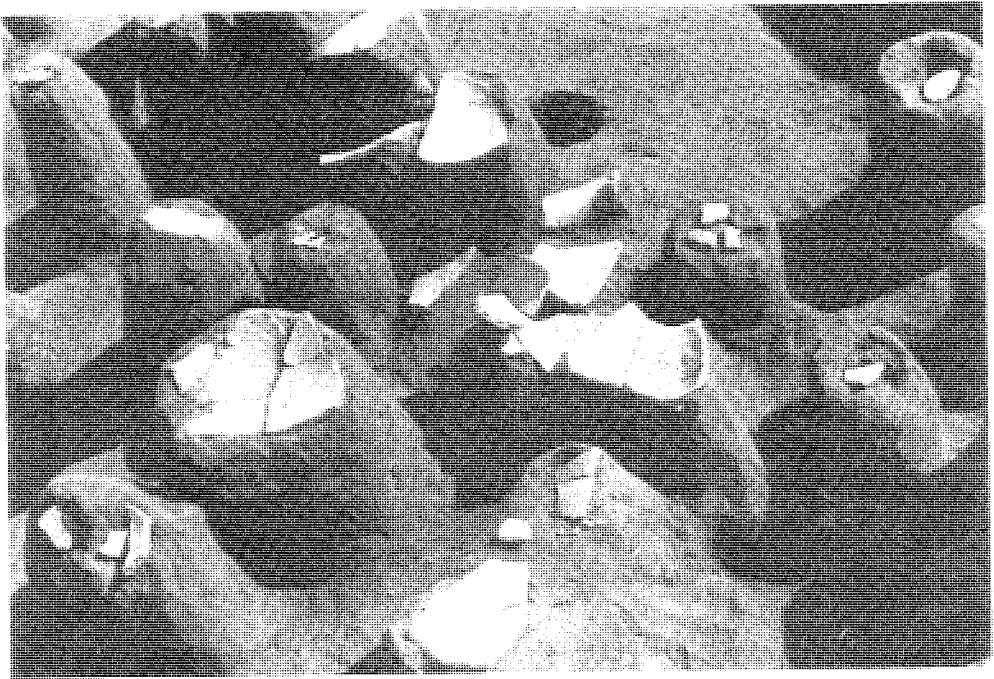


(2) 清掃後の竪穴住居跡の全容



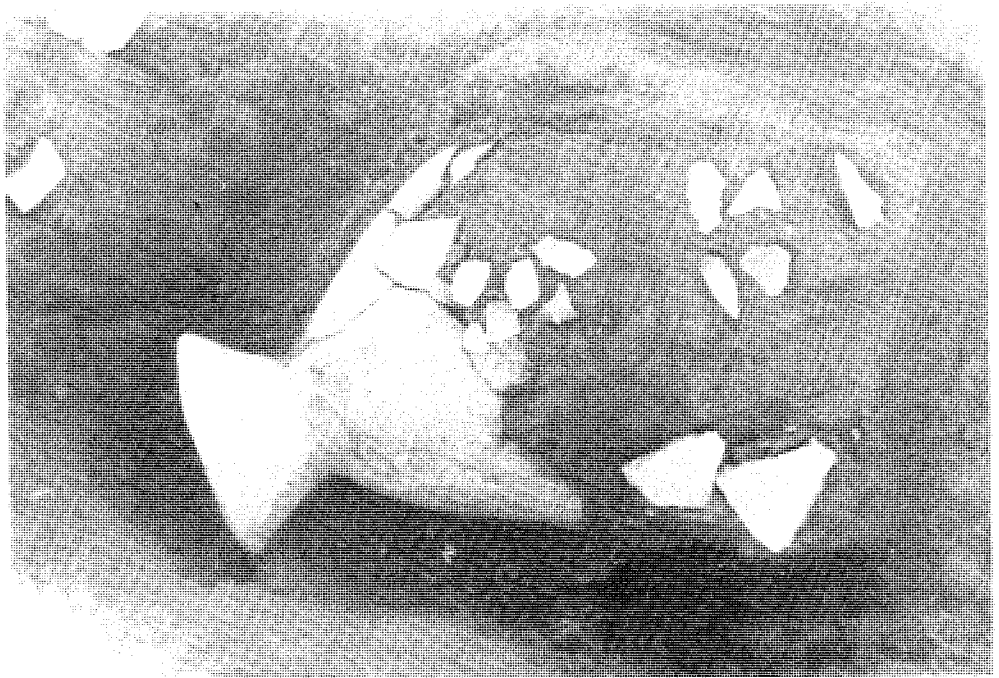
上
(11) 清掃後の竪穴住居跡 南方より望む

下
(12) 全上遺物の出土状態



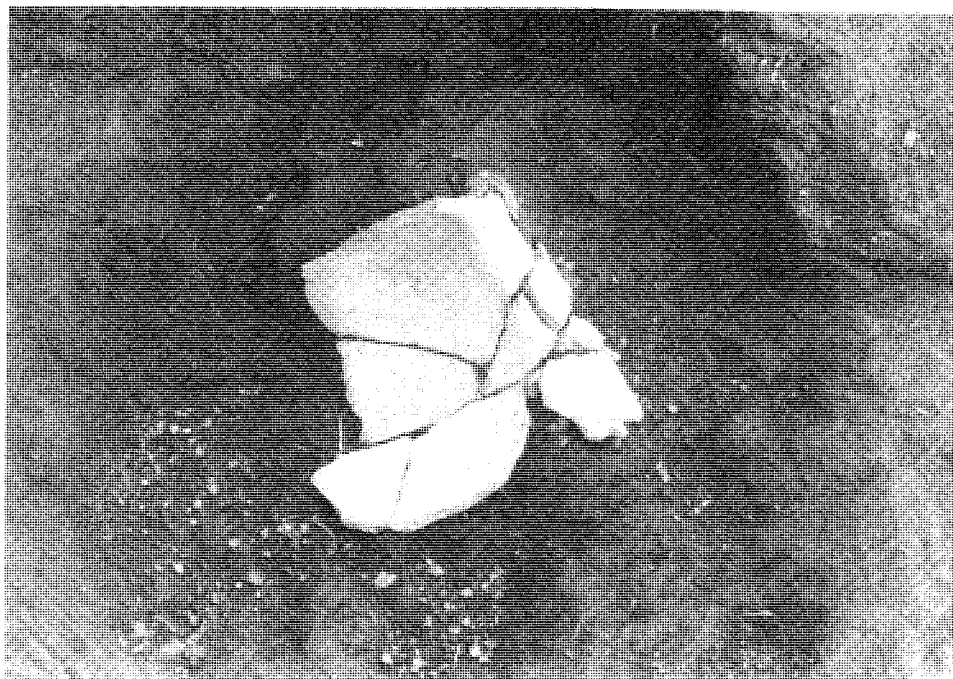
(1)

竪穴住居跡出土の遺物 部分拡大



(2)

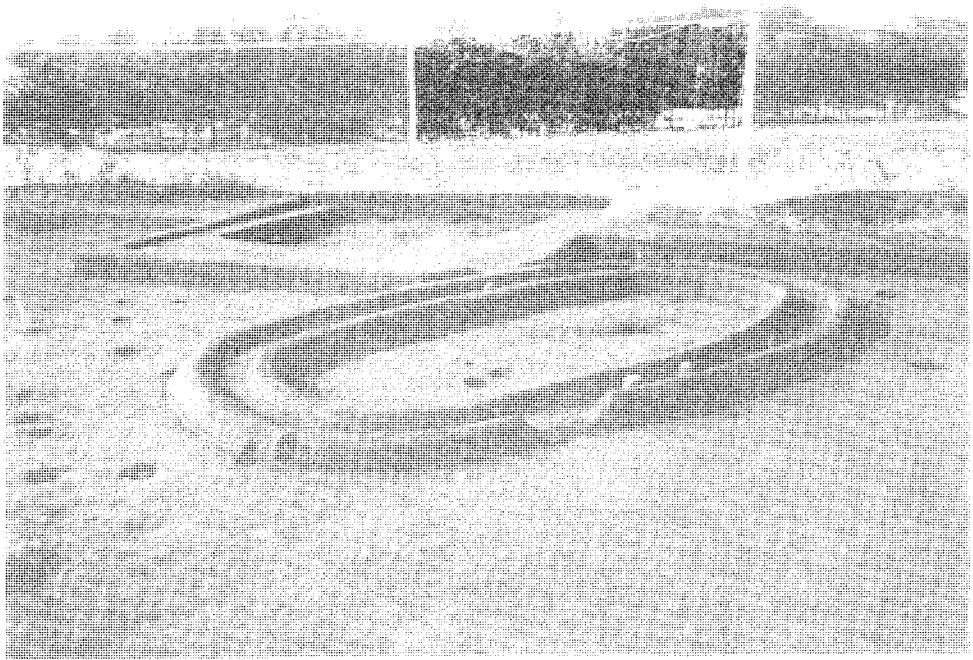
全上 脚台付壺の出土状態



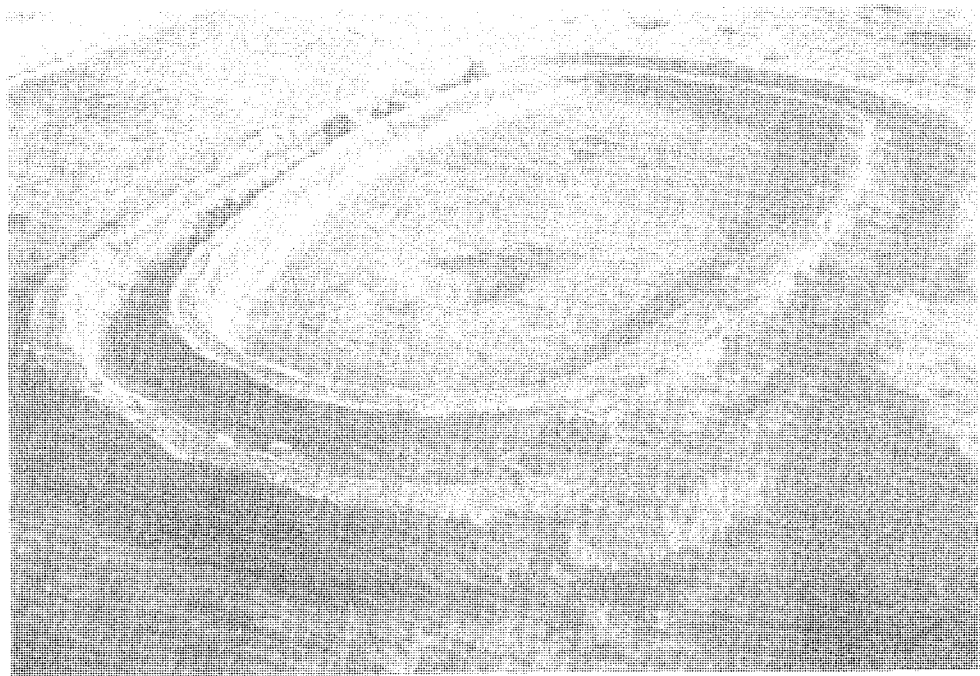
(1) 竪穴住居跡内出土の壺部分拡大



(2) 竪穴住居跡の位置及び他の遺構との関係を示す



(1) 検出された楕円周溝遺構の全容



(2) 全上拡大



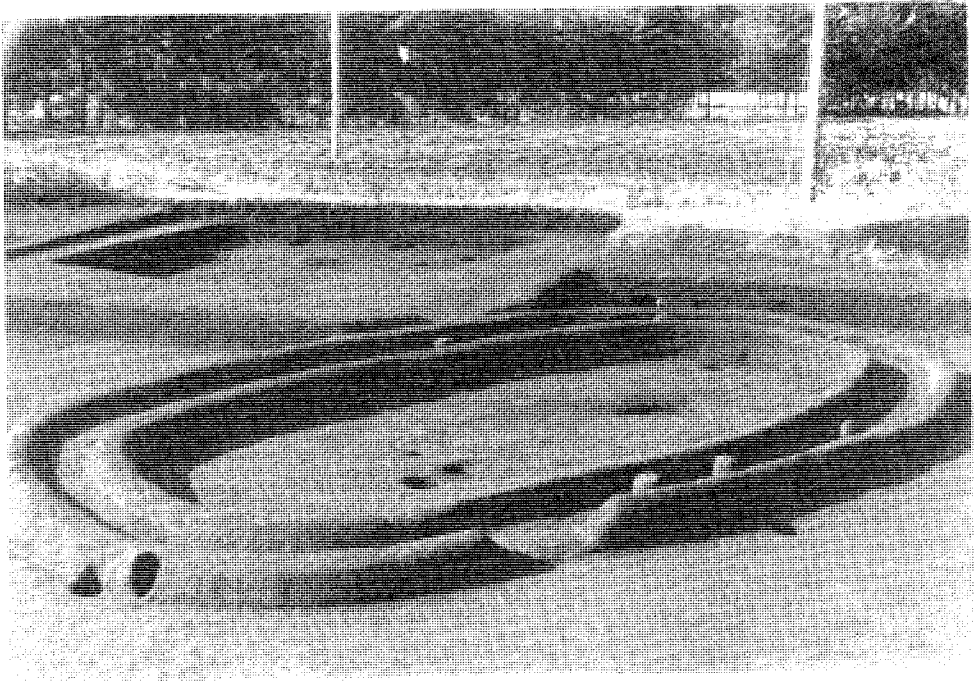
(1)

東方から縦に見た楕円周溝遺構

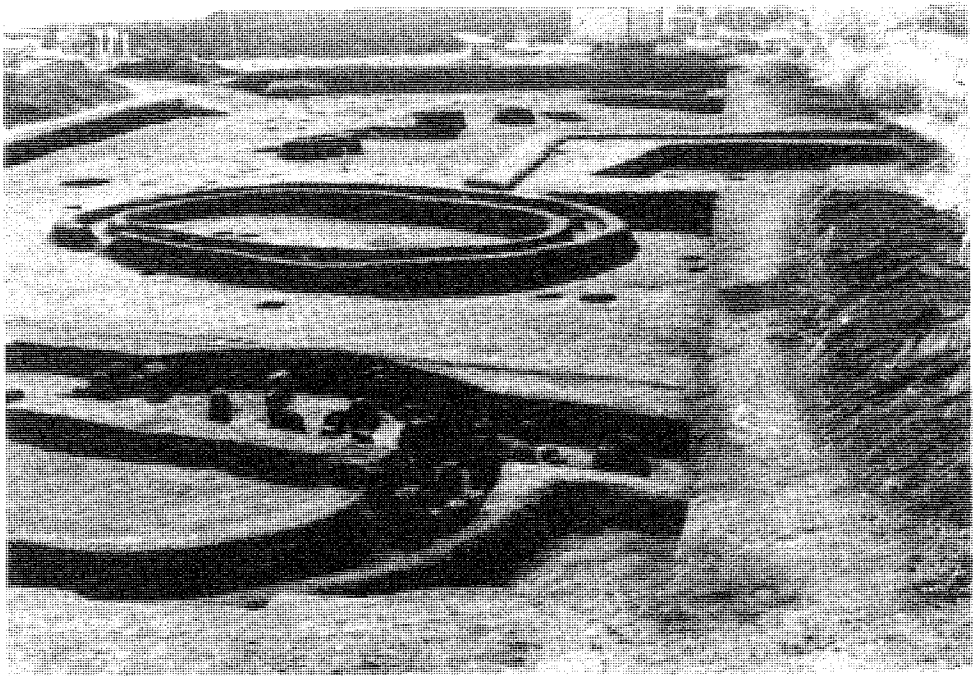


(2)

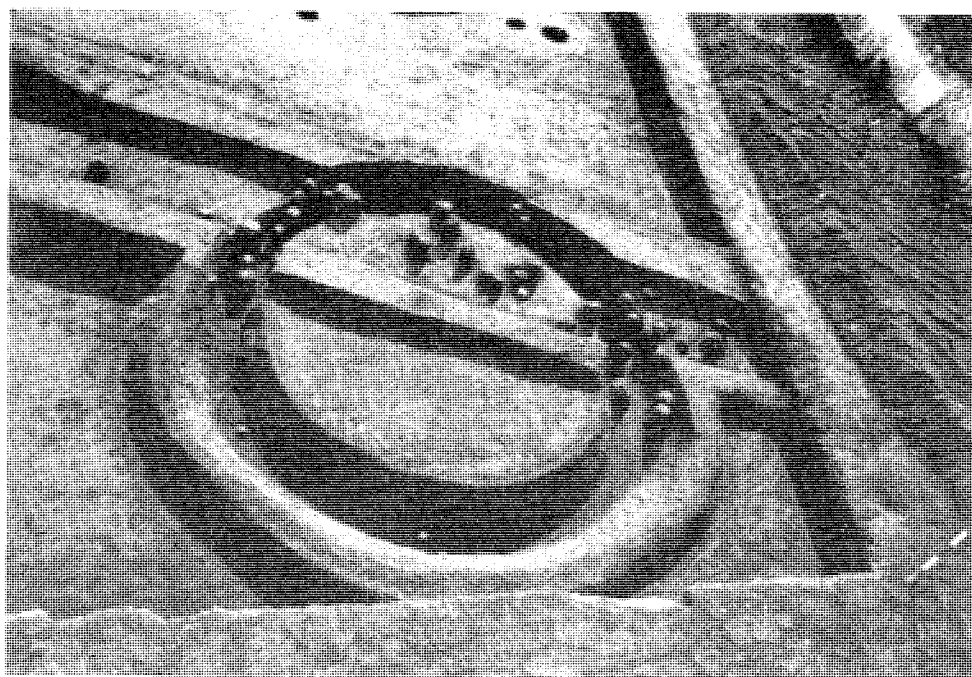
楕円周溝外ピット群の配置状態



(1) 橢円周溝遺構と竪穴住居遺構との位置的関係



(2) 橢円周溝遺構と各遺構との位置的関係



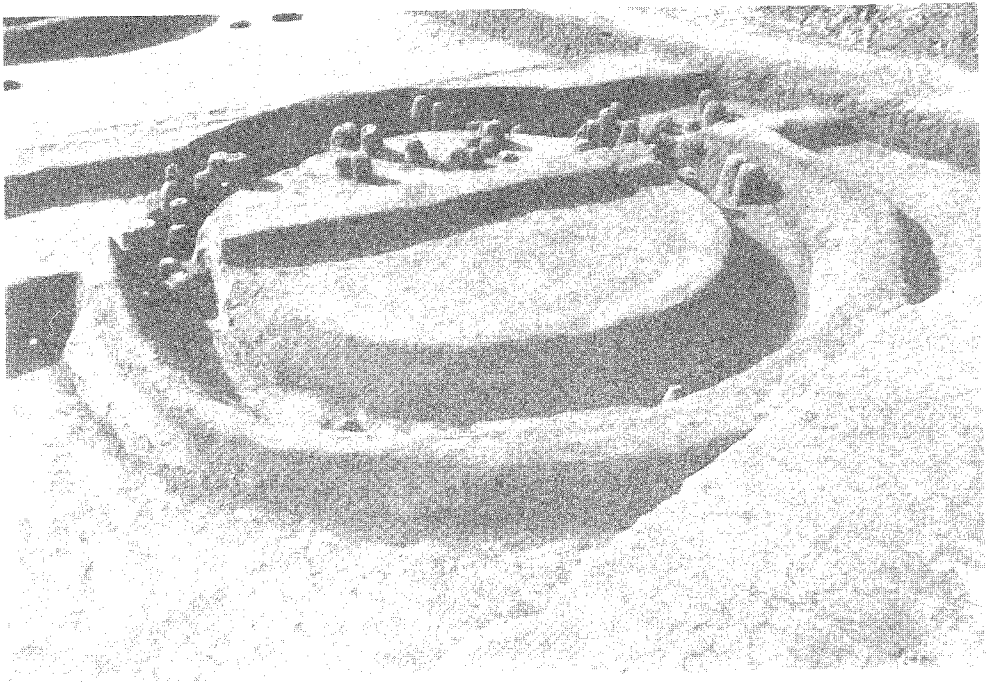
(1)

検出された円形周溝遺構の全容

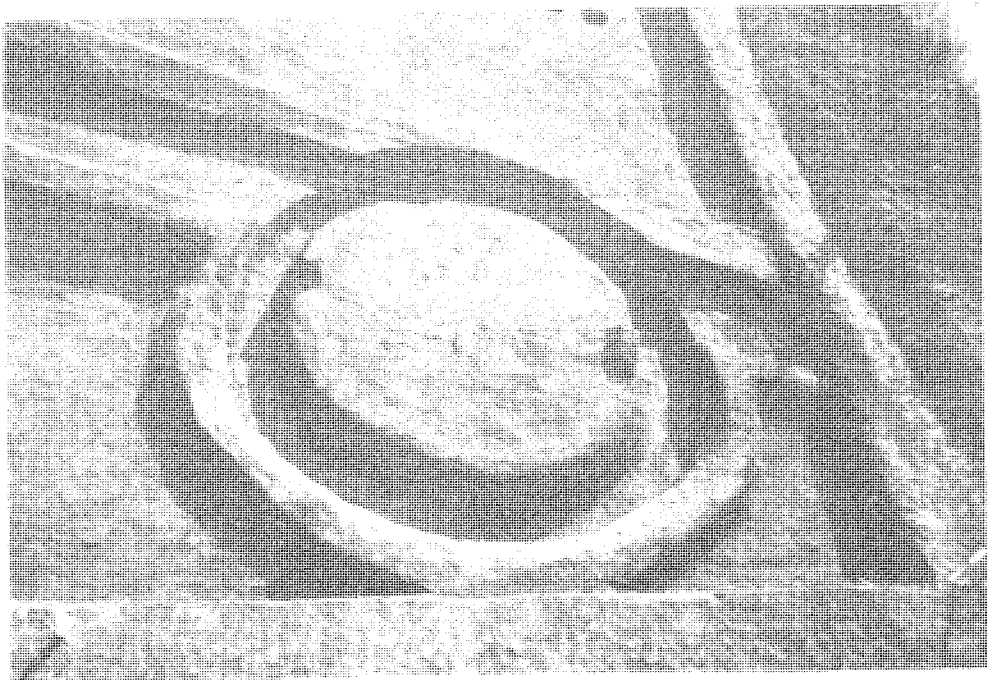


(2)

全上 道路状遺構との交差状態



東北方から見た円形周溝遺構



(2)

遺物を徹収したあとの円形周溝遺構の全容



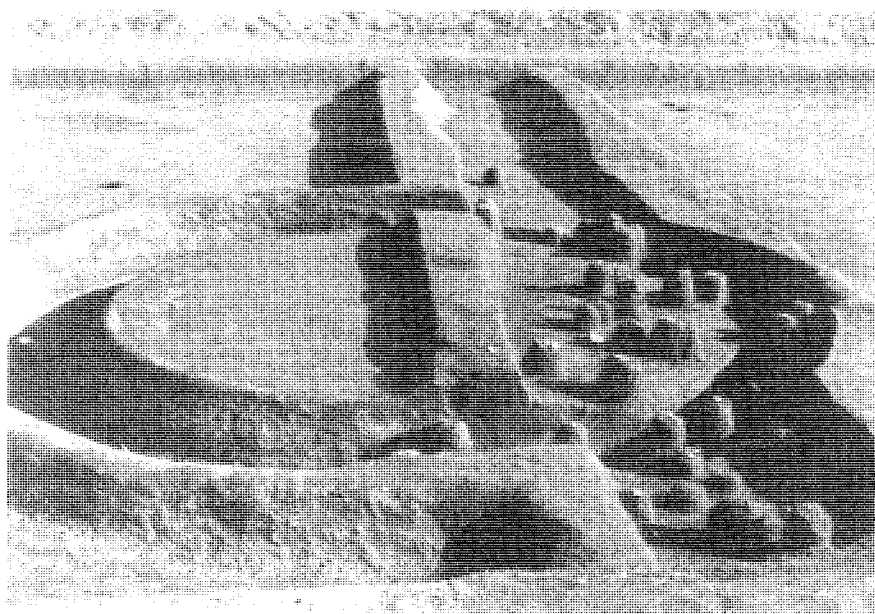
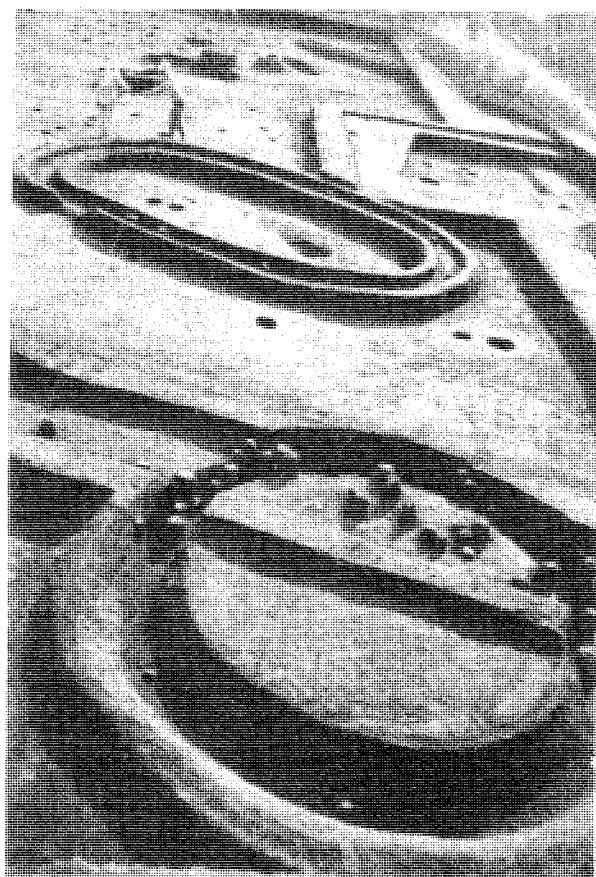
円形周溝遺構と南側に交差する道路状遺構

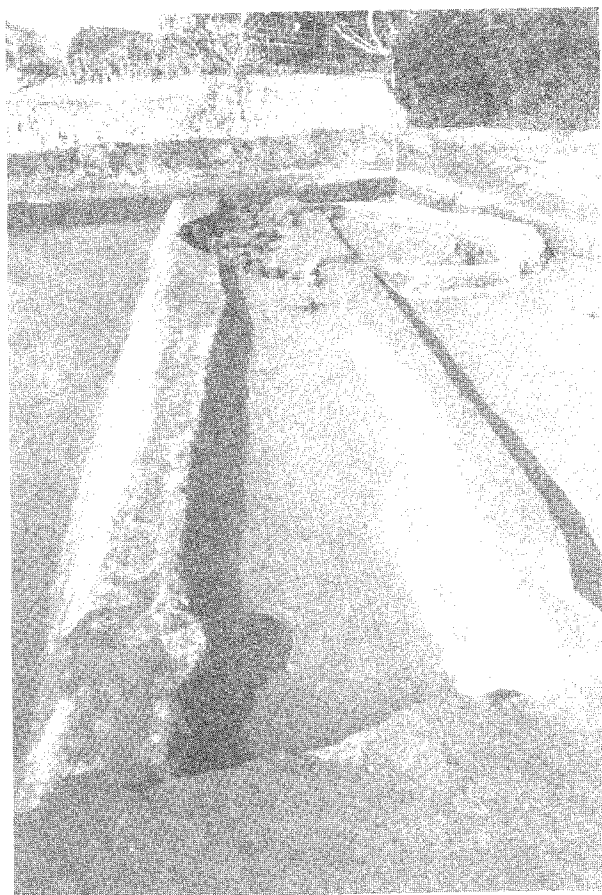


上 円形周溝遺構溝内・床上の遺物の出土状態
下 遺跡内、円形周溝遺構と各遺構との位置的関係を示す

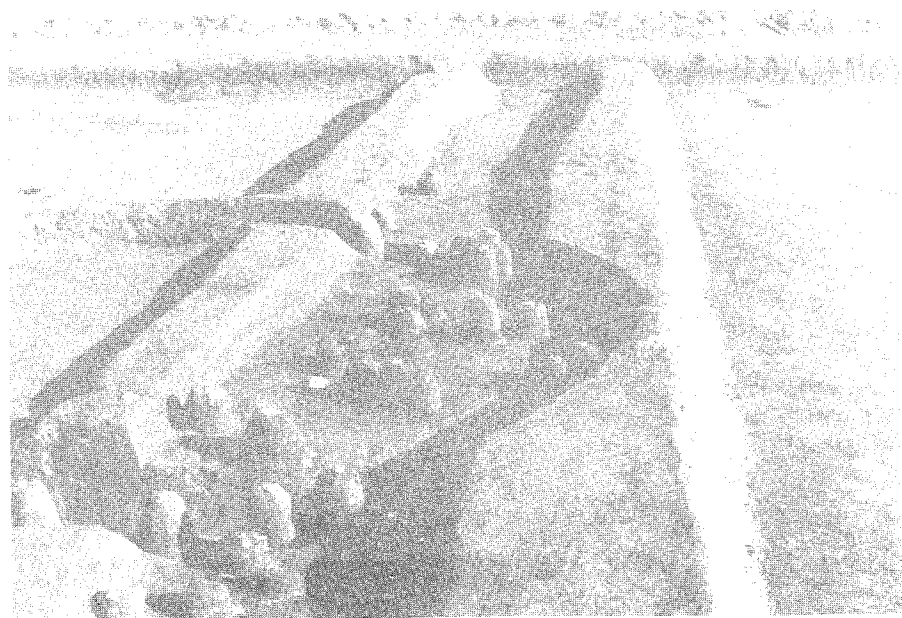


上
円形周溝・楕円周溝・
楕円周溝・楕円周溝・
楕円周溝の各遺構の配列状態

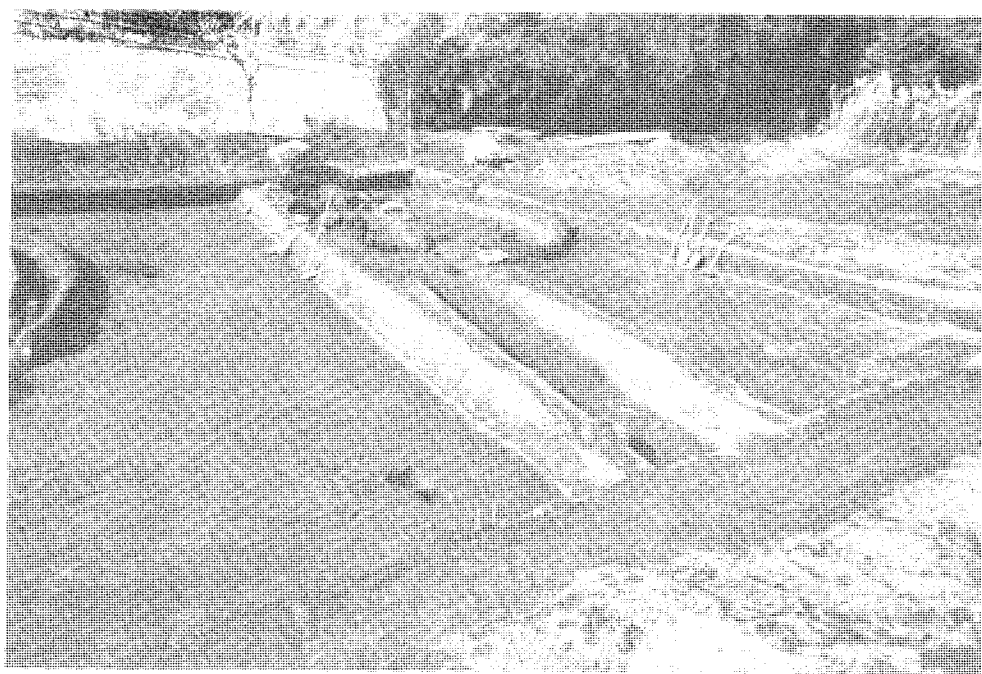




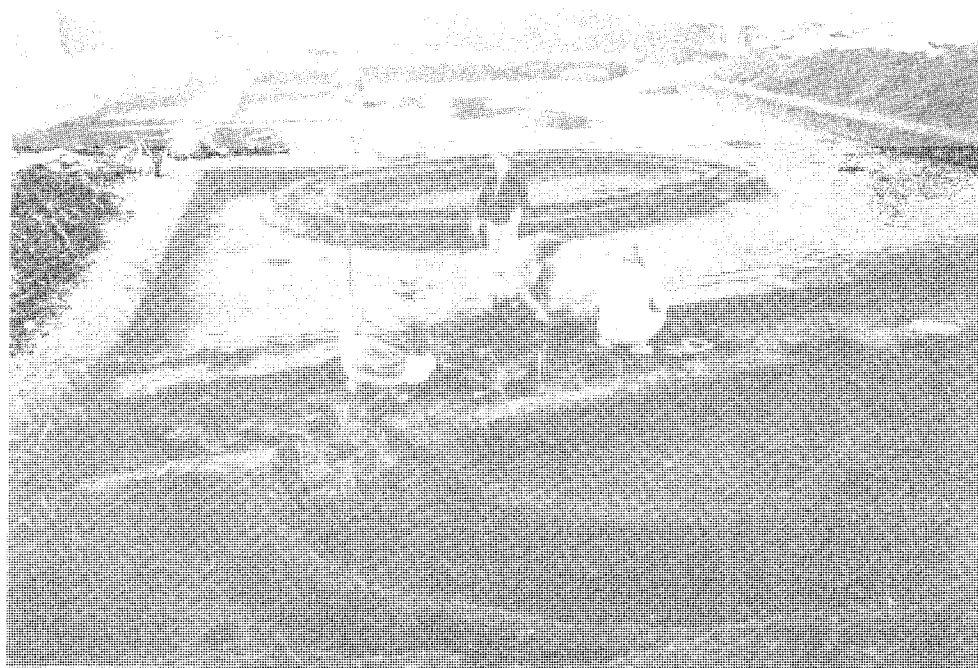
上 東方から縦に見た道路状遺構の全景



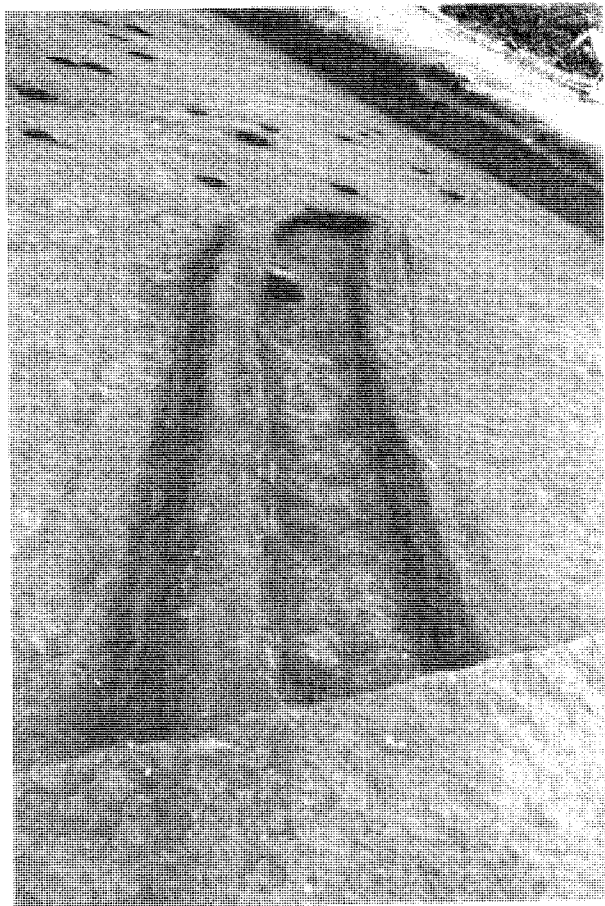
下 円形周溝にかかると道路状遺構の細部



(1) 遺跡内道路状遺構及び円形周溝遺構の位置を示す

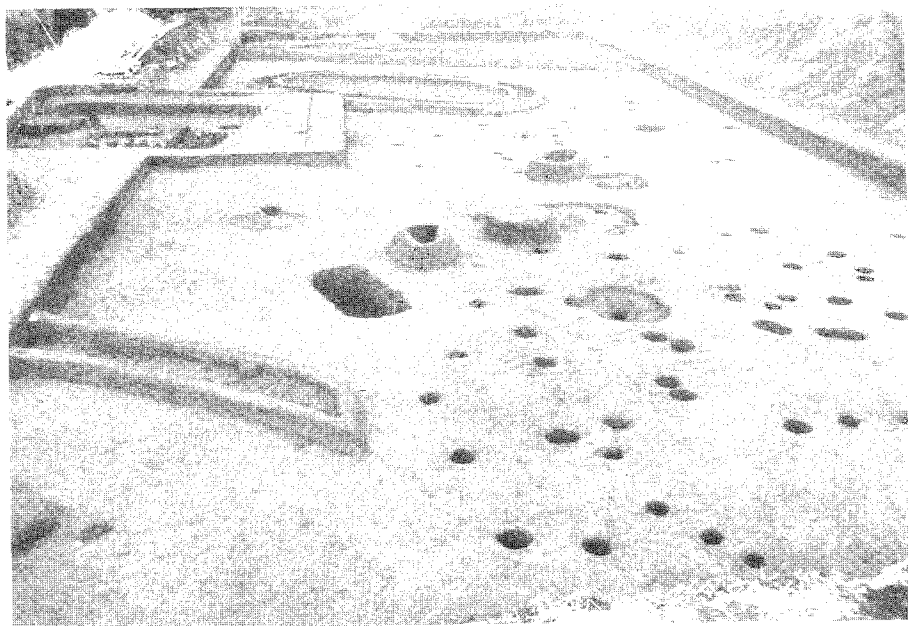


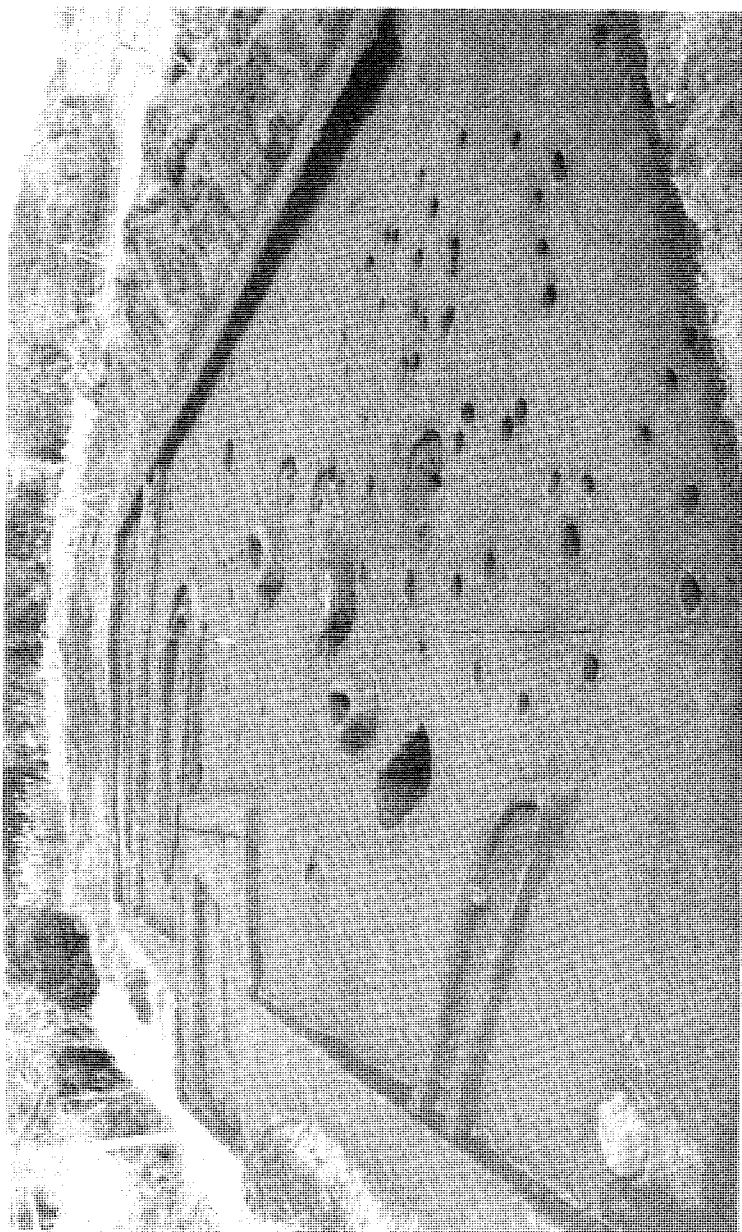
(2) 道路状遺構内の遺物検出作業



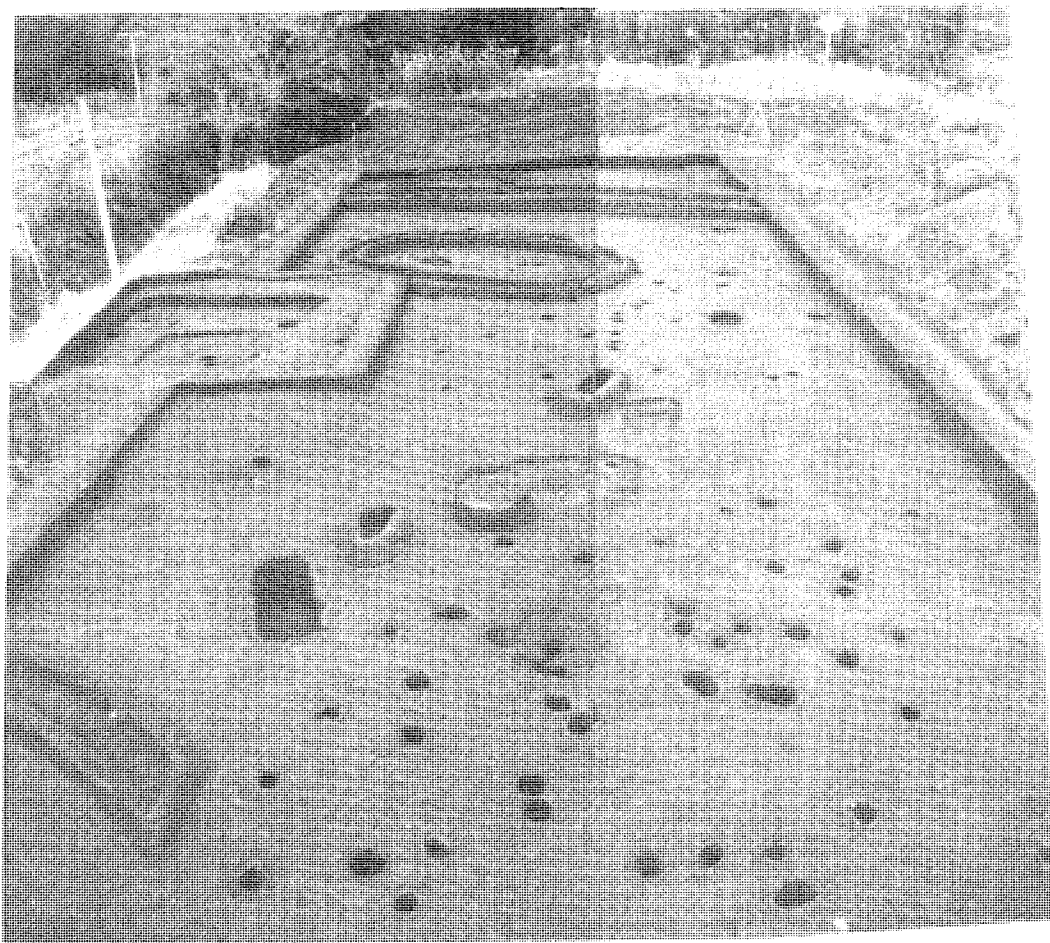
上
検出された溝状遺構

下
全上遺跡内の位置を示す

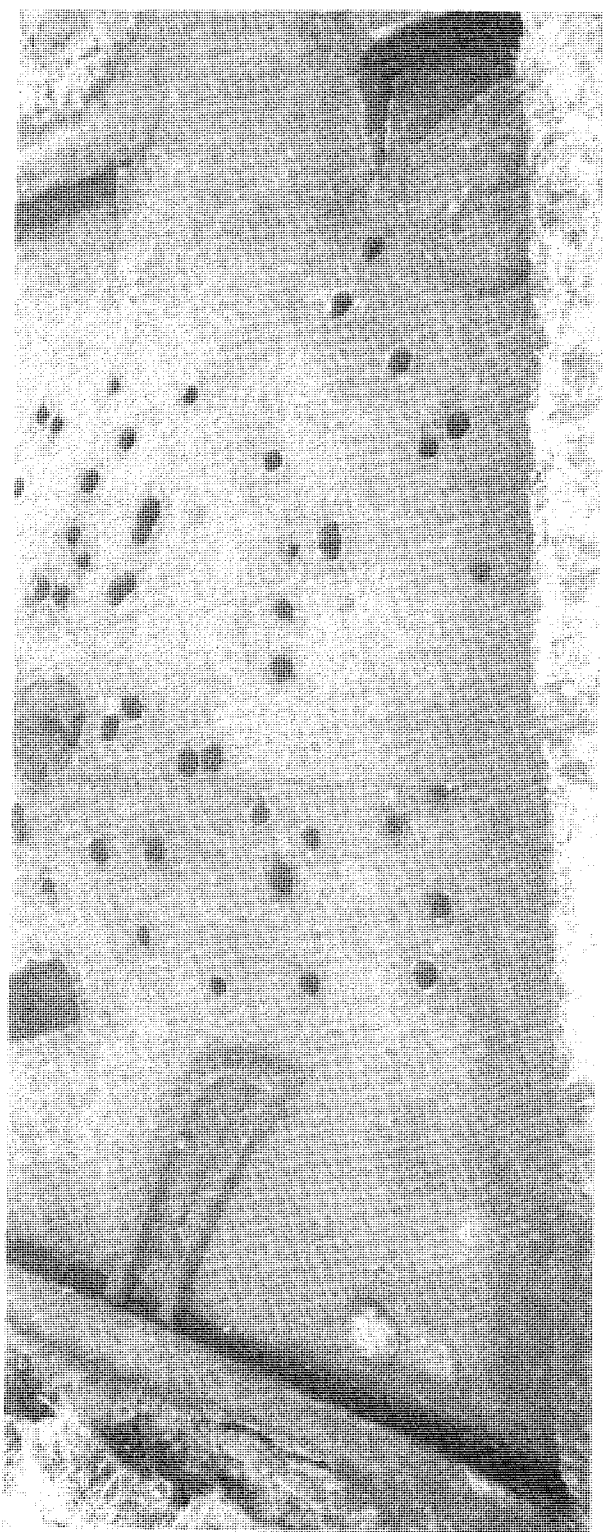




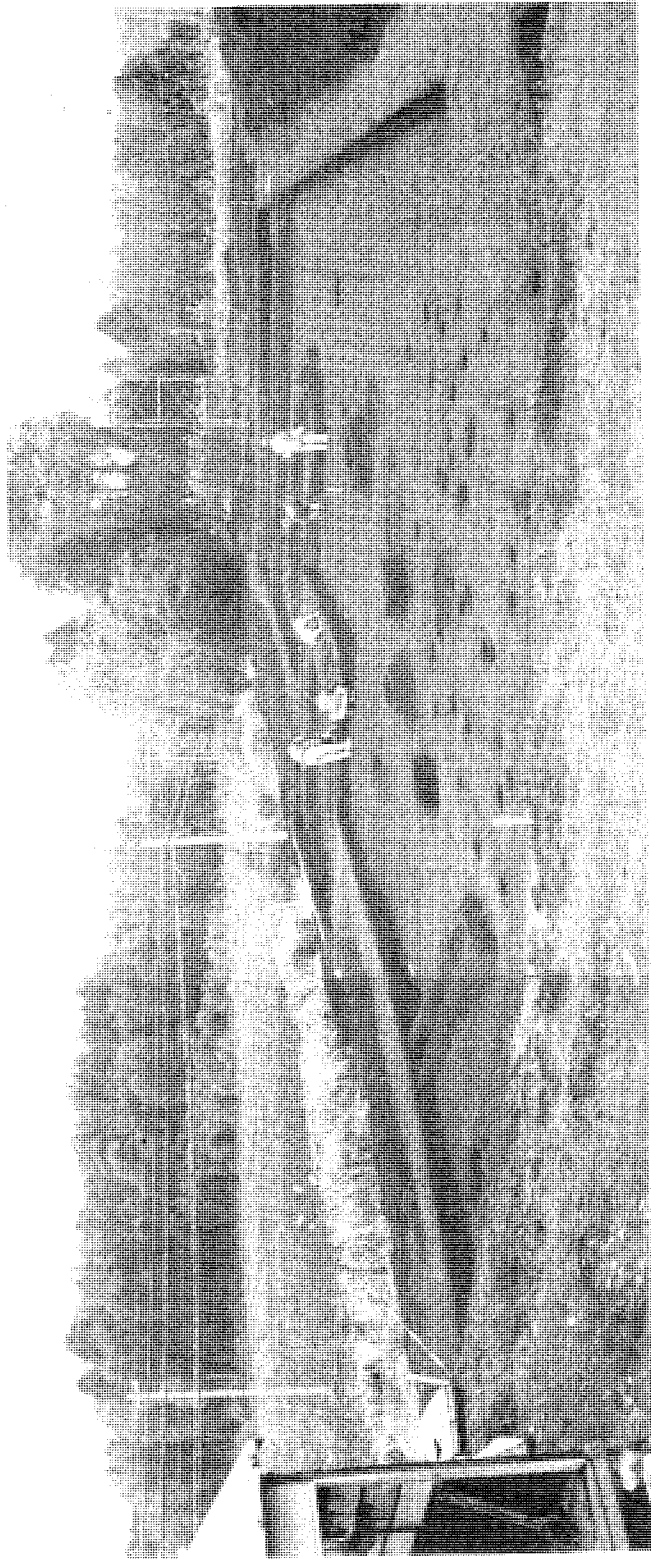
清掃された遺跡全景 南より望む



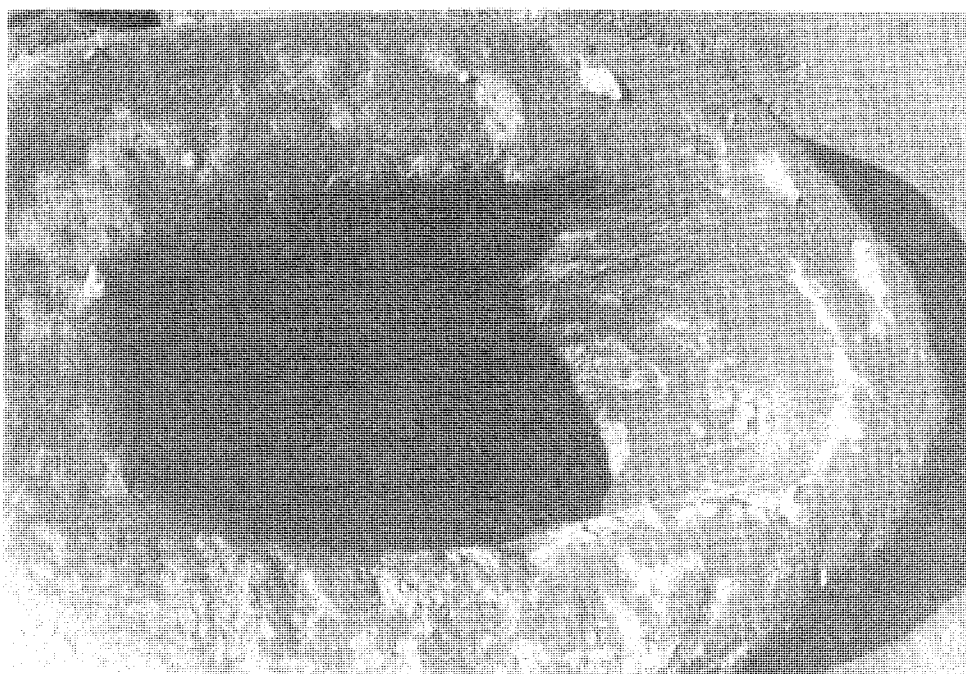
遺跡内 ピット状遺構の分布状態



遺跡南端部に検出されたピット状遺構の配列状態

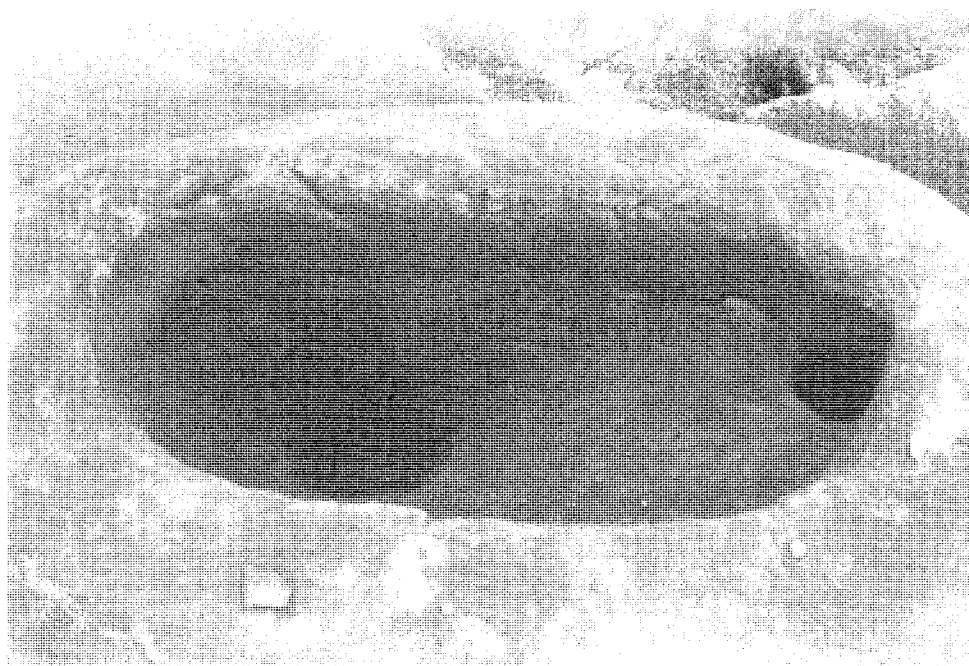


完掘を終えた遺跡全景



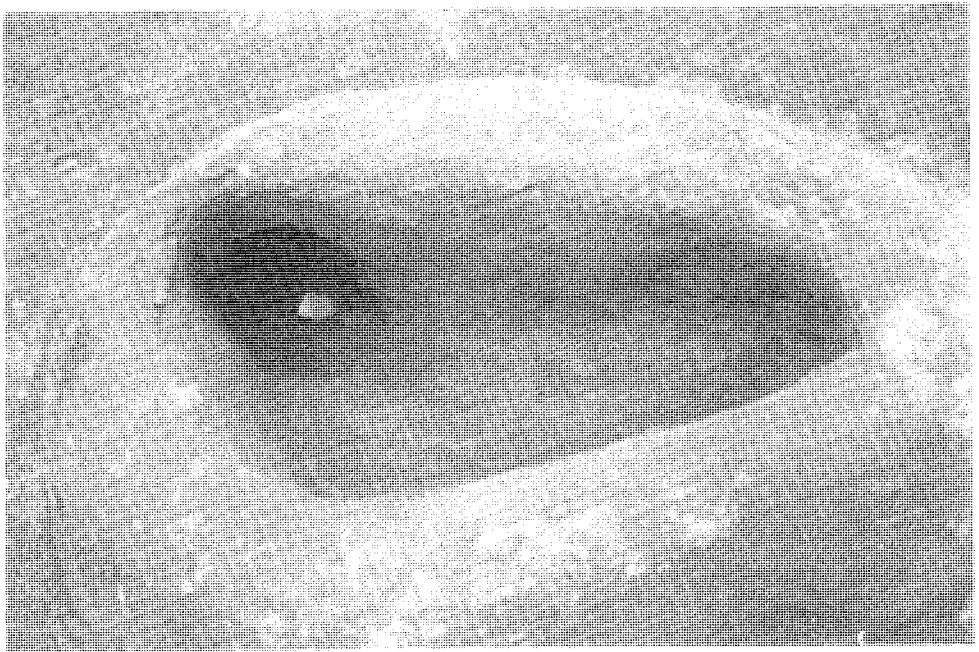
(1)

検出された小判型小土壙



(2)

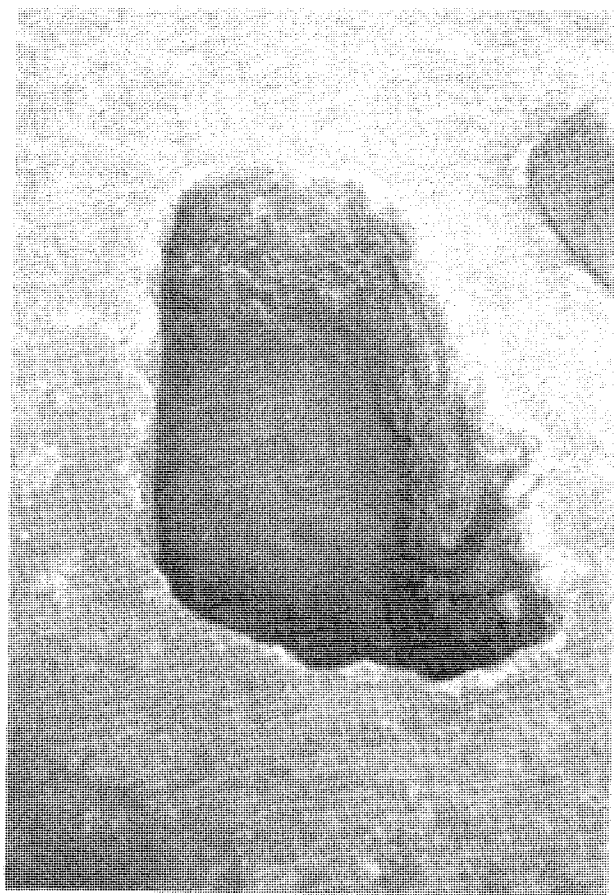
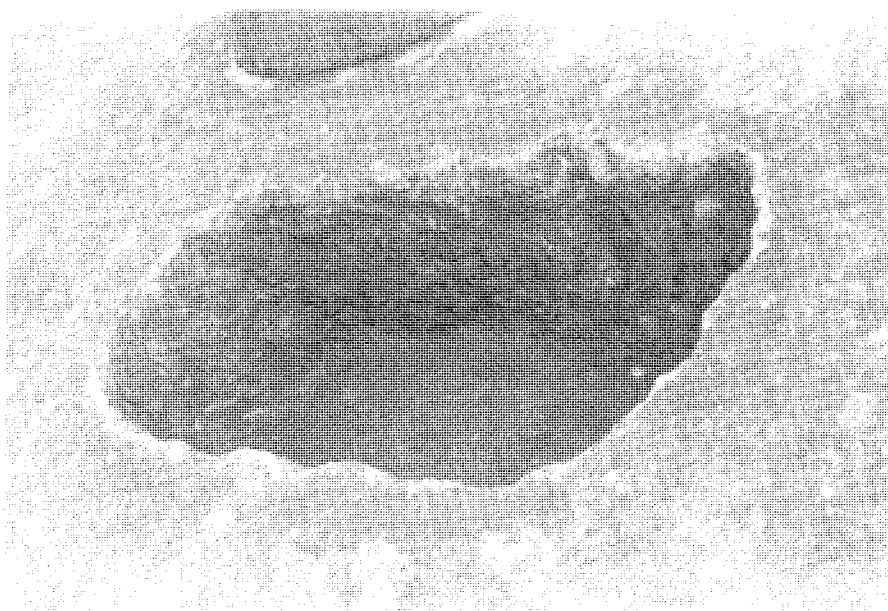
全上内部 両端に大小 2 個の穴が穿たれる



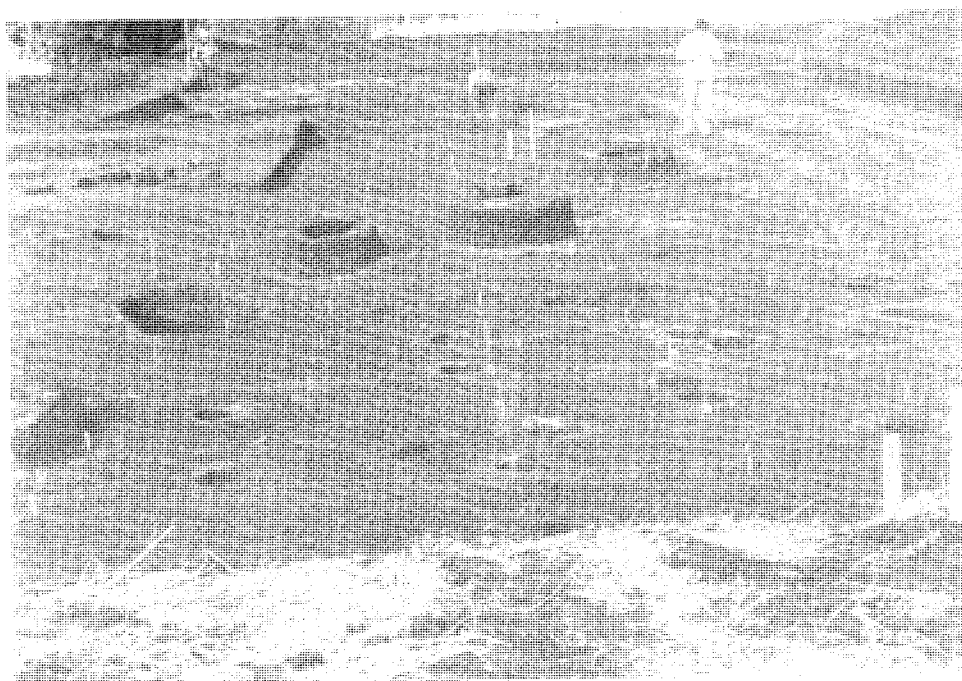
(1) 検出された隅丸長三角形小土壙



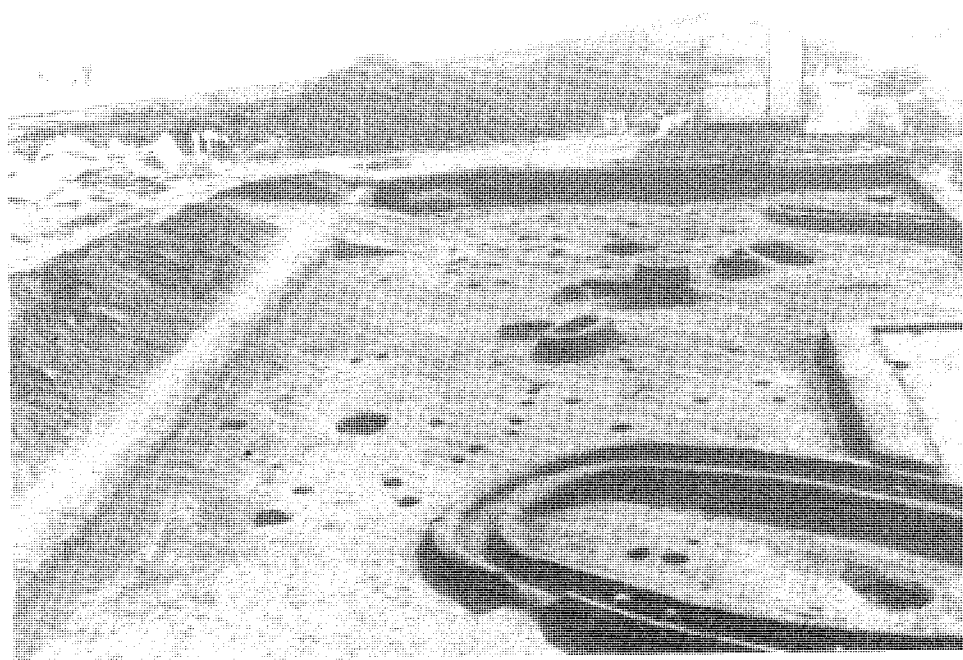
(2) 全上 東方から望む



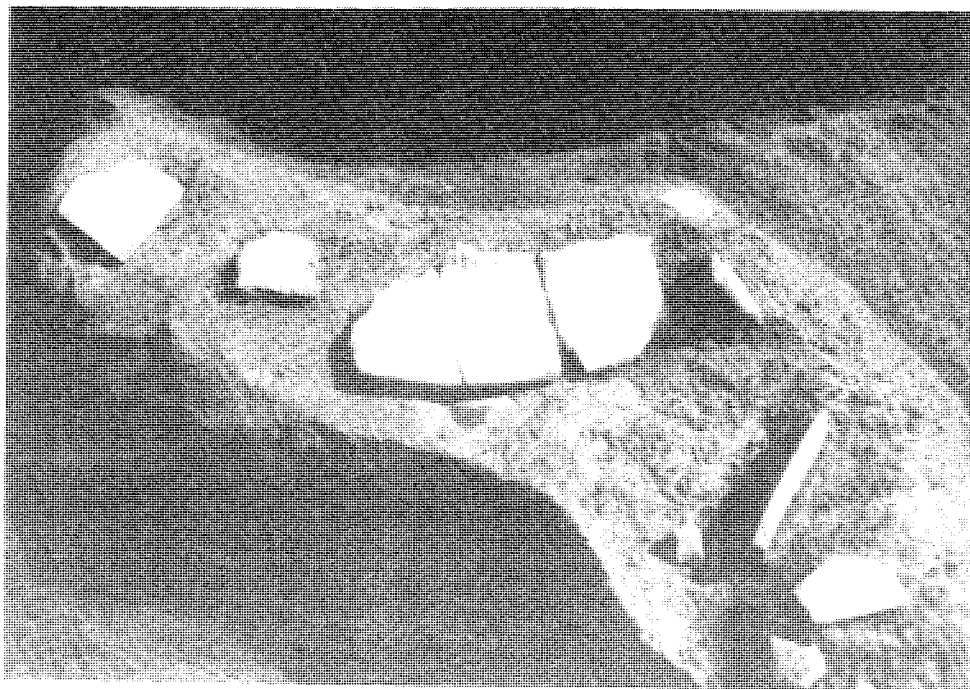
上 検出された隅丸長持型小土塊の遺構
下 全上 北方から見る



(1) 遺跡内各小遺構の位置的關係を示す

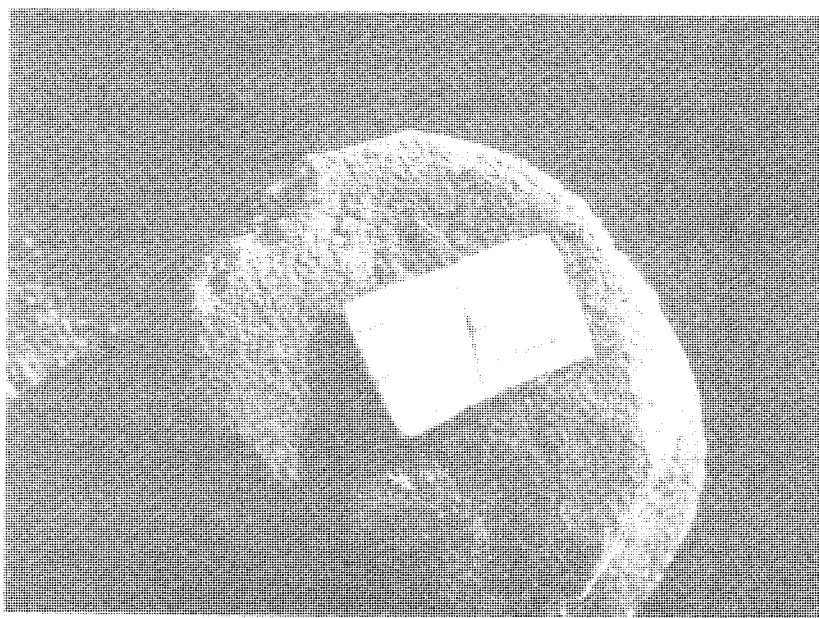


(2) 全上 小型の各遺構と大型各遺構との關係を示す



(1)

円形周溝内弥生土器片の出土状態

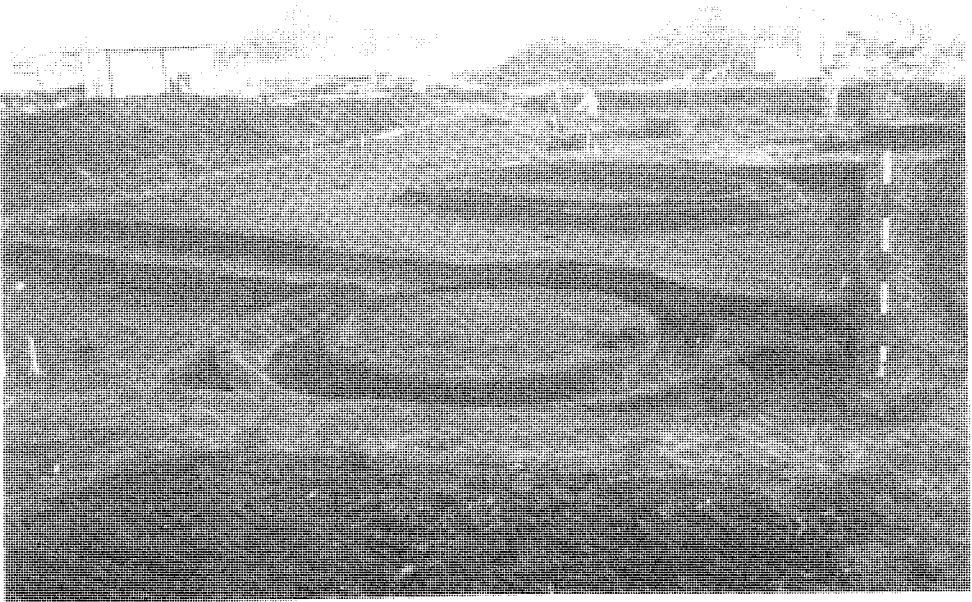


(2)

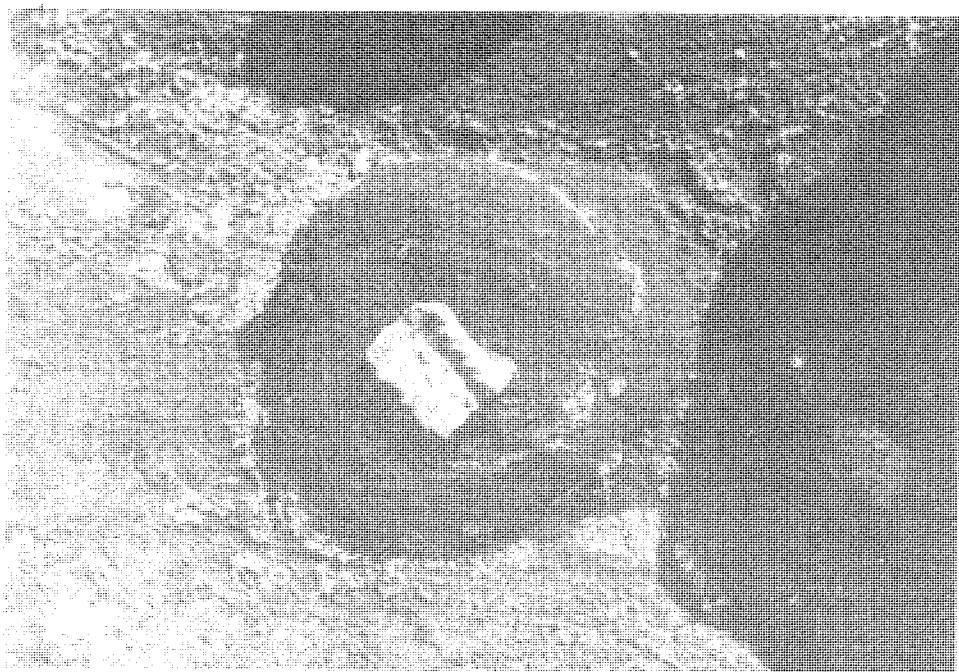
楕円周溝内出土縄文土器片



(1) 遺跡内に検出された各種遺構の配列状態



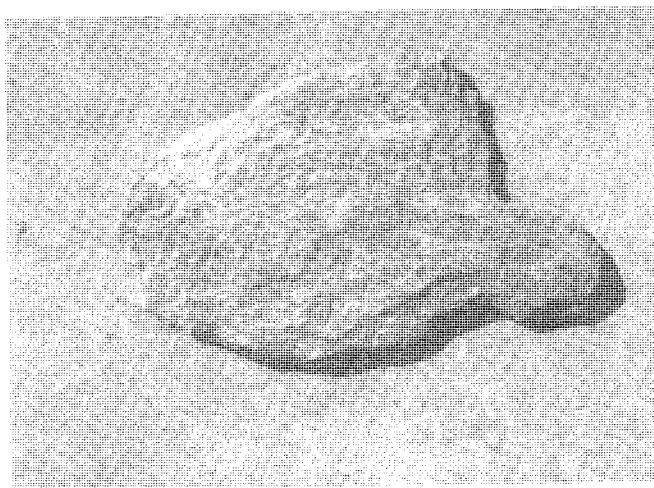
(2) 清掃された遺跡全景、北より望む景観



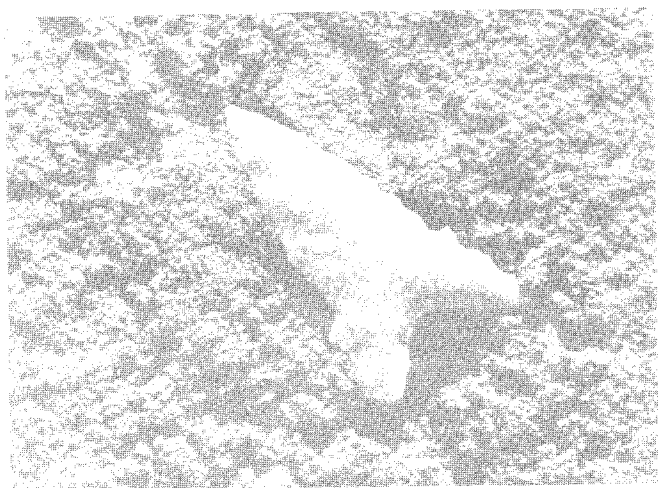
(1) 道路状遺構内夜臼式土器片の出土状態の一例



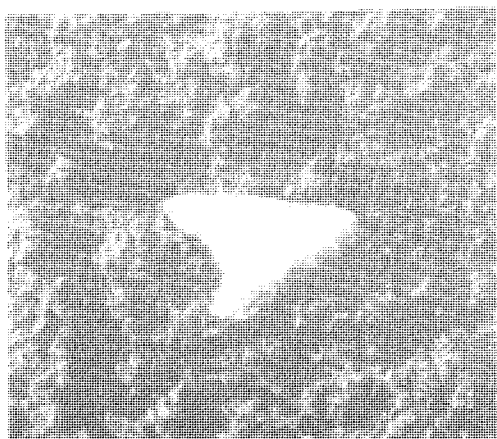
(2) 検出された石器各種



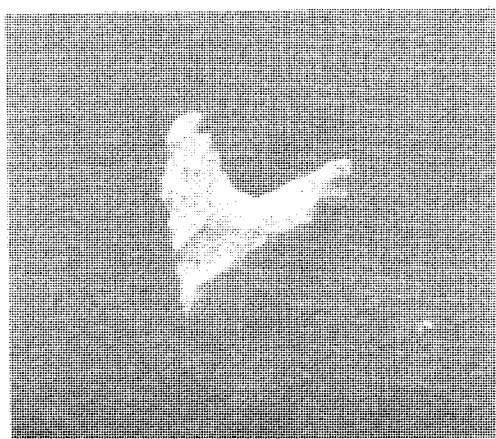
(1) 第35グリッド出土の石匙



(2) 小判型小土壙出土の石鏃



(3) 第12グリッド下層出土の磨製石鏃

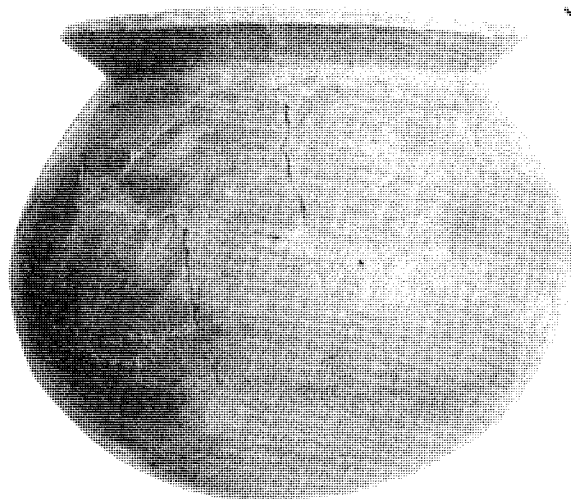


(4) 道路状遺構内出土の石鏃

(1) 竪穴住居跡出土の尖丸底壺（復元）



(2) 竪穴住居跡出土の脚台付壺（復元）



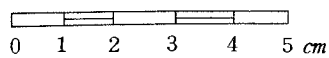
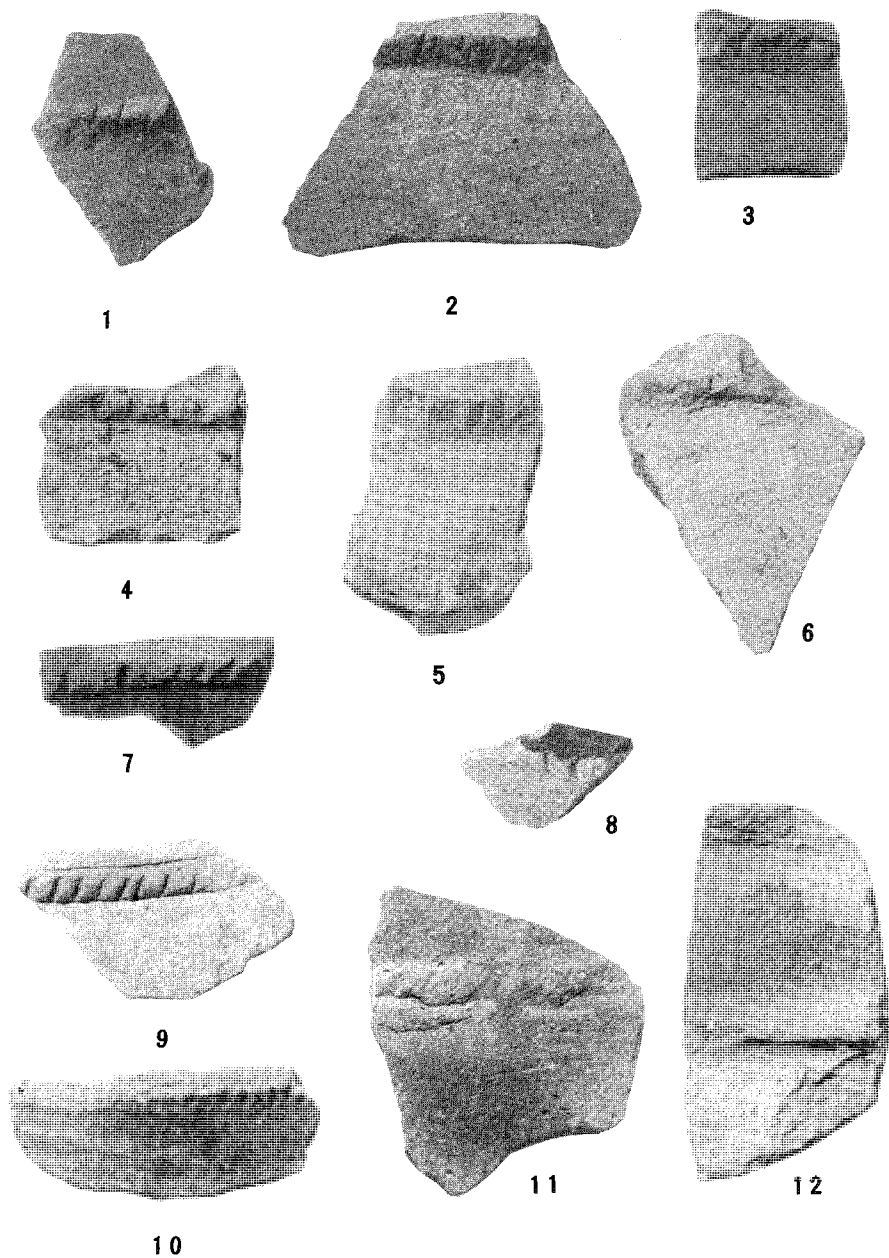
(3) 竪穴住居跡出土の平丸底壺（復元）



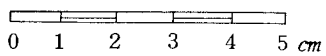
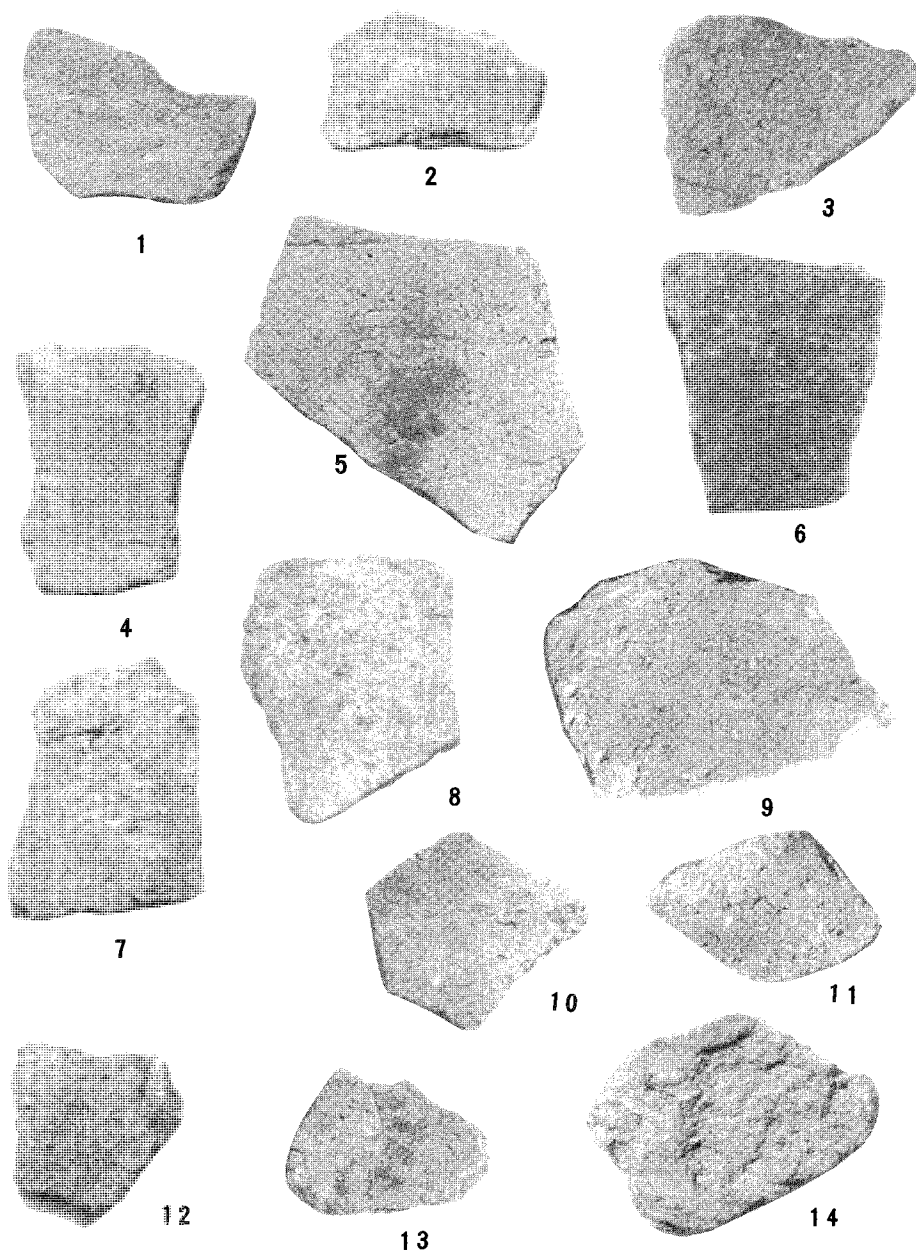
(4) 靱痕らしいものをのこす縄文土器片



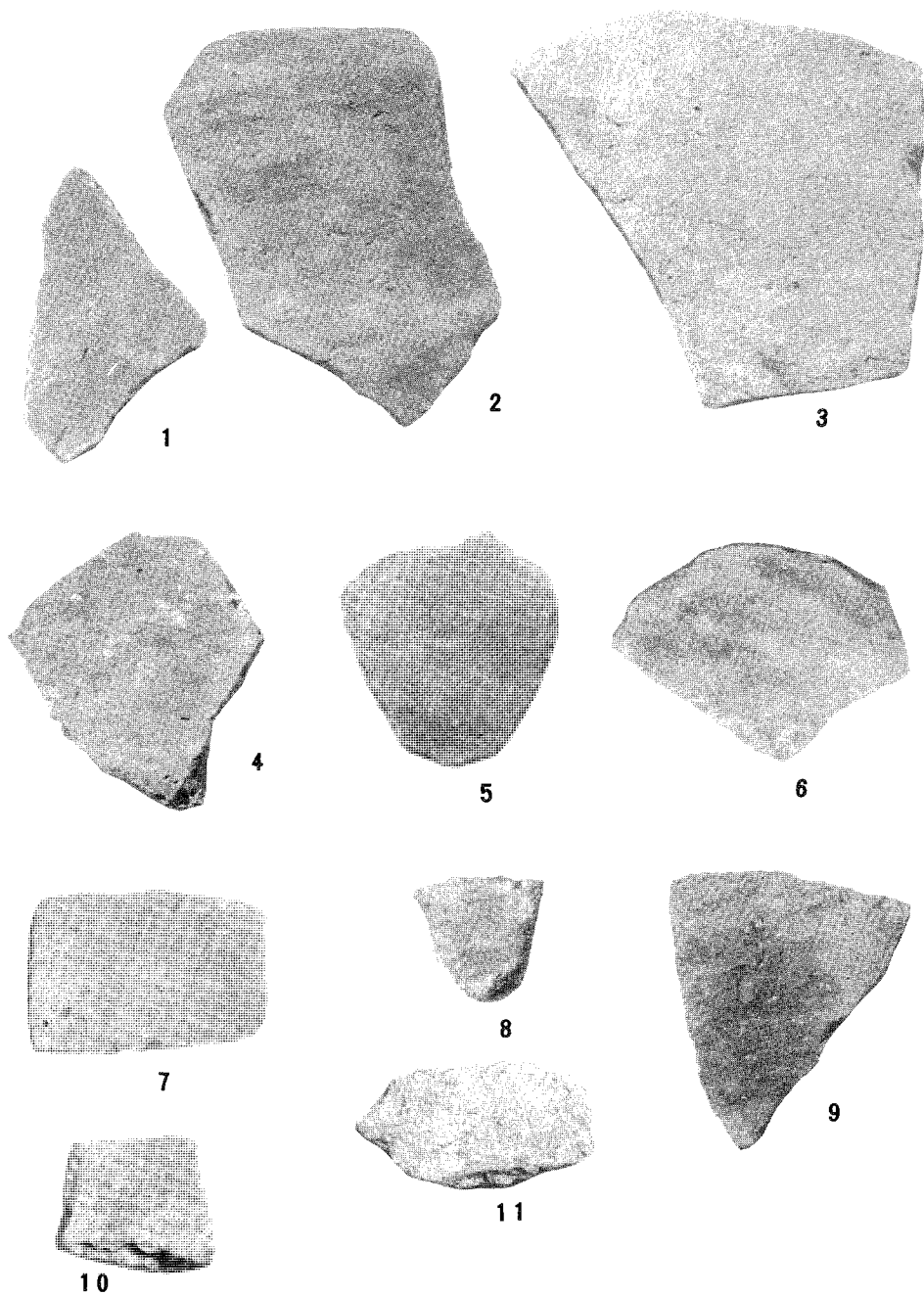
(5) 鉄和釘



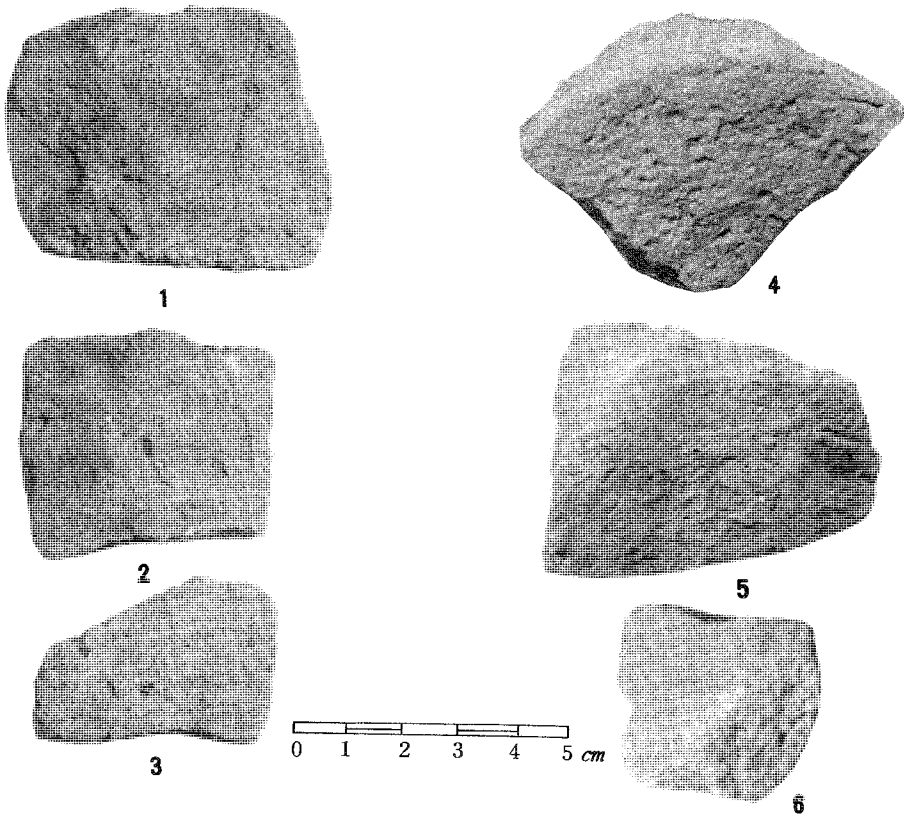
縄文土器 その1 (夜臼式系土器片)



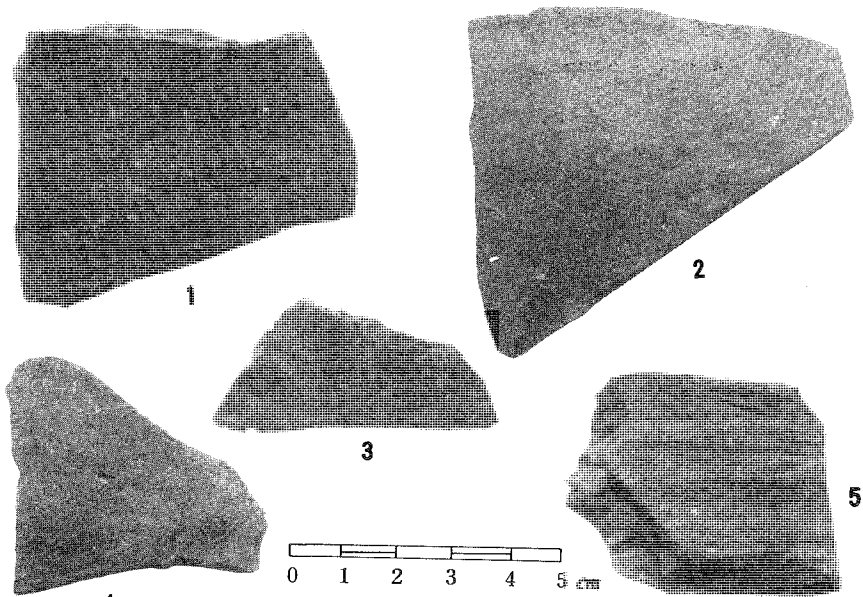
縄文土器 その2 (後期無文土器片)



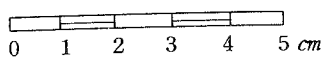
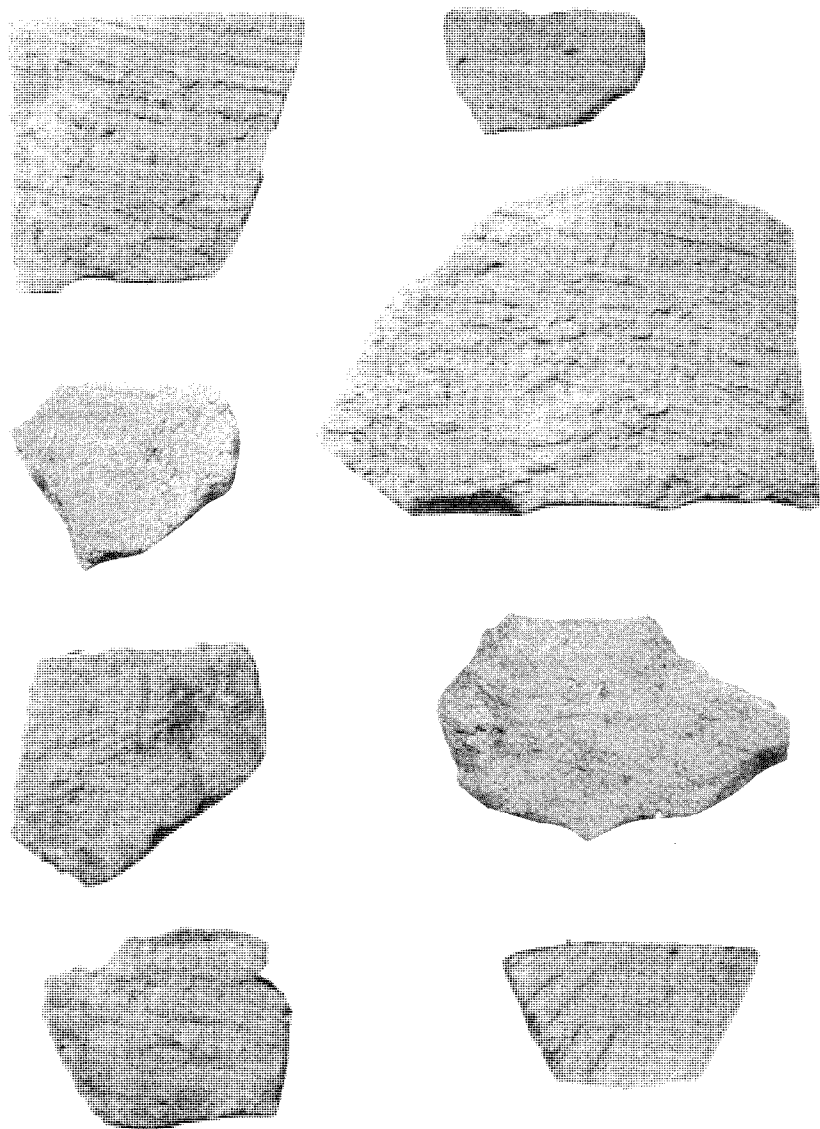
縄文土器 その3 (後期 御領式土器片)



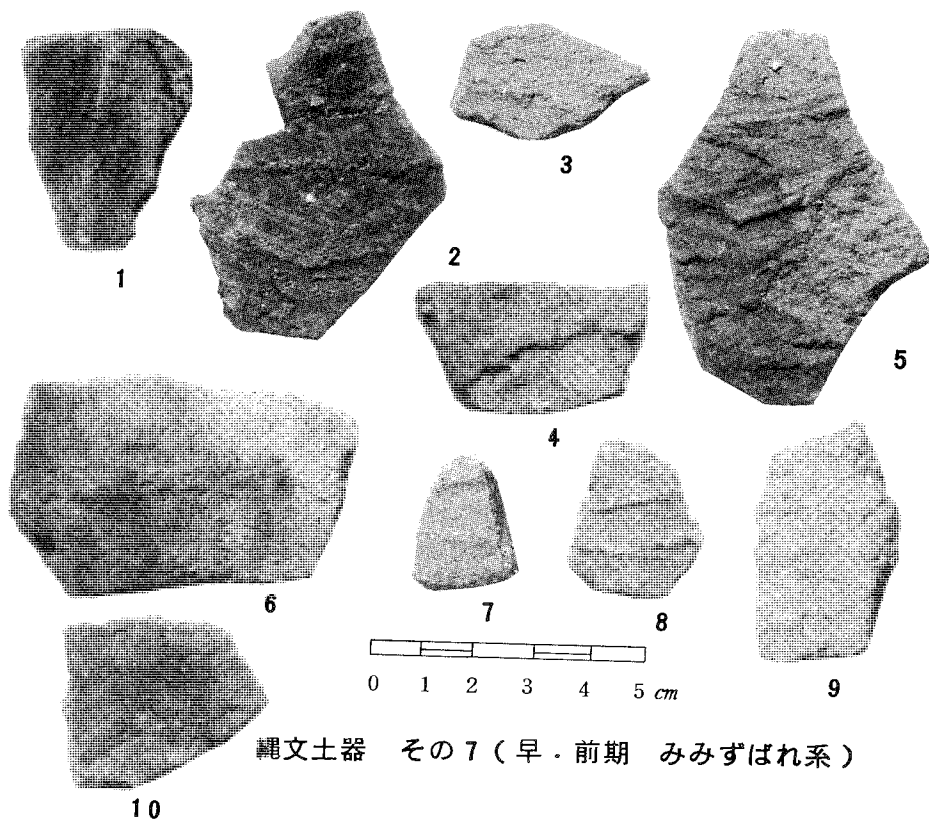
縄文土器 その4 (左輪積づくり 右底部)



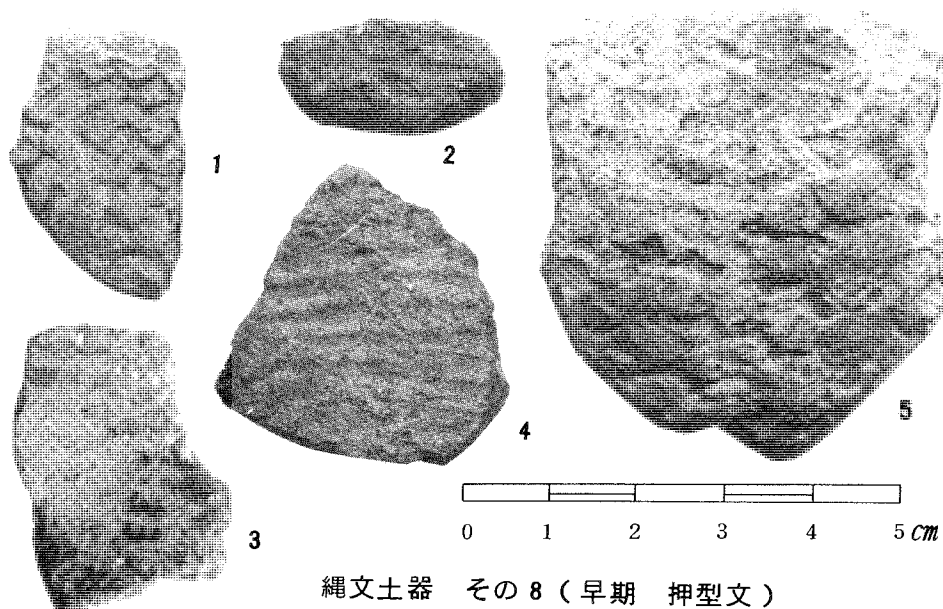
4 縄文土器 その5 (黒色研磨仕上)



縄文土器 その6 (前期 たた目文)



縄文土器 その7 (早・前期 みみずばれ系)



縄文土器 その8 (早期 押型文)

小合志原熊本総合運動場遺跡調査報告

小合志原遺跡 1981

昭和56年11月25日 印刷

昭和56年12月1日 発行

著者 田添夏喜

発行者 柴田尚毅

印刷 九州共済印刷株式会社
〒860 熊本市上熊本3丁目29-9

発行 日本電信電話公社九州電気通信局
〒860 熊本市桜町3番1号

